

【資料編】

資料編目次

0 1 防災面からみた池田町の概要

資料 01-1 被害年表等	1
---------------	---

0 2 災害直前対策

資料 02-1 気象観測所及び雨量・水位観測所	3
資料 02-2 警報等の指定河川	5

0 3 災害情報の収集・連絡関係

資料 03-1 被害状況報告等の様式	6
資料 03-2 既存通信施設一覧	35
資料 03-3 災害時用公衆電話（特設公衆電話）一覧	36
資料 03-4 同報系防災行政無線屋外拡声子局設置場所一覧	37
資料 03-5 防災相互通信用無線局設置機関一覧表	38
資料 03-6 非常通信の内容	40
資料 03-7 非常取り扱い及び緊急扱い通話（電報を含む）の内容等	41
資料 03-8 池田町と日本郵便株式会社池田町内郵便局との包括連携に関する協定	43
資料 03-9 池田町の地域防災力向上等に関する包括連携協定	47
資料 03-10 地域創生に関する連携協定	49

0 4 活動体制関係

資料 04-1 池田町防災会議条例	51
資料 04-2 池田町災害対策本部条例	53
資料 04-3 災害対策本部の事務分掌及び非常時優先業務	54
資料 04-4 池田町災害ボランティアセンターの設置・運営に関する協定書	62

0 5 広域相互応援関係

資料 05-1 長野県市町村災害時相互応援協定	64
資料 05-2 長野県市町村災害時相互応援協定実施細則	67
資料 05-3 応援要請書	69
資料 05-4 長野県消防相互応援協定書	70
資料 05-5 長野県消防相互応援協定実施細則	73
資料 05-6 長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に関する協定	77
資料 05-7 長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に係る基本方針	78
資料 05-8 職員の派遣に関する協定書（北アルプス広域連合）	81
資料 05-9 指定地方行政機関職員派遣要請書	82
資料 05-10 災害時支援協定書（横浜市磯子区岡村西部連合自治会）	83
資料 05-11 連携協定書（高瀬ライオンズクラブ）	84
資料 05-12 災害時相互応援協定（岐阜県池田町）	85
資料 05-13 災害時相互応援協定（東筑摩郡生坂村）	87
資料 05-14 災害時相互応援協定（安曇野市）	89

0 6 救助・救急・医療関係

資料 06-1	町内及び近隣医療機関	91
資料 06-2	災害時の医療救護活動に関する協定（社団法人大北医師会）	92
資料 06-3	災害時の医療救護活動に関する実施細則	94
資料 06-4	災害時の医療救護活動に関する協定（大北薬剤師会）	96
資料 06-5	災害時の医療救護活動に関する実施細則	98
資料 06-6	災害時の歯科医療救護活動に関する協定 （社団法人大北歯科医師会）	99
資料 06-7	災害時の歯科医療救護活動に関する実施細則	102

0 7 消防・水防関係

資料 07-1	町の現有消防力	103
資料 07-2	池田町水防計画	106
資料 07-3	重要水防区域位置図	138
資料 07-4	危険水位到達情報通知様式(避難判断水位到達情報)	139
資料 07-4`	危険水位到達情報通知様式(氾濫危険水位到達情報)	140
資料 07-5	水防警報発表形式	141
資料 07-6	水防実施状況報告書様式	142
資料 07-7	災害時における消防用水等の確保に関する協定書	143

0 8 緊急輸送関係

資料 08-1	緊急交通路交通規制対象予定道路	145
資料 08-2	自動車運転者の執るべき措置	146
資料 08-3	町有車両一覧表	147
資料 08-4	震災対策緊急輸送路線	150
資料 08-5	町内交通確保計画	151
資料 08-6	町内交通確保計画路線図	152
資料 08-7	災害対策用ヘリポート及び物資輸送拠点一覧表	153
資料 08-8	災害時等における石油類燃料の供給等に関する協定	154
資料 08-9	石油類燃料の供給等要請書	156
資料 08-10	救援実施報告書	157
資料 08-11	災害時等における石油類燃料の供給等に関する事務担当者名簿	158

0 9 避難収容関係

資料 09-1	指定緊急避難場所・指定避難所一覧	159
資料 09-2	福祉避難所一覧	162
資料 09-3	災害時における応急対策等の復旧協力に関する協定 （池田町建設業組合）	163

資料 09-4	災害時における応急対策等の復旧協力に関する協定	164
	(水野建設株式会社)	
資料 09-5	災害時における応急対策等の復旧協力に関する協定	165
	(株式会社片瀬建設)	
資料 09-6	災害時における応急対策等の復旧協力に関する協定	166
	(株式会社矢口工務店)	
資料 09-7	災害時における応急対策等の復旧協力に関する協定	167
	(有限会社建設機工)	
資料 09-8	災害時における応急対策等の復旧協力に関する協定	168
	(池田町建築業協会)	
資料 09-9	災害時における福祉避難所開設等に関する協定書	170
	(社会福祉法人大北社会福祉事業協会)	
資料 09-10	災害時における福祉避難所開設等に関する協定書	172
	(社会福祉法人幸充)	
資料 09-11	災害時における福祉避難所開設等に関する協定書	174
	(社会福祉法人池田町社会福祉協議会)	
資料 09-12	災害時における福祉避難所開設等に関する協定書	176
	(社会福祉法人信濃の郷)	
資料 09-13	避難所等としての施設利用に関する協定書	178
	(アート梱包運輸株式会社)	
資料 09-14	災害時における防災活動協力に関する覚書	180
	(株式会社てる坊市場)	
資料 09-15	災害時における宿泊施設・設備等の供給に関する協定書	182
	(株式会社 S o u G o)	
資料 09-16	大規模災害時における応急対策業務に関する協定書	184
	(長野県建設業協会大北支部)	
10 食料品・生活必需品等の調達供給関係		
資料 10-1	防災倉庫・備蓄品一覧表	186
資料 10-2	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	194
	(生活協同組合コープながの)	
資料 10-3	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	197
	(大北農業協同組合)	
資料 10-4	災害時におけるLPガスに係る協力に関する協定	199
	(長野LP協会大北支部)	
資料 10-5	災害時における応急生活支援物資供給等の協力に関する協定	201
	(株式会社安曇野ミネラルウォーター)	
資料 10-6	災害時における被災者に対する防災活動協力に関する協定	204
	(マックスバリュ長野株式会社ザ・ビッグ信州池田店)	
資料 10-7	災害時における協力に関する応援協定	206

	(株式会社ツルヤ池田店)	
資料 10-8	災害時における物資供給に関する協定	209
	(NPO法人コメリ災害対策センター)	
資料 10-9	災害時における生活物資の供給および防災教育の支援に関する協定書	212
	(興亜化成株式会社・HARIO株式会社)	
資料 10-10	救援物資等要請書 様式第1号	215
資料 10-11	救援物資等報告書・様式第2号	216
1 1	危険物施設等関係	
資料 11-1	泡消火薬剤保有状況	217
1 2	上水道施設関係	
資料 12-1	池田町上水道施設の概要(水源別)	218
資料 12-2	水源の名称・種別及び配水区域	219
資料 12-3	池田町上水道指定工事事業者名簿	220
資料 12-4	池田町上水道水質汚染等に対する緊急措置に関する実施要綱	221
資料 12-5	水道汚染に対する緊急措置に関する協定	223
資料 12-6	長野県水道協議会水道施設災害等相互応援要綱	225
1 3	下水道施設関係	
資料 13-1	公共下水道・合併浄化槽の区域	228
資料 13-2	池田町下水道排水設備指定工事店一覧	229
資料 13-3	池田町公共下水道施設における有害物質等流入時対応要綱	230
資料 13-4	災害時における物資(ユニットハウス等)の供給に関する協定書	232
	(三協フロンテア株式会社)	
1 4	通信・放送関係	
資料 14-1	無線局関係	234
1 5	災害広報関係	
資料 15-1	災害時におけるコミュニティエフエム放送に関する協定書	236
	(あづみ野エフエム放送株式会社)	
資料 15-2	災害時におけるケーブルテレビ放送に関する協定	238
	(あづみ野テレビ株式会社)	
資料 15-3	災害に係る情報発信等に関する協定	240
	(ヤフー株式会社)	
資料 15-4	災害における相互協力に関する協定書	242
	(東日本電信電話株式会社)	
1 6	建築物被害・防災都市計画関係	
資料 16-1	池田町文化財一覧	244
資料 16-2	地震対策のチェックポイントと補強対策	245

資料 16-3	災害時における応急危険度判定等の協力に関する協定書	246
	(一般社団法人 長野県建築士会 大北支部)	
資料 16-4	災害時における電気の保安に関する協定書	248
	(財団法人 中部電気保安協会長野支部)	
資料 16-5	要請書	250
資料 16-6	池田町と中部電力株式会社安曇野営業所大町サービスステーション の災害時における相互応援協力に関する協定書	251
	(中部電力株式会社電力ネットワークカンパニー 長野支社安曇野営業所大町サービスステーション)	
資料 16-7	災害時における相談業務に関する協定書	253
1 7	道路及び橋梁災害関係	
資料 17-1	災害時における応急対策等の復旧協力に関する協定	255
	(池田町建設業組合、水野建設(株)、(株)片瀬建設、(株)矢口工務店、(有)建設機工)	
1 8	自主防災組織関係	
資料 18-1	池田町自主防災組織補助金等交付要綱	256
1 9	義援物資関係	
資料 19-1	義援物資のリスト	258
2 0	その他	
資料 20-1	危険箇所等総括表	259
資料 20-2	地すべり危険箇所（農政部所管）	260
資料 20-3	地すべり危険箇所（建設部所管）	260
資料 20-4	地すべり防止区域（林務部所管）	260
資料 20-5	急傾斜地崩壊危険箇所	261
資料 20-6	土石流危険溪流	261
資料 20-7	土砂災害警戒区域内要配慮者利用施設一覧	262
資料 20-8	応急仮設住宅建設候補地一覧表	263
資料 20-9	池田町ハザードマップ(想定最大規模降雨)	264

0 1 防災面からみた池田町の概要

被害年表等

1 過去において町域に大きな被害を与えた火災

番号	西暦	年 号	月 日	被 害 の 概 要
1	1986	昭和 61 年	6 月 1 日	1 被 災 場 所 池田町県営住宅 LPG 爆発 2 被災建物数 住宅 5 戸全半壊 3 死 傷 者 数 3 名重軽傷
2	1991	平成 3 年	3 月 11 日	1 被 災 場 所 池田町 3 丁目 2 被災建物数 店舗等 7 棟全半焼
3	1992	平成 4 年	5 月 8 日	1 被 災 場 所 池田町広津 2 被 災 建 物 福祉事業施設共同作業所 693 m ² 全焼

2 過去において町域に大きな被害を与えた水・雪害

番号	西暦	年 号	月 日	災害名	発生河川	被 害 の 概 要
1	1959	昭和 34 年	8 月 14 日	台風 7 号	県下全域	戦後最大の洪水、県下の被害死者 71、全壊 1,391 世帯、床下浸水 10,959 世帯
2	1959	昭和 34 年	9 月 26 日	台風 15 号 伊勢湾台風	県下全域	長野県下の被害死者 27 人、全半壊 9,692 戸、大糸線不通、総雨量池田 94mm、広津 73mm
3	1961	昭和 36 年	6 月 26 日	梅雨前線豪雨	犀川・高瀬川	明科地域の犀川堤防(光)決壊
4	1965	昭和 40 年	7 月 12 日	梅雨前線豪雨	犀川・高瀬川	明科地域(下押野)の犀川堤防が決壊
5	1969	昭和 44 年	8 月 11 日	前線による大雨	高瀬川	大町、松川、穂高地域大洪水
6	1970	昭和 45 年	6 月 15 日	梅雨前線豪雨	高瀬川	高瀬川右岸松川村地籍決壊
7	1978	昭和 53 年	6 月 27 日	豪雨	高瀬川	高瀬川左岸 13 番堤防 165m 決壊
8	1983	昭和 58 年	9 月 28 日	台風 10 号	高瀬川	池田町道路、水道流出・崩壊、土砂崩れにより民家 2 戸避難
9	1985	昭和 60 年	6 月 29 日	台風 6 号		町道 25 路線 42 か所被災通行止め、三郷、平畑で山の崩落民家 2 戸避難
10	1995	平成 7 年	7 月 11 日	7.11 集中豪雨	高瀬川他 県北部	県北部地域 床上・床下浸水、水田・畑冠水、その他道路・橋・鉄道被害
11	2004	平成 16 年	10 月 20 日	台風 23 号		池田町連続雨量 162.5mm 町内全域で土砂災害、避難勧告発令
12	2006	平成 18 年	7 月 18 日	7.17 集中豪雨	犀川ほか	土石流、地すべり、土砂崩落等多数あり、池田町連続雨量 190.0mm
13	2011	平成 23 年	5 月 28 日	梅雨前線豪雨		池田町連続雨量 116.5 mm 広津日影路肩決壊

14	2014	平成 26 年	1 月 14 日	豪雪		池田町最大積雪深 85 cm 農業用ハウス倒壊多数
15	2017	平成 29 年	10 月 22 日	台風 21 号		池田町連続雨量 114.5mm 陸郷日向路肩 決壊、中鶴中之郷路肩 決壊・法面崩壊
16	2018	平成 30 年	7 月 4 日	梅雨前線 豪雨		池田町連続雨量 75.5mm 高瀬川左岸中之郷堤 防浸食
17	2019	令和元年	10 月 12 日	台風 19 号		県内千曲川流域で氾濫被 害多数、連続雨量池田町 98.5mm 池小避難所開設 5 名避難、広津交流セン ター11 名避難(自主避難)
18	2021	令和 3 年	8 月 14 日	前線によ る大雨		連続雨量池田町役場 190mm/54h 多目的研修セ ンター避難所開設 9 名避 難(高齢者等避難発令)

3 地震被害年表

番号	西 暦 和 暦	震 央 東 北 緯 緯	M	災害 程度	主な被害地域	備 考
* 1	1918. 11. 11 大正 7 年 2 時 58 分	北緯 36 度 45 分 東経 137 度 88 分	6. 1 6. 5	C～B	長野県大町 付近	大町地震 2 回の地震があった。高 瀬川沿いの地域で居宅 全潰 6、半潰 305、破損 2,547 件、土蔵等全潰 16、半潰 2,273 件、建 物の破損 290 ほか石垣 破損 334 箇所等の被害。
* 2	1986. 12. 30 昭和 61 年 9 時 38 分	北緯 36 度 37.9 分 東経 137 度 56 分	5. 9	C	長野県北部	信州新町を中心に住家 に一部破損 243、水道 3 箇所、その他 27 箇所の 被害、池田町でも建物 一部被害
3	2014. 11. 22 平成 26 年 22 時 8 分	北緯 36 度 41.5 分、 東経 137 度	6. 7		長野県北部	長野県神城断層地震。 県内最大震度 6 弱、 池田町最大震度 4
4	2017. 12. 6 平成 29 年 0 時 13 分	北緯 36° 22.6 分 東経 137° 58.3 分	5. 3		長野県中部	県内最大震度 4、 池田町最大震度 4 住家一部破損 3、非住 家破損 3

注) 1 番号に*のついているものは震央が長野県内にある地震

注) 2 被害程度の基準は以下のとおり（菊地万雄編「日本の風土と災害」による。）

A：大被害

B：中被害

C：小被害

D：被害がでたことは確かであるがその程度が不明

X：被害があったという明瞭な証拠はないが、同類の他の地震との比較等から被害があったと推定される場合

ブランク：地震あるいは被害そのものの存在自体が疑わしい場合

注) 3 本表は長野県西部地震までは宇佐美龍夫「新編日本被害地震総覧」をまとめたものである。

02 災害直前対策

資料 02-1 気象観測所及び雨量・水位観測所

1 気象台関係の観測所

地域気象・地域雨量観測所

観測所名	所在地	観測開始	種類
大町	大町市大町 5926 - 5	昭和 53 年 11 月 20 日	四・雪
穂高	安曇野市穂高		四

(注)「種類」欄の区分

四：有線ロボット気象計による降水量、気温、風向、風速、日照の観測

雪：有線ロボット積雪深計による積雪観測

2 国土交通省関係の観測所

(1) 雨量観測所

ア 松本砂防事務所所管

観測所名	河川名	位置	種別
高瀬	高瀬川	大町市大町 5032 <u>(高瀬川出張所)</u>	自記・テレメーター

注) 高瀬は通年観測

イ 大町ダム管理所所管

観測所名	河川名	位置	種別
大町ダム	高瀬川	大町市平字ナロヲ大クボ 2112 - 71	自記・テレメーター

(2) 水位観測所

大町ダム管理所所管

観測所名	河川名	位置	種別
高瀬下橋	高瀬川	安曇野市穂高北穂高地先	自記テレメーター

(3) 放流警報局(池田町周辺)

大町ダム管理所所管

警報局名	河川名	位置	種別(注)
沓掛		大町市常盤 55 - 9	①・②・③
正科		大町市大町字川原 2281	① ・ ③
池田		松川村字藤田川東 7147	①・②・③
林中		松川村字東川原 5711	① ・ ③
川会		池田町大字会染 6115-76	①・②・③
十日市場		池田町大字十日市場地先	① ・ ③

(注) ①：ダム放流警報 ②：サイレン ③：スピーカー

3 県関係の観測所

(1) 雨量観測所

観測所名	水系名	河川名	位置	種別
大町	信濃川	高瀬川	大町市大町 1058-2 (大町建設事務所)	テレメーター
沓掛	信濃川	高瀬川	大町市常盤 3798-48 (大町建設事務所)	テレメーター
広津	信濃川	犀川	池田町広津 23201-1 (大町建設事務所)	テレメーター

(2) 水位観測所

観測所名	河川名	位 置	種 別
高瀬上橋	高瀬川	大町市常盤松原	テレメーター
十日市場	高瀬川	安曇野市穂高北穂高(高瀬下橋傍受)	テレメーター

4 池田町の観測所
雨量観測所

観測所名	河川名	位 置	種 別
池田町役場	高瀬川	池田町大字池田 3203-6	テレメーター
池田町中島	高瀬川	池田町大字会染 480	テレメーター
池田町滝沢	高瀬川	池田町大字会染 3526	テレメーター
池田町陸郷	八代沢川	池田町大字陸郷 7446-2	テレメーター

5 電力会社関係の観測所
東京電力 松本電力所

観測所	水系名	位 置	種 別
高瀬ダム	高瀬川	大町市平高瀬入 2118 - 5	テレメーター
七倉ダム		大町市平高瀬入 2118 - 4	

資料 02-2 警報等の指定河川

1 国が指定する水防警報河川

水防警報の対象となる水位観測所

河川名	観測所名	位 置	消防団待機 水位	氾濫注意 水位	氾濫危険 水位	計画高水位	対象水防管理団体	関係建設事務所
犀 川	陸 郷	安曇野市明科南陸郷	2.5m	3.3m	4.8m	7.47m	安曇野市 生坂村 長野市	松本 安曇野 大町 長野

2 県が指定する水防警報河川

水防警報を行う河川名及びその区域、対象となる水位観測所

河川名	区 域		対象水位観測所						対象水防 管理団体	水防警報 発表責任者
	自	至	名 称	位 置	水防団 待機水位	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位		
高瀬川	大町市大町 (高瀬上橋)	安曇野市明科 七貴 (犀川合流点)	十日市場	安曇野市 穂高 北穂高	1.0m	1.5m	2.0m	2.3m	大町市 池田町 松川村 安曇野市	大町建設 事務所長

03 災害情報の収集・連絡関係

資料 03-1 被害状況報告等の様式

様式第1号（概況速報）

（表1）

	概 況 速 報		
災 害 の 名 称		災 害 発 生 日 時	
報 告 の 期 限		発 受 信 時 刻	
発 信 者	()	受 信 者	()

被 害 の 種 別	被 害 状 況	
	被害地域または場所	被 害 の 状 況
人 的 ・ 住 家 関 係		
農 業 関 係		
林 業 関 係		
公 共 土 木 施 設 関 係		
鉄道 通信 電力 水道	} 施設関係	
そ の 他		
応急対策等の活動状 況急対策等の活動状 消防職員・消防団員 の出動状況等消防職		

様式第2号 (人的及び住家の被害)
(表2)

地域振興局
市 町 村

人的及び住家の被害状況報告 (発生 ・ 中間 ・ 確定)										
災 害 の 名 称			災 害 発 生 の 日 時							
災害発生場所										
災害報告の期限			月 日 時現在		発信機関及び発信担当者					
人 的 被 害	負 傷 者	死 者	人		災 害 の 概 況					
		行 方 不 明 者	人							
		重 傷	人							
			軽 傷	人		の 災 害 発 生 原 因				
			小 計	人						
			計	人						
住 家 の 被 害	全壊・全焼又 又は流出	棟	棟		の 救 援 措 置 状 況					
		世 帯	世帯							
		人 員	人							
	半壊又は半 焼	棟	棟		災 害 適 害 用 の 救 見 助 込 法					
		世 帯	世帯							
		人 員	人							
	一 部 破 損	棟	棟		災 害 対 策 本 部	名 称				
		世 帯	世帯			設 置	月 日 時 分			
		人 員	人			廃 止	月 日 時 分			
	床 上 浸 水	棟	棟		活 ボ 動 ラ の ン 状 テ 況 イ ア					
		世 帯	世帯							
		人 員	人							
床 下 浸 水		棟	棟		そ の 他	消防職員出動延人員		人		
		世 帯	世帯			消防団員出動延人員		人		
		人 員	人							
非住家の被害 (全・半壊)		棟								

- 注) 1 「人的被害」欄の「負傷者・重傷」とは、一月以上の治療を要する見込みのものとし、「軽傷」とは、一月未満で治療できる見込みのものとする。なお、その区分が不明な場合は『調査中』と記載し、負傷者の合計数を「小計」に記載すること。
- 2 「住家の被害」欄の「一部破損」とは、住家の損壊程度が半壊に達しない程度のものとする。
- 3 「住家の被害」欄の「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
- 4 「住家の被害」欄の「床下浸水」とは、住家が床上浸水に達しない程度のものとする。
- 5 「住家の被害」欄の「棟」とは、一つの独立した建物をいう。なお、主屋に付着している風呂場、便所等は主屋に含めて1棟とするが、二つ以上の棟が渡り廊下で接続している場合には2棟とすること。
- 6 「住家の被害」欄の各被害欄中、棟、世帯、人員欄のいずれかに記載がある場合で、記載された欄以外が不明な場合は『調査中』と記載すること。
- 7 「災害対策本部」欄には、災害対策基本法(昭和36年法律第228号)第23条の規定により設置した災害対策本部について記載すること。
- 8 「ボランティア活動の状況」欄には、ボランティアセンターの設置状況(設置の有無及び設置場所等)、ボランティアの活動状況(受入の有無、派遣の有無等)、その他関連事項を記載すること。

様式第2-1号 (高齢者等避難・避難指示等 避難状況報告)
(表2の1)

災 害 の 名 称					災害発生の日時					月	日	時			
報 告 の 期 限					月	日	時現在	発 信 時 刻					月	日	時
発 信 者															
高齢者等避難・避難指示の状況							避 難 場 所 等 の 状 況								
発令日時 及び高齢者 等避難、指 示の別		地区名		世帯数		人 員		避難場所名		設置地区名		入所世帯数		入所人員	
合計								合計							

様式第3号 (社会福祉施設被害)(職業訓練施設被害)
(表3の1)

社会福祉施設被害状況報告 (職業訓練施設被害状況報告)										中間 確定					
災 害 の 名 称								災 害 発 生 日 時		年 月 日 時					
災 害 発 生 場 所															
報 告 の 期 限				月 日 時現在		発 受 信 時 刻		日 時 分							
発 信 者				()				受 信 者		()					
施設の種類	施設名	被 害													
		全 壊		流 失		半 壊		一部破損		床上浸水		床下浸水			
		棟数	被害額 (千円)	棟数	被害額 (千円)	棟数	被害額 (千円)	棟数	被害額 (千円)	棟数	被害額 (千円)	棟数	被害額 (千円)		
計															
被害総額		(千円)													

様式第5号 (農業関係被害)
(表5の1)

災害名		発生日時	月 日 時 分～ 日 時 分	発生日時	月 日 時 分
		発信機関 (発信者)		受信機関 (受信者)	

区分 項目	作物名	被害率30%未満		被害率30%以上		合 計			主な被害地区 及び被害作物 の種類等
		面積	減収量	面積	減収量	面積	減収量	被害金額	
生産 物 被 害	水 稲								
	麦・雑穀・豆類								
	果 樹								
	野 菜								
	花 き								
	特 用 作 物								
	桑								
	そ の 他								
	小 計								
	樹体被害								
	果 樹								
	その他()								
	小 計								
	計								

区分 項目	施設名	園 芸 関 係			そ の 他			合 計		
		件数	面積 (m ²)	被害金額	件数	面積 (m ²)	被害金額	件数	面積 (m ²)	被害金額
施設 関 係	建 物									
	温室(ガラス張)									
	プラスチックハウス									
	構 築 物									
	計									

区分 項目	種 類 名	被 害 量	被害金額	主な被害地区名	主な被害品目名
そ の 他	家 畜				
	畜 産 物				
	水産物(寒天含む)				
	加工品貯蔵品等				
	蚕 繭				
	計				
被害農業者(家)数		戸	特別被害農業者(家)数	戸	

市町村別被害の状況	市町村名	被害面積	減収量	被害金額	市町村名	被害面積	減収量	被害金額	摘 要			
									合 計			
									市町村数			

(注) 記入単位は次のとおりとする。面積－ha、減収量・被害量－t・千本・個・頭・羽・箱、金額－千円

地域振興局

速報第

報・概況・確定

平成

年

月

葉中

時

分現在

- ## 2 林地被害状況
- ### 治山施設被害状況

[illegible]

降水量調べ		市町村名	雨 量						観測所名	市町村名	雨 量						観測所名	市町村名											
被害発生 市町村毎 最低 1 箇所			最大24h雨量	mm	/	:	～	/	:			最大24h雨量	mm	/	:	～	/	:			最大24h雨量	mm	/	:	～	/	:		
			最大1h雨量	mm	/	:	～	/	:			最大1h雨量	mm	/	:	～	/	:			最大1h雨量	mm	/	:	～	/	:		
			連続雨量	mm	/	:	～	/	:			連続雨量	mm	/	:	～	/	:			連続雨量	mm	/	:	～	/	:		
			最大24h雨量	mm	/	:	～	/	:			最大24h雨量	mm	/	:	～	/	:			最大24h雨量	mm	/	:	～	/	:		
			最大1h雨量	mm	/	:	～	/	:			最大1h雨量	mm	/	:	～	/	:			最大1h雨量	mm	/	:	～	/	:		
			連続雨量	mm	/	:	～	/	:			連続雨量	mm	/	:	～	/	:			連続雨量	mm	/	:	～	/	:		
			最大24h雨量	mm	/	:	～	/	:			最大24h雨量	mm	/	:	～	/	:			最大24h雨量	mm	/	:	～	/	:		
			最大1h雨量	mm	/	:	～	/	:			最大1h雨量	mm	/	:	～	/	:			最大1h雨量	mm	/	:	～	/	:		
		連続雨量	mm	/	:	～	/	:			連続雨量	mm	/	:	～	/	:			連続雨量	mm	/	:	～	/	:			
											受送信		月 日 時 分				送信者氏名												
													月 日 時 分				受信者氏名												

(表 6 の 3)

3 林道被害状況 (速報、概況、確定)

災害の名称
災害発生年月日

調査年月日
地域振興局名

(単位：m、千円)

速報 回数	市町村名	公 共					小 災				計				備 考
		路線名	路線数	箇所番号	延長	被害額	路線数	箇所番号	延長	被害額	路線数	箇所番号	延長	被害額	
	合計														

(表 6 の 4)

4 林産物および林産施設被害状況 (速報、概況、確定)

災害の名称
災害発生年月日

調査年月日
地域振興局名

災 害 の 種 類	
災害の発生年月日	
被害調査年月日 被害発生地域 (市町村名)	

(1) 林産物被害

区 分			農 林 業 者										そ の 他								合 計	
			森林組合 同連合会		農 業 協 同 組 合 同 連 合 会		そ の 他 任 意 団 体		個 人		計		中小企業等 協 同 組 合		会 社 ・ 個 人		そ の 他		計			
			数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
木	立木 (m³)	天																				
		人																				
材	素材 (m³)																					
	製材 (m³)																					
	その他																					
	小 計																					
薪 炭	薪炭原木 (m³)																					
	木炭 (kg)																					
	薪層積 (m³)																					
	その他																					
特 殊 林 産 物	しいたけ (kg)																					
	わさび (kg)																					
	竹材 (束)																					
	小 計																					
合 計																						
被 災 者 数																						

- 注 1 木炭出荷調整対策事業による保管木炭が被害を受けた場合には木炭欄の内数として()書で示すこと。
 2 立木は利用伐期令級以上のものを記入する。
 3 被害者数等の欄は森林組合等の団体にあつてはその組合数、会社及び個人にあつては会社数及び戸数の実数を記入する。
 4 県有林(県行造林含む)の被害を、その他欄に内数として()書で示すこと。

(2) 林産施設被害

区 分		そ の 他																										合 計				
		中 小 企 業 等 協 同 組 合								会 社 ・ 個 人								そ の 他								計						
		全壊		半壊		計		埋積土砂量 (m³)		全壊		半壊		計		埋積土砂量 (m³)		全壊		半壊		計		埋積土砂量 (m³)								
		数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	排土費	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	排土費	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	排土費	数量	金額	排土費	数量	金額	排土費	
木 材	木材倉庫（棟）																															
	貯木場（坪）																															
	綱場																															
	流送路（km）																															
	木 工 材 施 加 設	建物（棟）																														
器械（点）																																
計																																
木 炭	集運材施設																															
	木炭倉庫（棟）																															
	炭窯（基）																															
	木 工 炭 施 加 設	建物（棟）																														
		炭窯（基）																														
		計																														
	簡易搬送施設																															
特 殊 林 産 物	特殊林産倉庫（棟）																															
	わさび育成施設（坪）																															
	しいたけ育成施設（坪）																															
	しいたけほだ木（本）																															
	殊 産 工 特 物 施 加 設	建物（棟）																														
		器械（点）																														
		計																														
合 計																																
被 災 者 数 等																																

- 注 1 堆積土砂量の欄は貯木場および流送路についてのみ記入する。
 2 被害者数等の欄は、中小企業等協同組合にあってはその組合数、会社、個人にあっては会社数及び戸数の実数を記入する。

(3) 林産物間接被害

区 分		農 林 業 者										そ の 他								合 計	
		森林組合 同連合会		農 業 協 同 組 合 同 連 合 会		そ の 他 任 意 団 体		会 社 ・ 個 人		計		中 小 企 業 等 協 同 組 合		会 社 ・ 個 人		そ の 他		計			
		数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
木 材	立木（m³）																				
	素材（m³）																				
	製材（m³）																				
	その他																				
	小 計																				
薪 炭	薪炭原木（m³）																				
	木炭（kg）																				
	薪層積（m³）																				
	その他																				
	小 計																				
特 殊 林 産 材	しいたけ（kg）																				
	わさび（kg）																				
	竹材（束）																				
	小 計																				
合 計																					
被 災 者 数																					

- 注 1 道路の決壊、橋梁の破損、その他により運搬不能となった滞貨及び金額を記入する。
 2 被害者数等の欄は森林組合等の団体にあつてはその組合数、会社及び個人にあつては会社数及び戸数の実数を記入する。

(表6の5)

災 害 の 名 称
災害発生年月日
区 分

5 造林地等の被害状況（速報、概況、確定）

調査年月日
地域振興局名

森林所有者区分	森林計画区	市町村名	被害								要復旧							備考
			人工林				天然林		計		改植			その他			経費計	
			樹種別	齢級別	面積	被害額	面積	被害額	面積	被害額	面積	単価	経費	面積	単価	経費		
					ha	千円	ha	千円	ha	千円	ha	円	千円	ha	円	千円	千円	
	合 計																	

- 注 1 区分は火災（被災全域）、病虫害獣（中害以上）、病虫害獣（中害未満）、その他被害（被害率30%以上）、その他被害（被害率30%未満）に区分し、別葉に作成する。
- 2 森林所有者区分は、県、市町村、公社、公団、その他及び合計に区分し、記入する。
- 3 「面積」は、区域面積とし、上段に（ ）内数で被害実面積を記入する。
- 4 市町村ごとに計欄に保安林分を（ ）書き内数で記入する。
- 5 「備考」欄には、復旧事業の種類（要復旧経費のその他の明細）、応急対策等を記入する。
- 6 「森林計画区」ごとの合計欄に、森林国営保険契約地の齢級別被害面積を（ ）書き内数で記入する。

災害の名称

災害発生年月日

6 苗畑被害状況（速報、概況、確定）

調査年月日

地域振興局名

(1) 苗木被害報告

[illegible]

- | | | |
|---|---|--|
| 注 | 1 | 施業量のうち1年生にあつては得苗見込本数を、2・3年生にあつては作付本数を記入すること。 |
| | 2 | すぎさしきについては別欄とすること。 |
| | 3 | 被害面積は区域面積（付属地を含む）とすること。 |
| | 4 | 被害欄は上段に総被害量を記入し、下段に30%以上の被害量を（ ）に内数で記入すること。 |
| | 5 | 被害金額については毎年知事が示す標準被害額に時期別修正係数を乗じて算定すること。 |

(2) 苗畑施設被害報告

[illegible]

- | | | |
|---|---|--|
| 注 | 1 | 被害の内容は「畑地埋没」「畑地流失」「灌水施設破損」「堆肥舎倒潰」等と具体的に明記すること。 |
| | 2 | 一つの被害内容ごとに「土砂排除」「跡地整理」等復旧欄に明記すること。 |
| | 3 | 埋没流失の数量欄は、面積と耕土の流失埋没量（立米）を記入すること。 |
| | 4 | 数量金額は、上段に総数金額を記入し、下段に30%以上の被害量を（ ）に内数で記入すること。 |

災害の名称

災害発生年月日

7 共同利用施設等被害状況（速報、概況、確定）

調査年月日

地域振興局名

市町村名	導入年度	事業主体	施 設 名	事 業 費	被害数量	単 位	被 害 額	備 考
				千円			千円	
計								

様式第7号（土木関係被害）

（表7の1）

災 害 総 括 表

（単位：千円）

区 分		前 回 ま で の 報 告 分								今回報告分		年間の合計	
		自月日 至月日	異常気象名	自月日 至月日	異常気象名	自月日 至月日	異常気象名	自月日 至月日	異常気象名	自月日 至月日	異常気象名		
		箇所数	金 額	箇所数	金 額	箇所数	金 額	箇所数	金 額	箇所数	金 額	箇 所 数	金 額
県 工 事	河 川												
	砂 防												
	地すべり												
	急 傾 斜												
	道 路												
	橋 梁												
	計												
市町村 工 事	河 川												
	道 路												
	橋 梁												
	計												
合 計	河 川												
	砂 防												
	地すべり												
	急 傾 斜												
	道 路												
	橋 梁												
	計												

(表7の6)

雪崩災害報告											
事務所名 ()				第 報 (月 日 時現在)							
ふりがな 場 所	郡町 大字 市村			ふりがな 区 名							
発 生 日 時	月 日 時			雪崩危険箇所点検番号							
気 象 状 況	雪崩発生時の天候		晴・曇・雨・雪・みぞれ								
	雪崩発生時の積雪深		cm	観 測 所 名	観測所との距離		観測所との標高差				
	雪崩発生時の気温		℃								
	雪崩発生時の降雪深		cm								
保 全 対 象	人 家 戸 公共的建物 公共的施設			斜面の向き	北・北東・東・南東・南・南 西・西・北西						
斜高の高さ				概況平面図			縦断図				
植生の状況											
雪崩の状況	拡大等の見込み										
	雪 崩 の 種 類		表層・全層								
	高 さ										
	幅										
	雪 崩 雪 量										
	発生区の傾斜度										
	走路の長さ										
被害の状況	死者・負傷者数		有・無	死者 名 行方不明者 名 負傷者 名							
	住 宅 被 害		有・無	全壊 戸 半壊 戸 一部破損 戸							
	公 共 的 建 物 被 害		有・無								
	その他の建物被害		有・無								
	そ の 他 の 概 況										
避難対策及び 警戒避難状況	応 急 対 策										
	避 難 状 況										
	地域防災計画記載										
適用法令等の 施 行 状 況	法 令 等		有無	法 令 等		有無					
	急 傾 斜 地 崩 壊 危 険 区 域			急傾斜地崩壊危険実態調査箇所 箇所番号							
	建築基準法による災害危険区域			宅 地 造 成 工 事 規 制 区 域							
	地すべり防止区域（農・林・土）			都市計画法に基づく開発許可制度の適用区域							
	砂 防 指 定 地			旧住宅地造成事業に関する法律の適用区域							
	保 安 林			宅 地 基 準 条 例 の 適 用 区 域							
	災害対策基本法防災計画区域			そ の 他							
備 考											
受 信 者			送信者氏名			受信者氏名					

様式第8号（都市施設被害）
（表8の1）

都市施設被害状況報告										中間 確定	
災 害 の 名 称							災 害 発 生 日 時		年 月 日 時		
災 害 発 生 場 所											
報 告 の 期 限			月 日 時現在		発 受 信 時 刻		日 時 分				
発 信 者			()		受 信 者		()				
種 別	区 分		か所数	被害面積又は延長等		被害金額（千円）		復旧金額（千円）		摘 要	
都市施設災害	街 路										
	都 市 公 園										
	都 市 排 水 路										
	道 公 共 下 水	排 水 施 設									
		ポンプ場施設									
		処 理 施 設									
	区 画 整 理	街 路									
		公 園 緑 地									
		水 路									
	防空壕・その他										
	堆 積 土 砂										
合 計											
建物災害及び損害面積	区 分		住家（戸）	非住家（戸）	計（戸）	区 分		面積（ha）	摘 要		
	全 壊					市街地被害面積					
	半 壊					その他被害面積					
	流 失					計					
	床 上 浸 水					全市街地面積					
	床 下 浸 水										
状 況	発火	月 日 時 分			鎮火	月 日 時 分			被災か所		
	風向		風速	最大	m/sec		平均	m/sec		湿度 %	
建 消 物 失 災 害 及 び 損 害 面 積	区 分		住家（戸）	非住家（戸）	計（戸）	区 分		面積（ha）	摘 要		
	全 壊					全 市 街 地					
	半 壊					被 災 面 積					
	計										
備 考	1 土地区画整理事業を施行する必要がある（ある・ない・不明） 2 都市計画との関連（ ）										

様式第9号（水道施設被害）
（表9の1）

水道施設被害状況報告			中間 確定
災 害 の 名 称		災 害 発 生 日 時	月 日 時
災 害 発 生 場 所			
報 告 の 期 限	月 日 時現在	発 受 信 時 刻	日 時 分
発 信 者	()	受 信 者	()
水 道 の 名 称		給 水 区 域 及 び 現 在 給 水 人 口	(戸 人)
被 害 給 水 区 域 及 び 被 害 給 水 人 口	(戸 人)		
被 害 の 状 況		被 害 金 額	
応 急 措 置 及 び 給 水 現 状			
給 水 応 援		消毒機械及び薬品応援	復旧資材労務応援
緊 急 応 援 の 要 否	給水車 両/日 m ³ /分	乾式注入能力 g / h 機	
	ろ水器 両/日 m ³ /分	湿 式 g / h 機	
	自衛隊給水班要請／ 日 m ³ 日間	簡易滅菌機 g / h 機	
	水道から応急給水 日 m ³ /分	液体塩素 kg入 本	
	日間	さらし粉高度 普通 500 g 本	
	必要なし	必要なし	

様式第10号（廃棄物処理施設被害）
（表10の1）

廃棄物処理施設		ごみ・し尿・ 下水道終末処理	被害状況報告		中間 確定
災 害 の 名 称			災 害 発 生 日 時	月	日 時
災 害 発 生 場 所					
報 告 の 期 限	月	日	時現在	発 受 信 時 刻	日 時 分
発 信 者	()		受 信 者	()	

被 害 施 設 名			
被 害 の 区 域 および処理人口			
被 害 の 状 況			
被 害 額	千円	千円	千円
応 急 措 置 の 現 況			
災 害 救 助 の 有 無			
その他必要な事項			

様式第11号（感染症関係）
（表11の1）

感染症関係報告			中間 確定
災 害 の 名 称		災 害 発 生 日 時	月 日 時
災 害 発 生 場 所			
報 告 の 期 限	月 日 時現在	発 受 信 時 刻	日 時 分
発 信 者	()	受 信 者	()

	項 目 病 名	発 生 患 者 等 数					備 考
		患 者	擬 似	無 症 状 病 原 体 保 有 者	計	う ち 死 者	
感 染 症							
備 考							

様式第12号（医療施設関係被害）
（表12の1）

医療施設被害状況報告			中間 確定	保健所名
災 害 の 名 称		災 害 発 生 日 時	月 日 時	
報 告 の 期 限	月 日 時現在	発 受 信 時 刻	日 時 分	
発 信 者	()	受 信 者	()	

区 分	施設名	経営主体	所在地	被 害 の 程 度					被害額	復旧に要 する経費
				全壊 全焼	流失	半壊 半焼	浸水	その他		
(病院)				棟	棟	棟	棟	棟	千円	千円
(診療所)										
合 計										

- 注：1 本表は、保健所が管内の各施設の状況を県医療政策課に報告する場合に用いる。
 注：2 各施設ごとの詳細な被害状況は別案にして添付すること。
 注：3 被害施設がへき地出張診療所の場合は、経営主体欄にその旨を記載すること。

様式第13号（商工関係被害）
（表13の1）

商工関係被害状況報告					中間 確定			
災 害 の 名 称				災 害 発 生 日 時		年 月 日 時		
災 害 発 生 場 所								
報 告 の 期 限		月 日 時現在		発 受 信 時 刻		日 時 分		
発 信 者		()		受 信 者		()		
被 害 区 分		業 種 区 分		鉱 工 業	商 業	サービス業	そ の 他	計
		組 合 ・ 団 体 以 外 の 事 業 所	建 物 の 被 害 (ア)	全 壊	棟数 (棟)			
損害額 (千円)								
半 壊	棟数 (棟)							
	損害額 (千円)							
の 其 他	棟数 (棟)							
	損害額 (千円)							
土地の被害 (イ)			損害額 (千円)					
(ア) (イ) 以外の有形固定資産の被害			損害額 (千円)					
製品・仕掛品・原材料の損害		損害額 (千円)						
事業協同組合・商工組合・協業組合の被害			件数 (件)					
			損害額 (千円)					
商工会議所・商工会の被害			件数 (件)					
			損害額 (千円)					
小 計			損害額 (千円)					
除雪・排水等の災害対策に要した経費 (千円)								
その他災害の発生により生じた損害額 (千円)								
損 害 額 総 計 (千 円)								
被 害 件 数 (事 業 (務) 所 数)								

- 注：1 事業協同組合、商工組合、協業組合の被害とは、中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項の規定による中小企業団体についての物的被害とする。
- 2 その他災害の発生により生じた損害額とは季節的商品の出荷遅延による価格の減少等をいう。
- 3 住宅と営業に供している建物とが同一建物である場合は、営業用建物部分についての被害を記入するものとする。ただし、被害態様が住宅部分と営業用建物部分とに区別することが困難な場合は、かっこ外書きにする。
- 4 業種区分別の「その他」には指定公共機関及び指定地方公共機関に係る被害を除くものとする。
- 5 大企業に関する被害については、内訳（大企業分としてまとめ）を別紙に記載する。

様式第14号（観光施設被害）
（表14の1）

観光施設被害状況報告								中間 確定			
災 害 の 名 称				災 害 発 生 日 時		年 月 日 時					
災 害 発 生 場 所											
報 告 の 期 限		月 日 時現在		発 受 信 時 刻		日 時 分					
発 信 者		()		受 信 者		()					
1 土木施設（遊歩道・つり橋等）											
区 分	県 工 事		市町村工事		そ の 他		計				
	か所	被 害 額	か所	被 害 額	か所	被 害 額	か所 被 害 額				
道 路		千円		千円		千円	千円				
橋 梁											
計											
2 一般観光地建物等											
建 物 そ の 他	区 分	県 有 施 設		市 町 村 施 設		国民宿舎・旅館等		そ の 他 施 設		計	
		件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額
	全 壊		千円		千円		千円		千円		千円
	半 壊										
	その他										
	計										

様式第15号（教育関係施設被害）
（表15の1）

教育関係施設被害状況報告						〔 中間 確定 〕		報告者	
災 害 の 名 称		災害発生年月日	年	月	日	災害発生場所			
施設の種別		報告の時限	年	月	日	時現在	発 信 者		受 信 者

発 受 信 日 時	災害発生 日 時	市町村名	施設の名称	建 物						工 作 物 被害金額	土 地 被害金額	設 備 被害金額	被 害 額 合 計	被害状況
				要 新 築				要補修 大破以下金額	計 被害金額					
				全 壊		半 壊								
				面積 ㎡	金額 千円	面積 ㎡	金額 千円							
日 ：	日 ：			㎡	千円	㎡	千円	千円	千円	千円	千円	千円		

- 注：1 本表は、すべての教育施設の被害について使用するものであること。
- 注：2 公立小中学校施設の被害の場合で、本年を含む前6年以内に合併があった市町村は、施設の名称欄を二段書とし、学校名の下へ学校所在地の旧市町村名を（ ）書で記入すること。
- 3 文化財は、国、県の指定分についてのみ記入すること。
- 4 本表は、市町村、施設の管理者及び設置者が関係機関に報告する場合に用いる。

様式第17号（市町村有財産被害）
（表17）

市町村有財産被害状況報告			中間 確定	市町村名	
災 害 の 名 称		災 害 発 生 日 時	年 月 日 時		
報 告 の 期 限	月 日 時現在	発 受 信 時 刻	日 時 分		
発 信 者	()	受 信 者	()		

この報告内容には、他の報告系統によるものはすべて含まれない。

建 物 被 害	施設の別	発生数(計)	全壊(流失)	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	被害額	備考
	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	千円	
	小計								
公 共 土 木 施 設 被 害 (市町村単位の み)	種 別	発生数	被 害 状 況					被害額	備考
	河 川	か所						千円	
	道 路								
	橋 梁								
	小 計								
そ の 他	種 別	発生数	被 害 状 況					被害額	備考
		か所						千円	
	計	—	—						

注：1 本表は、市町村から地域振興局に、及び地域振興局から県危機管理防災課に報告する場合に用いる。

様式第18号（公益事業関係被害）
（表18）

公益事業関係被害状況報告		中間 確定	機関名
災 害 の 名 称		災 害 発 生 日 時	年 月 日 時
災 害 発 生 場 所			
報 告 の 期 限	月 日 時現在	発 受 信 時 刻	日 時 分
発 信 者	()	受 信 者	()

区 分		災害発生数・被害程度数	被 害 額
被 害 状 況	建物等		千円
	被害箇所		
	不通箇所		
応 急 措 置 ・ そ の 他			

注： この表は、鉄道・通信・電力・ガス関係の被害について、各関係機関から県危機管理・消防防災課に報告する場合に用いる。

様式第19号
第1号様式
(火災)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市 町 村	
報告者名	

火 災 種 別	1.建物 2.林野 3.車両 4.船舶 5.航空機 6.その他					
出 火 場 所						
出 火 日 時 (覚 知 日 時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	(鎮 圧 日 時) 鎮 火 日 時		(月 日 時 分) 月 日 時 分		
火元の業態・用途			事業所名 (代表者氏名)			
出 火 箇 所			出 火 原 因			
死 傷 者	死者 (性別・年齢)		人	死者の 生じた 理由 0		
	負傷者 重症		人			
	中等症		人			
	軽 症		人			
建 物 の 概 要	構造 建築面積 階層 延べ面積					
焼 損 程 度	焼損棟数	全焼 半焼 部分 ぼや	棟 棟 棟 棟 計 棟	焼損面積	建物焼損床面積 m ² 建物焼損表面積 m ² 林野焼損面積 ha	
り 災 世 帯 数			気 象 状 況			
消 防 活 動 状 況	消防本部 (署)		台	人		
	消防団		台	人		
	その他			人		
救急・救助活動状況						
災 害 対 策 本 部 等 の 設 置 状 況						
その他参考事項						

様式第19号の2
第2号様式（特定の事故）

事故名	1. 石油コンビナート等特別防災区域内の事故		第		報	
	2. 危険物に係る事故		報告日時		年 月 日 時 分	
	3. 原子力施設等に係る事故		都道府県			
	4. その他特定の事故		市 町 村			
消防庁受信者氏名			報告者名			
事 故 種 別		1. 火災 2. 爆発 3. 漏えい 4. その他 ()				
発 生 場 所						
事 業 所 名		特 別 防 災 区 域		レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他		
発 生 日 時 (覚 知 日 時)		月 日 時 分 (月 日 時 分)		発 見 日 時		月 日 時 分
消 防 覚 知 方 法				鎮火日時 (処 理 完 了)		月 日 時 分 (月 日 時 分)
				気 象 状 況		
物 質 の 区 分		1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 R I 等 7 その他 ()			物質名	
施 設 の 区 分		1. 危険物施設 2. 高圧混在施設 3. 高圧ガス施設 4. その他 ()				
施 設 の 概 要				危険物施設の区分		
事 故 の 概 要						
死 傷 者		死者（性別・年齢） 人		負傷者等 人 (人) 重 症 人 (人) 中等症 人 (人) 軽 症 人 (人)		
消 防 防 災 活 動 状 況 及 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況				出場機関 自衛防災組織 人 共同防災組織 人 そ の 他 人 消防本部 (署) 台 人 消 防 団 台 人 消防防災ヘリコプター 機 人 海上保安庁 人 自 衛 隊 人 そ の 他 人		出場資機材
災 害 対 策 本 部 等 の 設 置 状 況		警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分				
その他参考事項						

様式第20号（警察調査被害）

（表20）

災 害 発 生 状 況 表 （ 月 日 時 分現在）

署 別 被害種別		長野市	飯山	中野	須坂	長野南	千曲	上田	丸子	望月	小諸	佐久	軽井沢	南佐久	茅野	諏訪	岡谷	伊那	駒ヶ根	飯田	阿南	木曾	塩尻	松本	安曇野	大町	小計	累計
人的被害	死者（人）																											
	行方不明者																											
	負傷者																											
建物被害	住家被害	全壊（むね）																										
		半壊																										
		流出																										
		全焼																										
		半焼																										
		床上浸水																										
		床下浸水																										
		一部破損																										
	非住家被害																											
耕地被害	水田	流失、埋設（ha）																										
		冠水																										
	畑	流失、埋設																										
		冠水																										
道路損壊（箇所）																												
橋梁流出																												
堤防決壊																												
山（がけ）くずれ																												
鉄（軌）道被害																												
通信施設被害回線（回線）																												
木材流出（立米）																												
山林焼失（ha）																												
罹災世帯数																												
罹災者概数																												
出動警察官数																												
発生件数																												
備 考																												

様式第21号（被害状況総合）
（表21の2）災害概況即報
（消防庁第4号様式（その1））

消防庁受信者氏名

災害名 (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市 町 村 (消防本部名)	
報告者名	

災 害 の 概 況	発生場所			発生日時	月 日 時 分	
被 害 の 状 況	死傷者	死 者 人	不 明 人	住 家	全 壊 棟	一部破損 棟
		負傷者 人	計 人		半 壊 棟	床上浸水 棟
応 急 対 策 の 状 況	災害対策本部等 の 設 置 状 況	(都道府県)			(市町村)	

(注) 第一報については、原則として、覚知後30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記載して報告すれば足りること。)

(被害状況即報)

※1 被害額は省略することができるものとする。

資料03-2 既存通信施設一覧

主要無線局

番号	名 称	設 置 場 所	電話番号
1	大町警察署	大町市大町 2 8 9 5	22-0110
2	国土交通省北陸地方整備局 大町ダム管理所	大町市平字ナロヲ大クボ2112-71	22-4511
3	国土交通省北陸地方整備局 松本砂防事務所 高瀬川出張所	大町市大町 5 0 3 2 - 1	22-0650
4	北アルプス地域振興局	大町市大町 1 0 5 8 - 2	22-5111
5	北アルプス広域消防本部	大町市大町 4 7 2 4 - 1	22-0217
6	NTT東日本 長野大町サービスセンター	大町市大町 4 2 9 0	22-2323
7	中部電力株式会社松本営業所 大町サービスステーション	大町市大町 3 2 1 4 - 1	0120-984-531
8	東京電力株式会社 高瀬川総合制御所	大町市平 1 9 0 4 - 5	22-1260

衛星電話番号一覧(長野県020)

番号	名 称	電話番号
1	池田町 総務課 (宿直室切替)	572-79
2	〃 総務課 (防災 F A X)	572-76
3	〃 総務課 総務係	572-8-111
4	〃 危機管理対策室	572-8-114
5	〃 振興課	572-8-160
6	〃 建設水道課	572-8-180
7	北アルプス広域消防本部 総務課	575-8- 27
8	〃 通信指令室	575-8- 50
9	〃 〃 F A X	575-76

災害時優先電話番号一覧

番号	施設名称等	電話番号	備考
1	池田町役場 総務課	62-3132	
2	住民課	62-6680	
3	会染保育園	62-5180	
4	会染小学校	62-9937	
5	池田小学校	62-9124	
6	高瀬中学校	62-9904	
7	北アルプス広域消防本部	22-1647	

衛星携帯電話一覧表

番号	設 置 場 所	電 話 番 号	備 考
1	池田町役場総務課	080-8760-4754	NTTドコモ

資料03-3 災害時特設公衆電話（特設公衆電話）一覧

（令和5年4月現在）

番号	施設名称等	設置場所
1	高瀬中学校	池田 3210-1
2	池田小学校	池田 3177-1
3	会染小学校	会染 5663-1
4	豊町公民館	池田 735-2
5	一丁目基幹センター	池田 2255-1
6	吾妻町ふれあいセンター	池田 2156-4
7	東町公民館	池田 2113-5
8	二丁目公民館	池田 3328
9	三丁目公民館	池田 4278-2
10	四丁目ふれあいセンター	池田 1973-1
11	五丁目基幹センター	池田 540-5
12	堀の内集落センター	池田 1139-2
13	正科集落センター	池田 67-1
14	中島基幹センター	会染 1443
15	半在家集落センター	会染 1301-6
16	千本木台みんなの家	会染 1112-29
17	相道寺集落センター	会染 1568-2
18	花見集落センター	会染 2566-1
19	滝沢集落センター	会染 3898-1
20	滝の台コミュニティセンター	会染 3240-57
21	林中公民館	会染 5509
22	渋坂公民館	会染 6969-44
23	坂下農業生活改善施設	会染 6595-1
24	渋中公民館	会染 8259-1
25	渋南集落センター	会染 8661
26	内鎌公民館	会染 10386-2
27	和合公民館	会染 5707-142
28	十日市場アグリカルチャーセンター	会染 11530
29	鵜山基幹センター	中鵜 2668
30	中之郷集落センター	中鵜 567-1
31	南台コミュニティセンター	中鵜 782-44
32	広津交流センター	広津 4121
33	東山夢の郷コミュニティセンター	陸郷 7446-2
34	豊盛公民館	陸郷 10620
35	池田保育園	池田 2420-1
36	会染保育園	会染 9014-8
37	多目的研修センター	会染 5250
38	北アルプス展望美術館	会染 7782
39	創造館	会染 7770
40	道の駅池田・池田町ハーブセンター	会染 6330-1
41	交流センターかえで	池田 3336-1
42	池田町総合福祉センターやすらぎの郷	池田 2005-1
43	アート梱包運輸株式会社	池田 2714

資料03-4 同報系防災行政無線屋外拡声子局設置場所一覧

(令和5年4月現在)

子局番号	施設名称等	行政区	設置場所
1	中央公民館南	菅の田	広津7356-1
2	第2分団2部消防詰所	南梅の尾	広津5321-1
3	正科集落センター	正科	池田67-1
4	堀之内集落センター	堀之内	池田1139-2
5	中島基幹センター	中島	会染1443
6	5丁目基幹センター	5丁目	池田540-5
7	4丁目ふれあいセンター	4丁目	池田1973-1
8	池田町役場	3丁目	池田3203-6
9	東町公民館	東町	池田2113-5
10	半在家集落センター	半在家	会染1301-6
11	1丁目町営住宅	1丁目	池田2383-3
12	花見集落センター	花見	会染2566-1
13	林中集会所	林中(東)	会染4999-37
14	滝沢集落センター	滝沢(北)	会染3898-1
15	滝沢花見地区浄化センター	滝沢(南)	会染4090-5
16	町営林中団地公園	林中(西)	会染5496-7
17	和合公民館	和合	会染5707-142
18	渋中公民館	渋中	会染8259-1
19	内鎌公民館	内鎌(中)	会染10386-2
20	渋南転作促進研修センター	渋南	会染9359-1
21	内鎌(南)	内鎌(南)	会染10946-10
22	十日市場アグリカルチャーセンター	十日市場	会染11530-2
23	第4分団(鵜山)消防詰所	鵜山	中鵜2657-3
24	中之郷集落センター	中之郷	中鵜567-1
25	第3分団(陸郷)消防詰所	三郷	陸郷7454-6
26	宮ノ平公民館	宮ノ平	陸郷10945-2
27	法道公民館	法道	広津268-3
28	相道寺集落センター北	相道寺	会染1342-3付近
29	坂下農業生活改善施設	坂下	会染6595-1
30	広津中の貝	中の貝	広津11062付近
31	日向公民館前	日向	陸郷8055付近
32	田の入	田の入	陸郷6047付近

資料03-5 防災相互通信用無線局設置機関一覧表

(令和6年4月現在)

免許人名	局数 (158.35MHz)				局数 (466.775MHz)			
	基 地 局	陸上移動局	携帯基地局	携 帯 局	基 地 局	陸上移動局	携帯基地局	携 帯 局
長野県		10		14				
警察庁		16						
総務省		1				1		
長野市	1	16				654		
松本市						408		
上田市		1				1		
岡谷市						27		
飯田市		12			1	98		
諏訪市						88		
須坂市	1	2						
伊那市		11			1	70		
駒ヶ根市					1	43		
中野市		4						
大町市	3	54						
飯山市						1		
茅野市		1				2		
北相木村		2						
青木村						2		
下諏訪町						58		
富士見町						30		
原村						3		
辰野町						2		
松川町		2						
阿智村					2			
平谷村						3		
根羽村		35						
大鹿村		2						
上松町		2						
南木曽町		2						
山形村					1	23		
小谷村					1	50		
佐久広域連合		1						
上田地域広域連合	1	56						
諏訪広域連合		81				139		

上伊那広域連合	1							
南信州広域連合	<u>1</u>	<u>129</u>						
松本広域連合	1	<u>10</u>				176		
木曽広域連合		18						
北アルプス広域連合		3						
千曲坂城消防組合		3						
岳南広域消防組合		3						
岳北広域行政組合		3						
日本赤十字社		<u>67</u>		<u>30</u>				
中部電力ハ ^ﾟ ワ ^ﾟ ーク ^ﾟ リット ^ﾟ (株)		<u>8</u>						
東京電力ハ ^ﾟ ワ ^ﾟ ーク ^ﾟ リット ^ﾟ (株)		<u>50</u>		3				
東京電力リニューア ブルハ ^ﾟ ワ ^ﾟ ーク ^ﾟ (株)		<u>47</u>						
関西電力(株)		<u>25</u>						
関西電力送配電 (株)		<u>10</u>						
長野都市ガス(株)		4						
東海旅客鉄道(株)		2		2				
信越放送(株)	1							
合 計	<u>10</u>	<u>693</u>	0	<u>49</u>	<u>7</u>	<u>1,879</u>	0	0

資料03-6 非常通信の内容

非常通信における通報（以下非常通報という。）の内容は、次に掲げるもの又はこれに準ずるものとする。

- 1 人命の救助に関するもの
- 2 天災の予警報（主要河川の水位を含む。）及び天災その他の状況に関するもの
- 3 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料
- 4 電波法第74条実施の指令及びその他の指令
- 5 非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限その他の秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの
- 6 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの
- 7 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの
- 8 遭難者救護に関するもの
- 9 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの
- 10 鉄道線路、道路、電力設備、電信電話回線の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保その他の緊急措置に関するもの
- 11 中央防災会議、同事務局、地方防災会議、緊急災害対策本部、非常災害対策本部及び災害対策本部相互に発受する災害救援その他緊急措置に関する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関するもの
- 12 災害救助法第24条及び災害対策基本法第71条第1項の規定に基づき、都道府県知事から医療、土木、建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの

資料03-7 非常取り扱い及び緊急扱い通話（電報を含む）の内容等

（東日本電信電話株）

- 1 非常扱いの通話は、次の事項を内容とする通話を次の機関等が行う場合に限り、取り扱います。

非常通話の内容	機関等
1. 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項	気象機関相互間
2. 洪水、津波、高潮等が発生し、若しくは発生するおそれがあることの通報又はその警報若しくは予防のため緊急を要する事項	水防機関相互間 消防機関相互間 水防機関と消防機関相互間
3. 災害の予防又は救護のため緊急を要する事項	消防機関相互間 災害救助機関相互間 消防機関と災害救助機関相互間
4. 鉄道その他の交通施設（道路、港湾等を含みます。）の災害の予防又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項	輸送の確保に直接関係がある機関相互間
5. 通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項	通信の確保に直接関係がある機関相互間
6. 電力設備の災害の予防又は復旧その他電力の確保に関し、緊急を要する事項	電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間
7. 秩序の維持のため緊急を要する事項	警察機関相互間 防衛機関相互間 警察機関と防衛機関相互間
8. 災害の予防又は救援のため必要な事項	天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と前各欄に掲げる機関との間

- 2 緊急扱いの通話は、次の事項を内容とする通話を次の機関等が行う場合に限り、取り扱います。

非常通話の内容	機関等
1. 火災、集団疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に係る事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項	(1) 非常扱いの通話を取り扱う機関相互間(前項の表中8欄に掲げるものを除きます。) (2) 緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と(1)の機関との間
2. 治安の維持のため緊急を要する事項	(1) 警察機関相互間 (2) 犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間

非 常 通 話 の 内 容	機 関 等
3. 国会議員又は地方公共団体の長若しくはその議会の議員の選挙の執行又はその結果に関し、緊急を要する事項	選挙管理機関相互間
4. 天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの	次項の基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間
5. 水道、ガス等の国民の日常生活に必要な不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項	(1) 水道の供給の確保に直接関係がある機関相互間 (2) ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 (3) 預貯金業務を行う金融機関相互間 (4) 国又地方公共団体の機関〔前項の表及びこの表の1欄からこの欄の(3)までに掲げるものを除きます。〕相互間

3 新聞社等の基準

区 分	基 準
1. 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 (2) 発行部数が1の題号について、8,000部以上であること。
2. 放送事業者	電波法（昭和25年法律第131号）の規定により放送局の免許を受けた者
3. 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース〔1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送するためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。〕を供給することをおもな目的とする通信社

池田町と日本郵便株式会社池田町内郵便局との 包括連携に関する協定書

池田町(以下「甲」という。)と日本郵便株式会社池田町内郵便局(以下「乙」という。)
は、包括連携に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲及び乙のそれぞれが有する人的・物的資源を有効に活用連携して、住民サービスの向上及び地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

(連携事項)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、連携して次に掲げる事項について、業務に支障のない範囲で、取り組むものとする。

(1) 安全・安心な暮らしの実現に関すること

(2) 地域経済活性化に関すること

(3) 未来を担う子どもの育成に関すること

(4) その他、地方創生に関すること

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な協力内容については、甲乙合意の上、決定する。

(協定内容の変更)

第3条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

(免責)

第4条 乙は、通常業務を遂行する範囲内で、第2条第1項に掲げる事項に積極的に取り組むものとする。ただし、同項に掲げる事項を遂行した場合又は遂行することができなかった場合であっても、与えた損害等に対して責任を負わないものとする。

(守秘義務)

第5条 甲及び乙は、第2条に定める連携事項等の検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示・漏えいしてはならない。甲及び乙は、本協定が理由のいかんを問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

(有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、締結日から2022年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(その他)

第8条 本協定の締結をもって、甲乙間で平成29年7月31日締結の「池田町における協力に関する協定」は効力を失うものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

2021年5月13日

甲 長野県北安曇郡池田町大字池田3203 -6

池田町長

甕 聖章

乙 池田町内郵便局代表

長野県北安曇郡池田町大字池田4379 -2
日本郵便株式会社

池田郵便局長

細川 龍太郎

池田町と日本郵便株式会社池田町内郵便局との
包括連携協定事項

1 安全・安心な暮らしの実現に関すること

(1) 地域見守り活動への協力

- ・子どもの見守り活動、「安心の家」事業への協力
- ・高齢者世帯、独居高齢者、障がい者等の要配慮者の見守り活動及び情報共有

(2) 道路損傷等の情報提供

- ・道路や河川等の異常を発見した場合の情報提供

(3) 災害発生時及び災害発生に備えた取組

- ・災害時の情報収集活動への協力
- ・防災訓練への参加
- ・危険箇所の事前通報

(4) 犯罪行為等に対する連携

- ・振り込め詐欺等の特殊詐欺未然防止のための広報活動
- ・不法投棄が疑われる廃棄物等を発見した場合の情報提供
- ・不審者情報の通報、情報共有

(5) 認知症高齢者等にやさしい地域づくりへの協力

- ・認知症サポーターの増員及び義成講座への参加協力

(6) 鳥獣等に関する連携

- ・人里付近でのクマの出没に関する情報共有
- ・迷い犬、猫等に関する情報共有

2 地域経済活性化に関すること

(1) 魅力発信、広報活動への協力

- ・各郵便局へのポスターの掲示

(2) 特産物の紹介

- ・カタログギフト(ふるさと小包)等への特産物の掲載

(3) 郵便局やK I T T E等での物産展等イベントの開催

- ・物産展の開催支援PR活動への協力

(4) ふるさと納税に関する協力

- ・ふるさと納税返礼品の開発

3 未来を担う子どもの育成に関すること

(1) 郵便局見学・職場体験の受入れ

- ・小学生、中学生を対象とした「郵便局見学・職場体験」の積極的な受入れ

(2) 手紙振興に向けた取組

- ・「手紙の書き方体験授業」の教材の提供

4 その他、地方創生に関すること

(1) 町の各種計画に関すること

- ・各種計画への郵便局員からの意見聴取の協力

(2) 町の各委員会及び、審議会に関すること

- ・各委員会及び審議会への参画

(3) 町で取組む各種施策に対する協力

以上

池田町の地域防災力向上等に関する包括連携協定

池田町(以下「甲」という。)と損害保険ジャパン株式会社長野支店(以下「乙」という。)は、池田町内における災害対策について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、大規模災害に備える町民や企業の地域防災力向上の推進、乙が業務で知り得た災害情報等を甲に提供することについて、適正かつ円滑な遂行を図るため、必要な事項を定める。

(協力の内容)

第2条 甲及び乙は、地域防災力の向上のため、次の各号に掲げる事項について連携・協力して取り組むものとし、協力を要請された場合には、自らの業務に支障のない範囲、関連法規に抵触しない範囲でこれに応じる。

- (1) 町民及び町の職員に対する防災意識の啓発及び防災知識の普及に関すること。
 - (2) 甲の主催する防災訓練、防災に関するセミナー及びイベントへの参加に関すること。
 - (3) 地域防災力向上に関する情報交換に関すること。
 - (4) その他、防災・減災及び災害対応における連携・協力に関すること。
- 2 乙は、町内で災害が発生した場合において、その業務で無人航空機（ドローン）等により災害情報を収集したときは、甲の要請がある場合に限り、これを関連法規に抵触しない範囲、かつ乙の業務に支障のない範囲で甲に無償で提供するものとする。
- 3 甲は、前項の規定により災害情報の提供を受けた場合は、甲の実施する災害対応に利用する範囲に限り、当該情報を利用することができる。
- 4 前3項に定める事項を効果的に推進するため、甲と乙は別途協議を行うものとし、具体的な実施事項、遵守事項については、甲乙合意の上、決定する。

(協力の要請及び報告)

第3条 甲及び乙は、それぞれの協力が必要な場合は、原則文書により要請を行うものとする。

- 2 甲及び乙は、前項に基づき協力を実施した場合は、相手方に対し文書により報告を求めることができる。

(連絡責任者)

第4条 本協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙は連絡責任者を定め、本協定締結後、速やかに文書により相手方に報告するものとする。

2 前項の連絡責任者に変更があった場合についても速やかに文書により相手方に報告するものとする。

(情報管理)

第5条 甲及び乙は、本協定に基づき知り得た相手方の情報の管理を徹底するものとし、次の各号に掲げる事項について、相手方の書面による承諾なしに目的以外で使用してはならず、又第三者に公表し又は漏らしてはならない。

(1) 甲及び乙が第2条第1項により知り得た相手方の情報

(2) 甲が第2条第2項により知り得た無人航空機(ドローン)等により収集した災害情報

(本協定の有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。

ただし、期間満了の3ヶ月前までに甲乙いずれからも申出がないときは、さらに1年間この協定を延長したものとみなし、その後も同様とする。

(その他)

第7条 本協定に定めのない事項又は協定に関し疑義が生じたときは、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名捺印の上、各自1通を保有する。

令和3年7月2日

甲 長野県北安曇郡池田町大字池田 3203-6

池田町長 甕 聖章

乙 長野県長野市三輪武井 1313-11
損害保険ジャパン株式会社

長野支店長 小林 登



MS&AD

あいおいニッセイ同和損保

池田町とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社との地方創生に関する連携協定

池田町（以下「甲」という。）とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、地方創生の実現に資するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に密接に連携することにより、それぞれの資源を有効に活用した協働による活動を推進し、地方創生の実現に資することを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携し協力する。

- （1）防災・災害対策に関すること。
- （2）地域交通課題解決支援に関すること
- （3）産業振興・中小企業支援に関すること。
- （4）地域・暮らしの安全・安心に関すること。
- （5）その他、地方創生に資する取組に関すること。

2 前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、別表に定める細目のほか、新事業等甲及び乙は定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲及び乙の合意の上、決定する。

3 乙は、本条に定める事項の一部を、甲との協議により乙の関係会社を実施させることができる。

（協定内容の変更）

第3条 甲及び乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

(期間)

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲及び乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間この協定は更新され、その後も同様とする。

(疑義等の決定)

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙の協議の上、これを定めるものとする。

(守秘義務)

第6条 甲及び乙はこの協定に基づく事業の実施において知り得た秘密事項を、第三者に開示又は漏洩せず、また本協定の目的外に利用してはならない。ただし、事前に書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和4年3月22日

甲 長野県北安曇郡池田町大字池田3203-6

池田町長 甕 聖章

乙 長野県長野市中御所岡田53-7

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

長野支店 支店長 麻田 明利

04 活動体制関係

資料 04-1 池田町防災会議条例

昭和 38 年 8 月 7 日
条例第 14 号

池田町防災会議条例

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、池田町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 池田町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること
- (2) 池田町の水防計画その他水防に関し、重要事項を調査審議すること
- (3) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること
- (4) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律またはこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

- 2 会長は町長をもつて充てる。
- 3 会長は会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときはあらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。

- (1) 長野県北アルプス地域振興局の職員のうちから町長が任命する者
- (2) 長野県大町建設事務所の職員のうちから町長が任命する者
- (3) 長野県大町保健福祉事務所の職員のうちから町長が任命する者
- (4) 長野県大町警察署池田町交番の警察官のうちから町長が任命する者
- (5) 北アルプス広域南部消防署の職員のうちから町長が任命する者
- (6) 日本郵便株式会社池田郵便局の職員のうちから町長が任命する者
- (7) 池田町土地改良区の職員のうちから町長が任命する者
- (8) 議会議長
- (9) 消防団長
- (10) 町長が指名する次の職員等

副町長・教育長・会計管理者・総務課長・住民課長・健康福祉課長・産業振興課長・建設水道課長・議会事務局長・教育保育課長・生涯学習課長

- (11) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、長野県の職員、町の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、昭和 38 年 8 月 15 日から施行する。

附 則 (平成 3 年 4 月 1 日条例第 7 号)

この条例は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 12 年 3 月 21 日条例第 4 号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。(後略)

附 則 (平成 14 年 1 月 30 日条例第 1 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 19 年 4 月 1 日条例第 1 号)

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 24 年 9 月 11 日条例第 11 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 27 年 3 月 19 日条例第 1 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 76 号。次項において「改正法」という。)の施行の日(平成 27 年 4 月 1 日)から施行する。

(経過措置)

- 2 改正法附則第 2 条第 1 項の場合においては、この条例の規定は適用しない。

附 則 (平成 29 年 2 月 23 日条例第 1 号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 30 年 3 月 27 日条例第 6 号)

この条例は、公布の日から施行する。

池田町災害対策本部条例

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、池田町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を補佐し、災害対策本部長に事故あるときはその職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれにあたる。

4 部長は部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第 5 条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和 38 年 8 月 15 日から施行する。

附 則（平成 8 年 3 月 18 日条例第 3 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年 9 月 11 日条例第 12 号）

この条例は、公布の日から施行する。

資料 04-3 災害対策本部の事務分掌及び非常時優先業務

部	業務開始目標時間 事務分掌	担当
《本部》 【本部長】 町長 【副本部長】 副町長 【指令者】 危機管理対策室長 (報道責任者) 【本部員】	《災害対策本部》 S (3時間以内) ・災害対策本部の設置、運営 ・初動体制の確立 ・消防団、消防本部の状況確認、情報収集及び連絡調整 ・被害情報の報告を受けて各部への指示 ・高齢者等避難、避難指示等の発令 ・避難所の開設依頼、指示 ・応援要請の判断（必要な場合、県へ自衛隊等の応援要請、消防本部へ緊急消防援助隊、県内相互応援隊の要請） ・日赤分区及び赤十字奉仕団の状況確認 A (1日以内) ・災害情報の整理、調整 ・市町村行政機能チェックリスト、災害概況報による報告 ・避難所運営の調整(要請物資等) B (3日以内) ・災害救助法適用の申請 ・動員職員の確保、確認 C (2週間以内) ・罹災証明の発行 ・池田町防災会議との連絡調整 E (1か月以降) ・緊急性の無い通常業務	危機管理対策室

《総務部》 【部長】 総務課長 (指令者が危機管理対策室長のため兼務の場合は副部長が代行) 【副部長】 議会事務局長 総務係	《総務班》 S（3時間以内） ・本庁舎の被災状況確認・応急措置 ・職員の安否確認と職員体制の確保 ・緊急情報、災害情報の受付（電話、駆け込み等） ・防災行政無線、消防無線、県衛星防災行政無線、衛星系携帯電話及び臨時災害FM放送局の応急対策 ・防災行政無線での緊急情報の発信 ・防災情報システム等通信の確保、維持・運営 ・交通安全の確保・規制・調整 A（1日以内） ・業務データの保持（個人情報、重要文書の確保及びデータバックアップ確認） ・住民基本台帳ネットワークシステム等業務システムの再開 ・車両配車業務 ・所管施設の点検 ・町長・副町長の業務に関すること（日程調整、渉外） ・OA機器、電話等管理業務 ・宿・日直業務員の確保 B（3日以内） ・Web等での災害広報の実施 ・議会の招集 ・文書收受・発送業務 ・警察、防犯協会との連携、災害に伴う犯罪の防止に関する協議 ・設備・備品等の維持・管理 E（1か月以降） ・緊急性の無い通常業務	総務係
《総務部》 【部長】 総務課長 (指令者が危機管理対策室長のため兼務の場合は副部長が代行) 【副部長】 議会事務局長 総務係長	《議会班》 S（3時間以内） ・議員の安否確認 ・議員からの被害情報の把握 ・議会災害警戒支援室との連絡調整 B（3日以内） ・議場等施設の応急対策 E（1か月以降） ・緊急性の無い通常業務 《住民広報・受援班》 S（3時間以内） ・ホームページ、町登録制メール、yahoo!防災速報及び公式ツイッターの緊急情報、災害状況の発信・職員参集安否確認メールの配信 ・協定団体、各種民間協力団体との状況確認、連絡調整 ・緊急情報、災害情報の受付（電話、駆け込み等） A（1日以内） ・各種応援隊(行政職員、協定締結団体〈医療、建設関係団体除く〉)等からの人的支援要請及び連絡調整 B（3日以内） ・各種応援隊(行政職員)等からの人的支援受入 C（2週間以内） ・生活の再建に関する相談業務 E（1か月以降） ・緊急性の無い通常業務	議会事務局 移住定住係 企画係

《総務部》 【部長】 総務課長 (指令者が危機管理対策室長のため兼務の場合は副部長が代行) 【副部長】 議会事務局長 総務係長	《財政班》 S（3時間以内） ・緊急情報、災害情報の受付（電話、駆け込み等） ・被害情報等を本部へ報告（総務班、報道対応班との連携） B（3日以内） ・災害関係費用の支出見積り、復旧費用の概算算定 C（2週間以内） ・災害復旧計画の策定 ・災害復旧関連工事等の契約 ・財政計画及び予算執行計画 D（1か月以内） ・工事請負契約及び委託契約事務 E（1か月以降） ・緊急性の無い通常業務	財政係
《物資部》 【部長】 会計課長	《物資班》 A（1日以内） ・救助用物資及び義援物資の受入対応、提供調整 ・非常食、飲料その他物品の調達 ・衣服、寝具その他生活必需品等の調達 ・指定金融機関等の状況把握 ・応急対策経費の出納 B（3日以内） ・義援金及び義援物資の配分 ・災害見舞金及び災害弔慰金、災害援護資金の手続き ・出納、会計及び審査事務 E（1か月以降） ・緊急性の無い通常業務	会計課
《情報部》 【部長】 住民課長	《報道対応班》 S（3時間以内） ・来庁者、職員等の安全確保及び避難誘導 ・被害報告、災害報告の収集とりまとめ ・報道機関との連絡、調整 ・災害広報の実施 A（1日以内） ・埋火葬許可、葬祭場の利用許可証の発行 ・被災者台帳作成事務(マイナンバー利用) B（3日以内） ・戸籍関係、住民基本台帳関係事務 ・災害に係る公文書の收受 E（1か月以降） ・緊急性の無い通常業務	住民係

《情報部》 【部長】 住民課長	《情報入力班》 S（3時間以内） ・防災情報システム(Lアラート)入力、発信 ・県、国及び各種機関との情報共有（被害情報、資源情報等） ・地震及び気象情報の収集 C（2週間以内） ・被災者、一般町民の消費者相談窓口 ・国民健康保険資格の取得、喪失、減免手続き ・後期高齢者医療保険（被保険者証等の発行） ・国民年金の適用、免除、相談等に関する事務 D（1か月以内） ・国民健康保険給付事業等 ・後期高齢者医療保険料の納付相談 ・福祉医療特別給付金の給付 E（1か月以降） ・緊急性の無い通常業務	保険医療係
	《税務班》 S（3時間以内） ・緊急情報、災害情報の受付（電話、駆け込み等） ・防災情報システム(Lアラート)入力、発信 ・県、国及び各種機関との情報共有（被害情報、資源情報等） ・各部、各班からの被害情報の整理、状況把握図の作成 B（3日以内） ・税証明の発行 C（2週間以内） ・家屋の被災調査、認定及び台帳作成 D（1か月以内） ・国民健康保険（保険税の納付相談） ・被害に伴う税の減免対応 E（1か月以降） ・緊急性の無い通常業務	収納係 課税係

《救護部》	《救護班》 S（3時間以内） ・ 県保健福祉部、医師会等団体との連絡調整 ・ 医薬品、医療器具、衛生・救護資材等の状況把握、管理及び確保 ・ 被災者の医療・救護（医療救護所の設置） A（1日以内） ・ 大北地域包括医療大規模災害医療救護計画による連携、調整 ・ 医薬品及び医療用資器材の調達、要請（避難施設からの要請） ・ 医療関係者への動員要請、協定に基づく応援要請 ・ 避難所等での感染症予防、環境整備に関すること B（3日以内） ・ 被災者、非被災者の保健衛生に関すること ・ 感染症予防に関すること D（1か月以内） ・ 精神保健事業に関すること（被災者、一般町民の健康相談等） ・ 献血に関すること ・ 予防接種に関すること ・ 特定健診、各種がん検診等、健康相談、保健指導等 E（1か月以降） ・ 緊急性の無い通常業務	福祉企業センター 健康増進係
【部長】 健康福祉課長	《健康福祉班》 S（3時間以内） ・ 要配慮者の状況把握、安否確認、対応 ・ 社会福祉施設の被害状況確認、対応 ・ 福祉関係施設入所者の安全確保、避難誘導 ・ 社会福祉協議会、介護支援センター等との連絡調整 A（1日以内） ・ 福祉避難所の開設（福祉避難所マニュアルによる） ・ 町民の健康保持、保健活動、相談業務 ・ 妊産婦、乳幼児保健に関すること ・ 短期入所、生活管理指導短期宿泊に関すること ・ 日赤分区及び赤十字奉仕団の連絡調整 B（3日以内） ・ 要配慮者等の発災後の相談支援業務 ・ 養護老人ホーム等入所措置 ・ 子育て支援所管施設の運営体制確認・運営 C（2週間以内） ・ 重度障害者等に、日常生活のための用具を給付 ・ 障害者の補装具の交付や修理 ・ 子育て支援各種サービスの提供開始 D（1か月以内） ・ 被災地域での保健衛生活動の支援 E（1か月以降） ・ 緊急性の無い通常業務	多世代相談センター 福祉係 地域包括支援センター

《救護部》 【部長】 健康福祉課長	《衛生班》 A（1日以内） ・火葬施設等の被害状況の把握、復旧 ・検視・遺体安置所の設置（遺体の収容、引き渡し） ・埋火葬の情報提供 ・し尿、雑排水の処理 ・防疫処理の実施 ・化学物質や危険物流出対策 B（3日以内） ・廃棄物の調査、処分計画方針調整、一時集積場の選定 ・廃棄物処理業者等又は他市町村への協力要請 ・廃棄物の収集運搬、処分に関する周知、広報 ・ごみ焼却、可燃ごみ・金属ごみ・粗大ごみの相談 ・公衆トイレ管理（所管4箇所） C（2週間以内） ・町営バス運行業務 E（1か月以降） ・緊急性の無い通常業務	環境係
《住民支援部》 【部長】 建設水道課長 【副部長】 振興課長 学校保育課長 生涯学習課長	《建設班》 S（3時間以内） ・公共土木施設の被害状況の把握、報告等 ・河川施設の被害状況の把握、報告等 ・農地・林地、農業用施設の被害状況の把握、報告等 ・道路交通施設の被害状況の把握、報告等 ・各部、各班からの被害情報の整理、状況把握図の作成 A（1日以内） ・協定締結団体等への応援要請及び連絡調整 B（3日以内） ・応急仮設住宅の対策、仮設トイレの手配 ・町営住宅の被害状況の把握、応急復旧対応（県への報告） ・土木施設応急復旧対策（県への報告） ・農地・林地、農業用施設等の応急復旧対策 C（2週間以内） ・仮設住宅等の災害用地の確保協力 ・土木施設、町営住宅等の維持管理 ・町民の応急復旧資材の状況の把握、手配 ・被害状況図作成 E（1か月以降） ・緊急性の無い通常業務	耕地 林務係 建設係

《住民支援部》 【部長】 建設水道課長 【副部長】 振興課長 学校保育課長 生涯学習課長	《水道班》 S（3時間以内） ・上水道施設、下水道施設、水処理センター等の被害状況の把握 A（1日以内） ・飲料水の状況の把握、対策、供給業務 ・協定締結団体等への応援要請及び連絡調整 B（3日以内） ・上水道施設、下水道施設、高瀬川浄水苑の応急対応 ・施設の維持管理 E（1か月以降） ・緊急性の無い通常業務	水道係
【部長】 振興課長 【副部長】 学校保育課長 生涯学習課長	《経済班》 S（3時間以内） ・農地、農業用施設等の被害情報収集 ・農畜産物の被害状況の情報収集 ・農業関係団体の被害状況の確認、連絡調整 ・観光施設林地等の被害状況の情報収集 B（3日以内） ・商工会議所等関係機関との連絡調整、状況把握 ・観光施設等の保全及び応急対策 ・農地、農業用施設等の応急対策 ・農畜産物及び水産物等の被害応急対策 ・農業関係団体の被害応急対策 C（2週間以内） ・中小企業融資制度の斡旋 ・観光資源の保護及び整備に関すること ・所管する観光施設に関すること ・町民の応急復旧資材の手配 ・災害状況に応じて、町農技連による現地指導等対策 ・各種団体等の連絡調整(対応策等) E（1か月以降） ・緊急性の無い通常業務	商 耕 農 工 地 政 観 林 務 光 務 係 係 係
	《教育》《避難所班》 S（3時間以内） ・園児・児童、生徒等の避難誘導、安否確保、保護者への連絡 ・保育園・学校教育施設の被害状況確認、応急対応 ・主に保育園・学校教育施設の避難所の開設（生涯学習課と開設要員調整） A（1日以内） ・文化財の被害確認、報告 ・避難者名簿の作成(各避難所で作成したものの把握) B（3日以内） ・応急教育の再開・学用品の調達対応 ・避難所の生活の利便性の向上に関する業務 C（2週間以内） ・保育園・小・中学校の再開 ・災害時保育園及び学校給食対応 E（1か月以降） ・緊急性の無い通常業務	児童セ ンター 学校保 育係

【部長】 振興課長 【副部長】 学校保育課長 生涯学習課長	《避難所班》 S（3時間以内） ・所管施設の被災状況の確認・報告 ・来館者等の安全確保及び避難誘導 ・主に学校教育施設以外の避難所の開設（学校保育課と開設要員調整） A（1日以内） ・避難者名簿の作成（各避難所で作成したものの把握） ・社会福祉協議会、民間協力団体との連絡、調整 ・ボランティアの受け入れ対応（社協と連携） ・体育施設の被害状況の調査、災害時の使用（遺体安置所） B（3日以内） ・避難所の生活の利便性の向上に関する業務 E（1か月以降） ・緊急性の無い通常業務	公園・スポーツ係 生涯学習係
---	---	------------------------------

池田町災害ボランティアセンターの設置・運営に関する協定書

池田町（以下「甲」という。）と社会福祉法人池田町社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、池田町地域防災計画に基づき、災害救援による「池田町災害ボランティアセンター」（以下「町センター」という。）の設置・運営に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、池田町内で災害が発生した場合に、災害ボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるよう、町センターの設置・運営について、甲及び乙の役割分担等について定めるものとする。

（町の責務）

第2条 甲は、災害ボランティア活動が被災地の早期復旧・復興において重要な役割を担うことを認識し、ボランティア活動支援を行う町センターが確実に機能するための措置を講じるとともに、町地域防災計画に基づく町の対策を適切に実施する責務を有する。

（情報共有）

第3条 甲及び乙は、災害が発生した場合には、災害ボランティア活動を行うために必要な情報や被災者の支援に資する情報を速やかに共有する。

（町センターの設置）

第4条 乙は、町センターを設置する必要があると判断したときは、甲と協議の上、町センターを設置するものとする。

（町センターの設置場所）

第5条 町センターの設置場所は、乙の事務所内とする。ただし、当該事務所が被災等により使用できない場合、甲及び乙は協力して、それに代わる場所を確保するものとする。
2 甲及び乙は、必要に応じ協議のうえ、町センターの他サテライト拠点を設置することができるものとする。

（町センターの運営）

第6条 乙は、町センターの運営に当たり、甲のほか、ボランティア活動支援団体等から必要な協力を得るものとする。

（町センターの業務）

第7条 町センターの業務は、次のとおりとする。

- （1）町センターの設置・運営
- （2）災害ボランティア活動に関する情報発信
- （3）その他町センターの運営上必要な業務

（甲の役割）

第8条 甲は、町センターの設置・運営において、以下の役割を担うものとする。

- （1）被災地ニーズや災害ボランティア活動支援の全体像の把握
- （2）災害ボランティア情報の発信
- （3）災害ボランティア活動支援に必要な資機材の調達の協力
- （4）複数市町村にまたがる広域的な課題の調整
- （5）町センターとの連絡調整を行う体制の整備
- （6）災害情報の提供その他必要な協力

（乙の役割）

第9条 乙は、町センターの設置・運営において、以下の役割を担うものとする。

- (1) 町センターの設置・運営に係る県センターへの連絡調整
- (2) 他の社会福祉協議会等から派遣される応援要員等の活動調整
- (3) 災害ボランティアの活動状況の把握
- (4) 災害ボランティア情報の発信
- (5) 災害ボランティア活動支援に必要な資機材の調達
- (6) 災害ボランティア支援団体等との連絡調整
- (7) ボランティア活動保険の加入手続

(費用負担)

第10条 費用負担は、被災地の早期復旧・復興のため、第7条に定める町センターの業務が滞りなく遂行できることを基本とする。

2 甲は、町センターの設置・運営に要する経費のうち、災害救助法の国庫負担の対象となる費用を負担する。

3 前項以外の費用負担については、甲乙協議の上、決定する。

(損害補償)

第11条 災害時における応急・復旧活動に関し、ボランティアが被った損害に対する補償は、ボランティア活動保険により対応するものとする。

(資機材の確保)

第12条 乙は、平常時から災害ボランティア活動に必要な資機材の確保に努めるとともに、甲は、必要に応じて協力するものとする。

(人材育成)

第13条 乙は、平常時から甲と協力し、災害ボランティア活動が円滑に実施されることを目的とした研修会等を実施し、町センターの運営支援に携わる者の育成に努めるものとする。

(体制整備)

第14条 甲及び乙は、平常時から相互に協力し、防災訓練等を通じて、町センターの設置・運営における連携体制を整えるものとする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも解除又は変更の申出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年4月14日

甲 池田町大字池田3203番地6

池田町長 麿 聖 章

乙 池田町大字池田2005番地1
社会福祉法人池田町社会福祉協議会

会 長 中 嶋 一 光

05 広域相互応援関係

資料 05-1 長野県市町村災害時相互応援協定

長野県内全市町村は、県内に災害が発生した場合において、地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害対策基本法及び互助友愛精神に基づき、被災市町村に対し、その総力を挙げて応援活動を行うものとし、次のとおり協定する。

(趣旨)

第1条 この協定は、県内の市町村（以下「市町村」という。）において災害対策基本法第2条第1号に規定する災害が発生し、被災市町村独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できないと認められるとき、市町村相互の応援による応急措置等を円滑に遂行するために、必要な事項について定めるものとする。

なお、常備消防に関する相互の応援については、「長野県消防相互応援協定」に定めるところによるものとする。

(代表市町村の設置等)

第2条 市町村が行う救援活動等に関する調整及び県との連絡調整等を行うため、別記1に掲げるブロックごとに代表市町村を置くものとする。

2 代表市町村が被災した場合に備え別記1に掲げるブロックごとに代表市町村の業務を代行する第2順位及び第3順位の市町村を定めるものとする。

(応援の内容)

第3条 市町村が行う応援の内容は、次のとおりとする。

(1) 物資等の提供及びあつせん

ア 食料、飲料水、生活必需品、医薬品その他供給に必要な資機材

イ 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資

ウ 救援及び救助活動に必要な車両等

エ ごみ、し尿処理のための車両及び施設

オ 避難収容施設（避難所、応急仮設住宅等）

カ 火葬場

(2) 人員の派遣

ア 救護及び応急措置に必要な職員

イ 消防団員

(3) その他

ア 避難場所等の提供、緊急輸送路の確保等被災市町村との境界付近における必要な措置

イ ボランティアのあつせん

ウ 児童・生徒の受け入れ

エ 前2号に掲げるもののほか、災害救助法第23条第1項に定める救助

(4) 前3号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続)

第4条 応援を受けようとする市町村は、次に掲げる事項を明確にして、無線又は電話等により他の市町村に要請し、後に文書を速やかに送付するものとする。

(1) 被害の状況

(2) 応援を要請する内容

ア 物資・資機材の搬入

物資等の品目・数量、搬入場所、輸送手段、交通情報等

イ 人員の派遣

職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間、輸送手段、交通情報等

ウ その他、必要な事項

(緊急時における自主的活動)

第5条 代表市町村は、災害発生時において、通信の途絶等により被災状況等の情報が入手できない場合、速やかにその被災状況等について自主的に情報の収集・提供を行うものとする。

2 市町村は、前項の情報収集に基づき、被害が甚大で、かつ、事態が緊急を要すると認められる場合、代表市町村と連絡調整のうえ自主的に応援活動を実施するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、代表市町村は、別記1に掲げる代表市町村の属するブロック内の構成市町村において震度6強以上の地震が観測された場合においては、代表市町村が行う業務に必要な被災状況等についての情報収集及び提供等の業務を行うため、先遣隊を当該市町村に派遣するものとする。

4 代表市町村が被災した場合において前項の規定により先遣隊を派遣することができないときは、別記1に掲げる代表市町村の属するブロックの構成市町村（代表市町村を除く。）が別に定めるところにより、当該派遣を行うものとする。

5 前項に規定する場合において、別記1に掲げるブロックの構成市町村の大半が被災し当該ブロック内から前2項の規定による先遣隊の派遣を行うことができないときは、別記2に掲げる応援するブロックから当該派遣を行うものとする。

6 別記2に掲げる応援するブロックから当該派遣することができない場合に備え、代表市町村の会議において協議し、派遣する代表市町村をあらかじめ定めておくこととする。

7 前4項に規定する場合以外の場合は、通信の途絶等により被災状況等の情報が入手できない場合等で、代表市町村が必要と認めた場合に派遣するものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた市町村の負担とする。

2 応援職員等が応援に伴い負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償等に要する経費は、応援市町村の負担とする。

3 前2項に定めるもののほか、応援職員等の派遣に要する経費については、被災市町村及び応援市町村が協議して決める。

4 応援職員等が応援に伴い第三者に損害を与えた場合、応援を受けた市町村が、賠償の責めに任ずる。

ただし、応援職員等の重大な過失により発生した損害賠償に要する費用については、応援市町村の負担とする。

5 前項に定める応援を受けた市町村の負担額は、応援市町村が加入する保険により支払われる金額を控除した額とする。

(情報交換)

第7条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、別記1に掲げるブロックごと又は、ブロックをまたいで、備蓄物資の状況、緊急連絡先等の必要な情報等を定期的に相互に交換するものとする。

(訓練の参加)

第8条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、別記1に掲げるブロックごと又は、ブロックをまたいで、物資調達、人的支援等の訓練を実施するとともに、他の市町村主催の防災訓練に相互に参加するよう努めるものとする。

(防災体制の強化等)

第9条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画等の整備等、防災体制の強化を図るものとする。

2 市町村は、この協定を実効あるものとしていくため、必要に応じて県への協力を求める等、県との連携を強化することとする。

(補則)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

2 この協定に定めのない事項は、その都度、代表市町村の会議において協議して定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この協定は、平成8年4月1日から施行する。

(協定の成立)

- 2 この協定の成立は、県内全市町村長の同意書をもって証する。

附 則

この協定は、平成23年12月16日から施行する。

(別記1)

ブロック名	代表市町村	構成市町村
佐 久	佐久市	小諸市・佐久市・小海町・佐久穂町・川上村・南牧村・相木村・北相木村・軽井沢町・御代田町・立科町
上 小	上田市	上田市・東御市・長和町・青木村
諏 訪	岡谷市	岡谷市・諏訪市・茅野市・下諏訪町・富士見町・原村
上伊那	伊那市	伊那市・駒ヶ根市・辰野町・箕輪町・飯島町・南箕輪村・中川村・宮田村
飯 伊	飯田市	飯田市・松川町・高森町・阿南町・阿智村・平谷村・根羽村・下條村・売木村・天龍村・泰阜村・喬木村・豊丘村・大鹿村
木 曾	木曽町	木曽町・上松町・南木曽町・木祖村・王滝村・大桑村
松 本	松本市	松本市・塩尻市・安曇野市・麻績村・生坂村・山形村・朝日村・筑北村
大 北	大町市	大町市・池田町・松川村・白馬村・小谷村
長 野	長野市	長野市・須坂市・千曲市・坂城町・小布施町・高山村・信濃町・飯綱町・小川村
北 信	中野市	中野市・飯山市・山ノ内町・木島平村・野沢温泉村・栄村

(別記2)

被災ブロック	応援するブロック
佐 久	上 小
上 小	佐 久
諏 訪	上伊那 木 曾
上伊那	諏 訪 飯 伊
飯 伊	上伊那 木 曾
木 曾	飯 伊 諏 訪
松 本	長 野
大 北	北 信
長 野	松 本
北 信	大 北

(備考) 応援するブロックが複数の場合は、下線の代表市町村が派遣。

資料05-2 長野県市町村災害時相互応援協定実施細則

(趣旨)

第1条 この実施細則は、「長野県市町村災害時相互応援協定」(以下「協定」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(代表市町村)

第2条 代表市町村は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 被災市町村の情報収集と状況把握
- (2) 災害応急措置等に必要な物資、人員、その他要請内容の把握
- (3) 応接要請内容の所属ブロック構成市町村及び他の代表市町村への仕分け
- (4) 輸送ルート、応援物資集積場所等の応援に必要な情報の連絡
- (5) 応援活動等に関する県との連絡調整
- (6) 前各号に掲げるもののほか、災害応急活動を円滑に行うために必要な業務

2 代表市町村が被災等により前項の業務を遂行できない場合は、協定第2条第2項の規定により、代表市町村の業務を代行する第2順位又は第3順位の市町村が代表市町村の業務を代行する。

ただし、大半の構成市町村が同時被災し、代行することが困難と認められる場合は、協定別記2の隣接するブロックの代表市町村がこれを代行するものとする。

(応援要請の手続)

第3条 応援を受けようとする市町村は、次に掲げる順序により、応援を要請するものとする。

- (1) 要請は原則として所属ブロックの代表市町村に行うものとする。
- (2) 所属ブロックの代表市町村が同時被災しているおそれがある場合は、当該ブロックの第2順位の市町村に要請するものとする。
所属ブロックの代表市町村及び第2順位の市町村が同時被災しているおそれがある場合は、第3順位の市町村に要請するものとし、第4順位以下を定めた場合も同様とする。
- (3) 所属ブロックの大半が同時被災しているおそれがある場合は、協定別記2の隣接するブロックの代表市町村に要請するものとする。

2 被災市町村所属ブロックの代表市町村は、被災市町村の要請内容に当該ブロックの構成市町村のみでは対応できないと認められる場合は、他の代表市町村に要請するものとする。

(応援実施の手続)

第4条 被災市町村以外の市町村は、代表市町村から被災市町村への応援を要請された場合被災市町村から直接要請があったものとして、速やかに応援を実施するものとする。

2 被災市町村の属するブロックの代表市町村は、当該ブロック内の構成市町村及び他のブロックの代表市町村と連絡調整し要請事項及び搬入、派遣等に要する時間などの応援計画を被災市町村に伝達するとともに、後日、速やかに応援通知書を送付するものとする。

(応援物資の受領の通知)

第5条 被災市町村は、応援通知書に基づく応援物資を受領したときは、応援物資受領書を交付するものとする。

(応援終了報告)

第6条 被災市町村から要請を受けた代表市町村又はこれを代行する市町村は、応援が終了したときは、被災市町村に対して、応援終了報告書を送付するものとする。

(緊急時における自主的活動)

第7条 協定第5条により自主的に応援活動を実施する場合においては、被災市町村との連絡確保に努め、連絡可能となった際は、応援の要否を含め、被災市町村の指示のもとに行動するものとする。

(経費の負担)

第8条 応援職員等の派遣に要する経費については、応援市町村が定める規定により算定した当該応援職員等の旅費及び諸手当の額の範囲内とする。

(情報交換)

第9条 協定第7条の規定に基づく情報は次のとおりとし、変更の都度、協定市町村に報告するものとする。

- (1) 連絡担当部局及び通信手段一覧表
- (2) 備蓄物資、資機材一覧表
- (3) その他応援に必要な情報

(補則)

第10条 この実施細則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

- 2 この実施細則に定めのない事項は、その都度、代表市町村の会議で定めることとする。
ただし、当該定めのない事項のうちブロック内のみで決定する事項は、各ブロックの構成市町村の会議において協議して定める。
- 3 前項ただし書の場合において、ブロック内のみで決定する事項を定めた場合は、他のブロックの代表市町村に、その都度報告することとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この実施細則は、平成8年4月1日から施行する。

(実施細則の改定)

- 2 この実施細則の改正は、代表市町村の会議において決定するものとする。

(実施細則の成立)

- 3 この実施細則の成立は、県内全市町村長の同意書をもって証する。

附 則

この実施細則は、平成24年1月25日から施行する。

資料 05-3 応援要請書

第 年 月 日
平成

市 町 村 長 様

要 請 側 市 町 村 長

応 援 要 請 書

長野県市町村災害時相互応援に基づき、下記のとおり応援を要請します。

記

1 要請日時 年 月 日 時 分

2 被害の状況

3 応援を要請する内容

(1) 物資・資機材の搬入

物資等の品目・数量、搬入場所、輸送手段、交通情報等

(2) 人員の派遣

職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間、輸送手段、交通情報等

(3) その他必要な事項

資料05-4 長野県消防相互応援協定書

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第39条の規定に基づき、長野県内で災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、市町村等（消防事務を他の市に委託している町村にあってはその受託している市、消防事務に関する一部事務組合を組織している市町村にあってはその一部事務組合、広域連合を組織している市町村にあってはその広域連合をいう。以下同じ。）がそれぞれの消防力を活用して相互の応援を行うことにより、被害を最小限に防止することを目的とする。

(対象とする災害)

第2条 この協定の対象とする災害は、法第1条に規定する水火災又は地震等の災害で、市町村等の応援を必要とするものとする。

(地域区分)

第3条 この協定による相互の応援を円滑に実施するため、市町村等を別表に掲げる地域（以下「ブロック」という。）に区分する。

(代表消防機関の指定)

第4条 この協定による相互の応援を円滑に実施するため、ブロックごとに地域代表消防機関を指定し、更に地域代表消防機関を統括するための代表消防機関を指定する。

2 地域代表消防機関は、原則として、長野県消防長会副会長が属する消防本部とする。ただし、長野県消防長会副会長を置かないブロックについては、当該ブロックに属する市町村等の消防長の協議により決定するものとする。

3 代表消防機関は、長野県消防長会長が属する消防本部とする。

(応援要請)

第5条 災害が発生し、又は発生するおそれのある市町村等（以下「要請側」という。）の長は、災害の状況及び要請側の消防力を考慮して、市町村等の応援が必要と判断した場合、次の各号に掲げる区分により応援する市町村等（以下「応援側」という。）の長に対して、速やかに応援要請を行うものとする。

(1) 隣接応援要請 隣接する市町村等に対して行う応援要請

(2) 地域応援要請 隣接する市町村等が属するブロック内の市町村等に対して行う応援要請

(3) 全県応援要請 全ての市町村等に対して行う応援要請

(4) 特殊応援要請 他の市町村等が保有する特殊災害に対応する隊等を指定して当該市町村等に対して行う応援要請

(応援隊の派遣)

第6条 前条の規定により応援要請を受けた応援側の長は、特別の事情がない限り応援隊を派遣しなければならない。

2 市町村等は、地域代表消防機関又は代表消防機関が必要と判断した場合、災害が

発生している市町村等に対して、自主的に応援出動することができるものとする。
(応援隊の指揮)

第7条 応援隊は、要請側の長の指揮の下に活動するものとする。この場合において、被災地で活動する他の関係機関と緊密に連携するものとする。

(応援経費等の負担)

第8条 この協定に基づく経費等の負担については、次の各号に定めるところによる。

(1) 応援側の負担する経費等

ア 応援活動に従事する市町村等の職員の旅費及び諸手当

イ 応援活動に従事する市町村等の職員の公務災害補償費及び消防職員等賞給
金

ウ 応援活動において破損した車両、機械器具等の修理費

エ 応援活動において使用した資機材等又はそれに係る経費

オ 燃料及び給食等に係る経費

(2) 要請側の負担する経費等

ア 応援隊による消防法（昭和23年法律第186号）第29条第3項の規定に基づく
損失補償費及び同法第36条の3第1項の規定に基づく損害補償費

イ 応援隊が応援活動において第三者に損害を与えた場合の損害賠償費

ウ 要請側から調達依頼のあった資機材等に係る経費

エ 大規模災害又は長期間にわたる災害への応援活動に係る経費のうち前号に
定めるもの以外の経費

オ 第5条第4号の規定による応援活動において使用した特殊災害用資機材等
に係る経費

(3) 前各号に定める経費等の負担について特に必要がある場合又は前各号に定め
のない経費等については、その都度当事者間の協議により決定することができる
ものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定について変更の必要若しくは疑義
が生じたときは、市町村等の長が協議して定めるものとする。

(補則)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項は、市町村等の消防長が協議して定める。

附 則

(施行期日)

1 この協定は、平成8年2月14日から施行する。

(長野県広域消防相互応援協定の廃止)

2 法第21条の規定により、県内を10ブロックに編成して昭和41年に各ブロック毎に
締結した長野県広域消防相互応援協定は、廃止する。

この協定の締結を証するため、本書18通を作成し、市町村等の長が記名押印の上、
各自1通を保有する。

附 則（平成12年 7 月 1 日）

この協定は、公布の日から施行し、平成12年 7 月 1 日から適用する。

附 則（平成13年 7 月 1 日）

この協定は、公布の日から施行し、平成13年 7 月 1 日から適用する。

附 則（平成15年11月 1 日）

この協定は、公布の日から施行し、平成15年11月 1 日から適用する。

附 則（平成18年 9 月 1 日）

この協定は、公布の日から施行し、平成18年 9 月 1 日から適用する。

附 則（平成27年 4 月 8 日）

この協定は、平成27年 4 月 8 日から効力を生ずる。

別表(第 3 条関係)

地域区分	市 町 村 等
北 信	長野市 須坂市 千曲坂城消防組合 岳北広域行政組合 岳南広域消防組合
東 信	上田地域広域連合 佐久広域連合
中 信	松本広域連合 北アルプス広域連合 木曽広域連合
南 信	諏訪広域連合 上伊那広域連合 南信州広域連合

資料05-5 長野県消防相互応援協定実施細則

(主旨)

第1条 この実施細則は、長野県消防相互応援協定書（平成8年2月14日締結。以下「協定」という。）第10条の規定に基づき、消防の相互の応援の実施について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この実施細則において使用する用語は、協定において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 受援支援要員とは、要請側の消防本部の受援活動を支援する要員をいう。
- (2) 支援隊とは、災害情報等の収集及び要請側の消防本部の指揮活動を支援するため、要請側の属するブロックの地域代表消防機関等から出動する隊をいう。

(応援隊の名称)

第3条 協定に基づき活動する応援隊の総称は、県消防相互応援隊とする。

(地域代表消防機関の任務等)

第4条 地域代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 当該ブロック内の被害情報の収集及び集約に関すること。
 - (2) 要請側の消防本部との応援要請に係る協議及び一括的な応援要請に関すること。
 - (3) 代表消防機関、当該ブロック内市町村等及び関係機関との連絡調整に関すること。
 - (4) 当該ブロック内の県消防相互応援隊の編成、活動調整等に関すること。
 - (5) その他県消防相互応援隊の活動に必要な事項
- 2 地域代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合は、当該ブロック内の他の消防本部がその任務を代行するものとする。
- 3 地域応援要請が複数ブロックにわたる場合は、当該地域代表消防機関の協議により、県消防相互応援隊の活動調整等を統括する地域代表消防機関を決定するものとする。

(代表消防機関の任務等)

第5条 代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 長野県内の被害情報の収集及び集約に関すること。
 - (2) 要請側の消防本部との応援要請に係る協議及び一括的な応援要請に関すること。
 - (3) 長野県、地域代表消防機関及び関係機関との連絡調整に関すること。
 - (4) 県消防相互応援隊の編成、活動調整等に関すること。
 - (5) 緊急消防援助隊要請時の関係機関との連絡調整に関すること。
 - (6) その他県消防相互応援隊の活動に必要な事項
- 2 代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合は、地域代表消防機関がその任務を代行するものとする。

(災害等発生時の連絡等)

第6条 市町村等の消防長は、管轄区域内で大規模災害又は特殊災害（以下「大規模災害等」という。）が発生した場合又は発生するおそれのある場合には、長野県、属するブロックの地域代表消防機関の消防長及び代表消防機関の消防長に対して、速やかに連絡するものとする。

(応援要請)

第7条 要請側の長は、有線電話その他の方法により、応援側の長に対して速やかに応援要請を行うものとし、次に掲げる事項を把握した時点で、県消防相互応援隊の応援要請書(様式第1号)を送付するものとする。

- (1) 災害の状況、発生場所及び被害状況
- (2) 必要な県消防相互応援隊の隊数、資機材等
- (3) 県消防相互応援隊の活動場所及び任務
- (4) 使用無線周波数
- (5) 安全管理上の注意事項
- (6) その他県消防相互応援隊の活動に必要な事項

2 地域応援要請は、応援側の属するブロックの地域代表消防機関を経由して行うものとする。

3 全県応援要請は、代表消防機関を経由して行うものとする。

(受援支援要員の派遣要請)

第8条 要請側の消防長は、県消防相互応援隊の受入れ体制が整わないと判断した場合には、属するブロックの地域代表消防機関の消防長に対して、速やかにその旨を報告し、受援支援要員の派遣に係る調整を求めるものとする。

(県消防相互応援隊の編成)

第9条 隣接応援要請時及び特殊応援要請時の県消防相互応援隊の編成は、要請側及び応援側の消防本部の協議により決定するものとする。

2 地域応援要請時の県消防相互応援隊の編成は、地域代表消防機関が行うものとする。

3 全県応援要請時の県消防相互応援隊の編成は、代表消防機関が行うものとする。

4 県消防相互応援隊は、応援要請に迅速に対応するため、原則として当直隊をもって編成するものとし、市町村等の消防長は事前に計画を策定しておくものとする。

(県消防相互応援隊の派遣)

第10条 県消防相互応援隊を派遣する応援側の長は、次に掲げる事項について、有線電話その他の方法により、要請側の長に対して速やかに連絡するとともに、県消防相互応援隊の応援決定通知書(様式第2号)を送付するものとする。

- (1) 派遣隊数及び隊員数
- (2) 出発予定時刻及び進出拠点(進出拠点を設定しない場合は、災害現場。以下同じ。)到着予定時刻
- (3) その他県消防相互応援隊の活動に必要な事項

2 地域応援要請に基づき県消防相互応援隊を派遣する場合の連絡は、応援側の属するブロックの地域代表消防機関を経由して行うものとする。

3 全県応援要請に基づき県消防相互応援隊を派遣する場合の連絡は、代表消防機関を経由して行うものとする。

(支援隊の先遣出動)

第11条 要請側の属するブロックの地域代表消防機関の消防長は、地域応援要請又は全県応援要請が行われた場合には、支援隊を出動させるものとする。ただし、支援隊の現場到着に時間を要する場合等は、当該ブロック内の他の消防本部がその任務を代行するものとする。

2 支援隊の任務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 進出拠点までの道路状況等の情報の収集及び提供に関すること。

(2) 被害状況、活動場所、任務、必要な応援隊規模等の情報の収集及び提供に関すること。

(3) 宿営場所の確保又は確認に関すること。

(4) 要請側の消防本部の指揮活動の支援に関すること。

(5) その他県消防相互応援隊の活動に必要な事項

(県消防相互応援隊の指揮)

第12条 複数の市町村等から県消防相互応援隊を派遣する場合の指揮は、緊急消防援助隊長野県大隊応援等実施計画（平成29年6月12日施行）の規定を準用するものとする。

(自主応援)

第13条 市町村等の消防長は、他市町村等で発生した大規模災害等を覚知し、応援が必要と判断した場合には、属するブロックの地域代表消防機関の消防長に対してその旨を連絡し、自主応援の要否を確認するものとする。

2 地域代表消防機関の消防長は、当該ブロック内の他市町村等で発生した大規模災害等を覚知した場合には、必要に応じて支援隊を出動させ、災害情報の収集及び被災地消防本部の指揮活動の支援を行うよう努めるものとする。

3 地域代表消防機関の消防長は、情報収集又は被災地消防本部の応援のために必要と判断した場合には、当該ブロック内の消防本部の消防長に対して、自主応援を求めることができるものとする。

4 地域代表消防機関の消防長は、当該ブロック内から自主応援を行う場合には、被災地消防本部の消防長、被災地消防本部の属するブロックの地域代表消防機関の消防長及び代表消防機関の消防長に対してその旨を連絡するものとする。

(応援隊の誘導等)

第14条 要請側の消防長は、県消防相互応援隊の進出拠点に誘導員を派遣して応援活動上必要な情報の提供、資機材の貸与等を行うとともに、県消防相互応援隊の誘導に努めるものとする。

(応援要請の解除)

第15条 要請側の長は、県消防相互応援隊の要請解除を決定した場合には、有線電話その他の方法により、応援側の長に対して速やかに連絡するとともに、県消防相互応援隊の応援要請解除通知書（様式第3号）を送付するものとする。

(県消防相互応援隊の引揚げ)

第16条 応援要請解除の連絡を受けた県消防相互応援隊の最上位指揮者は、被災地における活動を終了するとともに、要請側の消防本部に対して次に掲げる事項を報告し、引揚げるものとする。

(1) 県消防相互応援隊の活動概要（場所、時間、隊数等）

(2) 活動中の異常の有無

(3) 隊員の負傷の有無

(4) 車両、資機材等の損傷の有無

(5) その他必要な事項

(活動結果報告)

第17条 応援側の長は、派遣している県消防相互応援隊の帰署（所）後、県消防相互応援隊活動報告書（応援側）（様式第4号）により、要請側の長に対して速やかに活動報告を行うものとする。

2 要請側の消防長は、応援活動終了後、県消防相互応援隊活動報告書（要請側）（様

式第5号)により、応援側の消防長、応援側の属するブロックの地域代表消防機関の消防長及び代表消防機関の消防長に対して、速やかに災害等の概要を報告するものとする。

(応援経費等の負担)

第18条 協定第8条第2号に定める要請側の負担する経費のうち、応援側の重大な過失により発生した損害賠償に要する経費については、応援側の負担とする。

2 協定第8条第2号ア及びイに定める要請側の負担額は、応援側が加入する保険により支払われる金額を控除した額とする。

3 協定第8条第2号に定める応援に要した費用の請求は、県消防相互応援隊の活動経費請求書(様式第6号)により行うものとする。

(連絡体制等)

第19条 県消防相互応援隊の活動等に係る連絡は、有線電話、有線FAX又は電子メール等によるものとし、有線FAX又は電子メールによる場合には、県消防相互応援に係る連絡(様式第7号)により行うものとする。

(県消防相互応援隊の登録)

第20条 県消防相互応援隊の登録隊は、緊急消防援助隊の登録をもって県消防相互応援隊に登録したものとみなす。ただし、災害状況、地理的条件等に応じ、緊急消防援助隊登録車両以外で出動することができるものとする。

(演習又は訓練の実施)

第21条 市町村等の消防長は、県消防相互応援隊の連携活動能力の向上及び関係機関との連携強化を図るため、市町村等合同の演習又は訓練を実施するよう努めるものとする。

(協議)

第22条 この実施細則に定めない事項又はこの実施細則について変更の必要若しくは疑義等が生じたときは、その都度消防長が協議して定めるものとする。

附 則

1 この実施細則は、平成8年2月14日から施行する。

2 この実施細則の成立は、市町村等の消防長の同意書をもって証する。

附 則(平成18年9月1日)

この実施細則は、同意の日から施行し、平成18年9月1日から適用する。

附 則(平成27年4月8日)

この実施細則は、同意の日から施行し、平成27年4月8日から適用する。

附 則(平成30年9月1日)

この実施細則は、同意の日から施行し、平成30年9月1日から適用する。

資料05-6 長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に関する協定

長野県（以下「甲」という。）、長野県市長会（以下「乙」という。）及び長野県町村会（以下「丙」という。）は、大規模災害により被災した都道府県・市区町村（以下「被災県等」という。）への支援について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、長野県外で大規模な災害が発生した場合に、被災県等に対し、甲、乙及び丙が一体となって迅速かつ的確な支援を行うため必要な事項について定めるものとする。

（支援の実施）

第2条 支援方法及び内容等については、別添「長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に係る基本方針」に基づき実施するものとする。

（その他）

第3条 この協定に関し必要な事項は、別に定める。

2 この協定に定めのない事項は、甲、乙及び丙が協議して定める。

附 則

この協定は、平成24年12月12日から適用する。

平成24年12月12日

甲 住所 長野市大字南長野字幅下692-2

長野県知事 阿部 守一

乙 住所 長野市大字西長野字加茂北143-8

長野県市長会長 母袋 創一

丙 住所 長野市大字西長野字加茂北143-8

長野県町村会長 藤原 忠彦

資料05-7 長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に係る基本方針

第1 総則

1 目的

この方針は、長野県外で大規模な災害が発生した場合、被災した都道府県・市区町村（以下「被災県等」という。）に対し、長野県（以下「県」という。）と長野県内の市町村（以下「市町村」という。）が一体となって、迅速かつ的確な支援を行うために設置する長野県合同災害支援チームの活動に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 用語の意義

（1）代表市町村

長野県市町村災害時相互応援協定に定める代表市町村をいう。

（2）ブロック

長野県市町村災害時相互応援協定に定めるブロックをいう。

（3）先遣隊

大規模災害が発生した際に、被災状況を把握するため、被災県等へ派遣する長野県職員と市町村職員（代表市町村職員もしくはブロックを代表する市町村職員をいう。以下同じ。）による合同チームをいう。

（4）現地支援本部

被災県等において支援ニーズの把握、支援に関する調整及び支援の実施を行う組織をいう。

（5）後方支援本部

支援に際し、長野県庁等において被災県、現地支援本部及び市町村との連絡、調整を行う組織をいう。

（6）調整会議

支援方針、現地支援本部及び後方支援本部の体制等について調整を行う組織をいう。

第2 被災県等への支援

1 支援を行う被災県等

次に掲げる協定に基づき支援を行うこととなった被災県等とする。

（1）「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」（全国知事会）

（2）「災害応援に関する協定」（中部圏知事会）

（3）「震災時等の相互応援に関する協定」（関東地方知事会）

（4）「災害時の相互応援に関する協定」（新潟県）

（5）県が新たに締結する災害時応援協定

2 支援の内容

主に、次の支援を行う。

（1）被災県等への職員派遣及び物資の提供

（2）被災者の受入及び施設の提供

① 県内医療機関での傷病者の受入

② 県内での避難所、応急仮設住宅等の提供

（3）その他被災県等との協議の中で必要と認めた支援

3 支援の実施又は終了の決定

（1）被災県等に対する支援を実施する場合又は支援を終了する場合は、県危機管理監が県知事、市長会長及び町村会長の事前の承認を得るものとする。ただし、支援の実施に当たり、緊急を要する場合にあっては、事後の承認をもって足りるものとする。

（2）前項の承認後、県は、市町村に対して、知事、市長会長及び町村会長の連名により、

支援の決定又は終了を通知するものとする。

第3 支援体制の整備

1 先遣隊の派遣

- (1) 被災状況を把握するため、被災県等の災害対策本部に先遣隊を派遣する。
- (2) 先遣隊は、県職員2名と市町村職員2名を基本に構成し、隊長は県職員をもってあてる。
- (3) 先遣隊を派遣するブロックの順番、先遣隊の装備品など、派遣を円滑に行うために必要な事項については、あらかじめ県と代表市町村との協議で定める。

2 現地支援本部の設置

- (1) 先遣隊は、被災県等と調整の上、適切な場所に現地支援本部を設置し、運営にあたる。
なお、その場合は先遣隊長を現地支援本部の責任者とする。
- (2) 現地支援本部は、次の業務を行う。
 - ① 被災県等との連絡体制の確立
 - ② 被災県等の支援ニーズの把握
 - ③ 被災県等での職員、物資等の受入調整
 - ④ 広域避難を実施する場合の調整
 - ⑤ 被災県等に対する支援の実施
 - ⑥ その他、支援に必要な業務
- (3) 現地支援本部に派遣する県職員及び市町村職員の人数は、支援状況に応じて後方支援本部で決定する。

3 後方支援本部の設置

支援を決定した場合は、県及び市町村で構成する後方支援本部を原則として県庁内に設置する。ただし、県危機管理監が特に認めた場合は、県庁外に設置することができる。

- (1) 後方支援本部は、県危機管理監、関係する部局の県職員及び各ブロック1名ずつの市町村職員を基本に構成し、設置後の被災県等への支援状況に応じて人数を定める。
- (2) 後方支援本部の責任者は県危機管理監をもってあてる。
- (3) 後方支援本部の業務
 - ① 現地支援本部との連絡体制の確立
 - ② 現地支援本部から送られる支援ニーズの把握と支援内容の検討
 - ③ 支援内容の県及び市町村への割り振り
 - ④ 支援に関する被災県等、現地支援本部及び市町村間の総合調整
 - ⑤ 費用精算業務
 - ⑥ その他支援に必要な業務
- (4) 調整会議
県危機管理監、市長会事務局長、町村会事務局長及び後方支援本部の市町村職員で構成する調整会議を設置し、主に次の事項を協議する。
 - ① 支援方針
 - ② 現地支援本部及び後方支援本部の体制
 - ③ 支援の終了
 - ④ その他、支援を円滑に行うために調整が必要な事項

第4 県及び市町村において実施する事項

1 県が実施する事項

- (1) 本基本方針に係る事項の地域防災計画等への記載
- (2) 県及び市町村の支援可能な職員、物資等の把握
- (3) 支援可能な職員、物資等の確保

(4) その他支援に必要な事項

2 代表市町村が実施する事項

- (1) 本基本方針に係る事項の地域防災計画等への記載
- (2) ブロック内市町村の支援可能な職員、物資等の把握
- (3) 支援可能な職員、物資等の確保
- (4) ブロック内の連絡体制の整備
- (5) その他支援に必要な事項

3 代表市町村以外の市町村が実施する事項

- (1) 本基本方針に係る事項の地域防災計画等への記載
- (2) 支援可能な職員、物資等の確保及び代表市町村への情報提供
- (3) その他支援に必要な事項

第5 その他

1 訓練の実施

他県で実施する防災訓練に合わせ、先遣隊の派遣訓練、現地支援本部及び後方支援本部の設置訓練、情報連絡に関する訓練を実施する。

2 姉妹市町村等の災害時応援協定との関係

この方針は、市町村が姉妹市町村等の災害時応援協定により被災市町村を支援することを妨げるものではない。

3 本方針を円滑に運用するために必要な事項は、県及び代表市町村で定める。

資料05-8 職員の派遣に関する協定書

(北アルプス広域連合)

池田町長 山崎袈裟盛 (以下「甲」という。) と、北アルプス広域行政組合長 腰原愛正 (以下「乙」という。) とは、職員の派遣について、次のとおり協定する。

(派遣)

第1 乙は、甲に対して、池田町地域防災計画に定める災害対策本部及び水防本部の業務を行うために必要な職員を派遣する。

(派遣の範囲)

第2 乙が甲に派遣する職員 (以下「派遣職員」という。) の範囲は、池田町地域防災計画に定める範囲とする。ただし、増員が必要な場合は、甲乙協議のうえ別にその範囲を定めるものとする。

(従事業務)

第3 派遣職員は、次の各号に定める業務に従事するものとする。

- (1) 災害対策基本法 (昭和 36 年法律第 223 号) 第 23 条第 1 項及び池田町災害対策本部条例に基づく池田町災害対策本部業務
- (2) 水防法 (昭和 24 年法律第 193 号) 第 25 条に基づく池田町水防本部業務

(派遣期間)

第4 職員の派遣期間は、次の各号に定める期間とする。

- (1) 甲が池田町災害対策本部を設置した時から災害応急対策が終了するまでの間
- (2) 甲が池田町水防本部を設置した時から災害応急対策が終了するまでの間

(派遣職員の身分)

第5 派遣職員は、北アルプス広域消防本部及び池田町の職員の身分を併せ有するものとする。

(公務災害補償)

第6 派遣職員の公務災害補償は、乙が行うものとする。ただし、その基礎となる事実認定については、甲乙協議するものとする。

(補則)

第7 この協定についての疑義及びこの協定に定めない事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ各 1 通を保有する。

平成 10 年 5 月 20 日

甲 池田町長 山崎 袈裟盛 ㊟

乙 北アルプス広域行政組合
組合長 腰原 愛正 ㊟

資料05-9 指定地方行政機関職員派遣要請書

〇 〇 災 害 に よ る 職 員 派 遣 要 請 書

平成 年 月 日

様

池田町長

- 1 派遣を求める理由

- 2 派遣等を求める職種別人員数

- 3 派遣を必要とする機関

- 4 派遣される職員の給与その他の勤務条件

- 5 その他必要な事項

災害時支援協定書

長野県池田町(町長 山崎袈裟盛)と、横浜市磯子区岡村西部連合自治会(会長 渡部近司)は友好親善交流 10 周年を契機に、災害が発生した場合における地域並びに住民の生命、身体および財産を災害から保護するため、相互支援に関し、次のとおり協定を締結する。

この協定は、協定締結区域内において、地震、洪水、その他の災害が発生した場合に相互に支援することにより、災害応急対策、災害復旧を支援するために次のとおり定める

1. 支援活動に要する車両等の提供
2. 食料・飲料水・医療品・その他の生活必需品の提供
3. 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧に必要な資機材の提供
4. 災害支援に必要な人員の派遣およびボランティアの斡旋
5. 被災世帯の児童、生徒の受け入れ
6. 被災者の一時収容のための施設
7. その他特に要請のあった事項
8. 協定細目は別に定める

この協定書は二通作成の上各自が保管し、平成 15 年 8 月 3 日から施行する。

平成 15 年 8 月 3 日

署名人 神奈川県横浜市磯子区岡村 5 丁目 2 番 1 4 号
岡村西部連合自治会会長

署名人 長野県北安曇郡池田町大字池田 3 2 0 3 番地 6
長野県池田町町長

立会人 横浜市商工会議所専務理事

立会人 池田町議会議長

連携協定書

自然と緑の薫る池田町で活動するライオンズクラブ国際協会 334-E 地区 高瀬ライオンズクラブ (以下「甲」という) と池田町(以下「乙」という) は相互の連携協力について以下の通り協定を締結する。

【目的】

第 1 条 本協定は甲及び乙が相互に連携することを通じて、甲の公益性の高い活動が一層地域と結びつき、共創・協働が発展して、地域社会の向上に資することを目的とする。

【連携事項】

第 2 条 甲および乙は前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- (1) 児童及び青少年の健全育成に関すること
- (2) 環境美化と保全に関すること
- (3) 健康の増進に関すること
- (4) 災害支援に関すること
- (5) その他地域社会の向上に関すること

前事項の効果的推進のため、甲及び乙は、具体的な連携内容、推進方法及び役割等について随時協議を行うものとする。

【協定の継続及び見直し等】

第 3 条 本協定は甲または乙のいずれかから打ち切りを申し出るまで継続するものとする。

甲または乙のいずれかから協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、その変更を行うものとする。

【疑義の決定】

第 4 条 本協定の定めない事項または、本協定の事項に疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙それぞれ署名のうえ、各自その 1 通を保有するものとする。

平成28 年9 月7 日

(甲) ライオンズクラブ国際協会334-E地区3R2Z

高瀬ライオンズクラブ会長

五城國明



(乙) 池田町長

甕聖幸



(岐阜県池田町)

災害時等の相互応援に関する協定書

長野県北安曇郡池田町と岐阜県揖斐郡池田町（以下「協定町」という。）は、災害時における相互応援について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、協定町のいずれかの町域において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害及び原子力災害、武力攻撃災害のほか協定町の住民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生じる恐れがある緊急の事態が発生し、被災した自治体（以下「被災町」という。）のみでは、十分に被災者の救援等の応急措置等が実施できない場合において、被災町が応援要請する応急措置等を円滑に遂行するため、相互応援の体制について必要な事項を定めるものとする。

(連絡窓口)

第2条 協定町は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部課を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するとともに、必要な情報を提供するものとする。

(応援の内容)

第3条 応援の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧その他の活動に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両及び資機材等の提供
- (4) 救援及び応急措置等に必要な職員の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (6) 被災した児童・生徒の受け入れ
- (7) ボランティアの斡旋
- (8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあった事項

(応援要請の手続)

第4条 被災町が応援を要請する場合は、次の事項を明らかにし、応援を行う自治体（以下「応援町」という。）に文書により応援を要請するものとする。ただし、緊急の場合は、利用可能な通信手段を用いて応援を要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 必要とする物資、車両等の品目及び数量
- (3) 必要とする職員の職種、人数及び派遣期間
- (4) 応援の場所及び当該場所への経路
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に必要とする事項

(応援の実施)

第5条 前条の応援要請があったときは、応援町は極力これに応じ応援活動に努めるものとする。ただし、特別の事情により応援できない場合は、その旨を直ちに連絡するものとする。

2 応援町は、前条の規定による応援要請がない場合であっても、被害が甚大であると判断し、かつ、被災町と連絡を取ることができないときは、自主的に応援を行うことができる。この場合において、前条の規定による応援要請があったものとみなし、事後に応援要請に係る手続きを行うものとする。

(応援のため派遣された職員の指揮)

第6条 応援のため派遣された職員は、被災町の首長の指揮の下に行動するものとする。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要した経費は、原則として被災町の負担とする。

2 被災町が前項に規定する費用を支弁するいとまがない場合は、応援町は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項の規定により難しい場合には、別途協議する。

(災害補償等)

第8条 第3条第4号の規定により派遣された職員(以下「派遣職員という。」)に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)の定めるところによる。

2 派遣職員が公務執行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災町が、被災町への往復経路の途中に生じたものについては応援町が、それぞれ賠償の責めを負うものとする。

(情報の交換等)

第9条 協定町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、平素から必要に応じ、相互に情報の交換及び資料の提供を行うものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めがない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、協定町は署名押印のうえ、双方各1通を保有する。

平成30年4月26日

長野県北安曇郡池田町長

麿 聖 章

岐阜県揖斐郡池田町長

岡 崎 和 夫

災害時等相互応援協定書

(目的)

第1条 この協定は、北安曇郡池田町と東筑摩郡生坂村において災害対策基本法第2条第1号に規定する災害の他、協定町村に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態が発生した場合において、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害対策基本法及び互助友愛精神に基づき、被災町村に対し、その総力を挙げて応援活動を行うことを目的とする。

(応援の要請)

第2条 町長及び村長は、災害が発生した場合において、被災町村独自では対応が困難と認められるときは、応援を要請することができる。

(災害情報の交換及び共有)

第3条 町村区域の境界周辺で発生した災害を覚知したときは、速やかに協定町村長に対し、災害の状況を通報し、情報を共有するものとする。

(応援要請の方法)

第4条 応援の要請は、災害発生地 of 町村長又はその代理者が、次の事項を明確にして応援町村長に対して行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の場所
- (3) 所要人員及び機械器具または応援の種類等
- (4) 応援要請場所
- (5) 避難所開設、収容等
- (6) その他必要と認める事項

(応援の派遣、避難所開設等)

第5条 前条の規定により応援要請を受けた町村長は、業務に支障のない範囲において応援隊を派遣するものとする。

- 2 前条第5号の要請があった場合は、町村が指定する指定避難所開設に支障のない範囲において開設、収容するものとし、避難所運営は要請者が運営するものとする。
- 3 応援町村長は、応援隊を派遣したときは、出発時刻、人員、機械器具、到着予定時刻を受援町村に通報し、または派遣しがたいときは、その旨を遅延なく受援町村長に通報するものとする。
- 4 応援町村長は、避難所開設したときは、開設避難所の場所、名称、開設可能時間、受入可能人員数を受援町村に通報し、または開設しがたいときは、その旨を遅延なく受援町村長に通報するものとする。

(応援隊の誘導)

第6条 受援町村長は、要請場所に誘導員を可能な範囲において配置するものとし、応援隊は、受援町村の指揮下に行動するものとする。

(緊急時における自主的活動)

第7条 災害発生時において、被災状況等の情報により事態が緊急を要すると認められる場合、町村相互に連絡調整のうえ自主的に応援活動を実施することができるものとする。

(費用負担)

第8条 応援に要した費用は、当事者間において協議のうえ決定するものとする。

(改廃)

第9条 この協定の改廃は、協定者協議のうえ行うものとする。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、長野県市町村で既に締結されている長野県市町村災害時応援協定等に基づく応援を妨げるものではない。

(その他の事項)

第11条 この協定以外の必要な事項に関しては、当事者間において、その都度協議決定するものとする。

附則

この協定は、協定を締結した日から効力を発するものとする。

上記協定を証するための本書2通を作成し、当事者各1通を保管するものとする。

平成30年8月9日

北安曇郡池田町大字池田3203-6

池田町長 甕 聖 章

東筑摩郡生坂村5493-2

生坂村長 藤 澤 泰 彦

災害時等相互応援協定書

安曇野市（以下「甲」という。）と北安曇郡池田町（以下「乙」という。）は、甲、乙の区域内において災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に定める災害及び甲、乙の住民に重大な被害が生じる事態（以下「災害等」という。）が発生、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における相互応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、災害時等において災害対策基本法及び相互友愛精神に基づき、甲、乙の区域内における住民及び滞在者（以下「住民等」という。）の生命、身体及び財産を保護し、災害等からの早期復旧を図るため、甲、乙相互に応援活動を行うことに関して必要な事項を定めるものとする。

（応援の要請及び種類）

第 2 条 災害時等において、独自では対応が困難な甲又は乙（以下「被災市町」という。）は、応援を要請することができる。

2 要請することができる応援は、次のとおりとする。

- （1）食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- （2）被災者の救出、医療、防疫、その他救援及び救助活動に必要な資機材、車両、施設及び物資の提供
- （3）避難を要する住民等を受け入れるために必要な施設（以下「避難所」という。）の提供及び避難所の運営に必要な資機材並びに物資の提供
- （4）災害対応にあたる職員（以下「応援職員」という。）の派遣
- （5）その他、特に要請のあった事項で対応が可能な事項

（応援要請の方法）

第 3 条 前条の規定による応援を要請するときは、次の事項を明確にし、文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等の方法により応援を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- （1）災害等の状況
- （2）災害等の発生場所
- （3）応援を要請する事項
- （4）応援を要請する期間
- （5）その他応援活動に必要な事項

（要請事項への対応）

第 4 条 第 2 条の規定による応援要請を受けた甲又は乙（以下「応援市町」という。）は、可能な限り応援を行うものとし、応援が可能な内容を被災市町に連絡するものとする。

2 第 2 条第 2 項第 3 号の要請を行った場合において、避難所の運営は、原則として、被災市町が行うものとする。

（経費の負担）

第 5 条 応援に要した経費は、原則として被災市町の負担とする。

2 応援職員の派遣に要する経費（応援職員が応援に伴い負傷、疾病又は死亡した場

合における公務災害補償等に要する経費を含む。)については、応援市町が負担する。

- 3 応援職員が応援に伴い第三者に損害を与えた場合、被災市町が賠償の責を負うものとする。ただし、応援職員の重大な過失により発生した損害賠償に要する費用については、応援市町の負担とする。

(災害情報の交換及び共有)

第6条 甲及び乙は、甲、乙の境界周辺で災害等の発生を覚知したときは、速やかに災害等の状況を連絡し情報を共有するものとする。

(連絡担当)

第7条 この協定による要請や災害時等における速やかな情報共有のため、甲及び乙は、あらかじめ本協定に関する連絡担当部局を定め、その情報を相互に共有するものとし、連絡担当部局に変更があったときは、速やかに変更後の部局を連絡するものとする。

- 2 甲及び乙は、第3条に規定する要請を行うときは、前項に規定する連絡担当部局に対し行うものとする。

(他の協定との関係)

第8条 この協定は、長野県市町村で既に締結されている長野県市町村災害時応援協定書に基づく応援を妨げるものではない。

(期限)

第9条 この協定は、締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書により協定の終了を通知しない限り継続するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和2年2月18日

甲 長野県安曇野市豊科6000番地
安曇野市
安曇野市長 宮 澤 宗 弘

乙 長野県北安曇郡池田町大字池田3203番地6
北安曇郡池田町
池田町長 甕 聖 章

06 救助・救急・医療関係

資料 06-1 町内及び近隣医療機関

1 診療施設

名 称	所 在 地	診 療 科 目	電話番号	FAX番号
はーぶの里診療所	会染4855-1	内科、 <u>外科</u>	62-0210	62-0211
太 田 医 院	池田3335-12	内科、呼吸器科、消化器科、循環器科、アレルギー科	62-1010	62-0211
平林メンタルクリニック	池田2463-3	精神科、心療内科	61-1577	—
すずらん内科クリニック	池田2536-5	内科、循環器科	85-2246	—
せりざわクリニック	池田2902-17	内科、腎臓内科	62-3000	—
竹 内 歯 科 医 院	池田4312	歯科	62-2151	—
小田切 歯科 医 院	<u>池田4383-1</u>	歯科	62-3134	62-6047
師 岡 歯 科 医 院	会染5097-2	歯科	62-9781	62-9786

2 病院

名 称	所 在 地	診 療 科 目	病 床 数
市立大町総合病院	大町市大字大町3130	内科(総合診療科)、呼吸器・アレルギー内科、循環器内科、消化器内科、腎臓内科、血液内科、糖尿病・内分泌内科、漢方・リウマチ内科、神経内科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、歯科口腔外科	147(一般) 4(感染) 48(療養)
穂高病院	穂高町大字穂高4634	内科、整形外科、産婦人科、 <u>小児科</u> 、眼科、外科、 <u>乳腺・甲状腺科</u> 、 <u>形成外科</u>	79(一般) 48(療養)
北アルプス医療センター あづみ病院	池田町大字池田3207-1	内科、脳神経内科、精神科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、腎臓内科、血液内科、 <u>リウマチ・膠原病内科</u> 、小児科、外科、 <u>消化器外科</u> 、整形外科、形成外科、呼吸器外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科、歯科口腔外科、 <u>病理診断科</u>	204(一般) 120(精神)

3 災害拠点病院

医療圏名	病 院 名	開設者	病床数	所 在 地	(電話)
大 北	市立大町総合病院	大町市	199	大町市大町 3130	0261-22-0415

4 支援病院

医療圏名	病 院 名	開設者	病床数	所 在 地	(電話)
大 北	北アルプス医療センターあづみ病院	厚生連	324	池田町 3207-1	0261-62-3166

資料 06-2 災害時の医療救護活動に関する協定（社団法人大北医師会）

池田町（以下「甲」という。）と社団法人大北医師会（以下「乙」という。）とは、災害時の医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、池田町地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

2 甲は、防災計画に基づき医療救護活動を実施する必要がある場合は、本協定により乙の協力を得て実施できるよう必要な調整を行う。

3 乙は、前項に定める医療救護活動が円滑に実施できるよう、必要な調整を行う。

（大北地域大規模災害医療救護計画・大規模災害医療救護活動マニュアル）

第2条 乙は、長野県地域包括医療協議会大北支部（以下「包括」という。）が定めた大北地域大規模災害医療救護計画（以下「医療救護計画」という。）並びに大規模災害医療救護活動マニュアルに基づき医療救護活動を実施する。

（医療救護班の派遣）

第3条 甲は、防災計画に基づき、医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し医療救護班の派遣を要請する。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、医療救護計画に基づき、医療救護班を派遣する。

（医療救護班に対する指揮）

第4条 乙の派遣する医療救護班に対する指揮は、乙の長を通じて行う。

（医療救護班の業務）

第5条 乙が派遣する医療救護班は、避難場所、災害現場等に設置する医療救護所その他甲が指定する場所において医療救護活動を行う。

2 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- （1）傷病者のトリアージ
- （2）救急処置の実施
- （3）傷病者の搬送順位及び搬送先の決定
- （4）消防本部等への傷病者の搬送要請
- （5）死体の検案と検案書の作成
- （6）救急活動の記録
- （7）その他必要な事項

（医療救護班の輸送）

第6条 甲は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護班の輸送について、必要な措置をとる。

（医薬品等の供給）

第7条 災害時の医療救護活動のため、乙が派遣する医療救護班が使用する医薬品等は、当該医療救護班が携行するもののほか、甲が供給する。

（収容医療機関の指定）

第8条 乙は、甲が傷病者の収容医療機関を指定する際には、これに協力する。

（医療費）

第9条 医療救護所における医療費は無料とする。ただし、収容医療機関における医療費は患者負担とする。

（訓練）

第10条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する訓練に参加する。

（費用弁償等）

第11条 甲の要請に基づき乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担する。

- (1) 医療救護班の派遣に要する経費
 - (2) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費
 - (3) 医療救護班員が医療救護活動において、負傷し若しくは疾病にかかり又は死亡した場合の扶助費
 - (4) 甲が医療救護所と認めた医療機関において、医療救護活動に伴い医療施設及び設備を損傷した場合の損害補償費
- 2 前項に定める費用の額については別に定める。
(細則)

第12条 この協定を実施するための必要な事項については別に定める。
(協議)

第13条 前各条に定めのない事項及びこの協定の実施にあたって疑義を生じた場合は、甲、乙協議のうえ定める。

附 則

- 1 この協定は、平成24年3月28日から適用する。
- 2 この協定の発効と同時に、平成8年12月2日付で締結した「災害時の医療救護活動に関する協定」は効力を失う。
- 3 この協定書の有効期間（以下「協定期間」という。）は、平成24年3月28日から平成25年3月27日までとする。
- 4 前項の協定期間の満了する1月前までに甲又は乙から何らかの申し出がない場合は、期間満了の日の翌日から更に1年間延長され、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成24年3月28日

甲 長野県池田町長 勝 山 隆 之

乙 社団法人大北医師会
会 長 横 澤 厚 信

資料 06-3 災害時の医療救護活動に関する実施細則

平成24年3月28日付をもって締結した「災害時の医療救護活動に関する協定書」（以下「協定書」という。）第12条の規定に基づき、実施細則を次のとおり定める。

（要請）

第1条 要請は、災害発生場所、日時、概要を明らかにし、的確かつ迅速に行う。

（医療救護組織）

第2条 医療救護組織は、医療救護班及び医療救護班の後方支援を行う災害対応病院等により構成する。

2 医療救護班の構成は、原則として医師1名、看護師1名、連絡調整員1名とし、必要がある場合は調整を可能とする。

（医療救護所設置の特例）

第3条 甲は、避難場所及び災害現場等に設置する医療救護所のほか、乙と協議のうえ、甲が指定した収容医療機関に医療救護所を設置することができる。

2 甲は、前項の収容医療機関のほか、乙と協議のうえ、その他の医療機関に医療救護所を設置することができる。

（実施報告）

第4条 乙は、協定書第3条の規定に基づき医療救護班を派遣したときは、医療救護活動終了後、実施報告書（様式第1号）を甲に提出する。

（医療施設等損傷報告書）

第5条 乙は、第3条第1項及び第2項に定める医療機関において、協定書第3条の規定に基づく医療救護活動に伴い医療施設及び設備を損傷したときは、速やかに、「医療施設及び設備損傷報告書」（様式第2号）により、甲に報告する。

（医療救護班の費用等の請求）

第6条 乙は、協定書第11条第1項に定める費用弁償等の請求をする場合には、次の各号に定める書類を添付して、甲に提出する。

（1）医療救護班派遣に要する経費

実費弁償請求書（様式第3号）

医療救護班員名簿（様式第4号）

請求書（日当・旅費・時間外手当費用弁償）（様式第5号）

（2）医療救護班が携行し使用した医薬品等

請求書（医薬品等費用弁償）（様式第6号）

救助の種目別物資受払状況（様式第7号）

（3）その他

医療救護活動報告書（様式第8-1号、様式第8-2号）

医療施設及び設備損傷に係わる損害補償請求書（様式第9号）

（医療救護活動における事故報告）

第7条 乙は、協定書第3条に基づく医療救護活動に従事した者が、その活動のために負傷し若しくは疾病にかかり又は死亡したときは、医療救護活動事故報告書（様式第10号）により、甲に報告する。

（費用弁償等の額）

第8条 協定書第11条第2項に定める費用の額は、災害救助法施行細則（昭和34年長野県規則第3号）の規定による。

ただし、日当、旅費、時間外勤務手当の額は別表に定める。

（医療救護所となった医療機関における費用弁償の請求）

第9条 第3条第1項及び第2項に定める医療機関が費用弁償の請求をする場合には、第4条から第6条に規定する書類を甲に提出する。

(費用等の支払)

第10条 甲は、第6条及び第9条に定める費用弁償等について、乙から請求を受理した場合は、その受理した日から30日以内に支払う。

本実施細則2通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成24年3月28日

甲 長野県池田町長 勝 山 隆 之

乙 社団法人大北医師会
会 長 横 澤 厚 信

別表 (第8条関係)

区 分	職 種	費 用 の 額
日 当	医 師 看 護 師 連絡調整員	災害救助法施行細則(昭和34年長野県規則第3号)の規定による。
旅 費	医 師 看 護 師 連絡調整員	池田町職員の旅費に関する条例(昭和43年3月21日条例第7号)の例による。 この場合において、医師は特別職の規定を、看護師及び連絡調整員は一般職の規定を適用する。
時 間 外 勤 務 手 当	医 師 看 護 師 連絡調整員	池田町一般職の職員の給与に関する条例(昭和34年8月8日条例第16号)を準用する。 この場合において同条例第22条の勤務1時間当たりの給与額は、日当の額を一般職の職員の1日の勤務時間数で除して得た額とする。

様式第1号～第10号〔略〕

資料 06-4 災害時の医療救護活動に関する協定（大北薬剤師会）

池田町（以下「甲」という。）と大北薬剤師会（以下「乙」という。）とは、災害時の医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、池田町地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が乙の協力を得て行う医療救護活動の実施に関し、必要な事項を定める。

（大北地域大規模災害医療救護計画・大規模災害医療救護活動マニュアル）

第2条 乙は、長野県地域包括医療協議会大北支部（以下「包括」という。）が定めた大北地域大規模災害医療救護計画（以下「医療救護計画」という。）並びに大規模災害医療救護活動マニュアルに基づき医療救護活動を実施する。

（薬剤師班の派遣）

第3条 甲は、防災計画に基づき医療救護活動を行う場合において、乙の協力が必要なときは、乙に対し薬剤師班の編成及び派遣を要請する。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、医療救護計画に基づき、直ちに薬剤師班を編成し派遣する。

（薬剤師班の任務）

第4条 薬剤師班は、甲が避難場所、災害現場等に設置する救護所において医療救護活動を行う。

2 薬剤師班の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

（1）傷病者に対する調剤、服薬指導

（2）医薬品の仕分け及び管理等

（3）前各号に定めるほか必要な活動

（薬剤師班に対する指揮命令等）

第5条 乙が派遣する薬剤師班に対する指揮は、乙の長を通じて行う。

（医療救護班の輸送）

第6条 甲は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、薬剤師班の輸送について、必要な措置をとる。

（医薬品等の供給）

第7条 災害時の医療救護活動のため、乙が派遣する薬剤師班が使用する医薬品等は、当該薬剤師班が携行するもののほか、甲が供給する。

（調剤費）

第8条 救護所における調剤費は無料とする。

（費用弁償）

第9条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担する。

（1）薬剤師班の編成、待機及び派遣に要する経費

（2）薬剤師班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

2 前項の実費弁償の額については、甲乙協議のうえ、別に定める。

（損害補償）

第10条 甲は、乙が派遣した医療救護活動従事者（以下「従事者」という。）が、医療救護活動中に、負傷し若しくは疾病にかかり又は死亡した場合は、市町村非常勤職員公務災害補償条例（平成5年長野県市町村総合事務組合条例第4号）の規定に準じて補償を行う。

（第三者に対する損害賠償）

第11条 乙が派遣した従事者が医療救護活動中に第三者に対して損害を及ぼしたときは、甲乙協議のうえその賠償方法及び賠償額を定める。

（医事紛争の処理）

第12条 医療救護班が医療救護活動により、患者との間に医事紛争が生じたときは、乙は、

直ちに甲に連絡する。

- 2 甲は、前項の連絡を受けたときは速やかに調査し、乙と協議のうえ誠意をもって解決のため適切な措置を講ずる。

(報告)

第13条 乙は、医療救護活動終了後、速やかに甲の定めるところにより、従事者の氏名及び人数その他医療救護活動の内容を甲に報告する。

(費用等の請求)

第14条 乙は、第9条の費用及び第10条の補償（以下「費用等」という。）を請求するときは、甲の定めるところにより行う。

(支払)

第15条 甲は、前条の規定により費用等の請求があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、その費用等を速やかに乙に支払う。

(防災訓練等への参加)

第16条 乙は、甲の要請に基づき甲が実施する防災訓練等に参加する。

(実施細則)

第17条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は、別に定める。

(協議)

第18条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して定める。

(協定期間)

第19条 この協定の有効期間は、平成24年3月28日から平成25年3月27日までとする。

- 2 この協定の発効と同時に、平成12年8月28日付で締結した「災害時の医薬品等の供給に関する協定」は効力を失う。

- 3 この協定の有効期間満了1月前までに、甲乙いずれかから何ら意思表示がないときは、期間満了日の翌日から更に1年間延長するものとし、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成24年3月28日

甲 池田町長 勝 山 隆 之

乙 大北薬剤師会
会 長 内 川 輝 雄

資料06-5 災害時の医療救護活動に関する実施細則

平成24年3月28日付で、池田町（以下「甲」という。）と大北薬剤師会（以下「乙」という。）との間で締結した「災害時の医療救護活動に関する協定書」（以下「協定書」という。）第17条の規定に基づき、次のとおり実施細則を定める。

（医療救護活動の報告）

第1条 乙は、協定書第3条の規定により薬剤師班を派遣したときは、医療救護活動終了後、「医療救護活動報告書」（様式第1号）及び「医薬品等使用報告書」（様式第2号）を作成し、速やかに甲に報告する。

（費用弁償の額）

第2条 協定書第9条第1項第1号に規定する額は、別表に定める額とする。

2 協定書第9条第1項第2号に規定する額は、使用した医薬品等に係る実費とする。

（事故報告）

第3条 乙は、協定書第10条第1項に規定する医療救護活動従事者が、負傷し若しくは疾病にかかり又は死亡した場合は、「事故報告書」（様式第3号）により速やかに甲に報告する。

（費用等の請求）

第4条 協定書第14条に規定する費用等の請求は、乙が各薬剤師班分を取りまとめ、「費用弁償請求書」（様式第4号）及び「医薬品等実費弁償請求書」（様式第5号）により甲に請求する。

（支払）

第5条 甲は、前条の請求があったときは、関係書類を確認のうえ、速やかに乙に対し支払う。

平成24年3月28日

甲 池田町長 勝 山 隆 之

乙 大北薬剤師会
会 長 内 川 輝 雄

別表

区 分	費 用 の 額
日 当	災害救助法施行細則(昭和34年長野県規則第3号)の例による。
旅 費	池田町職員の旅費に関する条例(昭和43年3月21日条例第7号)の規定を準用する。 この場合において、薬剤師は一般職の職員の規定を適用する。
時間外勤務手当	池田町一般職の職員の給与に関する条例(昭和34年8月8日条例第16号)の規定を準用する。 この場合において同条例第22条の勤務1時間当たりの給与額は、日当の額を一般職の職員の1日の勤務時間数で除して得た額とする。

様式第1号～第5号〔略〕

資料 06-6 災害時の歯科医療救護活動に関する協定（社団法人大北歯科医師会）

池田町（以下「甲」という。）と社団法人大北歯科医師会（以下「乙」という。）とは、災害時の歯科医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、池田町地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が乙の協力を得て行う歯科医療救護活動の実施に関し、必要な事項を定める。

（大北地域大規模災害医療救護計画・大規模災害医療救護活動マニュアル）

第2条 乙は、長野県地域包括医療協議会大北支部（以下「包括」という。）が定めた大北地域大規模災害医療救護計画（以下「医療救護計画」という。）並びに大規模災害医療救護活動マニュアルに基づき医療救護活動を実施する。

（歯科医療救護班の派遣）

第3条 甲は、防災計画に基づき歯科医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し歯科医療救護班の編成及び派遣を要請する。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、直ちに歯科医療救護班を編成し、災害現場の救護所等に派遣する。

（歯科医療救護班の任務）

第4条 歯科医療救護班は、原則として甲が避難場所、災害現場等に設置する救護所において歯科医療救護活動を行う。

2 歯科医療救護班の任務は、次のとおりとする。

（1）歯科傷病者の収容歯科医療機関への転送の可否及び転送の順位の決定

（2）歯科傷病者に対する応急処置

（3）死体の確認及び検案等に対する協力

（4）その他歯科医療救護活動に関する必要な処置

（歯科医療救護班に対する指揮）

第5条 乙の派遣する歯科医療救護班に対する指揮は、乙の長を通じて行う。

（医療救護班の輸送）

第6条 甲は、歯科医療救護活動が円滑に実施できるよう、歯科医療救護班の輸送について、必要な措置をとる。

（医薬品等の供給）

第7条 災害時の歯科医療救護活動のため、乙が派遣する歯科医療救護班が使用する医薬品等は、当該歯科医療救護班が携行するもののほか、甲が供給する。

（収容歯科医療機関の指定）

第8条 乙は、甲が傷病者の収容歯科医療機関を指定しようとするときは、これに協力する。

（歯科医療救護所の設置）

第9条 甲は、災害の状況により必要に応じて歯科医療救護所を設置する。

2 甲は、前項に定めるもののほか、災害の状況により必要と認めたときは、歯科医療救護活動が可能な被災地周辺の歯科医療施設に、乙の協力を得て歯科医療救護所を設置する。

3 甲は、歯科医療救護所において歯科医療救護班が必要とする給食、給水等の手配を行う。

（医療費）

第10条 歯科医療救護所における医療費は無料とする。

2 収容歯科医療機関における医療費は患者負担とする。

（費用弁償）

第11条 甲の要請に基づき、乙が歯科医療救護活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担する。

（1）歯科医療救護班の編成、待機及び派遣に要する経費

（2）歯科医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

2 前項の実費弁償の額については、甲乙協議のうえ、別に定める。

(損害補償)

第12条 甲は、乙が派遣した歯科医療救護活動従事者（以下「従事者」という。）が歯科医療救護活動中に負傷し若しくは疾病にかかり又は死亡した場合は、市町村非常勤職員公務災害補償条例（平成5年長野県市町村総合事務組合条例第4号）の規定に準じて補償を行う。

2 第9条第2項の規定により歯科医療救護所を設置した歯科医療施設において、歯科医療救護活動に伴う施設及び設備の損傷については、甲が負担する。

(第三者に対する損害賠償)

第13条 乙が派遣した従事者が歯科医療救護活動中に第三者に対して損害を及ぼしたときは、甲乙協議のうえ、その賠償方法及び賠償額を定める。

(医事紛争の処理)

第14条 歯科医療救護班が歯科医療救護活動により患者との間に医事紛争が生じたときは、乙は、直ちに甲に連絡する。

2 甲は、前項の連絡を受けたときは速やかに調査し、乙と協議のうえ誠意をもって解決のため適切な措置を講ずる。

(報告)

第15条 乙は、歯科医療救護活動終了後、速やかに甲の定めるところにより、従事者の氏名及び人数その他歯科医療救護活動の内容を甲に報告する。

(費用等の請求)

第16条 乙は、第11条の費用及び第12条の補償（以下「費用等」という。）を請求するときは、甲の定めるところにより行う。

(支払)

第17条 甲は、前条の規定により費用等の請求があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、その費用等を速やかに乙に支払う。

(防災訓練等への参加)

第18条 乙は、甲の要請に基づき甲が実施する防災訓練等に参加する。

(実施細則)

第19条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は、別に定める。

(協議)

第20条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して定める。

(協定期間)

第21条 この協定の有効期間は、平成24年3月28日から平成25年3月27日までとする。

2 この協定の有効期間満了1月前までに、甲乙いずれかから何ら意思表示がないときは、期間満了日の翌日から更に1年間延長するものとし、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成24年3月28日

甲 池田町長 勝 山 隆 之

乙 社団法人大北歯科医師会
会 長 岡 江 昇

別表

区 分	職 種	費 用 の 額
日 当	歯 科 医 師 歯 科 衛 生 士 看 護 師	災害救助法施行細則(昭和34年長野県規則第3号)第7条の規定を準用する。この場合において、歯科衛生士は看護師の規定を適用する。
旅 費	歯 科 医 師 歯 科 衛 生 士 看 護 師	池田町職員の旅費に関する条例(昭和43年3月21日条例第7号)の規定を適用する。 この場合において、歯科医師は特別職の職員等、歯科衛生士及び看護師は一般職の職員の規定を適用する。
時 間 外 勤 務 手 当	歯 科 医 師 歯 科 衛 生 師 看 護 師	池田町一般職の職員の給与に関する条例(昭和34年8月8日条例第16号)の規定を準用する。 この場合において同条例第22条の勤務1時間当たりの給与額は、日当の額を一般職の職員の1日の勤務時間数で除して得た額とする。

資料06-7 災害時の歯科医療救護活動に関する実施細則

平成24年3月28日付で、池田町（以下「甲」という。）と社団法人大北歯科医師会（以下「乙」という。）との間で締結した「災害時の歯科医療救護活動に関する協定書」（以下「協定書」という。）第19条の規定に基づき、次のとおり実施細則を定める。

（歯科医療救護活動の報告）

第1条 乙は、協定書第3条の規定により歯科医療救護班を派遣したときは、歯科医療救護活動終了後、歯科医療救護班ごとに「歯科医療救護活動報告書」（様式第1号）、「歯科診療報告書」（様式第2号）及び「医薬品等使用報告書」（様式第3号）を作成し、速やかに甲に報告する。

（費用弁償の額）

第2条 協定書第11条第1項第1号に規定する額は、別表に定める額とする。

2 協定書第11条第1項第2号に規定する額は、使用した医薬品等に係る実費とする。

（事故報告）

第3条 乙は、協定書第12条第1項に規定する歯科医療救護活動従事者が負傷し若しくは疾病にかかり又は死亡した場合は、「事故報告書」（様式第4号）により速やかに甲に報告する。

（歯科医療施設等損傷報告書）

第4条 乙は、協定書12条第2項に規定する歯科医療施設及び設備の損傷が発生したときは、「歯科医療施設及び設備損傷報告書」（様式第5号）により速やかに報告する。

（費用等の請求）

第5条 協定書第16条に規定する費用等の請求は、乙が各歯科医療救護班分を取りまとめ、「費用弁償請求書」（様式第6号）、「医薬品等実費弁償請求書」（様式第7号）又は「歯科医療施設及び設備損傷に係る損害補償請求書」（様式第8号）により甲に請求する。

（支払）

第6条 甲は、前条の請求があったときは、関係書類を確認のうえ、速やかに乙に対し支払う。

平成24年3月28日

甲 池田町長 勝 山 隆 之

乙 社団法人大北歯科医師会
会 長 岡 江 昇

様式第1号～第8号〔略〕

07 消防・水防関係

資料 07-1 町の現有消防力

1 池田町消防団の組織概要

令和6年度 池田町消防団の組織概要

令和6年4月11日状況

団員数	条例定数	230 人
	実員数	201 人
性別	男性	198 人
	女性	3 人
就業形態	被雇用者	人
	自営業者	人
	家族従業者	人
	学生	人
	大学生	人
	専門学校生	人
	その他	人
階級別	団長	1 人
	副団長	2 人
	分団長	10 人
	副分団長	人
	部長	人
	班長	人
	団員	人
ポンプ	ポンプ自動車	5 台
	小型動力ポンプ付積載車	12 台
	小型動力ポンプ	21 台
	手引動力ポンプ	0 台
無線機	車載用無線機	18 台
	携帯用無線機	27 台
	簡易無線機	0 台
	トランシーバー	2 台
	無線受令機	1 台

本部	団長	副団長 (2名)	消防主任
	ラッパ長	救護長	バイク隊長
	ラッパ隊 (18人)	救護隊 (13人)	バイク隊 (7人)
			本部分団 19人 (内、女性班3人)
			第1分団
			1部 25人
			2部 18人
			第2分団
			1部 17人
			2部 19人
			第3分団 29人
			第4分団
			1部 17人
			2部 19人
			第5分団
			1部 23人
			2部 9人

本部 6 人
※主任除く

新入団員 8名
退職団員 9名

※ ラッパ隊、救護隊、バイク隊員は各出身分団の人数に計上

2 消防団の管轄区域および車両

分団	部	管轄区域	詰所	車両・登録年月日・(乗車定員)		
本部		池田町全域	役場	指令車	H20.02.27	(5)
本部分団		池田町全域	役場	ポンプ車	H21.11.25	(8)
第1分団	第1部	豊町・一丁目 吾妻町・東町	1丁目	ポンプ車	H24.12.25	(8)
	第2部	二丁目・三丁目 四丁目・五丁目	5丁目	ポンプ車	H21.11.25	(8)
第2分団	第1部	正科・堀の内	堀之内 正科	積載車	H27.03.26	(6)
	第2部	中島・半在家 相道寺・広津・法道	中島 広津 相道寺	積載車 積載車 積載車	H21.11.18 H28.05.17 H27.03.27	(6) (4) (6)
第3分団		滝沢・花見・陸郷	滝沢 三郷 花見	積載車 積載車 積載車	H21.11.18 H28.03.29 H27.03.27	(6) (6) (6)
第4分団	第1部	渋田見	渋田見	ポンプ車	H13.12.21	(10)
	第2部	鶴山・中之郷・南台	中之郷 鶴山	積載車 積載車	H27.03.24 H21.11.18	(6) (6)
第5分団	第1部	内鎌・和合 十日市場・高瀬橋南	内鎌 十日市場	積載車 積載車	H27.03.24 H21.11.18	(6) (6)
	第2部	林中	林中	ポンプ車	H13.12.21	(7)
ラッパ隊		池田町全域				
救護隊		池田町全域				
女性隊		池田町全域				
バイク隊		池田町全域	役場	バイク バイク バイク	H19.09.11 H19.09.11 H21.11.30	(2) (2) (2) 同型他3台

所属	無線	詰所(駐車場)	車両(種類)	登録番号	所属	無線	詰所(駐車場)	車両(種類)	登録番号
本部		役場	指令車	松本 831 ゆ 119	4-1	41	渋田見	ポンプ車	松本 800 さ 3707
本部分団	6	役場	ポンプ車	松本 830 て 6	4-2	42	中之郷	積載車	松本 830 さ 42
1-1	11	1丁目	ポンプ車	松本 830 つ 11		43	鶴山	積載車	松本 830 さ 43
1-2	12	4丁目	ポンプ車	松本 830 セ 12	5-1	51	内鎌	積載車	松本 830 す 51
2-1	21	堀の内	積載車	松本 830 な 21		53	十日市場	積載車	松本 830 さ 53
	25	正科	積載車	松本 830 セ 25	5-2	52	林中	ポンプ車	松本 800 さ 3708
2-2	22	相道寺	積載車	松本 830 セ 22	バイク隊	81	役場	バイク	1 松本 く 4105
	23	広津	積載車	松本 883 あ 23		82	役場	バイク	1 松本 く 4106
	24	中島	積載車	松本 883 つ 24		83	役場	バイク	1 松本 く 7412
3	31	滝沢	積載車	松本 830 そ 31		84	役場	バイク	1 松本 く 7413
	32	三郷	積載車	松本 883 あ 32		85	役場	バイク	1 松本 く 7414
	33	花見	積載車	松本 830 と 33		86	役場	バイク	1 松本 く 7415

3 北アルプス広域消防南部消防署の人員

(令和6年4月1日現在)

所 属	人 数
北アルプス広域南部消防署	16人

4 北アルプス広域消防南部消防署の車両配備

(令和6年4月1日現在)

	車 種	登録年月	備 考
指 令 車	マツダ・プレマシー	H30.03	
タ ン ク 車	三菱・ファイター	H14.12	A-2 級、水槽 1.5 t
多目的積載車	トヨタ・ハイエース	H07.11	B-3 級
査 察 広 報 車	ニッサン・ウイングロード	H26.09	
救 急 4 号 車	トヨタ・ハイメディック	<u>R04.09</u>	高規格
<u>資機材搬送車</u>	<u>トヨタ・ダイナ</u>	<u>H25.10</u>	

5 現有消防水利状況

(令和6年4月1日現在)

消 火 栓	公 設		459
	私 設		<u>5</u>
	計		<u>464</u>
防 火 水 槽	公 設	20 m ³ 未満	<u>35</u>
		20 m ³ ～40 m ³	<u>36</u>
		40 m ³ 以上	<u>36</u>
	私 設	20 m ³ 未満	0
		20 m ³ ～40 m ³	0
		40 m ³ 以上	2
	計		<u>109</u>
そ の 他	河 川		1
	プ ー ル		4
	採 水 口		0
	計		5

第 1 章 総則

第 1 節 目的

この計画は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号、以下「法」という。）第 4 条の規定に基づき、長野県知事（以下「県知事」という。）から指定された指定水防管理団体たる池田町（以下「町」という。）が、同法第 33 条第 1 項の規定に基づき、町内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、町の地域にかかる河川の洪水、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

第 2 節 用語の定義

主な水防用語の定義は、次のとおりである。

1. 水防管理団体

水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう。（法第 2 条第 2 項）

2. 指定水防管理団体

水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として都道府県知事が指定したものをいう。（法第 4 条）

3. 水防管理者

水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう。（法第 2 条第 3 項）

4. 消防機関

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 9 条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう。（法第 2 条第 4 項）

5. 消防機関の長

消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう。（法第 2 条第 5 項）

6. 水防団

法第 6 条に規定する水防団をいう。

7. 量水標管理者

量水標、その他の水位観測施設の管理者をいう。（法第 2 条第 7 項、法第 10 条第 3 項）
都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、都道府県の水防計画で定めるところにより、水位を通報及び公表しなければならない。（法第 12 条）

8. 水防協力団体

水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう。（法第 36 条第 1 項）

9. 洪水予報河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う。(法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法(昭和27年法律第165号)第14条の2第2項及び第3項)

10. 水防警報

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川(水防警報河川)について、国土交通省又は都道府県の機関が、洪水によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。(法第2条第8項、法第16条)

11. 水位周知河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う。(法第13条)

12. 水位到達情報

水位到達情報とは、国土交通大臣又は都道府県知事が指定した水位周知河川において、あらかじめ定めた氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)への到達に関する情報のほか、氾濫注意水位(警戒水位)、避難判断水位(危険水位)への到達情報、氾濫発生情報のことをいう。

13. 水防団待機水位(通報水位)

量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位(法第12条第1項に規定される通報水位)をいう。水防管理者又は量水標管理者は、洪水のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位(通報水位)を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。

14. 氾濫注意水位(警戒水位)

水防団待機水位(通報水位)を超える水位であって、洪水による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位(法第12条第2項に規定される警戒水位)をいう。

量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位(警戒水位)を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。

15. 避難判断水位

市町村長の高齢者等避難発令の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。

16. 氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町村長の避難指示の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第13条第1項及び第2項に規定される特別警戒水位に相当する。

17. 洪水特別警戒水位

法第 13 条第 1 項及び第 2 項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣又は都道府県知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

18. 重要水防区域

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される区域であり、洪水等に際して水防上、特に注意を要する区域をいう。

19. 洪水浸水想定区域

洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう。(法第 14 条)

第 3 節 水防の責任等

水防に係る各主体について、水防法等に規定されている責任及び義務は次のとおりである。

1. 水防管理団体(池田町)の責任

管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する。(法第 3 条) 具体的には、主に次の事務を行う

- (1) 水防団の設置 (法第 5 条)
- (2) 水防団員等の公務災害補償 (法第 6 条の 2)
- (3) 平常時における河川等の巡視 (法第 9 条)
- (4) 水位の通報 (法第 12 条第 1 項)
- (5) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置
(法第 15 条)
- (6) 避難確保計画又は浸水防止計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表 (法第 15 条の 3)
- (7) 予想される水災の危険の周知 (法第 15 条の 11)
- (8) 水防団及び消防機関の出動準備又は出動 (法第 17 条)
- (9) 緊急通行により損失を受けた者への損失の補償 (法第 19 条第 2 項)
- (10) 警戒区域の設定 (法第 21 条)
- (11) 警察官の援助の要求 (法第 22 条)
- (12) 他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請 (法第 23 条)
- (13) 堤防決壊等の通報、決壊後の処置 (法第 25 条、法第 26 条)
- (14) 公用負担より損失を受けた者への補償 (法第 28 条第 3 項)
- (15) 避難のための立ち退きの指示 (法第 29 条)
- (16) 水防訓練の実施 (法第 32 条の 2)
- (17) 水防計画の作成及び要旨の公表 (法第 33 条第 1 項及び第 3 項)

- (18) 水防協議会の設置（法第 34 条）
- (19) 水防協力団体の指定・公示（法第 36 条）
- (20) 水防協力団体に対する監督（法第 39 条）
- (21) 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第 40 条）
- (22) 水防従事者に対する災害補償（法第 45 条）
- (23) 消防事務との調整（法第 50 条）

2. 県の責任

県内における水防管理団体が行う水防が十分行われるように確保すべき責任を有する。
（法第 3 条の 6）

具体的には主に次の事務を行う。

- (1) 指定水防管理団体の指定（法第 4 条）
- (2) 水防計画の作成及び要旨の公表（法第 7 条第 1 項及び第 7 項）
- (3) 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第 22 条の 2）
- (4) 都道府県水防協議会の設置（法第 8 条第 1 項）
- (5) 気象予報及び警報、洪水予報の通知（法第 10 条第 3 項）
- (6) 洪水予報の発表及び通知（法第 11 条第 1 項、気象業務法第 14 条の 2 第 3 項）
- (7) 量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第 12 条）
- (8) 水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知（法第 13 条第 2 項）
- (9) 洪水予報又は水位情報の通知の関係市町村長への通知（法第 13 条の 4）
- (10) 洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第 14 条）
- (11) 都道府県大規模氾濫減災協議会の設置（法第 15 条の 10）
- (12) 水防警報の発表及び通知並びに水防警報河川等指定した時の公示
（法第 16 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項）
- (13) 水防信号の指定（法第 20 条）
- (14) 避難のための立退きの指示（法第 29 条）
- (15) 緊急時の水防管理者、水防団長又は消防機関の長への指示（法第 30 条）
- (16) 水防団員の定員の基準の設定（法第 35 条）
- (17) 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第 40 条）
- (18) 水防管理団体に対する水防に関する勧告及び助言（法第 48 条）

3 国土交通省の責任

- (1) 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第 22 条の 2）
- (2) 洪水予報の発表及び通知（法第 10 条第 2 項、気象業務法第 14 条の 2 第 2 項）
- (3) 量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第 12 条）
- (4) 洪水予報又は水位情報の関係市町村長への通知（法第 13 条の 4）
- (5) 水位情報の通知及び周知（法第 13 条第 1 項）
- (6) 洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第 14 条）

- (7)水防警報の発表及び通知（法第16条第1項及び第2項）
- (8)重要河川における都道府県知事等に対する指示（法第31条）
- (9)水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- (10)都道府県等に対する水防に関する勧告及び助言（法第48条）

4 気象庁の責任

- (1)気象、津波、高潮及び洪水の予報及び警報の発表及び通知
(法第10条第1項並びに気象業務法第14条の2第1項)
- (2)洪水予報の発表及び通知
(法第10条第2項、法第11条第1項並びに気象業務法第14条の2第2項及び第3項)

5 居住者等の義務

- (1)水防への従事（法第24条）
- (2)水防通信への協力（法第27条）

6 水防協力団体の義務

- (1)決壊の通報（法第25条）
- (2)決壊後の処置（法第26条）
- (3)水防訓練の実施（法第32条の2）
- (4)業務の実施等（法第36条、第37条、第38条、第39条）

第4節 水防計画の作成及び変更

1. 水防計画の作成及び変更

町は、毎年、県の水防計画に応じて、出水期前までに水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは変更を行う。水防計画を変更するときは、あらかじめ、水防協議会に諮るとともに、県知事に届け出るものとする。

また、町は、水防計画を変更したときは、その要旨を公表するものとする。

2. 大規模氾濫減災協議会の設置

千曲川・犀川大規模氾濫に関する減災対策協議会及び大町圏域大規模氾濫減災協議会において、河川管理者、県、市町村等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、流域において氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築する。

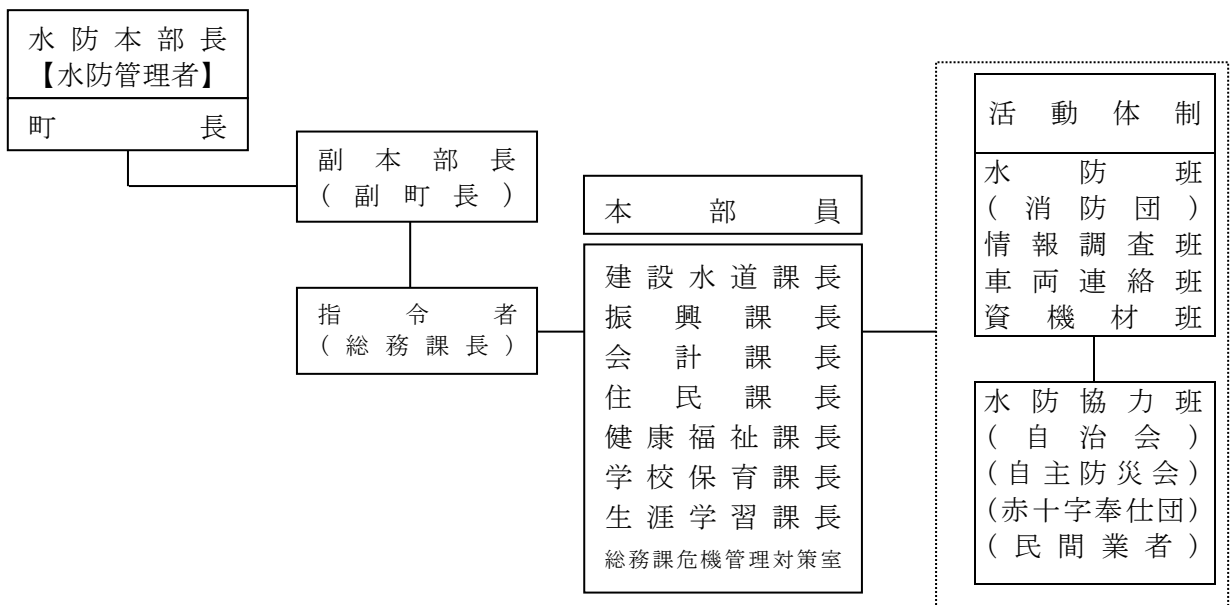
第2章 水防組織

町の水防組織

町は、水防に係りのある警報・注意報等又は地震等により、洪水等のおそれがあると認められるときから洪水等の、おそれがなくなったと認められるときまで、町役場に水防本部を設置し、次の組織で事務を処理する。ただし、災害対策本部が設置されたときは、同本部の一部として編入され、その事務を処理する。

1. 組織系統

水防本部の事務局は、総務課におき、水防本部の組織は次のとおりとする。



2. 水防本部の事務分担

水防本部の各班の事務分担は、次による。

班名	班長	班員	業務
水防班	消防団長	消防団員	団組織内の連絡、招集を行い、組織をあげて水防作業に従事する。
情報調査班	総務課長 住民課長	総務課職員 保険医療係	気象の予警報、水防警報等の情報収集に従事する。
	振興課長 建設水道課長	振興課職員 建設水道課職員	被害状況の情報収集、災害応急復旧の調査に従事する。
車両連絡班	振興課係長 建設水道課係長	振興課職員 建設水道課職員	人員及び水防資機材の運搬、現場連絡、水防班からの資材調達要請に係る事務に従事する。

資機材班	総務課係長	総務課職員	水防報告、渉外(公用負担事務・水防本部開設事務・水防協力班に係る事務・応援要請・調査の連絡調整)、水防用備蓄資材の整備・調整、消防団員の招集等に従事する。
水防協力班 (法第 24 条の規定による水防活動の一般協力者)	自治会長 自主防災会長	一般住民	水防本部長の要請に基づき、水防用資材等の提供及び水防活動に従事する。
	赤十字奉仕団委員長	赤十字奉仕団員	水防本部長の要請に基づき、水防活動に伴う給食、給水、救護活動に従事する。
	民間業者現場代理人	民間業者作業員	水防本部長の要請に基づき、現場における作業能率を高めるために、重機等の機械力による水防活動に従事する。

第3章 重要水防箇所

重要水防区域は、堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する区域である。

番号	区分 河川名	左右岸の別	延長 m (箇所)	場所 目標	予想水位 m	予想される危険	水防工法
1	高瀬川	左	400(1)	正科カスミ	2.5	堤防高不足 越水、決壊	中聖牛積土のう蛇簾布せ、木流し
2	高瀬川	左	600(1)	高瀬川大橋下流	2.5	堤防高不足 越水、決壊	中聖牛積土のう蛇簾布せ、木流し
3	高瀬川	左	600(1)	豊町	2.5	堤防高不足 越水、決壊	中聖牛積土のう蛇簾布せ、木流し
4	高瀬川	左	200(1)	内鎌カスミ林中 18番地	2.5	堤防高不足 越水、決壊	中聖牛積土のう蛇簾布せ、木流し
5	高瀬川	左	600(1)	十日市場 1 (高瀬橋上)	2.5	堤防高不足 越水、決壊	中聖牛積土のう蛇簾布せ、木流し
6	高瀬川	左	100(1)	十日市場 2 (高瀬橋下)	2.5	堤防高不足 越水、決壊	中聖牛積土のう蛇簾布せ、木流し

※重要水防区域位置図・区域図は、資料 1 のとおり。

第4章 警報・注意報等

第1節 警報・注意報等の種類

1. 気象業務法に基づく警報・注意報等

気象業務法の規定に基づき、長野地方気象台が一般の警戒若しくは注意を促すために行う警報、注意報等の発表に関して、水防活動の利用に適合する（水防活動用）警報、注意報については、指定河川洪水予報を除き、一般の利用に適合する警報、注意報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

指定河川洪水予報を除いた水防活動の利用に適合する警報・注意報の種類と対応する一般の利用に適合する警報・注意報等の種類及びそれらの発表基準、並びに大雨警報・洪水警報等を補足する情報は、次のとおりである。

(1) 一般の利用に適合する警報・注意報等(気象業務法施行令第4、5条)

警報(水防関係のみ)

種類	発表基準
大雨特別	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合に発表される。大雨特別警報には「大雨特別警報(土砂災害)」、「大雨特別警報(浸水害)」又は「大雨特別警報(土砂災害・浸水害)」のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
大雨	大雨による重大な土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。大雨警報には「大雨警報(土砂災害)」、「大雨警報(浸水害)」又は「大雨警報(土砂災害・浸水害)」のように、特に警戒すべき事項を標題が明記され、雨が止んでも重大な土砂災害等のおそれが残っている場合には発表が継続となる。具体的には「大雨及び洪水警報・注意報基準(1)大雨警報」の条件に該当する場合。大雨警報(土砂災害)は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
洪水	河川の上流域での大雨や融雪によって下流で生じる増水や氾濫により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。具体的には「大雨及び洪水警報・注意報基準(2)洪水警報」の条件に該当する場合。高齢者等は危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
地面現象特別	大雨、大雪等による山崩れ、地滑り等の地面現象に関する特別警報。大雨特別警報に含めて発表する。
地面現象	大雨、大雪等による山崩れ、地滑り等の地面現象に関する警報。大雨警報に含めて発表する。
浸水	大雨、長雨、融雪等の現象に伴う浸水により、低い土地、田畑等に浸水し、若しくは冠水し、又は下水道が溢水し、若しくは氾濫する等によって、重大な災害が発生するおそれがある場合。大雨特別警報又は大雨警報に含めて発表する。

注意報(水防関係のみ)

種類	発表基準
大雨	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表され、具体的には第2表「大雨及び洪水警報・注意報基準(3)大雨注意報」の条件に該当する場合。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再認識するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
洪水	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想され、具体的には第2表「大雨及び洪水警報・注意報基準(4)洪水注意報」の条件に該当する場合。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
地面現象	大雨、大雪等による山崩れ、地滑り等の地面現象に関する注意報。その原因となる現象によって、大雨注意報、なだれ注意報又は融雪注意報に含めて発表する
浸水	大雨、長雨、融雪等の現象に伴う浸水によって、災害が発生するおそれがある場合

(2) 水防活動の利用に適合する警報・注意報(気象業務法施行令第7条)
(指定河川洪水予報、津波及び高潮によるものを除く)

種 類	発表基準
水防活動用警報	一般の利用に適合する大雨特別警報、大雨警報と同じ。 〃 洪水警報と同じ。
気象警報 洪水警報 ※	
水防活動用注意報	一般の利用に適合する大雨注意報と同じ。 〃 洪水注意報と同じ。
気象注意報 洪水注意報 ※	

- (注) 1 発表基準欄に記載した数値は長野県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予測する際のおおむねの目安である。
- 2 ※水防活動の利用に適合する警報・注意報は、一般の警報・注意報のうち水防に関するものを用いて行い、水防活動用の語は用いない。
- 3 警報・注意報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな警報・注意報が発表されるときは、これまで継続中の警報・注意報は自動的に解除又は更新されて、新たな警報・注意報にきりかえられる。
- 4 情報の取扱いについては警報・注意報等の連絡に準じて行うものとする。
- 5 一般の利用に適合する洪水の特別警報は設けられていない。

(3) 大雨警報・洪水警報等を補足する情報

気象庁は、注意報、警報、特別警報を補足する情報として、大雨警報(浸水害)の危険度分布、洪水警報の危険度分布および流域雨量指数の予測値を発表する。

これらの情報は、気象庁ホームページ又は気象庁「防災情報提供システム」で見ることができる。

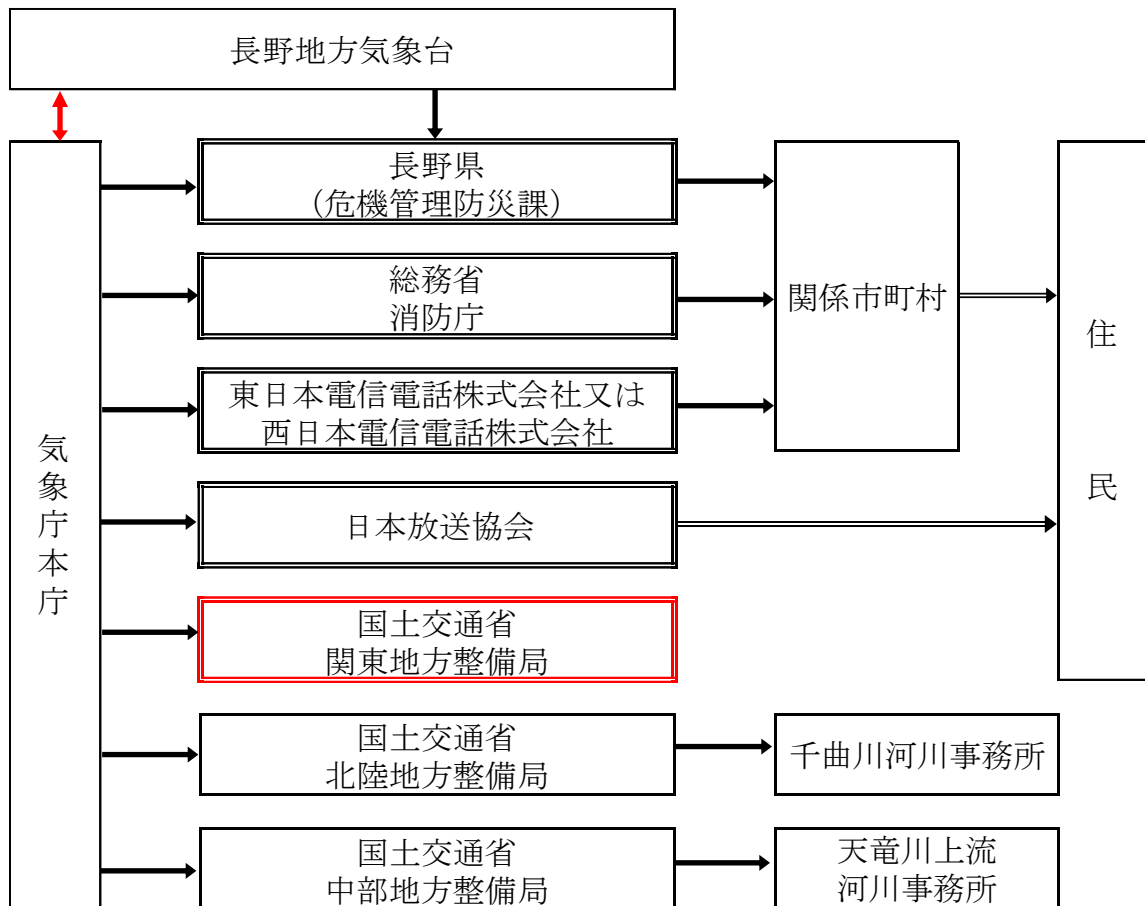
種類	内容
浸水キキクル (大雨警報(浸水害)の危険度分布)	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりを、地図上で1km四方の領域ごとに5段階で色分けして示す情報。表面雨量指数の実況値や1時間先までの予測値を用いて、常時10分毎に更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒)：重大な被害が切迫しているか、すでに発生している可能性が高い警戒レベル5に相当。 ・「非常に危険」(紫)：危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：避難に備え、ハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)	中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生危険度の高まりを、5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測値を用いて、洪水警報等が発表されたときに、急激な増水による危険度の高まりを事前に確認することができる。
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指標。これまでに降った雨と6時間先までの降水短時間予報等を取り込んで、上流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した値を6時間先までの予測値として算出し、洪水警報等の基準への到達状況に応じて色分けし時系列で表示している。

(4) その他の気象情報

種類	発表基準
顕著な大雨に関する気象情報	雨による災害発生危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で実際に降り続けている状況を示した情報です。
記録的短時間大雨情報	大雨警報が発表されている時に、数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を観測、または解析したときに発表する情報。長野県の発表基準は1時間雨量で100mm。
台風情報	台風が発生した時や、台風が日本に影響を及ぼすおそれがあったり、既に影響を及ぼしている時に発表する情報。台風の経路や実況と予想などを示した「位置情報」、防災上の注意事項、上陸情報等を示した「総合情報」などがある。
全般気象情報 関東甲信地方気象情報 府県気象情報	気象情報は、大雨、大雪、暴風、暴風雪、高波、低気圧、雷、降ひょう、少雨、長雨、潮位、強い冬型の気圧配置、黄砂などの現象を、地域によって全般、地方、府県の3種類に分けて発表しています。 気象の予報等については、警報や注意報に先立って注意を呼びかけたり、警報や注意報の内容を補足するために発表する。

(5) 警報・注意報等の伝達系統

長野地方気象台から発表される警報・注意報等の伝達は、次の系統により行う。



注1 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先。

注2 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知若しくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

２．水防法に基づくもの

（１） 洪水予報

水防法に基づき、重要河川で国土交通大臣又は知事が定めた河川について、国土交通大臣又は知事と気象庁長官が共同してその状況を水位又は流量を示して発表する警報及び注意報をいう。

種類	情報名	発表基準
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害が既に発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル５に相当。
	氾濫危険情報	氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。何時氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示等の発令の判断の参考とする。危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル４に相当。
	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき(避難判断水位を下回った場合を除く)、避難判断水位を超える状態が継続しているとき(水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く)に発表される。高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。
洪水注意報	氾濫注意情報	氾濫注意水位に到達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再認識するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。

（２） 避難判断水位到達情報及び氾濫危険水位到達情報

ア 水防法第 13 条の規定に基づき、国土交通大臣又は知事がその指定した河川について、水位又は流量を示して発表する水位情報をいう。

区 分	発 表 基 準
避難判断水位到達情報	対象水位観測所の水位が避難判断水位に到達したとき。
氾濫危険水位到達情報	対象水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達したとき。

イ 国土交通大臣が行う水位到達情報の通知

町内には、国土交通大臣が水位到達情報の通知を行う河川はない。

ウ 県知事が行う水位到達情報の通知

(ア) 水位到達情報の通知を行う河川名、区域

河川名	区 域
高瀬川	大町市大町 高瀬上橋から 安曇野市明科七貴 犀川合流点まで
犀川	東筑摩郡生坂村北陸郷字沢口 日野橋から 長野市信州新町 更科橋まで

(イ) 水位到達情報の通知の対象となる基準観測所

河川名	観測所名	地先名	水防団待機水位 (通報水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位 (特別警戒水位)	氾濫危険水位 (特別警戒水位)	関係水防 管理団体
高瀬川	十日市場	安曇野市 穂高 北穂高	1.0m	1.5m	2.0m	2.3m	大町市 池田町 松川村 安曇野市
犀川	弘崎	長野市 信州新町 <u>且原東</u>	3.6m	5.0m	5.8m	6.5m	大町市 長野市 <u>生坂村</u>

(ウ) 水位到達情報の通知の担当官署

河川名	担当官署
高瀬川	大町建設事務所
犀川	長野建設事務所

(エ) 水位到達情報の通知の発表形式

発表形式は、資料2のとおり。

(3) 水防警報

水防法第16条の規定に基づき、国土交通大臣又は知事はその指定した河川について、水防活動のために発表する警報をいう。

種類	段階	発表基準
水防警報	準備	雨量、水位、流量その他の河川の状況により必要と認められるとき、又は、水位が水防団待機水位に達し、氾濫注意水位を超えるおそれがあるとき。
	出動	水位が氾濫注意水位に達し、なお上昇のおそれがあり、水防活動の必要があるとき。
	状況	出動が長時間にわたる場合、あるいは気象条件、水防活動に変化等が生じたとき。
	解除	水位が氾濫注意水位を下回り、かつ、水防活動の必要がなくなったとき。

ア 県知事が行う水防警報

(ア) 水防警報の対象となる河川名、区域

河川名	区 域
高瀬川	大町市大町 高瀬上橋から 安曇野市明科七貴 犀川合流点まで
犀川	東筑摩郡生坂村北陸郷字沢口 日野橋から 長野市塩生甲 両郡橋まで

(イ) 水防警報の対象となる基準観測所

河川名	観測所名	地先名	水防団待機水位 (通報水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位 (特別警戒水位)	氾濫危険水位	関係水防管理団体
高瀬川	十日市場	安曇野市 穂高 北穂高	1.0m	1.5m	2.0m	2.3m	大町市 池田町 松川村 安曇野市
犀川	弘崎	長野市 信州新町 <u>且原東</u>	3.6m	5.2m	5.8m	6.5m	大町市 生坂村 長野市

(ウ) 水防警報の担当官署

河川名	担当官署
高瀬川	大町建設事務所
犀川	長野建設事務所

(エ) 水防警報の発表形式

発表形式は、資料 3 のとおり。

第5章 水位等の観測

第1節 水位の観測

水位観測所

町域の水位観測所は、県が管理する観測所が2箇所あるほか、国が管理する観測所が2箇所、他の量水標管理者が管理する観測所が2箇所ある。

所 属	観測所名	河 川	所 在 地	はん濫 注意水 位(m)	備 考
長野県 大町建設事務所	十日市場	高瀬川	安曇野市穂高北穂高 <u>(高瀬下橋傍受)</u>	1.5	テレメーター
長野県 長野建設事務所	弘 崎	犀 川	長野市信州新町弘崎	5.0	自記テレメーター
国土交通省 大町ダム管理所	高瀬下橋	高瀬川	安曇野市穂高北穂高地先	—	自記テレメーター
国土交通省 千曲川河川事務所	陸 郷	犀 川	安曇野市明科南陸郷	3.3	自記テレメーター
東京電力 <u>リニューア ブルパワー</u> (株)	弘 崎	犀 川	長野市信州新町弘崎	—	自記
〃	平 ダ ム	〃	生坂村大字東広津	—	自記テレメーター

第2節 雨量の観測

雨量観測所

町域の雨量観測所は、県が管理する観測所が3箇所あるほか、気象庁が管理する観測所が2箇所、国が管理する観測所が2箇所、町が管理する観測所が5箇所ある。

所 属	観測所名	河 川	所 在 地	備 考
長野県 大町建設事務所	大 町	高瀬川	大町 1058-2(大町建設事務所)	テレメーター
〃	杓 掛	〃	大町市常盤 <u>宇</u> 東原 3798-48	テレメーター
〃	広 津	犀 川	池田町大字広津 23201-1	テレメーター
気 象 台	大 町	農 具 川	大町大原町 5926-5 (大原配水池)	有線ロボット <u>気象計</u>
〃	穂 高	穂 高 川	安曇野市穂高	〃
国土交通省 松本砂防事務所	高 瀬	高瀬川	大町市大町 5032(高瀬川出張所)	自記・テレメーター
国土交通省 大町ダム管理所	大町ダム	〃	大町市平ナロヲ大クボ 2112-71	〃
池 田 町	<u>池田町役場</u>	〃	池田町大字池田 3203-6	テレメーター
〃	<u>池田町中島</u>	〃	池田町大字会染 480	〃
〃	<u>池田町滝沢</u>	〃	池田町大字会染 3526	〃
〃	<u>池田町陸郷</u>	八代沢川	池田町大字陸郷 7446-2	〃

第6章 気象予報等の情報収集

気象予報、雨量、河川の水位については、以下のウェブサイトでパソコンや携帯電話から確認することができる。

1 気象情報

気象庁 <http://www.jma.go.jp/>

2 雨量・河川水位

(国土交通省)

川の防災情報 <http://www.river.go.jp/> 携帯版 <http://i.river.go.jp/>

(長野県)

長野県河川砂防情報ステーション <http://www.sabo-nagano.jp/res/portal.html>

(池田町雨量計) 役場、中島、滝沢、陸郷の4か所

POTEKANET <http://www.potekanet.com/>

3 土砂災害情報

キキクル(危険度分布)

<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land/zoom:6/lat:34.007135/lon:135.010986/colordepth:normal>

第7章 ダム・水門等の操作

第1節 ダム・水門等

河川区間のダム・水門(洪水)

ダム及び水門等の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に、水防活動時には、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。

また、気象警報・注意報等及び洪水予報・水防警報が発表されたとき、又は雨量、水位、流量等の気象状況を考慮し、洪水時又は洪水のおそれがあると認めたときは、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作を行うものとする。

水防上重要なダム及び水門等は、次のとおりである。

名称	河川名	位置	施設管理者	操作担当者	電話
日野沢砂防ダム	日野沢	日野	犀川砂防事務所	池田町	62-3131
農具川第2取水口	農具川	社青島	池田町土地改良区	巡視員	62-5068
宮本放水路	町川	社宮本	〃	巡視員・理事	〃
岡堰取水口	岡堰	〃	〃	〃	〃
5丁目転倒ゲート	町川	5丁目	〃	〃	〃
鵜山転倒ゲート	内川	鵜山	〃	〃	〃

ダム及び水門等の施設管理者は、各施設の操作規則等に基づき、放流等の情報を直ちに河川管理者、所管建設事務所、下流地域等の水防管理団体等に迅速に連絡するものとする。

第 1 節 通信連絡系統

水防時に必要な連絡用の電話、無線電話の通信系統は、以下のとおりとする。

[illegible]

```

graph TD
    A[県庁地域振興建設事務所砂防事務所] --> B[総務課長]
    A --> C[町役場直]
    A --> D[総務課危機管理対策室]
    A --> E[消防団員]
    A --> F[ダム等の管理者]
    A --> G[同報無線等]
    B --> H[町理事者]
    B --> I[水防本部長]
    B -.-> J[土地改良区]
    B -.-> K[関係部課長]
    C --> D
    C --> E
    C --> F
    C --> G
    C --> H
    C --> I
    C --> J
    C --> K
    D --> L[警察署消防]
    D --> M[住民]
    H --> L
    I --> L
    L --> M
    K --> N[広報車]
    K --> O[福祉施設]
    K --> P[教育施設]
  
```

The organizational chart illustrates the structure of the Disaster Prevention Division. At the top is the Prefectural Office (県庁地域振興建設事務所砂防事務所). It oversees the Chief of the General Affairs Section (総務課長), the Town Office (町役場直), and the Crisis Management and Countermeasures Section (総務課危機管理対策室). The Chief of the General Affairs Section oversees the Town Council (町理事者), the Water Defense Chief (水防本部長), and the Chief of the Related Sections (関係部課長). The Town Office oversees the Crisis Management and Countermeasures Section, Firefighters (消防団員), Dam and other Managers (ダム等の管理者), Mutual Aid Radio (同報無線等), the Town Council, the Water Defense Chief, the Land Reclamation District (土地改良区), and the Chief of the Related Sections. The Crisis Management and Countermeasures Section oversees the Police and Fire Department (警察署消防) and the Residents (住民). The Town Council oversees the Police and Fire Department. The Water Defense Chief oversees the Police and Fire Department. The Chief of the Related Sections oversees the Publicity Vehicle (広報車), Welfare Facilities (福祉施設), and Educational Facilities (教育施設). The Police and Fire Department oversees the Residents.

連絡先一覧

機関名	所在地	T E L	F A X
長野県庁	長野市大字南長野字幅下 692-2	026-232-0111	026-225-7069
北アルプス地域振興局	大町市大町 1058-2	0261-22-5111	0261-23-6504
大町建設事務所	大町市大町 1058-2	0261-22-5111	0261-23-6532
長野建設事務所	長野市大字南長野南県町 686-1	026-234-9539	026-233-3245
国土交通省 大町ダム管理事務所	大町市平 2112-71	0261-22-4511	0261-22-4512
国土交通省松本砂防 事務所高瀬川出張所	大町市大町 5032	0261-22-0650	0261-22-7974
犀川砂防事務所	安曇野市明科中川手 4235	0263-62-3257	0263-62-2015
大町警察署	大町市大町 2895	0261-22-0110	0261-23-6110
北アルプス広域 南部消防署	松川村 7179-3	0261-62-0119	0261-62-9100
池田町土地改良区	池田町大字池田 3203-6	0261-62-5068	
池田町役場	池田町大字池田 3203-6	0261-62-3131	0261-62-9404

第9章 水防施設及び輸送

第1節 水防倉庫及び水防資器材

水防管理者は、資材の確保のため重要水防区域近在の竹、立木、木材等を調査するとともに、緊急時調達しうる数量を確認してその補給に備えること、また備蓄資材が使用又は損傷により不足を生じた場合は、直ちに補充しておくものとする。

水防倉庫及び備蓄資材

資材\倉庫	水防倉庫	役場倉庫	資材\倉庫	水防倉庫	役場倉庫
PP袋（枚）1t用	60	-	玉縄（巻）	2	-
PE袋（枚）	3,550	-	ロープ（m）	100	-
鉄線（kg）	20	-	ビニールシート	40	3

（注）ワイヤーの（ ）内は、100m巻きに換算したときの巻き数

町防災倉庫水防工具

品 名	数量	品 名	数量	品 名	数量	品 名	数量
照明具	2	スコップ	5	掛矢	2	つるはし	-
斧	1	のこぎり	-	なた	-	鎌	-
番線カッター	5	ペンチ	4	シノ	5	一輪車	2

町役場倉庫資機材等

品 名	数量	品 名	数量	品 名	数量	品 名	数量
照明具	-	スコップ	24	掛矢	5	つるはし	3
斧	-	のこぎり	61	なた	6	鎌	22
金槌	14	ペンチ	9	シノ	6	バール	3
チェーンソー	6	大鎌	3	大金槌	1	ヘルメット	40

第2節 輸送の確保

非常の際、資器材、作業員その他の輸送を確保するため、町内の重要水防区域においてあらゆる状況を推定して輸送経路図を作成しておくものとする。

第10章 水防活動

第1節 水防配備

1. 町の非常配備

町は、水防活動に関係する予報及び警報等の発表があり洪水のおそれがあると認められるときから、その危険が解消されるまでの間は非常配備により水防事務を処理するものとする。

配備区分	配備の時期	体制	配備人員
第1号配備	水防に関する警報・注意報等が発せられたが、具体的な水防活動を必要とするに至るまでにはまだかなり時間的余裕があると認められるとき	情報の収集及び連絡に当たり、事態の推移によっては、直ちに第2号配備の招集その他の活動ができる体制	総務課長 建設水道課長 産業振興課長 危機管理対策室
第2号配備	1. 水防活動を必要とする事態の発生が予想され、数時間後には水防活動の開始が考えられるとき 2. 水防本部長が必要と認めて指令したとき	水防活動の必要な事態が発生すれば、そのまま水防活動（災害の応急対策）が遅滞なく遂行できる体制	町長 副町長 教育長 各課長(局長) 総務係長 危機管理対策室
第3号配備	1. 激甚な災害が予想される時又は危険性が大で第2号配備で処理できがたいと認められるとき 2. 水防本部長が必要と認めて指令したとき	完全な水防体制	所属職員の全員及び応援を求められた部課の職員を動員

2. 消防団の非常配備等

(1) 消防団の管轄地域

消防団の管轄地域は、次のとおりである。

所 属	区 分	区域	一級河川		その他の河川等
			名 称	延長m	名 称
第1分団1・2部		豊町・1丁目・吾妻町・東町・2丁目・3丁目・4丁目・5丁目	高瀬川	9,000	町川・西町川・藤田川・内川
第2分団1・2部		正科・堀之内・中島・半在家・相道寺・広津・法道	高瀬川	9,000	社新堰・岡堰・山の寺沢・高見沢・花岡沢・袖沢川・牛沢・カニ沢・くぼ沢・郷石原沢・南岡沢・熊ノ沢・水頭沢
第3分団		滝沢・花見・陸郷	高瀬川	9,000	岡堰・内川・日向沢・権現沢・金草沢・秋葉山沢・塩沢・湯沢・南湯沢・北柳沢・柳沢・堀の沢・滝の沢
第4分団1・2部		渋田見・鶴山 中之郷・南台	高瀬川	9,000	日岐堰・内川・小沢・黒沢・雑ヶ沢・前ヶ沢・彦沢・堤沢・水戸沢・清水沢・箒沢・いら沢・南いら沢・七光沢・南ヶ沢
第5分団1・2部		内鎌・和合・十日市場・高瀬橋南・林中	高瀬川	9,000	内川

※出場範囲については、おおむね上記の範囲とするが、他区域に及ぶ河川もあるので、高瀬川及び上記その他の河川については、各分団と連携をとること。

(2) 消防団の非常配備

水防本部長は、水防警報が発せられたとき、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他水防上必要があると認められるときは、消防団長に対し消防団の出動を要請し、又は出動の準備をさせるものとする。その基準はおおむね次のとおりとする。

配備区分	配備基準	配備体制
待 機	水防に関係のある注意報及び警報が発表される等、必要と認めたとき	消防団の連絡員を本部に詰めさせ、団長は、その後の情勢を把握することに努め、また、団員は、直ちに次の段階に入り得るような状態におくものとする。
準 備	河川の水位が水防団待機水位に達し、なお上昇のおそれ等があり、かつ出動の必要が予測される時	消防団の団長及び幹部は、所定の詰所（車庫）に集合し、資器材及び器具の整備、点検、団員の配備計画等に当たり、ダム、水門等水防上必要な工作物のある所へ団員の派遣及び堤防巡視等のため、一部団員を出動させるものとする。
出 動	河川の水位がなお上昇する等、出動の必要を認めたとき	消防団の全員が所定の詰所（車庫）に集合し、警戒配備につく。
解 除	水防本部長より解除の指令をしたとき	

第2節 安全配慮

水防活動は、作業員の安全確保に留意して実施するものとする。避難誘導や水防作業の際も、消防団員自身の安全は確保しなければならない。安全確保のために配慮すべき事項は、おおむね次のとおりである。

- (1) 水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- (2) 水防活動時の安否確認を可能にするため、非常時でも利用可能な通信機器を携帯する。

第3節 巡視及び警戒

1. 平常時

水防管理者及び消防機関の長（以下この章において「水防管理者等」という。）は、随時区域内の河川を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川の管理者（以下「河川等の管理者」という。）に連絡して必要な措置を求めるものとする。

上記に係る連絡を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

河川等の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

水防管理者等が、出水期前や洪水経過後、重要水防区域又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、必要に応じて、河川等の管理者に立会又は共同で行うことを求めることができるものとする。

2. 出水時

水防管理者等は、非常配備体制となったときは、河川等の監視及び警戒をさらに厳重にし、重要水防区域（第3章参照）を中心として巡視するものとする。

また、次の状態に注意し、異常を発見したときは直ちに水防作業を実施するとともに、所轄建設事務所長及び河川等の管理者に連絡するものとする。ただし、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水を発見したときは、決壊等の通報及びその後の措置を講じなければならない。

- (1) 堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇
- (2) 堤防の上端の亀裂又は沈下
- (3) 川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- (4) 居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- (5) 排・取水門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- (6) 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

第4節 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。

第5節 警戒区域の指定

水防上緊急の必要がある場所においては、消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。

また、消防機関に属する者がいないとき、警察官は、消防機関に属する者の職権を行うことができるものとする。

第6節 避難のための立退き

1. 洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。

この場合、大町警察署長にその旨を通知するものとする。

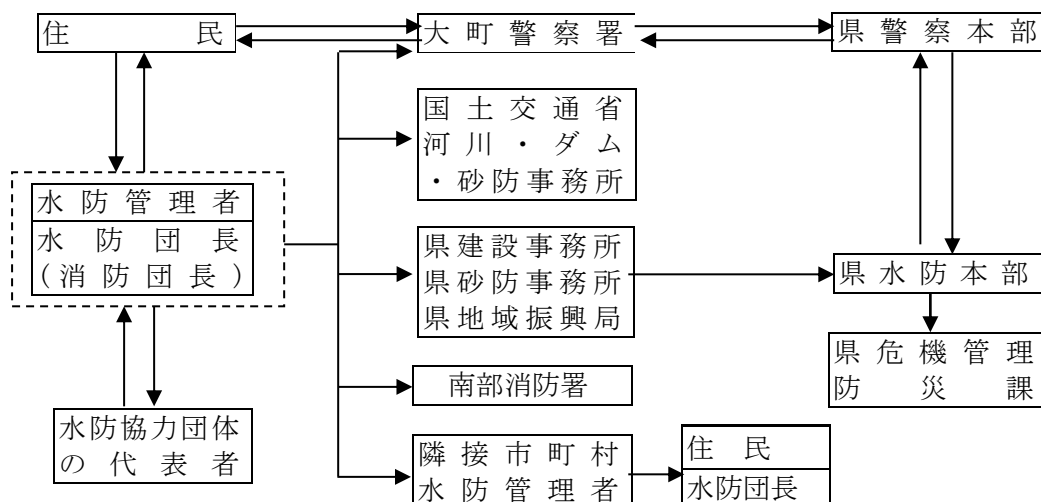
2. 水防管理者は、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況を北アルプス地域振興局長及び所轄建設事務所長に速やかに報告するものとする。
3. 水防管理者は、大町警察署長と協議の上、あらかじめ立ち退き計画を作成し、立ち退き先、経路等に必要な処置を講じておくものとする。

第7節 決壊・漏水等の通報及びその後の措置

1. 決壊・漏水等の通報

水防に際し、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちに関係者（関係機関・団体）に通報するものとする。

決壊、漏水等の通報系統は次のとおりとする。



2. 決壊等後の措置

堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときにおいても、水防管理者、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。

第8節 水防配備の解除

1. 町の非常配備の解除

水防本部長は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、かつ水防警報が解除されたとき等、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めたときは、水防の非常配備体制を解除し、これを一般に周知するとともに関係機関に通知するものとする。

なお、配備を解除したときは、所轄建設事務所を通じ県水防本部に報告するものとする。

2. 消防団の非常配備の解除

消防団の非常配備の解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり、水防本部長が消防団長に対して消防団の配備解除の指令をしたときとする。それまでは、消防団員は自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。

解除後は、人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。また、使用した資器材は、手入れして所定の位置に設備する。

第11章 水防信号

水防信号

法第20条に規定された水防信号は、次のとおりである。

第1信号 氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの

第2信号 水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの

第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの

第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの

	警鐘信号	サイレン信号（余いん防止符）
第1 信号	○休止 ○休止 ○休止	約 5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 15秒 ○－休止－○－休止－○－休止－○－休止
第2 信号	○－○－○ ○－○－○	約 5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒 ○－休止－○－休止－○－休止－○－休止
第3 信号	○－○－○－○ ○－○－○－○	約 10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 5秒 ○－休止－○－休止－○－休止－○－休止
第4 信号	乱打	約 1分 5秒 1分 ○－休止－○－

- 備考
- 1 信号は適宜の時間継続すること。
 - 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。
 - 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

第 12 章 協力及び応援

第 1 節 河川管理者の協力

河川管理者は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- (1) 河川に関する情報提供
- (2) 重要水防区域の合同点検の実施
- (3) 水防管理者が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (4) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資材の貸与
- (5) 水防活動の記録及び広報

第 2 節 市町村相互の応援及び協定

水防管理者は、災害が発生し、町独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できないと認められるとき、長野県市町村災害時相互応援協定に基づく応援を要請する。

第 3 節 警察官の援助要請

水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、大町警察署長に対して、警察官の出動を求めるものとする。

その方法等については、あらかじめ大町警察署長と協議しておくものとする。

第 4 節 自衛隊の派遣要請

水防管理者は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、災害対策基本法第 68 条の 2 に基づき、県知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求するものとする。

第 5 節 企業（地元建設業等）との連携

水防管理者は、出水時の水防活動に際し、「公共機関及びその他の事業者との相互応援協定」等に基づき応援に要する人員、資器材及び物資等の提供に関して、協力を求めるものとする。

第 6 節 住民、自主防災組織等との連携

水防管理者は、水防活動の実施に当たっては、地域住民、自主防災組織等と連携を図り、水防のため必要があるときは、住民等に水防活動への協力を求めるものとする。

第 13 章 費用負担と公用負担

第 1 節 費用負担

町の水防に要する費用は、法第 41 条により町が負担するものとする。

ただし、町の水防活動によって次に掲げる場合においては、水防管理者相互間においてその費用の額及び負担の方法を協議して定め、協議が成立しない場合は、県知事にあつせんを申請するものとする。

1. 法第 23 条の規定による応援のための費用
2. 法第 42 条の規定により、著しく利益を受ける他の市町村の一部負担

第 2 節 公用負担

1. 公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者又は消防機関の長は水防の現場において次の権限を行使することができる。

- (1) 必要な土地の一時使用
- (2) 土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
- (3) 車両その他の運搬用機器の使用
- (4) 工作物その他の障害物の処分

2. 損失補償

町は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けたものに対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第 14 章 水防報告等

第 1 節 水防記録

水防作業員が出動したとき水防管理者は、次の記録を資料 4 等により作成し、保管するものとする。

- 1 天候の状況並びに警戒中の水位観測表
- 2 水防活動をした河川名及びその箇所
- 3 警戒出動及び解散命令の時刻
- 4 水防団員及び消防機関に属する者の出動時刻及び人員
- 5 水防作業の状況
- 6 堤防、その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- 7 使用資材の種類及び数量並びに消耗量及び員数
- 8 水防法第 28 条の規定による公用負担下命の器具、資材の種類、数量及び使用場所
- 9 応援の状況
- 10 居住者出勤の状況
- 11 警察関係の援助の状況
- 12 現場指導の官公署氏名
- 13 立退きの状況及びそれを指示した理由
- 14 水防関係者の死傷
- 15 殊勲者及びその功績
- 16 殊勲水防団とその功績
- 17 今後の水防について考慮を要する点、その他水防管理団体の所見

第 2 節 水防報告

水防管理者は、水防活動が終結したときは、その状況を水防活動実施後、速やかに大町建設事務所長を経由して県水防本部長に報告するものとする。

第 15 章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難 の確保及び浸水の防止のための措置

第 1 節 洪水対応

第 1 項 浸水想定区域の指定状況

国土交通省及び県は、洪水予報河川及び水位周知河川について、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。現在、町に関係する想定最大規模降雨による浸水想定区域図は次のとおりである。

浸水想定区域図	指定年月	作成主体
高瀬川	令和元年 11 月	大町建設事務所 (市町村ハザードマップ作成支援河川)

第 2 項 洪水ハザードマップ

町では、浸水想定区域の指定に基づき、洪水予報の伝達方法、避難場所等円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、町防災マップを作成し、印刷物を各世帯に配布している。

また、洪水ハザードマップについては、町のホームページに掲載し、住民への周知を図るとともに、平常時からの防災意識の向上と自主的な避難の心構えを養い、二次災害発生予想箇所を避けることができるため、災害による被害の低減にあたり有効である。

第 3 項 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設及び大規模工場等は、円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置として、次の事項が定められている。

事業所等	地下街等	要配慮者利用施設	大規模工場等 (申出のあったもの)
措置の義務付け	義務	努力義務	努力義務
措置の内容	避難確保計画の作成 浸水防止計画の作成 訓練の実施	避難確保計画の作成 訓練の実施	浸水防止計画の作成 訓練の実施
自衛水防組織	設置義務あり、町長への報告	設置した場合、町長への報告	設置した場合、町長への報告

1. 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるもの。

地下街等の名称	所在地	所有者又は管理者	連絡先 電話・FAX	関連河川
該当なし				

2. 要配慮者利用施設（主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの。

令和6年4月1日現在

社会福祉施設

No.	地区名	施設名	住所	浸水深(m)
1	1丁目	いけだ小規模多機能型居宅介護事業所おひさまの家	池田 2644-1	～0.5
2	1丁目	池田町認定こども園池田保育園	池田 2420-1	～0.5
3	2丁目	いけだデイサービスセンター小島館	池田 2128-3	～0.5
4	2丁目	合同会社暁「憩いの家 嬉々」	池田 4116-2	～0.5
5	2丁目	池田町池田児童クラブ	池田 3327-1	0.5～3.0
6	4丁目	北アルプス医療センターあづみ病院院内保育所	池田 2979-14	0.5～3.0
7	4丁目	池田町総合福祉センター「やすらぎの郷」	池田 2005-1	～0.5
8	4丁目	いけだデイサービスセンター高姫	池田 2005-1	～0.5
9	5丁目	特別養護老人ホーム高瀬荘	池田 1942-1	～0.5
10	吾妻町	NPO法人あっとは一ぶハーブの風共同ホーム	池田 2170-28	～0.5
11	林中	いけだ南部デイサービスセンターさくらの家・訪問介護事業所	会染 5599-1	～0.5
12	林中	NPO法人あっとは一ぶハーブの風共同作業所	会染 5252-2	～0.5
13	林中	池田町会染児童センター	会染 2862-1	～0.5
14	和合	白樺の家 グループホーム和合	会染 5707-15	0.5～3.0
15	内鎌	白樺の家 ワークセンターしらかば	会染 6750-1	～0.5
16	内鎌	白樺の家 グループホームかえでの家	会染 6750-4	～0.5
17	渋田見	就労継続支援B型事業所 いろは	会染 9002-2 外	0.5～3.0
18	渋田見	池田町認定こども園会染保育園	会染 9014-8	0.5～3.0
19	十日市場	ニチイケアセンターあづみ野	会染 12107-2	0.5～3.0

学校

No.	地区名	施設名	住所	浸水深(m)
1	1丁目	長野県池田工業高校	池田 2524	～0.5
2	2丁目	池田町立高瀬中学校	池田 3210-1	0.5～3.0
3	2丁目	池田町立池田小学校	池田 3177-1	0.5～3.0
4	林中	池田町立会染小学校	会染 5663-1	～0.5
5	内鎌	長野県安曇養護学校	会染 6113-2	0.5～3.0

医療施設

No.	地区名	施設名	住所	浸水深(m)
1	3丁目	北アルプス医療センターあづみ病院	池田 3207-1	0.5～3.0

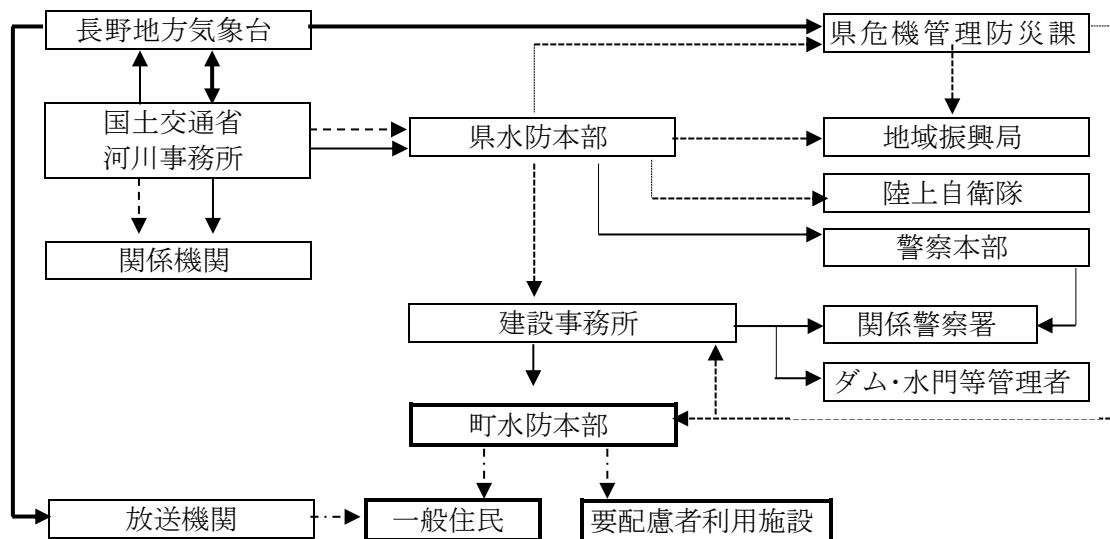
※浸水深想定は想定最大規模降雨（1/概ね1,000）による。ハザードマップにて確認要

3. 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であって国土交通省令で定める基準を参酌して町条例で定める用途及び規模に該当するものでその洪水等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの。

大規模工場等の名称	所在地	所有者又管理者	連絡先 電話・FAX	関連河川
該当なし				

第2節 洪水予報等の伝達方法

町から地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法は次のとおりである。



- （注） ——— は、NTT ファクシミリ又は電子メール等による伝達を示す。
 は、防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。
 ——— は、長野地方気象台から関係機関へ気象情報伝達システムによる伝達を示す。
 は、洪水予警報等作成システムによる伝達を示す。
 は、その他による伝達を示す。

第 16 章 水防訓練

町は、毎年出水期前に、消防団及び水防協力団体の水防訓練を実施し、水防技術の向上を図るものとする。

第 17 章 水防協力団体

第 1 節 水防協力団体の指定

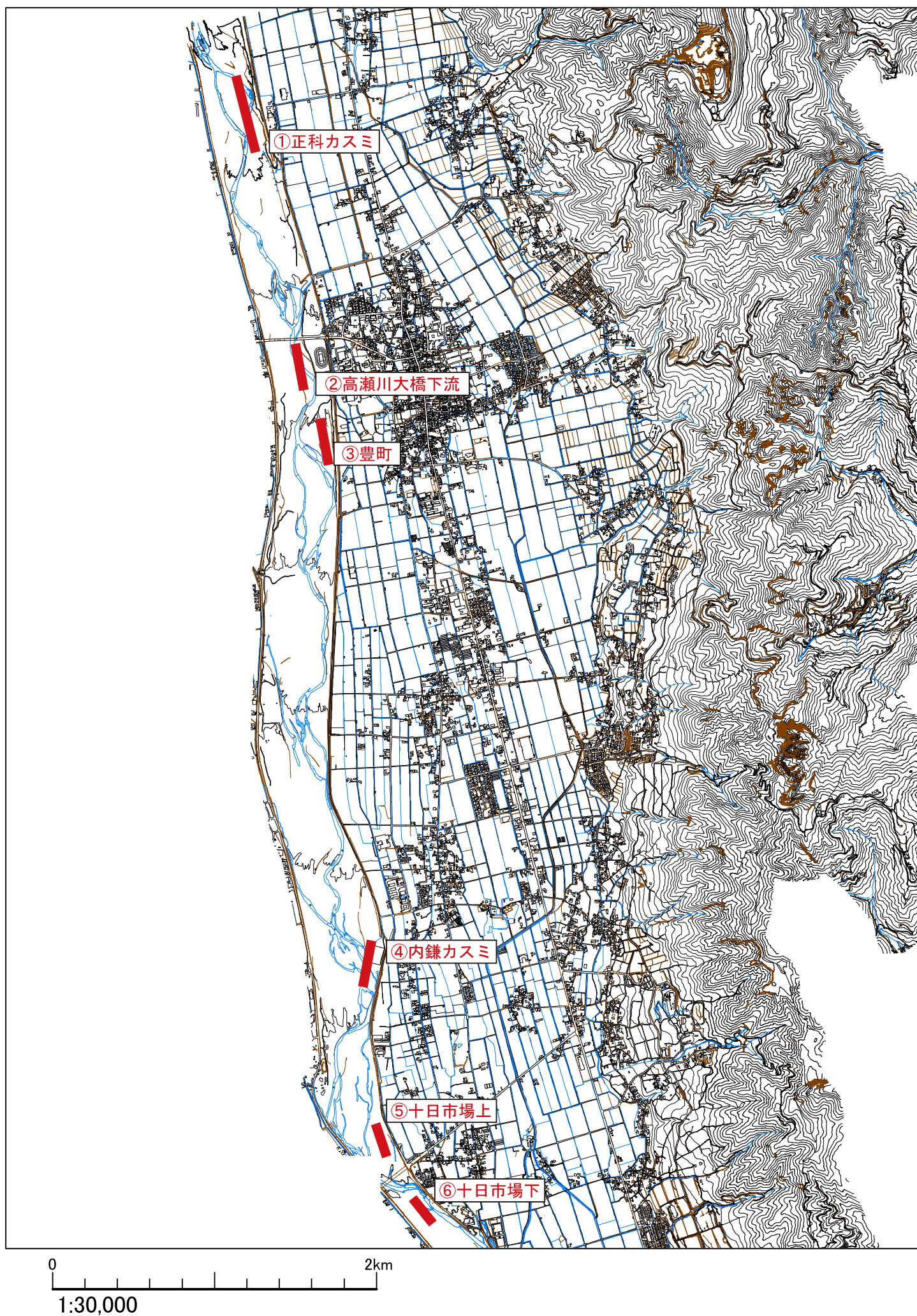
町は、下記に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

第 2 節 水防協力団体の業務

- (1) 水防上必要な監視、警戒その他の水防活動の協力
- (2) 水防に必要な器具、資材又は設備の保管、提供
- (3) 水防に関する情報又は資料の収集、提供
- (4) 水防に関する調査研究
- (5) 水防に関する知識の普及、啓発
- (6) 前各号に附帯する業務

第 3 節 水防協力団体の消防団等との連携

水防協力団体は、消防団との密接な連携の下に前項の業務を行わなければならない。また、水防協力団体は、毎年消防団が行う水防訓練に参加するものとする。



_____川 避難判断水位到達情報

令和_____年_____月_____日_____時_____分 発表

長野県 _____建設事務所
長野県水防本部

【主文】

_____川は、_____日_____時_____分に _____市・町・村の
_____水位観測所で、**高齢者等避難**の発令の目安となる
避難判断水位 _____mに達しました。

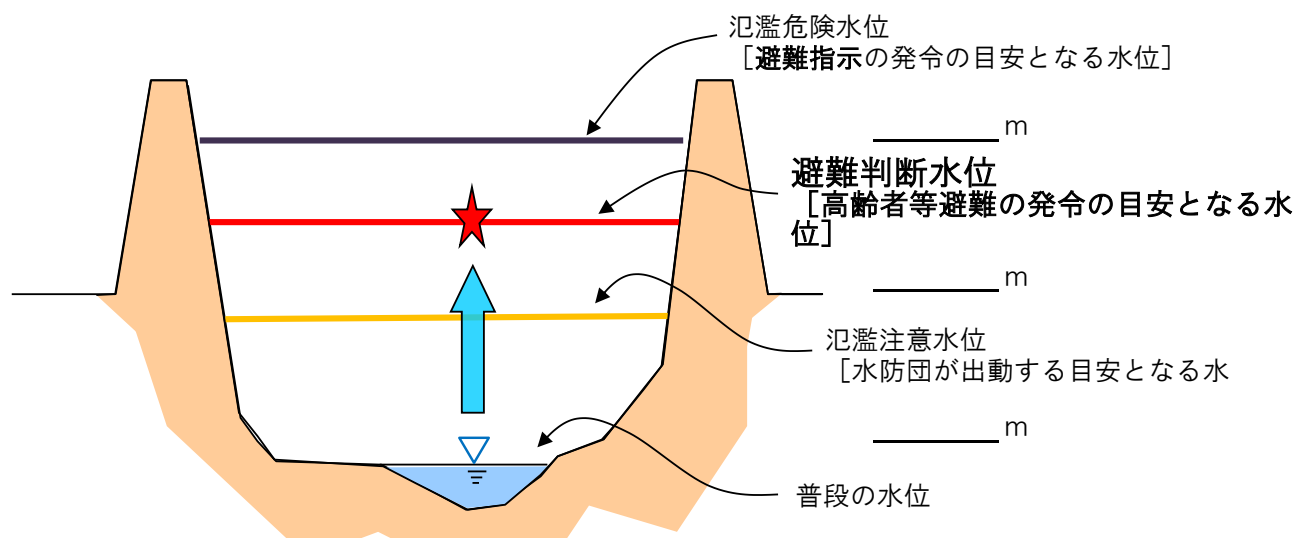
_____水位観測所では、_____時_____分 から _____時 _____分までの
_____分間に、水位が約 _____m上昇しました。 今後も水位上昇が見込まれ、
_____市 _____から _____市 _____までの区間は、

河川が氾濫するおそれがあります。

市町村長が発表する避難情報や、気象状況に十分注意をお願いします。

【参考】

_____川 _____水位観測所（ _____市・町・村 _____地先）



問い合わせ先

長野県〇〇建設事務所維持管理課

TEL ×××-×××-××××

TEL ■■■-■■■-■■■

長野県水防本部（長野県建設部河川課内）TEL 026-232-7533

_____川 氾濫危険水位到達情報

令和_____年_____月_____日_____時_____分 発表

長野県 _____建設事務所
長野県水防本部

【主文】

_____川は、_____日 _____時 _____分に _____市・町・村の
_____水位観測所で、**避難指示**の発令の目安となる
氾濫危険水位 _____mに達しました。

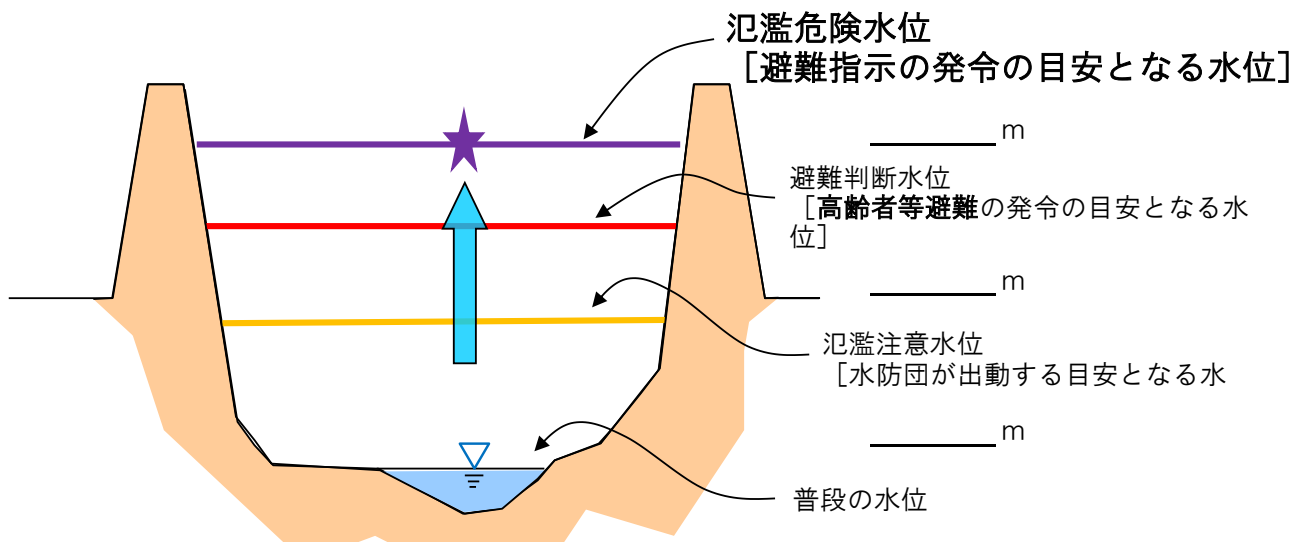
_____水位観測所では、_____時 _____分 から _____時 _____分までの
_____分間に、水位が約 _____m上昇しました。 今後も水位上昇が見込まれ、
_____市 _____から _____市 _____までの区間は、

河川が氾濫するおそれがあります。

市町村長が発表する避難情報や、気象状況に十分注意をお願いします。

【参考】

_____川 _____水位観測所（ _____市・町・村 _____地先）



問い合わせ先

長野県〇〇建設事務所維持管理課

長野県水防本部（長野県建設部河川課内）

TEL ×××-×××-××××

TEL ■■■-■■■-■■■

TEL 026-232-7533

水 防 警 報

種 類	準 備 ・ 出 動 ・ 状 況 ・ 解 除					
発表河川				発表対象 水位観測所	観測所	
発表日時	令和 年 月 日 時 分			発 表 者	長野県	建設事務所
設定水位	基準水位観測所	観測所				
	水防団待機水位 (水防団の待機)	m				
	氾濫注意水位 (水防団の出動)	m				
	避難判断水位 (高齢者等避難の発令の目安)	m				
	氾濫危険水位 (避難指示の発令の目安)	m				
区 分	番号	発 表 内 容				
現 況	1	_____ { ア. 観測所 イ. 流 域 } の雨量は、 _____日_____時 現在 _____ mm に達しました。				
	2	水位は、_____日_____時 現在 _____m { ア. に達しました。 イ. です。 ウ. に下がりました。				
	3	水位は、_____日_____時_____分 に { ア. 水防団待機水位 イ. 氾濫注意水位 ウ. 避難判断水位 エ. 氾濫危険水位 } { オ. に達しました。 カ. を越えました。 }				
	4	水位は、 { ア. 引き続き イ. 1時間に_____cmぐらいの割合で ウ. 急激に } { エ. 上昇しています。 オ. 下降しています。 }				
	5	【被害の発生状況等を記入】				
予 想	6	雨は、今後まだ_____ mm 程度降る恐れがあります。				
	7	水位は、今後 { ア. さらに上昇する イ. 下降する } と見込まれます。				
水防団 への 指 示	8	水防機関は、 { ア. 出動の準備を行い、水防に関する情報連絡を確保してください。 イ. 出動し、厳重に警戒してください。 ウ. 今後の出水状況に応じて、出動人員を増してください。 エ. 厳重に警戒してください。				
	9	水防警報を解除します。				
	10	ただし、 { ア. 今後も気象状況の変化に十分注意してください。 イ. 被害のあった所は応急作業を続けてください。				
伝達確認	通知先	河川課				
	通報者					
	受報者					
	通報時刻	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分

水防実施状況報告書

池田町水防本部長 様

年 月 日

作成者 職 氏名

印

災害の名称						出動人員数		消防職員	消防団員	その他	人員計	
災害の日時												
実施場所												
水防作業の概況・工法及び効果		概況					所要経費	項目	金額	備考		
		工法						資材費	円			
		効果						器材費	円			
被害総括	人的被害	死者	行方不明	計		燃料費		円				
		人	人	人		雑費		円				
		重傷者	軽傷者	計		計		円				
		人	人	人		資材名	使用数	搬出した倉庫				
	被害総括	千円					袋類					
被害内訳	種別	住家	非住家	世帯	人数	金額(千円)	使用資材	縄				
	全壊							ロープ				
	半壊							杭				
	流出							鉄線				
	一部破壊							土砂				
	床上浸水							土のう				
	床下浸水											
	計											
	種別	浸水面積			金額							
	田	流出ha				千円						
		冠水ha										
	畑	流出ha				千円						
		冠水ha										
	堤防	m					考察・備考					
	道路	m										
	その他											
計												

災害時における消防用水等の確保に関する協定書

池田町（以下「甲」という。）と大北生コン事業協同組合（以下「乙」という。）は、災害時に必要な用水の確保に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の行政区域において火災、風水害等により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙に行う飲料水を除く生活用水や消防用水（以下「用水」という。）の供給の協力要請について、適切かつ円滑な運営を期するため、必要な事項を定める。

（協力要請及び応援協力）

第2条 甲は、災害時において、用水の供給を必要とする事態が発生した場合は、乙に対して用水の供給要請を行うことができる。

2 乙は、甲からの前項の要請があったときは、特別な事由がある場合を除き、通常業務に優先して指定された場所に出動し、甲の指示する用水の供給を行うものとする。

（報告）

第3条 乙は要請業務を開始したときは、甲に対して業務を開始した日時、場所、業務内容等を報告するものとする。

2 乙は、要請業務を完了したときは、前項に準じて甲に対して報告するものとする。

（経費の負担）

第4条 応援協力に要した用水の経費負担については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

2 甲が前項の規定により負担する額は、災害発生直前における適正価格を基準とし、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（経費等の支払い）

第5条 甲は、前条の規定による経費等の請求があった場合、その内容が適当であると認めたときは、その経費等を速やかに支払うものとする。

（危険回避）

第6条 乙から連絡を受けた所属職員が指定された場所への輸送時に危険と判断した場合には、その危険を回避することができる。

(訓練の実施)

第7条 用水の確保の業務を円滑にするため、甲と乙は協議して訓練を実施するものとする。

(連絡責任者)

第8条 甲と乙は、この協定書の成立に係る連絡責任者を相手方に報告するものとし、以後変更があった場合も同様とする。

(災害補償)

第9条 この協定に基づき、災害時に応援協力の業務に従事した者が、当該活動により死亡、負傷、若しくは疾病にかかり、または障害の状態となった場合においては、池田町消防団員等公務災害補償条例(昭和41年6月24日条例第13号)に規定する補償基礎額を限度として、甲が補償を行うものとする。

(情報提供)

第10条 乙は、応援協力の従事中に覚知した災害等による被害情報は、甲に積極的に提供するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定の実施に当たって疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期限)

第12条 この協定は、締結の日から効力を生じるものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了をしない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ各1通をそれぞれ保有する。

令和2年8月25日

甲 北安曇郡池田町大字池田 3203 番地 6

池田町長 甕 聖章

乙 大町市大町 2811 番地 1
大北生コン事業協同組合

理事長 傳刀 俊介

08 緊急輸送関係

資料 08-1 緊急交通路指定予定路線

○警察庁指定広域交通規制対象道路及び交通検問所

路線名	区間(県内)	<u>管轄警察署等</u>	交通検問所
国道19号・ <u>19号長野南BP</u>	岐阜県境 <u>(南木曾町)</u> ～ <u>国道18号西尾張部</u> 交差点 (長野市)	<u>木曾、塩尻、松本、 安曇野、大町、長 野南、長野中央</u>	南木曾、高出

○その他幹線道路

路線名	区間(県内)	<u>管轄警察署等</u>	関連(隣接)県
国道147号	<u>国道19号新橋</u> 交差点 (松本市) ～ <u>国道148号一中東</u> 交差点 (大町市)	<u>松本、安曇野、 大町</u>	
国道148号	<u>国道147号一中東</u> 交差点 (大町市) ～ <u>新潟県境 (小谷村)</u>	<u>大町</u>	<u>新潟県</u>
<u>白馬長野道路・ 主地</u> 長野大町線	<u>国道19号安庭</u> 交差点 (長野市) ～ <u>国道148号南借馬</u> 交差点 (大町市)	<u>長野南、大町</u>	
主地大町明科線	<u>国道147号旭町</u> 交差点 (大町市) ～ <u>国道19号塔ノ原</u> 交差点 (安曇野市)	<u>大町、安曇野</u>	

資料 08-2 自動車運転者の執るべき措置

1 地震災害に関する警戒宣言が発せられたとき

大規模地震対策特別措置法により、東海地震に関し静岡県全域と東京、神奈川、山梨、長野、岐阜、愛知、三重の7都県の一部が、地震防災対策強化地域に指定されています。

(1) 車を運転中に警戒宣言が発せられたとき

ア 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて直ちに低速で走行するとともに、カーラジオ等により継続して地震情報や交通情報を聞き、その情報に応じて行動すること。

イ 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアロックはしないこと。

(2) 避難のために車を使用しないこと。

2 大地震が発生したとき

(1) 車を運転中に大地震が発生したとき

ア 急ハンドル、急ブレーキを避ける等できるだけ安全な方法により、道路の左側に停止させること。

イ 停止後は、カーラジオ等により地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。

ウ 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアロックはしないこと。

駐車するときは、避難する人の通行や地震防災応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

(2) 避難のために車を使用しないこと。

3 災害対策基本法による交通の規制が行なわれたとき

緊急通行車両以外の車両の通行が禁止され、又は制限されます。

(1) 車の移動

ア 速やかに、車を次の場所に移動させる。

- ・道路の区間を指定して交通規制が行なわれたときは、規制が行なわれている道路の区間以外の場所

- ・区域を指定して交通規制が行なわれたときは、道路外の場所

イ 速やかな移動が困難なときは、車をできる限り道路の左端に沿って駐車する等緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

(2) 警察官の指示

警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車を移動又は駐車すること。

※ 警察官(警察官がいない場合は、災害派遣中の自衛官、消防吏員)は、通行禁止地域等において車が緊急通行車両の妨害となっているときは、その車の運転者等に対し、必要な措置を命ずることがあります。

運転者等が命令された措置をとらなかったり、現場にいないため措置をとることを命じることができなかったときは、警察官自らその措置をとることがあります。

この場合、やむを得ない限度において、車等を破損することがあります。

(3) 道路管理者による措置命令等

放置車両や立ち往生車両が発生した場合、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときには、道路管理者が運転者等に対し、車両の移動等を命ずることがあります。

また、運転者がいない場合、道路管理者自ら車両の移動等を行うことがあります。

※ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律により、国民の保護のための措置が的確かつ迅速に行なわれるようにするため緊急の必要があるときは、緊急通行車両以外の車両の通行が禁止され、又は制限されます。

資料08-3 町有車両一覧表

令和6年4月1日現在

所管課	車名	緊急	自動車登録番号等		用途	取得年月 (西暦)
総務課	レクサス HS250H	○	松本 330	に 3203	普通乗用	2010. 2
	ハイエース	○	松本 300	て 1366	普通乗用	2003. 6
	スバルサシバー	○	松本 480	ち 5152	四輪貨物	2012. 10
	トヨタハイエースGLワゴン	○	松本 301	す 8153	普通乗用	2019. 3
	インサイト	○	松本 531	せ 3131	小型乗用	2009. 10
	インサイト	○	松本 530	て 3127	小型乗用	2009. 10
	トヨタ コースター	○	松本 200	さ 1489	自家用乗合	2012. 12
	ショベルローダー		池田町000	た 3	ブル・ドーザー	1995. 1
	スズキ キャリイ	○	松本 480	す 5507	四輪貨物	2016. 3
	ホイローダー		池田町	た 6	その他小型特殊	2003. 12
	ダイハツ ハイゼット		松本 480	た 2943	四輪貨物	2019. 6
	スズキ キャリイ	○	松本 480	こ 1793	四輪貨物	2013. 7
	トヨタ ピクシス	○	松本 480	せ 1529	四輪貨物	2016. 12
住民課	スズキ スイフト		松本 501	ふ 8810	小型乗用	2019. 1
	ミニキャブ	○	松本 41	す 6330	四輪貨物	2003. 11
健康福祉課	スズキ ワゴンR	○	松本 580	ほ 7146	四輪乗用	2016. 2
	ダイハツ ハイゼットスローパー		松本 880	あ 1222	特殊用途	2016. 3
	バモス		松本 50	に 7310	四輪乗用	2000. 1
	タウンボックス		松本 80	あ 1343	その他特種	2001. 3
	ホンダ デイオ		池田町	た 50	原付	2001. 5
	ニッサン セレナ		松本 500	ぬ 3202	小型乗用	2002. 10
	フィット	○	松本 501	せ 8586	小型乗用	2009. 7
	スズキ エブリーワゴン		松本 580	た 7323	四輪乗用	2010. 7
	ニッサン バネット	○	松本 501	つ 3451	小型乗用	2011. 9
	スズキ ワゴンR 2	○	松本 580	め 2023	四輪乗用	2017. 9
企業センター	トヨタ ライトエース	○	松本 100	す 3004	普通貨物	2011. 7
	イズゞ	○	松本 100	す 4741	普通貨物	2014. 2
	ダイハツ	○	松本 480	す 8923	小型貨物	2016. 8

建設水道課	スバル レガシー	○	松本 300	む 8281	普通乗用	2013. 3
	エクストレイル	○	松本 330	た 3130	普通乗用	2009. 10
	キャピラー(ショベルローダー)	○	松本 000	る 598	その他大型特殊	2014. 10
	ダイハツ ハイゼット	○	松本 480	た 3669	四輪貨物	2019. 7
	スズキ エブリ	○	松本 480	そ 5177	四輪貨物	2018. 7
	<u>ダイハツ ピックアップ</u>	●	<u>松本 480</u>	<u>て 6548</u>	<u>四輪貨物</u>	<u>2023. 9</u>
振興課	ダイハツ ハイゼット	○	松本 480	さ 3517	四輪貨物	2014. 10
	ダイハツ ハイゼット	○	松本 480	つ 9764	四輪貨物	2022. 10
教育会館	インサイト	○	松本 530	た 1430	小型乗用	2009. 10
	トヨタ ヴィッツ	○	松本 501	て 7284	小型乗用	2012. 8
保育園	ダイハツ ムーブ		松本 50	の 8425	四輪乗用	2001. 4
	トヨタ パッソ	○	松本 501	ま 3230	四輪乗用	2020. 6
	ヒノ		松本 200	は 216	自家用乗合	2014. 1
児童クラブ	スズキ MRワゴン		松本 581	か 3906	四輪乗用	2022. 1
クラフトパーク	ダイハツ タンク	○	松本 480	え 1725	小型貨物	2007. 10
	スノートラクター		池田	た 5	その他小型特殊	1998. 4
公民館	トヨタ ボルテ	○	松本 501	す 2786	小型乗用	2008. 7
総体	スバル キャブオーバ	○	松本 480	い 1887	四輪貨物	2012. 10
	シバウカターデントラクタ			10012	その他小型特殊	2012. 5
	ダイハツ ハイゼット		松本 480	さ 2596	四輪貨物	2014. 9
消防	ヒノ デュトロ		松本 830	つ 11	消防	2012. 12
	トヨタ ウィッシュ		松本 831	ゆ 119	消防	2008. 2
	ヒノ6		松本 830	て 6	消防	2009. 12
	ヒノ12		松本 830	せ 12	消防	2009. 12
	トヨタ ダイナ		松本 830	な 21	消防	2015. 3
	ダイナ4-1		松本 800	さ 3707	消防	2001. 12
	アトラス43		松本 830	さ 43	消防	2009. 11
	ダイナ53		松本 830	さ 53	消防	2009. 11
	ラントクルザー5-2		松本 800	さ 3708	消防	2001. 12
	トヨタ ダイナ		松本 830	せ 25	消防	2015. 3
	トヨタ ダイナ		松本 830	す 51	消防	2015. 3
	トヨタ ダイナ		松本 830	さ 42	消防	2015. 3

	ホンダ		松本 1	く 4105	軽二輪	2007. 9
	ホンダ		松本 1	く 4106	軽二輪	2007. 9
	アトラス22		松本 830	せ 22	消防	2009. 11
	ダイハツ31		松本 830	そ 31	消防	2009. 11
	ホンダ		松本 1	く 7415	軽二輪	2009. 12
	ホンダ		松本 1	く 7412	軽二輪	2009. 12
	ホンダ		松本 1	く 7413	軽二輪	2009. 12
	ホンダ		松本 1	く 7414	軽二輪	2009. 12
	トヨタ ダイハツ ハンザイ		松本 830	つ 24	消防	2015. 3
	トヨタ ダイハツ		松本 830	と 33	消防	2015. 3
	ダイハツ		松本 883	あ 32	消防	2016. 3
	スズキ		松本 883	あ 23	消防	2016. 5

※ ○は緊急通行車両の事前届出車両、●は緊急通行車両の確認済み車両

資料08-4 震災対策緊急輸送路線

震災対策緊急輸送路（第一次）

路線番号	路 線 名	起 点 ～ 終 点	指定延長 (km)
	国道 1 9 号	長野市高田 ～ 南木曾町県境	1 7 6 . 6
	国道 1 4 7 号	松本市 1 9 号交点 ～ 大町市一中東交差点	3 1 . 1
	国道 1 4 8 号	大町市一中東交差点 ～ 小谷村県境	4 6 . 0
一般国道 3 路線計			2 5 3 . 7

○第一次緊急輸送路

緊急や応急活動の拠点となる防災拠点間を結ぶ高速自動車国道、一般国道および広域的な幹線道路

震災対策緊急輸送路（第二次）

路線番号	路 線 名	起 点 ～ 終 点	指定延長 (km)
0 5 1	主要地方道大町明科線	大町市 1 4 7 号交点 ～ 安曇野市明科 1 9 号交点	1 8 . 3
2 7 5	県道 上生坂信濃松川（停）線	生坂村 1 9 号交点 ～ 生坂村旭	1 . 8
		池田町池田 ～ 松川村 1 4 7 号交点	1 . 8
一般県道 3 路線計			2 1 . 9

○第二次緊急輸送路

第一次緊急輸送路と市町村役場、主要な防災拠点（公共機関、ヘリポート、災害医療拠点等）を連絡する道路

資料08-5 町内交通確保計画

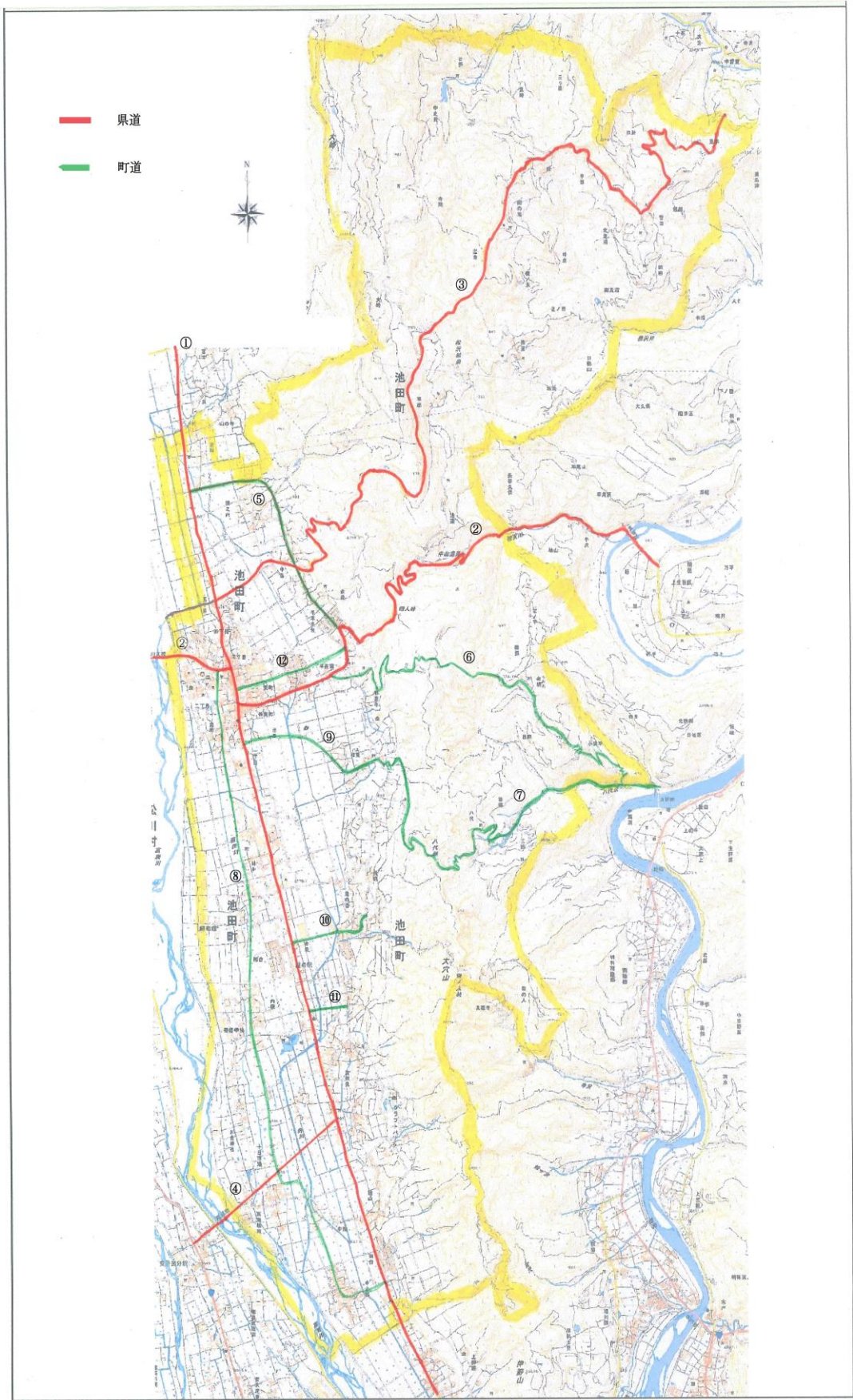
【 県 道 】

No.	路 線 名	対象地域及び復旧の目標
1	主要地方道大町明科線	町外との連絡、輸送
2	県道上生坂信濃松川(停)線	町外との連絡、輸送
3	県道宇留賀池田線	池田地区と広津地区、町外との連絡、輸送
4	県道原木戸安曇迫分(停)線	町外との連絡、輸送

【 町 道 】

No.	路 線 名	対象地域及び復旧の目標
5	町道山麓線	池田地区と会染地区間の連絡、輸送
6	町道登波離橋線	池田地区と陸郷地区間の連絡、輸送
7	町道八代線	池田地区と陸郷地区間の連絡、輸送
8	町道旧県道線	池田地区と会染地区間の連絡、輸送
9	町道花見線	池田地区と会染地区間の連絡、輸送
10	町道滝沢バス停連絡線	会染地区から県道への連絡、輸送
11	町道坂下線	会染地区から県道への連絡、輸送
12	町道503号線	池田地区と会染地区間の連絡、輸送

資料08-6 町内交通確保計画路線図



資料08-7 災害対策用ヘリポート及び物資輸送拠点一覧表

	場所	名称	施設管理者	広さ(m)		面積
				長さ	幅	
H拠 1	池田町3丁目	アルプス広場	町教育委員会	120	80	9,600
H拠 2	会染40-3	池田町防災ヘリポート	池田町	65	45	2,925
1	内鎌	あづみ野広場	町教育委員会	75	100	7,500
2	池田3280	高瀬中学校グラウンド	学校長	104	130	13,520
物拠 1	池田2005-1	池田町総合福祉センター (やすらぎの郷)	池田町			3,890
物拠 2	会染40-6	池田町防災倉庫	池田町			462

H拠 拠点ヘリポート
 1・2 その他のヘリポート
 物拠 物資輸送拠点

資料 08-8 災害時等における石油類燃料の供給等に関する協定書

池田町（以下「甲」という。）と長野県石油商業組合（以下「乙」という。）と長野県石油商業組合中信支部（以下「丙」という。）とは、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における石油類燃料の優先的かつ安定的な供給等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等において甲が行う応急対策活動に必要な石油類燃料等の確保及び帰宅困難者、被災者、観光客（以下「帰宅困難者等」という。）に対する支援について、地元石油販売事業者の協力体制を確保することにより、住民生活の早期安定を図ることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時等において、乙及び丙並びに丙の会員（以下「乙等」という。）に対して、次の各号について協力を要請することができるものとする。

- (1) 甲が指定する緊急車両等への石油類燃料の優先給油
 - (2) 甲が指定する災害応急対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設への石油類燃料の優先提供
 - (3) 乙等が取り扱う物資（前2号の石油類燃料を除く。）の供給及び要員の動員等
 - (4) 乙等の給油所における帰宅困難者等に対する一時休憩所としての施設、水道水及びトイレの提供
 - (5) 乙等の給油所における帰宅困難者等に対する災害情報、通行可能な道路情報及び近隣の避難所に関する情報等の提供
 - (6) 乙等の給油所における傷病者に対する救急要請及び簡易な応急手当等の支援
- 2 前項第1号から第3号までの要請は、石油類燃料の供給等要請書（別記様式第1号）によるものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。
- 3 第1項第4号から第6号までの要請は、口頭で行うものとする。

（支援の実施）

第3条 乙等は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、可能な範囲内において支援を実施するものとする。ただし、乙等は、通信の途絶等により甲が乙等に要請できないと判断したときは、甲の要請を待たずに支援を実施するものとする。

（報告手続）

第4条 乙等は、第2条第1項第1号から第3号までの支援を行ったときは、口頭で甲に報告し、その後、速やかに救援実施報告書（別記様式第2号）を提出するものとする。

（経費の負担）

第5条 第2条第1項第1号から第3号までの規定により乙等が供給した石油類燃料等の対価及び乙等が行った運搬の費用（以下「費用」という。）については、原則として、当該石油類燃料等の供給を受けた者（以下「供給先」という。）が負担するものとし、災害発生時直前における通常の価格を基準として、供給先と乙等が協議のうえ決定するものとする。

（費用の支払）

第6条 供給先は、乙等からの請求があったときは、その費用を速やかに支払うものとする。

(事故等)

第7条 乙等は、その石油類燃料の供給に際し、やむを得ぬ事由が発生し供給等を中断したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

(損害の負担)

第8条 第2条の規定による業務により生じた損害の負担は、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

(協力体制の構築)

第9条 甲、乙及び丙は、平常時から相互の連絡体制及び石油類燃料の供給等について情報交換を行い、災害時等に備えるものとする。

2 甲、乙及び丙は、この協定を円滑に推進するため、事務担当者名簿（別記様式第3号）を作成し相互に交換するとともに、平常時から石油類燃料等の備蓄及び安定供給に関する必要な対策について協議するものとする。

(住民への周知)

第10条 甲、乙及び丙は、この協定の内容並びに乙等の所在地等について、協力して住民へ周知を図るものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙が協議のうえ決定するものとする。

(協定の有効期間)

第12条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とし、有効期間が満了する日の1ヵ月前までに甲、乙及び丙のいずれも文書による特段の意思表示をしないときは、さらに1年間継続するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

平成26年3月24日

甲 北安曇郡池田町大字池田3203-6
長野県池田町長 勝 山 隆 之

乙 長野市北条町25-1
長野県石油商業組合
理事長 渡 邊 一 正

丙 松本市中心1丁目23-1 松本商工会館 3F
長野県石油商業組合 中信支部
支部長 曾根原 幹 二

資料 08-9 石油類燃料の供給等要請書

(別記様式第 1 号)

令和 年 月 日

石油類燃料の供給等要請書

長野県石油商業組合理事長 様
長野県石油商業組合中信支部長 様

池 田 町 長

災害時等における石油類燃料の供給等に関する協定第 2 条第 2 項の規定に基づき、
次のとおり要請します。

要 請 日 時	令和 年 月 日 () 時 分頃	
災 害 の 状 況 及 び 供 給 を 要 請 す る 事 由		
要 請 内 容		
その他参考となる事項		
連 絡 先	組 織 名	
	担当者氏名	
	役 職	
	電 話 番 号	
	F A X	
	メールアドレス	

施設名・車両NO	給油場所（住所）	油 種	数 量

資料 08-10 救援実施報告書

(別記様式第 2 号)

令和 年 月 日

救 援 実 施 報 告 書

池 田 町 長 様

長野県石油商業組合理事長

長野県石油商業組合中信支部長

災害時等における石油類燃料の供給等に関する協定第 4 条の規定に基づき、次のとおり報告します。

要 請 日 時	令和 年 月 日 () 時 分頃	
救 援 日 時	令和 年 月 日 () 時 分頃	
救援を行った事業者		
石油類燃料の供給等 要請者の文書番号		
供給に係る費用の見込み		
対 応 事 項		
連 絡 先	組 織 名	
	担当者氏名	
	役 職	
	電 話 番 号	
	F A X	
	メールアドレス	

施設名・車両NO	給油場所（住所）	油 種	数 量

資料 08-11 災害時等における石油類燃料の供給等に関する事務担当者名簿

(別記様式第 3 号)

令和 年 月 日

災害時等における石油類燃料の供給等に関する事務担当者名簿

【甲 池田町】

1 連絡責任者

担 当 部 所	
役 職 ・ 氏 名	
T E L ・ F A X	
携 帯 番 号	

2 時間外及び休日の場合の連絡先

項 目	第 1 連 絡 先	第 2 連 絡 先
担 当 部 所		
役 職 ・ 氏 名		
T E L ・ F A X		
携 帯 番 号		

【乙 長野県石油商業組合】

1 連絡責任者

役 職 ・ 氏 名	
T E L ・ F A X	
携 帯 番 号	

2 時間外及び休日の場合の連絡先

項 目	第 1 連 絡 先	第 2 連 絡 先
役 職 ・ 氏 名		
T E L ・ F A X		
携 帯 番 号		

【丙 長野県石油商業組合中信支部】

1 連絡責任者(支部長)

会 社 名	
役 職 ・ 氏 名	
T E L ・ F A X	
携 帯 番 号	

2 支部会員名

会 社 名	代 表 者 名	住 所	T E L ・ F A X

09 避難収容関係

指定緊急避難場所・指定避難所一覧

令和5年4月

1 用語の解説

指定緊急避難場所

被害が切迫した状況において、生命の安全の確保を目的として緊急に避難する施設又は場所です。洪水、土砂災害、地震等の災害種別ごとに指定しています。(法改正前に一次避難所、避難地として案内してきた場所)

指定避難所

指定避難所は、災害の危険性があり、避難者してきた方が、災害の危険性がなくなるまでの間、滞在す、または、災害により家に戻れなくなった方が、一時的に滞在する場所です。指定避難所は安全性、有効性を鑑みて開設しますので、開設情報に注意して下さい。(法改正前に二次避難所として案内してきた場所)

2 表の見方

緊急時に避難する場所は、災害事由毎に○の施設又は場所へ避難して下さい。

洪水で浸水が予想される場合は、2階以上の階へ避難可能な池田小学校・高瀬中学校・会染小学校・多目的研修センター・アート梱包運輸(株)へ避難して下さい。

地区毎に指定していますが、必ずしも下表の場所へ避難を指定するものではありません。

特に地震の場合の緊急避難は、各地区最下段の学校等のグラウンドや広場への避難となりますので、日頃から避難場所や災害時の行動を家族で決めておいて下さい。

3 レベル3(高齢者等避難)・レベル4(避難指示)等の発令による場合は、指定緊急避難場所を指

示します。災害状況により避難場所が変更となる場合もあります。

指定緊急避難場所一覧

地区名	指定緊急避難場所	住所	電話	災害事由			
				地震	洪水計画規模	洪水最大規模	土砂災害
豊町	豊町公民館	池田 735-2	-	○	○	注 1 参 照	○
	池田工業高校	池田 2524	62-3124	○	○		○
一丁目	一丁目基幹センター	池田 2255-1	-	○	○		○
	池田工業高校	池田 2524	62-3124	○	○		○
吾妻町	吾妻町ふれあいセンター	池田 2156-4	-	○	○		○
	農村広場	池田 2351-5	-	○	○		○
	池田小学校	池田 3177-1	62-2006	○	○		○
東町	東町公民館	池田 2113-5	-	○	○		○
	農村広場	池田 2351-5	-	○	○		○
	高瀬中学校	池田 3210-1	62-2171	-	○		-

二丁目	二丁目公民館(池田児童クラブ含む)	池田 3328	-	○	○	○
	高瀬中学校	池田 3210-1	62-2171	○	○	○
三丁目	三丁目公民館	池田 4278-2	-	○	○	○
	池田小学校	池田 3177-1	62-2006	○	○	○
四丁目	四丁目ふれあいセンター	池田 1973-1	-	○	○	○
	池田小学校	池田 3177-1	62-2006	○	○	○
五丁目	五丁目基幹センター	池田 540-5	-	○	○	○
	高瀬中学校	池田 3210-1	62-2171	○	○	○
堀の内	堀之内集落センター	池田 1139-2	-	○	○	○
	高瀬中学校	池田 3210-1	62-2171	○	○	○
正科	正科集落センター	池田 67-1	-	○	○	○
	高瀬中学校	池田 3210-1	62-2171	○	○	○
中島	中島基幹センター	会染 1443	-	○	○	○
	高瀬中学校	池田 3210-1	62-2171	○	○	○
半在家 法道	半在家集落センター	会染 1301-6	-	○	○	×
	池田小学校	池田 3177-1	62-2006	○	○	○
	農村広場	池田 2351-5	-	○	○	○
千本木台	千本木台みんなの家	会染 1112-29	-	○	○	×
	池田小学校	池田 3177-1	62-2006	○	○	○
	農村広場	池田 2351-5	-	○	○	○
相道寺	相道寺集落センター	会染 1568-2	-	○	○	×
	池田小学校	池田 3177-1	62-2006	○	○	○
	農村広場	池田 2351-5	-	○	○	○
花見	花見集落センター	会染 2566-1	-	○	○	×
	会染小学校(会染児童センター含む)	会染 5663-1	62-2023	○	○	○
	農村広場	池田 2351-5	-	○	○	○
滝沢 田の入	滝沢集落センター	会染 3898-1	-	○	○	×
	会染小学校(会染児童センター含む)	会染 5663-1	62-2023	○	○	○
滝の台	滝の台コミュニティーセンター	会染 3240-57	-	○	○	×
	会染小学校(会染児童センター含む)	会染 5663-1	62-2023	○	○	○
林中	林中公民館	会染 5509	-	○	×	○
	会染小学校(会染児童センター含む)	会染 5663-1	62-2023	○	○	○
渋坂	渋坂公民館	会染 6969-44	-	○	○	×
	会染小学校(会染児童センター含む)	会染 5663-1	62-2023	○	○	○
坂下	坂下農業生活改善施設	会染 6595-1	-	○	○	×
	会染小学校(会染児童センター含む)	会染 5663-1	62-2023	○	○	○
新屋敷 中木戸	渋中公民館	会染 8259-1	-	○	○	○
	会染小学校(会染児童センター含む)	会染 5663-1	62-2023	○	○	○
渋南	渋南集落センター	会染 8661	-	○	○	○
	会染保育園	会染 9014-8	85-5508	○	×	○
	会染小学校(会染児童センター含む)	会染 5663-1	62-2023	-	○	-
内鎌	内鎌公民館	会染 10386-2	62-1167	○	×	○
	クラフトパーク	会染 7770	-	○	○	×
	安曇養護学校	会染 6113-2	62-4920	○	×	○
	会染小学校(会染児童センター含む)	会染 5663-1	62-2023	-	○	-
和合	和合公民館	会染 5707-142	62-7901	○	×	○
	会染小学校(会染児童センター含む)	会染 5663-1	62-2023	○	○	○

注
1
参
照

十日市場	十日市場アグリカルチャーセンター	会染 11530	-	○	×	○
	クラフトパーク	会染 7770	-	○	○	×
	会染保育園	会染 9014-8	85-5508	○	×	○
	多目的研修センター	会染 5250	62-2066	-	○	-
高瀬橋南	高瀬橋南集落センター	会染 6124-178	-	○	×	○
	クラフトパーク	会染 7770	-	○	○	×
	会染保育園	会染 9014-8	85-5508	○	×	○
	多目的研修センター	会染 5250	62-2066	-	○	-
鵜山	鵜山基幹センター	中鵜 2668	-	○	○	×
	会染保育園	会染 9014-8	85-5508	○	×	○
	クラフトパーク	会染 7770	-	○	○	×
	多目的研修センター	会染 5250	62-2066	-	○	-
中之郷	中之郷集落センター	中鵜 567-1	62-1132	○	×	○
	会染保育園	会染 9014-8	85-5508	○	×	○
	クラフトパーク	会染 7770	-	○	○	×
	多目的研修センター	会染 5250	62-2066	-	○	-
南台	南台コミュニティセンター	中鵜 782-44	-	○	○	×
	会染保育園	会染 9014-8	85-5508	○	×	○
	クラフトパーク	会染 7770	-	○	○	×
	多目的研修センター	会染 5250	62-2066	-	○	-
広津	広津交流センター	広津 4121	-	○	○	○
	池田工業高校	池田 2524	62-3124	○	○	○
陸郷	東山夢の郷コミュニティセンター	陸郷 7446-2	-	○	○	×
	豊盛公民館	陸郷 10620	-	○	○	×
	会染小学校 <u>(会染児童センター含む)</u>	池田 5663-1	62-2023	○	○	○
	農村広場	池田 2351-5	-	○	○	○
地区未指定	ザ・ビッグ信州池田店	会染 6442-9	62-6311	○	○	○
	ツルヤ池田店	池田 2855	85-8411	○	○	○
	アート梱包運輸株式会社	池田 2714	85-0830	○	○	○
	道の駅池田・池田町ハープセンター	会染 6330-1	62-6200	○	○	○
	池田町交流センターかえで(注2)	池田 3336-1	62-2058	○	○	○

注
1
参
照

注1 想定最大規模降雨及び計画規模降雨（特に×の地区）で浸水が予想される時は、2階以上の階へ避難可能な池田小学校、高瀬中学校、会染小学校、多目的研修センター、アート梱包運輸(株)へ避難すること。

注2 帰宅困難者・観光客等専用

※ 洪水最大規模とは想定最大規模降雨 741 mm/48 h、洪水計画規模とは計画規模降雨大町ダム下流 234 mm/48 h 雨量を想定しています。

指定避難所

指定避難所に地区指定はありません

注1 帰宅困難者・観光客等専用

※ 備考欄の☎は災害時特設公衆電話回線設置済施設（発信専用）

資料 09-2 福祉避難所一覧

施設名	所在地	電話番号	収容人員	災害事由			
				地震	洪水計画規模	洪水最大規模	土砂災害
特別養護老人ホーム高瀬荘	池田町大字池田 1942 番地 1	62-4181	<u>10</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	注1参照	<u>○</u>
特別養護老人ホームライフ	池田町大字会染 1498 番地 1	61-1818	<u>10</u>	<u>○</u>	<u>○</u>		<u>×</u>
いけだデイサービスセンター 高姫	池田町大字池田 2005 番地 1	61-5200	<u>50</u>	<u>○</u>	<u>○</u>		<u>○</u>
白樺の家 時計台ホール	池田町大字中鶴 3080 番地	62-6741	<u>27</u>	<u>○</u>	<u>○</u>		<u>×</u>
ワークセンターしらかば	池田町大字会染 6780 番地 1	62-8990	<u>4</u>	<u>○</u>	<u>○</u>		<u>○</u>
総合福祉センター やすらぎの郷	池田町大字池田 2005 番地 1	61-5000	<u>60</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>○</u>

注1 想定最大規模降雨で浸水が予想される時は、2階以上の階へ避難可能な池田小学校、高瀬中学校、会染小学校、多目的研修センター、アート梱包運輸㈱又は安全な親戚・知人宅やホテル・旅館へ立退き避難すること。

災害時における応急対策等の復旧協力に関する協定

(池田町建設業組合)

池田町地域防災計画に基づき、池田町長 山崎 袈裟 盛 (以下「甲」という。)と池田町建設業組合長 平 田 道 夫 (以下「乙」という。)との間において、池田町内における災害の予防、応急対策及び災害復旧に関する協力業務 (以下「協力業務」という。)について次の条項により協定を締結する。

(協力業務の種類)

第1条 協力業務の種類は、次のとおりとする。

- (1) 災害対策用資機材の提供及び斡旋
- (2) 障害物の除去
- (3) 施設被害の応急対策工事
- (4) 前各号に定めるもののほか、特に必要な応急業務

(要請の手続き)

第2条 甲は、協力要請の場所、被害の状況、協力業務の内容、その他必要と認める事項を明らかにして、文書により乙に協力要請するものとする。

ただし、文書によるいとまのないときは、電話等によることができる。この場合、後日文書を提出するものとする。

(協力)

第3条 乙は、前条の要請があった場合、速やかに乙の会員である建設業者 (以下「丙」という。)の斡旋等可能な限りの協力を甲に対しするものとする。

(費用の負担)

第4条 甲の要請により、乙及び丙が協力業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

(損害の負担)

第5条 協力業務の実施に伴い損害が生じたときは、その賠償の責について、甲、乙及び丙が協議して定める。

(労災補償)

第6条 協力業務により乙及び丙の所属従業員が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり又は障害を有すこととなった場合は、乙及び丙の所属従業員の労災保険により補償するものとする。

(疑義の決定)

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた場合は、甲、乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙記名捺印の上、各1通を保有する。

平成 16 年 3 月 30 日

甲 長野県北安曇郡池田町大字池田 3203-6
池田町長 山崎 袈裟 盛 (印)

乙 長野県北安曇郡池田町大字会染 6750-1
池田町建設業組合
組合長 平 田 道 夫 (印)

災害時における応急対策等の復旧協力に関する協定

(水野建設株式会社)

池田町地域防災計画に基づき、池田町長 山崎 袈裟盛 (以下「甲」という。) と池田町建設業者 水野 龍二 (以下「乙」という。) との間において、池田町内における災害の予防、応急対策及び災害復旧に関する協力業務 (以下「協力業務」という。) について次の条項により協定を締結する。

(協力業務の種類)

第1条 協力業務の種類は、次のとおりとする。

- (1) 災害対策用資機材の提供及び斡旋
- (2) 障害物の除去
- (3) 施設被害の応急対策工事
- (4) 前各号に定めるもののほか、特に必要な応急業務

(要請の手続き)

第2条 甲は、協力要請の場所、被害の状況、協力業務の内容、その他必要と認める事項を明らかにして、文書により乙に協力要請するものとする。

ただし、文書によるいとまのないときは、電話等によることができる。この場合、後日文書を提出するものとする。

(協力)

第3条 乙は、前条の要請があった場合、迅速に対応するよう努めるものとする。

(費用の負担)

第4条 甲の要請により、乙が協力業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

(損害の負担)

第5条 協力業務の実施に伴い損害が生じたときは、その賠償の責について、甲、乙が協議して定める。

(労災補償)

第6条 協力業務により乙の所属従業員が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり又は障害を有すこととなった場合は、乙の所属従業員の労災保険により補償するものとする。

(疑義の決定)

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた場合は、甲、乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙記名捺印の上、各1通を保有する。

平成 16 年 3 月 30 日

甲 長野県北安曇郡池田町大字池田 3203-6
池田町長 山崎 袈裟盛 ⑤

乙 長野県北安曇郡池田町大字陸郷 7454-6
水野建設株式会社
代表取締役 水野 龍二 ⑤

災害時における応急対策等の復旧協力に関する協定

(株式会社片瀬建設)

池田町地域防災計画に基づき、池田町長 山崎 袈裟盛 (以下「甲」という。) と池田町建設業者 片瀬 旺 (以下「乙」という。) との間において、池田町内における災害の予防、応急対策及び災害復旧に関する協力業務 (以下「協力業務」という。) について次の条項により協定を締結する。

(協力業務の種類)

第1条 協力業務の種類は、次のとおりとする。

- (1) 災害対策用資機材の提供及び斡旋
- (2) 障害物の除去
- (3) 施設被害の応急対策工事
- (4) 前各号に定めるもののほか、特に必要な応急業務

(要請の手続き)

第2条 甲は、協力要請の場所、被害の状況、協力業務の内容、その他必要と認める事項を明らかにして、文書により乙に協力要請するものとする。

ただし、文書によるいとまのないときは、電話等によることができる。この場合、後日文書を提出するものとする。

(協力)

第3条 乙は、前条の要請があった場合、迅速に対応するよう努めるものとする。

(費用の負担)

第4条 甲の要請により、乙が協力業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

(損害の負担)

第5条 協力業務の実施に伴い損害が生じたときは、その賠償の責について、甲、乙が協議して定める。

(労災補償)

第6条 協力業務により乙の所属従業員が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり又は障害を有すこととなった場合は、乙の所属従業員の労災保険により補償するものとする。

(疑義の決定)

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた場合は、甲、乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙記名捺印の上、各1通を保有する。

平成 16 年 3 月 30 日

甲 長野県北安曇郡池田町大字池田 3203-6
池田町長 山崎 袈裟盛 ⑤

乙 長野県北安曇郡池田町大字池田 3053 番地 3
株式会社片瀬建設
代表取締役 片瀬 旺 ⑤

災害時における応急対策等の復旧協力に関する協定

(株式会社矢口工務店)

池田町地域防災計画に基づき、池田町長 山崎 袈裟盛 (以下「甲」という。)と池田町建設業者 矢口 和 宏 (以下「乙」という。)との間において、池田町内における災害の予防、応急対策及び災害復旧に関する協力業務 (以下「協力業務」という。)について次の条項により協定を締結する。

(協力業務の種類)

第1条 協力業務の種類は、次のとおりとする。

- (1) 災害対策用資機材の提供及び斡旋
- (2) 障害物の除去
- (3) 施設被害の応急対策工事
- (4) 前各号に定めるもののほか、特に必要な応急業務

(要請の手続き)

第2条 甲は、協力要請の場所、被害の状況、協力業務の内容、その他必要と認める事項を明らかにして、文書により乙に協力要請するものとする。

ただし、文書によるいとまのないときは、電話等によることができる。この場合、後日文書を提出するものとする。

(協力)

第3条 乙は、前条の要請があった場合、迅速に対応するよう努めるものとする。

(費用の負担)

第4条 甲の要請により、乙が協力業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

(損害の負担)

第5条 協力業務の実施に伴い損害が生じたときは、その賠償の責について、甲、乙が協議して定める。

(労災補償)

第6条 協力業務により乙の所属従業員が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり又は障害を有すこととなった場合は、乙の所属従業員の労災保険により補償するものとする。

(疑義の決定)

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた場合は、甲、乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙記名捺印の上、各1通を保有する。

平成 16 年 3 月 30 日

甲 長野県北安曇郡池田町大字池田 3203-6
池田町長 山崎 袈裟盛 ⑤

乙 長野県北安曇郡池田町大字会染 6320-1
株式会社矢口工務店
代表取締役 矢口 和 宏 ⑤

災害時における応急対策等の復旧協力に関する協定

(有限会社建設機工)

池田町地域防災計画に基づき、池田町長 山崎 袈裟盛（以下「甲」という。）と池田町建設業者 浅田 安広（以下「乙」という。）との間において、池田町内における災害の予防、応急対策及び災害復旧に関する協力業務（以下「協力業務」という。）について次の条項により協定を締結する。

(協力業務の種類)

第1条 協力業務の種類は、次のとおりとする。

- (1) 災害対策用資機材の提供及び斡旋
- (2) 障害物の除去
- (3) 施設被害の応急対策工事
- (4) 前各号に定めるもののほか、特に必要な応急業務

(要請の手続き)

第2条 甲は、協力要請の場所、被害の状況、協力業務の内容、その他必要と認める事項を明らかにして、文書により乙に協力要請するものとする。

ただし、文書によるいとまのないときは、電話等によることができる。この場合、後日文書を提出するものとする。

(協力)

第3条 乙は、前条の要請があった場合、迅速に対応するよう努めるものとする。

(費用の負担)

第4条 甲の要請により、乙が協力業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

(損害の負担)

第5条 協力業務の実施に伴い損害が生じたときは、その賠償の責について、甲、乙が協議して定める。

(労災補償)

第6条 協力業務により乙の所属従業員が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり又は障害を有すこととなった場合は、乙の所属従業員の労災保険により補償するものとする。

(疑義の決定)

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた場合は、甲、乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙記名捺印の上、各1通を保有する。

平成 16 年 3 月 30 日

甲 長野県北安曇郡池田町大字池田 3203-6
池田町長 山崎 袈裟盛 ⑤

乙 長野県北安曇郡池田町大字池田 898 番地 1
有限会社建設機工
代表取締役 浅田 安広 ⑤

災害時における応急対策等の復旧協力に関する協定

(池田町建築業協会)

池田町地域防災計画に基づき、池田町（以下「甲」という。）と池田町建築業協会（以下「乙」という。）との間において、池田町内における災害の予防、応急対策及び災害復旧に関する協力業務(以下「協力業務」という。)について次の条項により協定を締結する。

(協力業務の種類)

第1条 協力業務の種類は、次のとおりとする。

- (1) 災害対策用資機材の提供及び斡旋
- (2) 障害物の除去
- (3) 施設被害の応急対策工事
- (4) 前各号に定めるもののほか、特に必要な応急業務

(要請の手続き)

第2条 甲は、協力要請の場所、被害の状況、協力業務の内容、その他必要と認める事項を明らかにして、文書により乙に協力要請するものとする。

ただし、文書によるいとまのないときは、電話等によることができる。この場合、後日文書を提出するものとする。

(協力)

第3条 乙は前条の要請があった場合、迅速な対応に対応するよう努めるものとする。

(費用の負担)

第4条 甲の要請により、乙が協力業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

(損害の負担)

第5条 協力業務の実施に伴い損害が生じたときは、その賠償の責について、甲、乙が協議して定める。

(労災補償)

第6条 協力業務により乙の所属従業員が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり又は障害を有すこととなった場合は、乙の加入する労災保険によりこれを補償するものとする。

(疑義の決定)

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた場合は、甲、乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有する。

(会員名)

株式会社小穴ガラス	代表取締役	小穴 泰己	池田町大字池田 2713-3
株式会社小山組	代表取締役	小山 勉	池田町大字池田 2161
株式会社山風舎	代表取締役	曾根 大史	池田町大字会染 9004-9
有限会社中山工務店	代表取締役	中山 武俊	池田町大字池田 714-1
有限会社松沢ガラスアルミサッシ販売	代表取締役	松沢 繁樹	池田町大字池田 1312-2
水野建設株式会社	代表取締役	水野 龍二	池田町大字陸郷 7454-6
有限会社宮下工務店	代表取締役	宮下 邦彦	池田町大字池田 1992-4
有限会社矢口建設	代表取締役	矢口 悟志	池田町大字会染 474
株式会社矢口工務店	代表取締役	矢口 和宏	池田町大字会染 6320-1

平成 29 年 2 月 1 日

甲 池田町長 甕 聖 章

乙 池田町建築業協会長 矢 口 和 宏

災害時における福祉避難所開設等に関する協定書

池田町（以下「甲」という。）と、社会福祉法人 大北社会福祉事業協会（以下「乙」という。）とは、池田町の区域において地震、風水害その他の原因による災害が発生したとき（以下「災害時」という。）に、避難所における生活において何らかの特別な配慮を要する者（以下「要配慮者等」という。）を受入れる福祉避難所についての相互協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、甲が乙に対して福祉避難所開設等の協力を要請し、乙の協力を得て、要配慮者等の避難生活の安全を確保することを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、福祉避難所の開設が必要となった場合に、次条に掲げる施設の使用について、乙に対して協力を要請する。

2 甲から乙への要請は文書をもって行う。ただし、緊急を要するときは、電話その他早期に情報の伝達が可能なる方法によって要請し、後日、速やかに文書を送付する。

（開設予定施設）

第3条 乙は、甲からの要請について可能な範囲で受入れるよう努める。

2 乙の施設で受入れ可能な場合は、速やかに受入れ体制を整え、準備が完了した時点で甲に対して福祉避難所を開設した旨を連絡する。

3 福祉避難所として要請する施設は、下記の施設とする。

施 設 名	所 在 地	備 考
特別養護老人ホーム 高瀬荘	池田町大字池田 1942 番地 1	

（開設期間）

第4条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害規模や被災状況に応じ、必要な場合には甲乙協議のうえ開設期間を延長する。

2 乙は、前項の開設期間中は、福祉避難所の施設管理のため必要な職員等を配置する。

（物資の支給、要配慮者等への支援）

第5条 甲は、要配慮者等が避難生活において必要な食料、医薬材料、生活必需品等の必要な物資の調達に努めるとともに、乙が行う通常事業の支障とならないよう、必要な物資や介護者等を確保するよう努める。

2 甲及び乙は、要配慮者等の避難生活を支援するとともに、福祉・保健医療サービスを受けるため援助する。

(費用の負担)

第6条 福祉避難所の開設に係る費用については、甲が負担するものとし、負担額については、災害救助法関連法令等に規定する価格等を基準として、甲乙協議の上決定する。

(有効期間)

第7条 この協定の期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、当該期間満了の日の1か月前までに甲又は乙の一方からこの協定を終了させる旨の意思表示がないときは、この協定を更新するものとみなし、当該期間満了後更に1年間存続する。以後においてもまた同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定の実施に当たって疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定する。

甲及び乙は、この協定の締結を証するため、本書を2通作成しそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年12月18日

甲 長野県北安曇郡池田町大字池田 3203 番地 6

池田町長 勝山 隆之

乙 長野県大町市大町 1058 番地 33

社会福祉法人 大北社会福祉事業協会

理事長 平林 明人

災害時における福祉避難所開設等に関する協定書

池田町（以下「甲」という。）と、社会福祉法人 幸充（以下「乙」という。）とは、池田町の区域において地震、風水害その他の原因による災害が発生したとき（以下「災害時」という。）に、避難所における生活において何らかの特別な配慮を要する者（以下「要配慮者等」という。）を受入れる福祉避難所についての相互協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、甲が乙に対して福祉避難所開設等の協力を要請し、乙の協力を得て、要配慮者等の避難生活の安全を確保することを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、福祉避難所の開設が必要となった場合に、次条に掲げる施設の使用について、乙に対して協力を要請する。

2 甲から乙への要請は文書をもって行う。ただし、緊急を要するときは、電話その他早期に情報の伝達が可能な方法によって要請し、後日、速やかに文書を送付する。

（開設予定施設）

第3条 乙は、甲からの要請について可能な範囲で受入れるよう努める。

2 乙の施設で受入れ可能な場合は、速やかに受入れ体制を整え、準備が完了した時点で甲に対して福祉避難所を開設した旨を連絡する。

3 福祉避難所として要請する施設は、下記の施設とする。

施 設 名	所 在 地	備 考
特別養護老人ホーム ライフ	池田町大字会染 1498 番地 1	

（開設期間）

第4条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害規模や被災状況に応じ、必要な場合には甲乙協議のうえ開設期間を延長する。

2 乙は、前項の開設期間中は、福祉避難所の施設管理のため必要な職員等を配置する。

（物資の支給、要配慮者等への支援）

第5条 甲は、要配慮者等が避難生活において必要な食料、医薬材料、生活必需品等の必要な物資の調達に努めるとともに、乙が行う通常事業の支障とならないよう、必要な物資や介護者等を確保するよう努める。

2 甲及び乙は、要配慮者等の避難生活を支援するとともに、福祉・保健医療サービスを受けるため援助する。

(費用の負担)

第6条 福祉避難所の開設に係る費用については、甲が負担するものとし、負担額については、災害救助法関連法令等に規定する価格等を基準として、甲乙協議の上決定する。

(有効期間)

第7条 この協定の期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、当該期間満了の日の1か月前までに甲又は乙の一方からこの協定を終了させる旨の意思表示がないときは、この協定を更新するものとみなし、当該期間満了後更に1年間存続する。以後においてもまた同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定の実施に当たって疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定する。

甲及び乙は、この協定の締結を証するため、本書を2通作成しそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年12月15日

甲 長野県北安曇郡池田町大字池田 3203 番地 6

池田町長 勝山 隆之

乙 長野県北安曇郡池田町大字会染 1498 番地 1

社会福祉法人 幸充

理事長 小林 千子

災害時における福祉避難所開設等に関する協定書

池田町（以下「甲」という。）と、社会福祉法人 池田町社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、池田町の区域において地震、風水害その他の原因による災害が発生したとき（以下「災害時」という。）に、避難所における生活において何らかの特別な配慮を要する者（以下「要配慮者等」という。）を受入れる福祉避難所についての相互協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、甲が乙に対して福祉避難所開設等の協力を要請し、乙の協力を得て、要配慮者等の避難生活の安全を確保することを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、福祉避難所の開設が必要となった場合に、次条に掲げる施設の使用について、乙に対して協力を要請する。

2 甲から乙への要請は文書をもって行う。ただし、緊急を要するときは、電話その他早期に情報の伝達が可能なる方法によって要請し、後日、速やかに文書を送付する。

（開設予定施設）

第3条 乙は、甲からの要請について可能な範囲で受入れるよう努める。

2 乙の施設で受入れ可能な場合は、速やかに受入れ体制を整え、準備が完了した時点で甲に対して福祉避難所を開設した旨を連絡する。

3 福祉避難所として要請する施設は、下記の施設とする。

施 設 名	所 在 地	備 考
いけだデイサービスセンター 高姫	池田町大字池田 2005 番地 1	

（開設期間）

第4条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害規模や被災状況に応じ、必要な場合には甲乙協議のうえ開設期間を延長する。

2 乙は、前項の開設期間中は、福祉避難所の施設管理のため必要な職員等を配置する。

（物資の支給、要配慮者等への支援）

第5条 甲は、要配慮者等が避難生活において必要な食料、医薬材料、生活必需品等の必要な物資の調達に努めるとともに、乙が行う通常事業の支障とならないよう、必要な物資や介護者等を確保するよう努める。

2 甲及び乙は、要配慮者等の避難生活を支援するとともに、福祉・保健医療サービスを受けるため援助する。

(費用の負担)

第6条 福祉避難所の開設に係る費用については、甲が負担するものとし、負担額については、災害救助法関連法令等に規定する価格等を基準として、甲乙協議の上決定する。

(有効期間)

第7条 この協定の期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、当該期間満了の日の1か月前までに甲又は乙の一方からこの協定を終了させる旨の意思表示がないときは、この協定を更新するものとみなし、当該期間満了後更に1年間存続する。以後においてもまた同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定の実施に当たって疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定する。

甲及び乙は、この協定の締結を証するため、本書を2通作成しそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年12月22日

甲 長野県北安曇郡池田町大字池田 3203 番地 6

池田町長 勝山 隆之

乙 長野県北安曇郡池田町大字池田 2005 番地 1

社会福祉法人 池田町社会福祉協議会

副会長 内山 弘毅

災害時における福祉避難所開設等に関する協定書

池田町（以下「甲」という。）と、社会福祉法人 信濃の郷（以下「乙」という。）とは、池田町の区域において地震、風水害その他の原因による災害が発生したとき（以下「災害時」という。）に、避難所における生活において何らかの特別な配慮を要する者（以下「要配慮者等」という。）を受入れる福祉避難所についての相互協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、甲が乙に対して福祉避難所開設等の協力を要請し、乙の協力を得て、要配慮者等の避難生活の安全を確保することを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、福祉避難所の開設が必要となった場合に、次条に掲げる施設の使用について、乙に対して協力を要請する。

2 甲から乙への要請は文書をもって行う。ただし、緊急を要するときは、電話その他早期に情報の伝達が可能なる方法によって要請し、後日、速やかに文書を送付する。

（開設予定施設）

第3条 乙は、甲からの要請について可能な範囲で受入れるよう努める。

2 乙の施設で受入れ可能な場合は、速やかに受入れ体制を整え、準備が完了した時点で甲に対して福祉避難所を開設した旨を連絡する。

3 福祉避難所として要請する施設は、下記の施設とする。

施 設 名	所 在 地	備 考
白樺の家 時計台ホール	池田町大字中鶴 3086 番地	
ワークセンター しらかば	池田町大字会染 6780 番地 1	

（開設期間）

第4条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害規模や被災状況に応じ、必要な場合には甲乙協議のうえ開設期間を延長する。

2 乙は、前項の開設期間中は、福祉避難所の施設管理のため必要な職員等を配置する。

（物資の支給、要配慮者等への支援）

第5条 甲は、要配慮者等が避難生活において必要な食料、医薬材料、生活必需品等の必要な物資の調達に努めるとともに、乙が行う通常事業の支障とならないよう、必要な物資や介護者等を確保するよう努める。

2 甲及び乙は、要配慮者等の避難生活を支援するとともに、福祉・保健医療サービスを受けるため援助する。

(費用の負担)

第6条 福祉避難所の開設に係る費用については、甲が負担するものとし、負担額については、災害救助法関連法令等に規定する価格等を基準として、甲乙協議の上決定する。

(有効期間)

第7条 この協定の期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、当該期間満了の日の1か月前までに甲又は乙の一方からこの協定を終了させる旨の意思表示がないときは、この協定を更新するものとみなし、当該期間満了後更に1年間存続する。以後においてもまた同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定の実施に当たって疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定する。

甲及び乙は、この協定の締結を証するため、本書を2通作成しそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年12月17日

甲 長野県北安曇郡池田町大字池田 3203 番地 6

池田町長 勝山 隆之

乙 長野県北安曇郡池田町大字中鵜 3080 番地

社会福祉法人 信濃の郷

理事長 三溝 喜久男

避難所等としての施設利用に関する協定書

北安曇郡池田町（以下「甲」という）とアート梱包運輸株式会社（以下「乙」という）は、避難場所及び避難所（以下「避難所等」という）としての施設利用に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲が乙の管理するアート梱包運輸株式会社松本営業所安曇野事業所（以下「事業所」という）の一部を、避難所等として利用することについて、必要な事項を定める。

（避難所等として利用できる施設の周知）

第2条 乙は、避難所等として利用できる施設の範囲をあらかじめ定め、避難所等指定承諾書（第1号様式）を甲に提出する。

2 甲は、利用施設の範囲を町民に周知するための必要な措置を講じるものとする。

（避難所等の開設）

第3条 甲は、次の場合、利用施設に避難所等を開設することができる。

- （1）池田町内において地震、風水害その他の災害が発生し、または発生する恐れがあり町民が避難を要する場合。
- （2）広域避難を要する大規模な災害が発生し、池田町外からの避難者を受け入れる場合。
- （3）その他、著しく町民の生命を脅かす事態になり、甲が利用施設に避難させる必要があると認めた場合。

（開設の通知等）

第4条 甲は、第3条に基づき利用施設を避難所等として開設する場合は、事前にその旨を避難所等開設通知書（第2号様式）で、乙に対して通知するものとする。

- 2 甲は、避難所等を緊急に開設する必要があるときは、前項の規定にかかわらず、事前に乙に通知をせずに、利用施設を避難所等として開設することができるものとする。ただし、甲は、速やかに乙に対し開設した旨を連絡のうえ通知するものとする。
- 3 乙は、甲が利用施設に避難所等を開設する以前に町民が避難してきたことを現認した場合は、甲へその旨を通報するものとする。甲は、乙から通報を受けた場合は速やかに甲の職員を派遣するものとする。

（避難所等の管理）

第5条 避難所等開設時の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 乙は、避難所等の運営管理について甲に協力するものとする。

（費用負担）

第6条 甲が行う避難所開設後の管理運営に係る費用は、甲が負担するものとする。

2 避難所等として使用したことにより生じた損害は、甲が負担するものとする。

(開設期間)

第7条 避難所等の開設期間は、第3条に基づく開設から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙に対して避難所等利用許可期限延長申請書（第3号様式）により、期間の延長を申請するものとする。

(避難所等の閉鎖)

第8条 甲は、利用施設の避難所等を閉鎖する場合は、乙に避難所等閉鎖通知書（第4号様式）を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(備蓄品の保管)

第9条 甲は、備蓄品を使用施設の一部に保管することができるものとする。なお、備蓄品の管理は、甲の責任において行うものとする。

2 乙は、前項による備蓄品の保管場所を無償で提供するものとする。

(連絡責任者)

第10条 この協定の円滑な実施を図るため、甲、乙それぞれ連絡責任者を置く。また、平常時から相互の連絡体制及び施設の状況等についての情報交換を行い、避難所等開設時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

(協定の解除)

第12条 利用施設が避難所等として機能しない状態となった場合は、この協定を解除することができる。

(協定の有効期間)

第13条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲または乙が文書を持って協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年12月17日

甲 北安曇郡池田町大字池田3203番地6
池田町長 甕 聖 章

乙 東御市八重原3510番地1
アート梱包運輸株式会社
代表取締役社長 櫻 井 晴 夫

災害時における防災活動協力に関する覚書

池田町（以下「甲」という。）と株式会社てる坊市場（以下「乙」という。）とは、池田町内において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）における被災者に対する防災活動協力に関し、次のとおり覚書を締結する。

（趣旨）

第1条 この覚書は、「池田町ハープセンターの指定管理者による管理に関する年度協定書第6条事故・災害時の対応」について甲と協力して避難所等の提供、生活物資の供給、被災者に対する防災活動を行うために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発動）

第2条 この覚書に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（協力要請）

第3条 甲は、災害時に乙に対し次の事項について、協力を要請することができる。

- （1） 乙が、調達可能な物資を甲に供給すること。
- （2） 乙が、管理する駐車場を、指定緊急避難場所として被災者に提供すること。
- （3） 乙が、管理する建物の一部を、指定避難所として被災者に提供すること。
- （4） 乙の店舗において食糧、生活物資、水道水、トイレ、携帯電話用電源等を被災者に可能な範囲で提供すること。
- （5） 乙の店舗において、テレビやラジオ等で知り得た災害情報を可能な範囲で被災者に提供すること。

2 甲及び乙は、前項に定めのない事項については、相互に協力を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が乙に供給を要請する物資の範囲は、乙が保有又は調達可能な物資とする。

- （1） 食料品等の生活物資
- （2） 災害時の応急対策に必要な物資
- （3） その他甲が指定する物資

（要請手続）

第5条 甲は、乙に対して、要請する場合は、書面により行うものとする。ただし、緊急時においては、電話又は口頭により協力を要請し、事後文書を提出するものとする。

（協力実施）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

(物資の引渡等)

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定する場所とし、甲は当該場所に職員を派遣して物資を確認のうえ、引き取るものとする。

(費用負担)

第8条 第6条及び第7条の規定により、乙が供給した物資の費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が物資の供給及び運搬終了後、乙の提供する報告書等に基づき、災害発生直前における適正価格を基準とし、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに乙に支払うものとする。

(連絡責任者)

第10条 この覚書に関する連絡責任者は、甲においては池田町総務課長、乙においては指定管理者株式会社てる坊市場代表者とする。

(協議)

第11条 この覚書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この覚書は、締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって覚書の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この覚書の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成31年4月25日

甲 池田町大字池田3203番地6

池田町長 甕 聖 章

乙 池田町大字会染6330番地1

株式会社てる坊市場

代表取締役 横 山 嘉 道

災害時における宿泊施設・設備等の供給に関する協定書

池田町（以下「甲」という。）と株式会社S o u G o（以下「乙」という。）とは、災害時における宿泊施設・設備等（以下「施設等」という。）の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（供給要請及び協力）

- 第1条 甲は、災害時の応急対策活動において、施設等を調達する必要があるときは、乙に対し、施設等の供給を要請することができる。
- 2 乙は、前項の要請を受けたときは、可能な範囲で施設等の提供について協力するものとする。

（供給施設の範囲）

- 第2条 甲が乙に供給を要請する施設等は、次に掲げるもののうち、災害時点において乙が保有するカミツレの里八寿恵荘等とする。
- （1） 宿泊に要する施設・設備
 - （2） その他必要とするもの

（要請及び供給の方法）

- 第3条 甲が乙に対し施設等の供給の協力を要請するときは、次に掲げる事項について文書により通知するものとする。
- （1） 受入要請の人数
 - （2） 宿泊期間
 - （3） その他必要な事項
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急の場合は、甲は口頭によりこれを行うことができる。
- 3 乙は、甲から協力要請があった項目について、その時点で供給可能な数量を甲に伝えるものとする。

(費用の負担)

第4条 乙が、供給等に要した費用については、甲が負担するものとする。

2 費用については、災害発生時直前における適正な価格とし、甲が別に定める方法により併せて請求しなければならない。なお、災害救助法の適用後は、国及び県の宿泊費用の負担について別に定める。

(損害補償)

第5条 避難者の利用に際し、施設等が損傷を受けた場合は、甲が負担とするものとする。

(協議)

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈について疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第7条 この協定は、協定締結の日から施行し、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和2年6月3日

甲 長野県北安曇郡池田町大字池田3203番地6
池田町長 甕 聖章

乙 東京都江東区塩浜2丁目25番地14号
株式会社S o u G o
代表取締役社長 北 條 弘 美

大規模災害時における応急対策業務に関する協定

池田町長（以下「町長」という。）と長野県建設業協会大北支部長（以下「支部長」という。）とは、大規模災害発生時における応急対策業務に関して、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、大規模災害発生時における池田町が実施する応急対策業務（以下、「応急対策業務」という。）に関して、支部長に協力を求めるときの手続き等を定めるものとする。

（業務の内容）

第2条 応急対策業務は、町長が管理する公共施設における損壊箇所の応急措置、障害物の除去等とする。

（協力要請）

第3条 町長は、他地域の建設企業の協力が必要な応急対策業務や、長野県が管理する施設等と密接に関連する応急対策業務について、町管轄内の関係団体又は建設業者が対応困難なときに限り、支部長に協力を要請することができる。

2 支部長は、町長から前項による要請があったときは、特別の理由がない限り、速やかに協力するものとする。

（費用負担）

第4条 支部長が実施する応急対策業務の費用は、町長が負担する。

（連絡体制）

第5条 町長と支部長は、災害時の連絡を円滑に実施するため、年度当初に緊急連絡体制を確認するものとする。

2 町長は、長野県が実施する応急対策業務と密接に関連する場合に備え、災害時の連絡を円滑に実施するため、年度当初に長野県との緊急連絡体制を確認するものとする。

（実施要請）

第6条 町長は、第3条により応急対策業務の協力要請の必要があると認めたときは、支部長に対し、業務の内容をできる限り具体的に要請するものとする。実施要請は原則書面によるものとし、口頭による要請をしたときは、速やかに書面による要請をするものとする。なお、書面は電子メール又はこれに類するものを含むものとする。

2 町長は、第3条により長野県が管理する施設等と密接に関連する応急対策業務の要請をしたときは、長野県に要請内容を連絡するものとする。

3 支部長は、第1項の規定に基づく要請があったときは、速やかに会員に応急対策業務を実施させるものとし、その会員を町長に報告するものとする。なお、支部の会員が対応できないときは、支部長は県建設業協会本部に応援調整を要請して、他支部の協力を得ることができるものとする。

（業務の実施）

第7条 支部長から応急対策業務の実施を指示された会員は、直ちに応急対策業務を実施す

るものとする。

- 2 会員は、応急対策業務に従事する現場責任者、出勤時間及び建設資機材等を町長に報告するものとする。

(業務の指示)

第8条 応急対策業務の実施に当たっては、町長が原則書面により指示し、会員はその指示に従うものとする。指示を口頭としたときは速やかに書面により指示の内容を示すものとする。

また、長野県が実施する応急対策業務と密接に関連する場合、迅速に対応するため、町長は、長野県と相互に協力して指示内容を調整するものとする。

(業務の報告)

第9条 会員は、応急対策業務が完了したときは、直ちに町長及び支部長に報告するものとする。

(請負契約)

第10条 町長と会員とは、町財務規則等の所定の規定に基づく手続きにより、速やかに応急対策業務に係る工事請負契約を締結するものとする。

- 2 会員は、請負契約の根拠とするため、工事内容が判断できる写真等の資料を整備するものとする。

(損害補償)

第11条 請負契約（建設工事標準請負契約約款等）に定めるところによる。

- 2 会員は、業務従事者の労働災害補償のため、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用を受けられるよう手続きするほか、法定外の労災保険に付すものとする。

(協 議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、町長と支部長が協議して定めるものとする。

附 則

この協定の有効期間は、協定締結日から令和5年3月31日とする。

ただし、期間満了の日から1ヶ月前までに、局長、支部長のいずれかが文書による意思表示をしないときは1年間継続するものとし、以降も同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、町長と支部長が押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和4年3月24日

池 田 町 長 齋 聖 章

長野県建設業協会大北支部

支 部 長 郷 津 順 一

10 食料品・生活必需品等の調達供給関係

資料 10-1

備蓄品一覧表

令和6年4月1日現在

防災倉庫

	品名	型式等	個数	計
避難所用 間仕切り	パイプ組み立て式	2.1×2.1×4 部屋	23 箱	92 部屋
	マジックパネル(段ボール式)	4.5 畳×10 部屋	10 セット	100 部屋
	ワンタッチパーテーション WT-140 (ニード)	2.1×2.1m×H1.4	10 張	10 部屋
	ワンタッチパーテーション屋根 WT-Y (ニード)	2.1×2.1m	10 枚	10 枚
トイレ用 品	災害用マンホールトイレ	VE100L イーストアイ	10 台	10 台
	ポータブルジョンⅡ	折りたたみ便座	2 台	2 台
	トイレ用テント		10 張	11 張
	ワンパーソンズテントⅡ	(トイレ用テント)	1 張	
	スケットイレ用便座	5 台/箱	1 箱+4 台	9 台
	スケットイレ排使用収納袋	25 回×4 箱/梱包	9 箱	900 回分
	インスタントトイレパック小処理セット	20 回分/パック	20 パック	400 回分
	ラップポン	50 回/パック	65 個	3,250 回分
	ラップポン便座本体		3 台	3 台
	スチレット hario 寄贈	組み立て式トイレ	1 台	1 台
	ポイレット(hario)	30 枚入×6p/箱	31 箱	5,580 回分
	トイレットペーパー	48 入/箱	10 箱	480 本
		18 ロール袋×6P/箱	7 箱	756 本
発電機 バッテリー	ホンダ ガソリン式発電機	EU24 i	7 台	7 台
	ホンダ カセットガス式発電機	EU9 i GB	3 台	3 台
	カセットボンベ	300mL	18 本	18 本
		250mL(トホー)	3 本セット×12	36 本
	ホンダ LP ガス発電機+調整器	EU15 i GP	各 2 台	各 2 台
	非常用携帯電源		1 台	1 台
	ポータブル電源 powerdome plex	出力 400w	2 基	2 基
	モバイルバッテリー (ソーラー)	出力 100wソーラー 40w)	7 基	7 基
	ポータブル蓄電池セット	出力 2000wLED100w	10 基	10 基
	乾電池	単 3 (40×6)	100	100 本
			240	240 本
	コードリール GE-30K	29m	5 基	5 基
ラジオ、充 電器	充電ラジオクロック	旧式	3 台	3 台
	手回し充電備蓄ラジオ	ECO-5	10 台	10 台
		YTM-R100	50 台	50 台
	USB 充電器	4USB ポート	5 本	5 本
	USB 充電用ケーブル	TYPE-C	20 本	20 本
		TYPE-A	10 本	10 本
扇風機	大型扇風機 (ビッグファン)	S B F-60V ナミ	11 台	11 台
暖房器具	対流式ストーブ (トホミ)	K S 6 7 E	8 台	14 台
		K S 6 7 A	6 台	

品名		型式等	個数	計
電話機	デジタルコードレス付 FAX	KX-PD215DL-W	7 台	指定避難所へ
	災害時特設公衆電話機	シンプルフォン	42 台	指定避難場所へ
寝具	子ども用寝袋	12 枚/箱	4 箱	55 枚
		6 枚/箱	1 箱+1	55 枚
	災害用救助毛布ビニール袋入	10 枚/箱	10 箱	100 枚
	災害用救助毛布アルミ袋入	10 枚/箱	9 箱	90 枚
	災害用救助毛布 TG40140	10 枚/箱	15 箱	150 枚
	災害用救助毛布 TG40140	10 枚/箱	15 箱	150 枚
	寝袋		5 枚	5 枚
	レスキュー簡易寝袋 1m×2m	60 枚/箱	7 箱+10 枚	430 枚
	キャンプロールマット CRM-572W	15 枚/箱	30 箱	450 枚
	エアーマット(シングルサイズ)H46	電動ポンプ内蔵	2 台/1 箱×12	140 台
		電動ポンプ内蔵 10 袋/梱包	2 台/1 箱×4	140 台
			2 台/1 箱×4	
			2 台/1 箱×5	
			2 台/1 箱×5	
			2 台/1 箱×49	
救助救急 資機材	土のう袋 1t 用	10 袋/梱包	6 梱包	60 枚
	土のう袋	400/箱	4 箱	3,550 枚
		50 枚/袋	25 袋	
		バラ	700 袋	
	ビービーワーカー(土のう作成器)	4 型	1 台	1 台
	災害用救助工具	セット	1 台	1 台
	救急箱		2 台	2 台
	新型ウイルス感染予防対策セット		4 箱	4 箱
	不織布マスク	50 枚/箱	25 箱	1,250 枚
	不織布マスク	50 枚/箱×50 梱包	12 箱	30,000 枚
	除菌用アルコール	スプレー式 500ml	30 本	30 本
	体温計	非接触式電子温度計	3 基	3 基
		腋窩体温計	100 本	100 本
	パルスオキシメーター		100 個	100 個
	レスキューシート 41×39.5×35.5cm	300PCS/箱 200PCS/0.5 箱	6 箱 100PCS	1,900 枚
	担架		2 基	
	感染対策用防護具セット(日赤)	保護服、ゴーグル、マスク、手袋ほか	80 セット	80 セット
衛生用品	乳児用紙おむつ	ネピア white テーフ 体重 4～8kg	S60 枚×4 袋	2 箱
	乳児用紙おむつ	ネピア white テーフ 体重 6～11kg	M48 枚×4 袋	3 箱
		ネピア white テーフ 体重 9～14kg	L40 枚×4 袋	3 箱
		ネピア white テーフ 体重 12～17kg	XL34 枚×4 袋	4 箱

品名		型式等	個数	計
衛生用品	幼児用おむつ	ネピア	M58 枚×3 袋	3 箱
		ネピアプレミアム	L44 枚×3 袋	4 箱
		ネピアプレミアム	XL38 枚×3 袋	5 箱
		ネピアプレミアム	XL ↑ 26 枚×3 袋	7 箱
	大人用紙おむつ	Wフィットテープタイプ ヒップ 70-95	M30 枚×2 袋	10 箱
		Wフィットテープタイプ ヒップ 90-125	L26 枚×2 袋	11 箱
	大人用紙おむつ(リハビリパンツ)	パンツタイプ しっかり長時間	M-L18 枚×3 袋	11 箱
		パンツタイプ しっかり長時間	L-LL16 枚×3 袋	12 箱
	大人用インナーパッド	ワットパッド 600cc28×55 cm	30 枚×6 袋	6 箱
		紙パンツ用パッド 600cc2 回吸収	52 枚×3 袋	7 箱
食器類	生理用品	ワエ肌ケアガード 昼用羽根つき	20 枚 2P×16	9 箱
		ワエ肌ケアガード 夜用羽根つき	9 枚 2P×12	25 箱
	調理用具セット	25 種類入り	1 セット	1 セット
	サランラップ	30 cm×50m	60 本	60 本
	紙皿プレート 直径 18 cm	18 枚入り×30	540 枚	540 枚
	紙皿ボール 直径 18 cm	18 枚入り×30	540 枚	540 枚
	発砲どんぶり(大)660mℓ	10 個入り×160	1,600 個	1,600 個
	割りばし	50 膳×80	4,000 膳	4,000 膳
	紙コップ 205mℓ	50 個入×40	4,000 個	4,000 個
	プラスプーン	10 本入×150	1,500 本	1,500 本
その他	プラフォーク	10 本入×150	1,500 本	1,500 本
	テント自主防災会協議会	2×3 間	1 張	1 張
	イージーアップテント	3m×6m	5 張	5 張
	テント用加重		12 個	12 個
	ブルーシート	3.6×5.4m	29 枚	29 枚
	移動かまど		1 台	1 台
	ガス釜 (5 升)		1 台	1 台
	大型炊き出し器 まかないくん 大型鍋(平釜)付	ガス式	1 台	1 台
	浄水装置		1 台	1 台
	浄水装置カートリッジ	4 本入/箱	3 箱	12 本
	カセットガスコンロ	イワタニ CB-SS-50	11 台	11 台
	ハンドソープ(本体)	300ml	36 本/箱	36 本
	ハンドソープ(詰替用)	1 ℓ	5 本	5 本
	ビブス	イエロー	50	170 枚
		オレンジ	50	
		ブルー	70	
	ペダル開閉式ごみ箱	ペダルペール 45ℓ	36 台	36 台
		ペダルペール 45ℓ	36 台	36 台
	踏み台(脚立)		2 台	2 台
	台車		2 台	2 台
	備蓄燃料モミガライト		20 缶	20 缶
	バケツ 8ℓ	喫煙所用等	5 個	5 個

アート梱包運輸(株)

品名		型式等	個数	計
トイレ用品	ポイレット(hario)	30 枚入× 6 p/箱	5 箱	900 回分
	トイレットペーパー	18 ロール 1 袋/6 袋/箱	2 箱	216 ロール
寝具	レスキュー簡易寝袋 1m×2m	60 枚入/4 箱/箱	2 箱	480 枚
救助救急資機材	A E D	PHILIPS	1 台	1 台
電話機	デジタルコードレス付 FAX	KX-PD215DL-W	1 台	1 台
大型扇風機	大型扇風機 (ビッグファン)	S B F - 6 0 V カトミ	1 台	1 台
ごみ箱	ペダル開閉式ごみ箱	ペダル 45ℓ	2 台	2 台

多目的研修センター

品名		型式等	個数	計
災害避難所用間仕切り	パイプ組み立て式	2.1×2.1×4 部屋	4 箱	16 部屋
トイレ用品	ポイレット(hario)	30 枚入× 6 p/箱	1 箱	180 回分
	トイレットペーパー	18 ロール 1 袋/6 袋/箱	1 箱	108 ロール
寝具	エアベット	2 台/箱	8 箱	16 台
	キャンプロールマット	15 枚/箱	1 箱	15 枚
	災害用救助毛布 TG40140	10 枚/箱	2 箱	20 枚
電話機	デジタルコードレス付 FAX	KX-PD215DL-W	1 台	1 台
大型扇風機	大型扇風機 (ビッグファン)	S B F - 6 0 V カトミ	1 台	1 台
ブルーシート	ブルーシート	3.6×5.4m	1 枚	1 枚
ごみ箱	ペダル開閉式ごみ箱	ペダル 45ℓ	1 台	1 台

広津交流センター

品名		型式等	個数	計
トイレ用品	スケットイレ排使用収納袋	25 回/箱	2 箱	50 回分
	インスタントトイレパック小処理セット	20 回分/パック	2 パック	40 回分
寝具	災害用救助毛布アルミ袋入	10 枚/箱	2 箱	20 枚
	レスキュー簡易寝袋 1m×2m		30 枚	30 枚
救助救急資機材	レスキューシート 41×39.5×35.5cm		30 枚	30 枚

東山夢の郷コミュニティ

品名		型式等	個数	計
トイレ用品	スケットイレ排使用収納袋	25 回/箱	1 箱	25 回分
	インスタントトイレパック小処理セット	20 回分/パック	1 パック	20 回分
寝具	災害用救助毛布ビニール袋入	10 枚/箱	1 箱	10 枚
	レスキュー簡易寝袋 1m×2m		10 枚	10 枚
救助救急資機材	レスキューシート 41×39.5×35.5cm		10 枚	10 枚

豊盛公民館

品名		型式等	個数	計
トイレ用品	スケットイレ用便座		1 台	1 台
	スケットイレ排使用収納袋	25 回/箱	1 箱	25 回分
	インスタントトイレパック小処理セット	20 回分/パック	1 パック	20 回分
寝具	災害用救助毛布ビニール袋入	10 枚/箱	1 箱	10 枚
	レスキュー簡易寝袋 1m×2m		10 枚	10 枚
救助救急資機材	レスキューシート 41×39.5×35.5cm		10 枚	10 枚

やすらぎの郷

品名		型式等	個数	計
寝具	エアベット(シングルサイズ)H46	電動ポンプ内蔵	<u>2 台/箱×45</u>	<u>90 台</u>
	ワンタッチパーテーション WT-140 (ニード)	2.1×2.1m×H1.4	60 張	60 部屋

高姫

品名		型式等	個数	計
寝具	エアベット(シングルサイズ)H46	電動ポンプ内蔵	2 台/1 箱×20	40 台
	ワンタッチパーテーション WT-120 (ニード)	2.1×2.1m×H1.2	40 張	40 部屋

役場

品名		型式等	個数	計
トイレ用品	ポイレット(hario)	30 枚入×6p/1 箱	5 箱	900 回分

高瀬荘

品名		型式等	個数	計
避難所用間仕切り	ワンタッチパーテーション 2.1×2.1m×H1.2	WT-120 (ニード)	10 張	10 部屋

ライフ

品名		型式等	個数	計
避難所用間仕切り	ワンタッチパーテーション 2.1×2.1m×H1.2	WT-120 (ニード)	10 張	10 部屋

小中学校・保育園
高瀬中学校

品名		型式等	個数	計
災害 避難所用 間仕切り	パイプ組み立て式	2.1×2.1×4 部屋	5 セット	20 部屋
寝具	エアベッド	2 台/箱	5 箱	10 台
	キャンプロールマット	15 枚/箱	1 箱	15 枚
	レスキュー簡易寝袋	1m×2m	320 枚	320 枚
電話機	デジタルコードレス付 FAX	KX-PD215DL-W	1 台	1 台
大型 扇風機	大型扇風機（ビッグファン）	S B F - 6 0 V カトミ	1 台	1 台
ごみ箱	ペダル開閉式ごみ箱	ペダルペール 45ℓ	2 台	2 台
トイレ 用品	ラップポン便座	トレッカー 3 GV	2 台	2 台
	凝固剤+ラップ袋	ラップポン純正	700 個	700 個

池田小学校

品名		型式等	個数	計
トイレ 用品	ラップポン便座	トレッカー 3 GV	2 台	2 台
	凝固剤+ラップ袋	ラップポン純正	850 個	850 個
寝具	レスキュー簡易寝袋	1m×2m	300 枚	300 枚
アルミ ケトル		4 ℓ	12 個	12 個
電話機	デジタルコードレス付 FAX	KX-PD215DL-W	1 台	1 台

会染小学校

品名		型式等	個数	計
トイレ 用品	ラップポン便座	トレッカー 3 GV	2 台	2 台
	凝固剤+ラップ袋	ラップポン純正	650 個	650 個
寝具	レスキュー簡易寝袋	1m×2m	300 枚	300 枚
電話機	デジタルコードレス付 FAX	KX-PD215DL-W	1 台	1 台

池田保育園

品名		型式等	個数	計
トイレ 用品	ポイレット(凝固剤入り袋)	30 枚入×6 P /箱	180 枚	180 枚
電話機	デジタルコードレス付 FAX	KX-PD215DL-W	1 台	1 台

※便座は施設に洋式トイレ有の為、収納袋のみ配布

会染保育園

品名		型式等	個数	計
トイレ 用品	ポイレット(凝固剤入り袋)	30 枚入×6 P /箱	180 枚	180 枚
電話機	デジタルコードレス付 FAX	KX-PD215DL-W	1 台	1 台

食品・飲料

令和6年4月1日現在

防災倉庫

品 名		形状	数量
長期保存可能な食品	アルファ米 五目ごはん 50 袋入/1 箱 (食物アレルギー 28 品目不使用)	50 袋入/箱	<u>800 食</u>
	アルファ米 ドライカレー 50 袋入/1 箱 (食物アレルギー 28 品目不使用)		900 食
	アルファ米 きのこごはん 50 袋入/1 箱 (食物アレルギー 28 品目不使用)		<u>350 食</u>
	貝柱のおかゆ	30 袋入/箱	<u>1,740 食</u>
	缶入りソフトパン	24 缶入/箱	<u>2,832 食</u>
	レトルトパン	50 袋入り	<u>2,000 食</u>
長期保存可能な飲料	飲む温泉	1.5ℓ 8 本入	<u>720 本</u>
		500 ml 24 本入	8,057 本
	カムイワッカ麗水 15 年保存水	500 ml 24 本入	<u>3,384 本</u>
	<u>いろはす (水)</u>	<u>2ℓ (6 本入)</u>	<u>60 本</u>

やすらぎの郷

品 名		形状	数量
長期保存可能な飲料	<u>いろはす (水)</u>	<u>2ℓ (6 本入)</u>	<u>60 本</u>

アート梱包運輸(株)

品 名		形状	数量
長期保存可能な食品・飲料	アルファ米 わかめごはん	50 袋入/箱	500 食
	飲む温泉	500 ml 24 本入	480 本

多目的研修センター

品 名		形状	数量
長期保存可能な食品・飲料	アルファ米 五目ごはん	50 袋入/箱	50 食
	飲む温泉	500 ml 24 本入	24 本

高瀬中学校

品 名		形状	数量
長期保存可能な食品・飲料	アルファ米わかめごはん 50 袋入/1 箱	50 袋入/箱	300 食
	<u>カムイワッカ麗水 15 年保存水</u>	<u>500 ml 24 本入</u>	<u>240 本</u>

池田小学校

品 名		形状	数量
長期保存可能な食品・飲料	アルファ米わかめごはん 50 袋入/1 箱	50 袋入/箱	300 食
	<u>カムイワッカ麗水 15 年保存水</u>	<u>500 ml 24 本入</u>	<u>216 本</u>

会染小学校

品 名		形状	数量
長期保存可能な食品・飲料	アルファ米 わかめごはん	50 袋入/箱	300 食
	<u>カムイワッカ麗水 15 年保存水</u>	<u>500 ml 24 本入</u>	<u>240 本</u>

池田保育園

品 名		形状	数量
長期保存可能な飲料	飲む温泉	500 ml 24 本入	48 本

会染保育園

品 名		形状	数量
長期保存可能な飲料	飲む温泉	500 ml 24 本入	48 本

広津交流センター

品 名		形状	数量
長期保存可能な食品・飲料	アルファ米 きのごはん	50 袋入/箱	50 食
	<u>貝柱のおかゆ</u>	<u>30 袋入/箱</u>	<u>60 食</u>
	缶入りソフトパン	24 缶入/箱	48 食
	飲む温泉	500 ml 24 本入	168 本

陸郷(東山夢の郷コミュニティ)

品 名		形状	数量
長期保存可能な食品・飲料	<u>貝柱のおかゆ</u>	<u>50 食</u>	<u>50 食</u>
	缶入りソフトパン	24 缶入/箱	24 食
	飲む温泉	500 ml 24 本入	24 本

陸郷(豊盛公民館)

品 名		形状	数量
長期保存可能な食品・飲料	<u>貝柱のおかゆ</u>	<u>50 食</u>	<u>50 食</u>
	缶入りソフトパン	24 缶入/箱	24 食
	飲む温泉	500 ml 24 本入	48 本

災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定
(生活協同組合コープながの)

「趣旨」

第1条 この協定は、池田町内に地震、風水害その他による災害が発生し、または発生のおそれがある場合(以下災害時という)に、池田町(以下「甲」という)と生活協同組合コープながの(以下「乙」という)とが、相互に協力して災害時住民生活の早期安定を図るため、応急生活物資等の協力に関する事項について定めるものとする。

「協力事項の発動」

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が池田町災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行った時をもって発動する。
(応急生活物資供給の協力要請)

「応急生活物資供給の協力要請」

第3条 災害時において、甲が応急生活物資を必要とする時は、甲は乙に対して乙の保有商品の供給について協力を要請することができる。
2 前項の要請は、池田町長が行うものとする。

「応急生活物資の協力実施」

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けた時は、保有商品の優先供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

第5条 甲が乙に要請する災害時の応急生活物資は被害の状況に応じ供給するが、主なものは別表1の通りとする。
2 乙は、甲の要請によりその他応急生活物資等の供給も行うものとする。

「応急生活物資供給の要請手続き等」

第6条 甲の乙に対する要請手続きは、文書をもって行うものとする。但し、緊急を要する時は口頭又は電話等をもって要請し、事後文書を提出するものとする。
2 甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段等について、支障を来さないよう常に点検、改善に努めるものとする。

「応急生活物資の運搬」

第7条 応急生活物資の運搬は、甲は乙の指定する者が行うものとする。また、甲は必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができる。

「費用」

第8条 第4条および第7条の規定により乙が供給した商品の対価及び乙が行った運搬等の費用については甲が負担するものとする。
2 前項に規定する費用は、乙が保有商品の優先供給及び運搬終了後、乙の出荷する確認等に基づき、災害時直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

「広域的な支援体制の整備」

第9条 乙は、他の生活協同組合等との間での提携を強化し、災害時における生協間相互支援の協定の締結等、広域的な支援が受けられる体制の整備に努めるものとする。

「情報の収集、提供」

第10条 甲は、災害時において、住民に対し応急生活物資の配布場所や品目等の情報伝達に努め、乙はそれに協力するものとする。
2 甲と乙は、災害時において、被災地域や被災者の状況、地域の生活物資の価格や供給状況等の情報交換を行うものとする。
3 甲と乙は、災害時において、物価の高騰の防止を図るため、協力して住民に対し迅速

かつ的確な物価等の生活情報の提供に努めるものとする。

4 甲と乙は、平常時から応急生活物資等についての調査研究を行うとともに情報交換を行い災害時に備えるものとする。

「生活物資の安定供給」

第 11 条 乙は、災害時にその組織、施設及び機能を最大限に活用し、生活物資の高騰等の防止を図り、住民生活の早期安定に寄与するよう、住民に対する生活物資の安定供給に努力し、甲はそれに協力するものとする。

「ボランティア活動の推進」

第 12 条 乙は、災害時の生活物資配布等のボランティア活動を組合員の協力を得て推進するものとし、甲はこれに協力するものとする。

「その他必要な支援」

第 13 条 この協定に定める事項のほか、生活物資等について被災者への支援が必要な場合は甲乙協議のうえ決定するものとする。

「法令の遵守」

第 14 条 この協定の施行にあたっては、消費生活協同組合法その他法令を遵守するものとする。

「協議」

第 15 条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲と乙は必要に応じ協議を行うものとする。

「雑則」

第 16 条 この協定の実施に関して必要な事項は、甲と乙が協議して定める。

第 17 条 この協定は、平成 10 年 11 月 1 日から適用する。

この協定の成立を証するため、本証 2 通を作成し、甲、乙記名捺印のうえ各 1 通を保有する。

平成 10 年 11 月 1 日

甲 長野県池田町大字池田 3203－6
池田町長 山崎袈裟盛

乙 長野県長野市篠ノ井御幣川 668 番地
生活協同組合コープながの
理 事 長 米原 俊夫

別表 1

優先 供給品目	★容器入り水・飲料 ★パン（菓子パン・料理パン・食パン） ★牛乳（L Lその他） ★果物（バナナ他） ★レトルト食品（ごはん・おかず類）
状況に応じて 供給する 品目	●缶詰（イージーオープン） ●ハム・ソーセージ ●インスタントラーメン ●バター・ジャム ●緑茶・コーヒー・紅茶 ●米 ●粉ミルク ●電池 ●懐中電灯 ●ローソク ●マッチ・簡易ライター ●軍手 ●ポリバケツ ●飲料用ポリタンク ●カセット式ガスコンロ及びボンベ ●紙コップ・紙皿 ●トイレットペーパー ●洗剤・石けん ●紙おむつ ●生理用品 ●濡れティッシュ ●ゴミ袋 ●運動靴 ●かとり線香（夏） ●使い捨てカイロ（冬）

- (1) ★印「最優先供給品目」は、災害直後に最優先で調達・供給すべき品目。
- (2) 「状況に応じて供給する品目」は、おおむね上記の品目とし、災害規模や被災者のニーズの変化等の状況に対応して調達・供給する。
- (3) 品目は上記の他、甲乙協議のうえ、その都度指定できるものとする。

災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定
(大北農業協同組合)

池田町（以下「甲」という。）と大北農業協同組合（以下「乙」という。）は、池田町内において地震、暴風、洪水その他の原因により生ずる災害が発生したとき、（以下「災害時」という。）に、相互に協力して災害時の町民生活の早期安定を図るために、応急生活物資の調達及び供給等に関する事項について、次のとおり協定を締結する。

（協力事項の発動）

第1条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（応急生活物資供給の協力要請）

第2条 災害時において甲が応急生活物資を必要とするときは、甲は、乙に対し乙の保有商品の供給について協力を要請するものとする。

（応急生活物資供給の協力実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有商品の優先供給及び運搬について積極的に協力するものとする。

（応急生活物資）

第4条 甲が、乙に要請する災害時の応急生活物資は、災害の状況に応じ、原則として別表のとおりとする。

（応急生活物資供給の要請手続）

第5条 甲の乙に対する要請手続は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話等をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

（応急生活物資の運搬）

第6条 応急生活物資の運搬は、乙又は乙の指定する者が行うものとする。

（応急生活物資の取引）

第7条 応急生活物資の引き渡し場所は、甲乙協議して決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき、甲が確認の上、引き取るものとする。

（費用）

第8条 第3条及び第6条の規定により乙が供給した商品の対価については甲が負担するものとする。

② 前項に規定する費用は、乙が保有商品の供給及び運搬終了後、乙の提出する出荷確認等に基づき、適正価格により請求する。

（広域的な支援体制の整備）

第9条 乙は、他の農業協同組合等との間で、災害時における農業協同組合間相互支援の協定の締結等、広域的な支援が受けられる態勢の整備に努めるものとする。

（その他必要な支援）

第10条 この協定に定める事項の他、生活物資等について被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（法令の遵守）

第11条 この協定の施行にあたっては、農業協同組合法（昭和22年法律第132号）その他関係法令を遵守するものとする。

（協議）

第12条 この協定に定めない事項又はこの協定に関し疑惑が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名捺印の上各1通を保有するものとする。

平成11年9月1日

甲 長野県北安曇郡池田町大字池田 3203-6
池田町長 山崎 袈裟盛

乙 大町市大字大町字光明町 3091 番地の1
大北農業協同組合
代表理事組合長 北原 貞太郎

生 産 物 資 供 給

別 表

	初動対策	初期対策	復旧対策
	～3日 ライフライン ストップ	4日～6日 電気復旧	7日～30日 水道復旧
	仮設住宅ガス配置		
食料品			
飲料	○	○	
お茶葉		○	○
菓子・パン	○	○	○
米	○	○	○
切り餅		○	○
レトルトご飯	○	○	
インスタント食品		○	○
牛乳	○	○	○
青果、果物	○	○	○
缶詰	○	○	○
肉・魚		○	○
衣料等			
軍手	○	○	
合羽	○		
長靴	○		
作業服	○		
ゴム手袋	○	○	
炊事・食器			
はし	○		
食器	○		
鍋	○	○	○
包丁	○	○	○
卓上コンロ	○	○	
身の回り・日用品			
ティッシュペーパー	○	○	○
トイレットペーパー	○	○	○
石鹸、洗剤	○	○	○
紙おむつ	○	○	○
生理用品	○	○	○
粉ミルク	○	○	○
哺乳ビン	○	○	○
タオル	○	○	○
光熱電池材料			
電池	○	○	○
懐中電灯	○		
マッチ	○	○	
ライター	○	○	○
ストーブ	○	○	
燃料	○	○	○
L P ガス設備		○	○
防災資材			
被覆シート	○	○	
スコップ	○	○	
じょれん	○	○	
チェーンソー	○	○	

災害時におけるＬＰガスに係る協力に関する協定

(長野ＬＰ協会大北支部)

池田町（以下「甲」という。）と長野ＬＰ協会大北支部（以下「乙」という。）並びに一般社団法人長野県ＬＰガス協会（以下「丙」という。）とは、災害時におけるＬＰガスに係る協力に関して、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第１条 この協定は、災害時におけるＬＰガスに係る保安の確保及び応急仮設住宅及び公共施設等に対するＬＰガスの供給に関する協力について必要な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第２条 甲は、災害時において必要があると認められるときは、乙に対し次に掲げる業務の協力要請を行うことができる。

２ 乙は、甲より協力要請を受けた業務の一部を丙に協力を要請することができる。

３ 前項の規定による要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話で要請することとし、後日、速やかに文書を送付するものとする。

(協力業務)

第３条 協力業務は次のとおりとする。

(１) 被災地域のＬＰガスの一般消費者等（以下「一般消費者等」という。）に対して法に基づいて販売事業者が行うべき緊急点検、修繕及び供給

(２) 供給設備設置場所以外で発見されたＬＰガス容器について容器所有者等が行うべき回収及び保管

(３) 応急仮設住宅又は避難所等公共施設へのＬＰガスが供給されることとなった場合のＬＰガス供給設備工事及びＬＰガス供給

(４) 販売事業者及び一般消費者等の被害状況及び復旧状況についての調査

(５) 前各号に定めるもののほか、一般消費者等に係る保安の確保及びＬＰガス供給のために特に必要な業務

(費用)

第４条 前条（３）の規定により乙が行った業務の費用並びに乙が供給したＬＰガス等の対価及び運搬の費用については、甲が負担するものとする。この場合における費用は、災害発生時直前の通常価格を基準として、甲、乙が協議の上決定する。

２ 甲は、前条に規定する費用の請求があったときは、請求書を受理した日から起算して、原則として３０日以内に乙の指定する支払先に支払わなければならない。

(役割分担)

第５条 甲は、災害時において円滑にＬＰガスが供給できるため、あらかじめ公共施設等にＬＰガス供給設備を設置又は併設、及び防災資材の整備を行うものとする。

２ 乙は、災害時に甲の要請に基づき第３条の協力業務を実施するほか、丙に必要な対策を要請する。

３ 乙は、甲より要請された業務を実施する他、災害対策上必要と思われる報告を求められた時は、速やかに、甲及び丙に報告する。

(連絡体制)

第６条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては総務課総務係、乙においては乙の事務局とし、丙においては丙の事務局とする。

２ 乙は支部内に災害地域対策本部を設置し、丙は必要に応じて、協会内にＬＰガス災害対策本部を設置する。

３ 甲、乙、丙は、この協定の運用に支障を来たさないよう、協力の要請方法等について常

に点検し、改善に努めるものとする。

- 4 甲、乙、丙は、災害対策上必要と思われる連絡は、その都度迅速に行い、相互に連絡できるものとする。

(緊急連絡網の整備)

第7条 乙は、災害時に円滑な支援活動が実施できるよう、活動体制の整備に努めるとともに、緊急連絡網を作成し、これを甲、丙に提出するものとする。

- 2 乙は、前項の緊急連絡網について、毎年1回以上見直しを行い、変更が生じたときは、直ちに甲、丙に提出するものとする。

(防災訓練等への参加)

第8条 乙は、甲が企画する防災訓練等に参加するよう努めるものとする。

(従業者の災害補償)

第9条 第3条の協力業務において、乙並びに丙の会員が負傷、もしくは疾病にかかり、または死亡の場合の災害補償については、次に掲げる場合を除き、関係法令や市町村条例等により、甲の責任において補償を行うものとする。

(1) 従業員の故意または重大な過失による場合

(2) 当該損害について、乙、丙または従業者が締結した損害保険契約により保険給付を受けることができる場合

(3) 当該損害が第三者の行為によるものであって、第三者から損害賠償を受けることができる場合

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲、乙、丙は相互に協議して定めるものとする。

(協定期間)

第11条 この協定は、締結の日から効力を有するものとし、甲、乙及び丙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、3者記名捺印のうえ、各自1通を保有する。

平成26年1月27日

甲 北安曇郡池田町大字池田 3203 番地 6
長野県池田町長 勝 山 隆 之

乙 大町市大町 2511 番地 3
長野LP協会大北支部
支部長 松 山 芳 久

丙 長野市中御所1丁目16番13号天馬ビル4F
一般社団法人長野県LPガス協会
会長 小 林 芳 夫

資料 10-5

災害時における応急生活支援物資供給等の協力に関する協定書

(株式会社安曇野ミネラルウォーター)

池田町（以下「甲」という。）と株式会社安曇野ミネラルウォーター（以下「乙」という。）は、池田町の地域において地震、風水害その他の原因による災害が発生したとき（以下「災害時」という。）に、相互に協力して町民生活の早期安定を図るため、応急生活支援物資（以下「支援物資」という。）の調達及び供給等に関する事項について、次のとおり協定を締結する。

（協力事項の発動）

第1条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（支援物資供給の協力要請）

第2条 災害時において甲が支援物資を必要とするときは、甲は乙に対し、乙の保有する商品の供給について協力を要請するものとする。

（支援物資の供給）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有する商品の優先供給及び運搬について積極的に協力するものとする。

（支援物資）

第4条 甲が乙に供給を要請する支援物資は、容器入り飲料水とする。

（支援物資供給の要請手続）

第5条 甲が乙に行う要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

（支援物資の運搬）

第6条 支援物資の運搬は、甲若しくは乙又は両者のいずれかが指定する者が行うものとする。

（支援物資の取引）

第7条 応急生活物資の引渡場所は、甲乙が協議して決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき甲が確認のうえ引き取るものとする。

（費用）

第8条 第3条及び第6条の規定により、乙が供給した商品の対価については、甲が

負担する。

2 前項に規定する費用は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定の実施に当たって疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ各1通をそれぞれ保有する。

平成30年7月5日

甲 北安曇郡池田町大字池田 3203 番地 6

池田町長 甕 聖 章

乙 安曇野市穂高有明 5945 番地 100
株式会社安曇野ミネラルウォーター

代表取締役 新井 泰憲

資料 10-6

災害時における被災者に対する防災活動協力に関する協定書

(イオンビッグ株式会社ザ・ビッグ信州池田店)

池田町（以下「甲」という。）とイオンビッグ株式会社ザ・ビッグ信州池田店（以下「乙」という。）とは、池田町内において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）における被災者に対する防災活動協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、甲と乙が協力して避難場所の提供、生活物資の供給等、被災者に対する防災活動を行うために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（協力要請）

第3条 甲は、災害時に乙に対し次の事項について、協力を要請することができる。

- （1） 乙が、調達可能な物資を甲に供給すること。
- （2） 乙が、所有又は管理する駐車場を、一時避難場所として被災者に提供すること。
- （3） 乙の店舗において食糧、生活物資、水道水、トイレ等を被災者に可能な範囲で提供すること。
- （4） 乙の店舗において、テレビやラジオ等で知り得た災害情報を可能な範囲で被災者に提供すること。

2 甲及び乙は、前項に定めのない事項については、相互に協力を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち乙が調達可能な物資とする。

- （1） 日用品等の生活必需品
- （2） 災害時の応急対策に必要な物資
- （3） その他甲が指定する物資

（要請手続）

第5条 甲は、乙に対して、要請する場合は、書面により行うものとする。ただし、緊急時においては、電話又は口頭により協力を要請し、事後文書を提出するものとする。

（協力実施）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

(物資の引渡等)

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定する場所とし、甲は当該場所に職員を派遣して物資を確認のうえ、引き取るものとする。

2 甲が指定する場所までの物資の運搬は、原則として、乙または乙の指定する者が行うものとする。ただし、乙は必要に応じて、甲に対し運搬の協力を求めることができる。

3 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

(費用負担)

第8条 第6条及び第7条の規定により、乙が供給した物資の対価及び乙が行った運搬等の費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が物資の供給及び運搬終了後、乙の提供する報告書等に基づき、災害発生直前における適正価格を基準とし、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに乙に支払うものとする。

(連絡責任者)

第10条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては池田町総務課長兼危機管理対策室長、乙においてはザ・ビッグ信州池田店店長とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和3年6月1日

甲 長野県北安曇郡池田町大字池田3203番地6
池田町長 甕 聖 章

乙 愛知県名古屋市中村区名駅5丁目25-8
イオンビッグ株式会社
代表取締役 小林 健太郎

災害時における協力に関する応援協定

(株式会社ツルヤ池田店)

池田町（以下「甲」という。）とツルヤ池田店（以下「乙」という。）とは、災害時及び平常時における防災活動の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（災害時の協力）

第1条 災害時において、甲は乙に対し、次の事項について必要があると認めるときは、協力を要請することができるものとし、甲の要請に対し、乙は可能な限り協力するものとする。

- (1) 救援物資として、乙が保有する物資の供給に関すること。
- (2) 避難場所として、乙が所有する駐車場の提供に関すること。

（要請手続き）

第2条 前条に掲げる甲からの要請は、原則として、文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

（緊急事項の措置）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、営業に支障のない範囲において、要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、その措置事項を甲に連絡するものとする。

（物資の範囲）

第4条 甲が乙に要請する物資は、次の各号に掲げるもののうち、乙が保有又は調達可能な物資とする。

- (1) 別表「災害時における救援物資一覧表」に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（物資の費用負担）

第5条 乙が物資の供給に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 物資の取引価格は、災害発生時直前における適正な価格とする。

（物資の運搬、引渡し）

第6条 物資の引渡し場所は甲が指定するものとし、引渡し場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定する者が行うものとする。

（支援体制の整備）

第7条 乙は、災害時における防災活動の円滑な協力を図るため、社内及びグループ各社との広域応援体制並びに情報連絡体制の整備に努めるものとする。

（平常時の協力）

第8条 乙は、平常時における甲の防災啓発事業等の推進に対し、次の各号に掲げる事項について、可能な限り協力するものである。

- (1) 甲及び乙が、共同実施する防災啓発事業及び防災訓練
- (2) 甲が実施する防災啓発事業
- (3) 甲が実施する防災訓練への参加

(連絡責任者)

第9条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては総務課長、乙については店長とする。

(協議)

第10条 この協定の実施について協議が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議して決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日から施行し、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各1通を保有する。

平成30年8月1日

甲 長野県池田町大字池田3203番地6
池田町長 甕 聖 章

乙 小諸市御幸町二丁目1番20号
株式会社ツルヤ
代表取締役社長 掛 川 健 三

災害時における物資供給に関する協定書

(NPO法人コメリ災害対策センター)

長野県池田町（以下「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- （1） 別表に掲げる物資
- （2） その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(費用の負担)

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年9月5日

甲 長野県北安曇郡池田町大字池田3203番地6

長野県池田町長 甕 聖章

乙 新潟県新潟市南区清水4501番地1
NPO法人 コメリ災害対策センター

理事長 捧 雄一郎

資料 10-9

災害時における生活物資の供給および防災教育の支援に関する協定書

池田町（以下「甲」という。）と興亜化成株式会社（以下「乙」という。）及び HARIO 株式会社（以下「丙」という。）は、町内において地震、風水害その他の原因による災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における生活物資の供給、および、平常時における防災教育の支援を行うことに関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、甲と乙及び丙が日頃から連携して、災害時における町民生活の早期安定及び被災者支援のために、生活物資の迅速な供給と、平常時には災害に備えるための教育に協力して取り組み、池田町の一層の防災力向上に資することを目的とする。

（協力要請）

第 2 条 甲は、災害時に避難施設等における生活物資、又は、町民への防災教育の普及支援（以下「救援物資等」という。）について必要としたときには、乙又は丙に協力を要請することができる。

（協力の内容）

第 3 条 甲が、乙丙に協力を要請する避難施設等における生活物資の範囲、もしくは、防災教育の範囲は、次の内容とする。（別紙 1 参照）

- （1）避難所等における避難者用の発泡スチロール製のマットの提供、及び使用後の回収。
- （2）避難所等における発泡スチロール製のトイレ用品の提供。
- （3）日用品の備蓄セットの提供。
- （4）地域における防災教育全般に係わるコーディネート。
- （5）その他災害時の応急対策に必要な生活物資として、乙丙が供給できるもの。

（要請の手続き）

第 4 条 甲は、前条に規定する協力の要請を、乙丙にするときは、救援物資等要請書（様式第 1 号）（以下「要請書」という。）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに要請書を提出するものとする。

（引き渡し等）

第 5 条 前条の要請書に基づく防災用品等の引き渡し場所への運搬は、原則として乙丙が、行うものとする。ただし、乙丙が自ら運搬することができない場合は、甲に対して協力を求めることができる。

- 2 甲は、乙丙が防災用品等の運搬を行うときには、乙丙が使用する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(費用負担)

第6条 乙丙が供給した防災用品等の費用及び乙丙が行った運搬に係る費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙丙が業務の履行後に提出する救援物資等報告書(様式第2号)(以下「報告書」という。)に基づき、災害等発生前における適正な価格を基準として、甲乙丙が協議の上定めるものとする。

(費用の支払い)

第7条 防災用品等の代金及び運搬に要した費用について、乙丙から報告書に基づく請求があったときは、甲は、速やかにその内容を確認して支払うものとする。

(情報交換)

第8条 この協定による要請、伝達等を円滑に行うため、甲乙丙の連絡先及び連絡責任者、担当者を定めて共有するものとし、変更が生じたときは、速やかに相手先に報告するものとする。(別紙2)

2 甲と乙及び丙は、平時から第3条の協力の内容について情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、締結日から平成31年3月31日までとする。

2 前項に規定する有効期間満了の1か月前までに、甲乙丙のいずれからも申し出がない場合は、期間満了の日の翌日から1年間延長され、以後も同様とする。

(協議事項)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙丙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年11月7日

甲

長野県北安曇郡池田町大字池田3203-6
池田町長 甕 聖 章

乙

長野県伊那市御園180番地2
興亜化成株式会社
代表取締役社長 山 岸 弘 道

丙

長野県東筑摩郡朝日村針尾916番地1
HARIO 株式会社
代表取締役 清 沢 俊太郎

(別紙１)

協力の内容

１．防災用品等の内容

- ①発泡スチロール製マットの提供と使用後の回収
- ②発泡スチロール製組み立て式トイレ「スチレット」の提供
- ③ニコニコ備蓄セットの提供
- ④その他の防災用品の提供

２．防災教育の普及支援

- ①防災体験・研修会、講演会の企画
- ②防災出前講座の実施
- ③防災意識調査の実施
- ④一般社団法人防災教育普及協会との連携支援
- ⑤防災教育に関する情報提供

(別紙２)

連絡体制について

甲 長野県北安曇郡池田町大字池田 3 2 0 3-6
池田町役場 総務課 消防防災係

電話 0 2 6 1-6 2-3 1 3 1 (担当)

FAX 0 2 6 1-6 2-9 4 0 4

乙 長野県伊那市御園 1 8 0 番地 2
興亜化成株式会社

電話 0 2 6 5-7 2-7 2 6 4

FAX 0 2 6 5-7 2-0 0 0 6

丙 長野県東筑摩郡朝日村針尾 9 1 6 番地 1
HARIO 株式会社

電話 0 2 6 3-5 5-6 7 5 4

FAX 0 2 6 3-9 9-2 4 8 1

（ ）
平成 年 月 日

救援物資等要請書

興亜化成(株)・HARIO(株)
担当者 様

池田町長 甕 聖章 印

災害時における生活物資の供給および防災教育の支援に関する協定書第 4 条の規定に基づき、下記のとおり要請します。

記

1. 災害の状況及び協力を要請する事由

*生活物資の供給および防災教育の支援

2. 要請内容

要請する生活物資等	供給希望期日	引き渡し場所（輸送先）	備考

3. 要請担当者

所属・氏名 _____
連絡先 _____

資料 10-11
様式第 2 号 (第 6 条第 2 項関係)

()
平成 年 月 日

救援物資等報告書

池田町長
甕 聖 章 様

興亜化成(株)・HARIO(株)
担当 印

このことについて、災害時における生活物資の供給および防災教育の支援に関する協定書 第 6 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 実施内容

供給日 (月 日)	品目・内容	数量 (個数・回数)	供給先	引受者

* 品目・内容は、生活物資の品目、防災教育の内容を記入

2. 報告担当者

所属・氏名 _____

連絡先 _____

連絡事項 _____

1 1 危険物施設等関係

資料11-1 泡消火薬剤保有状況

(令和6年3月31日現在)

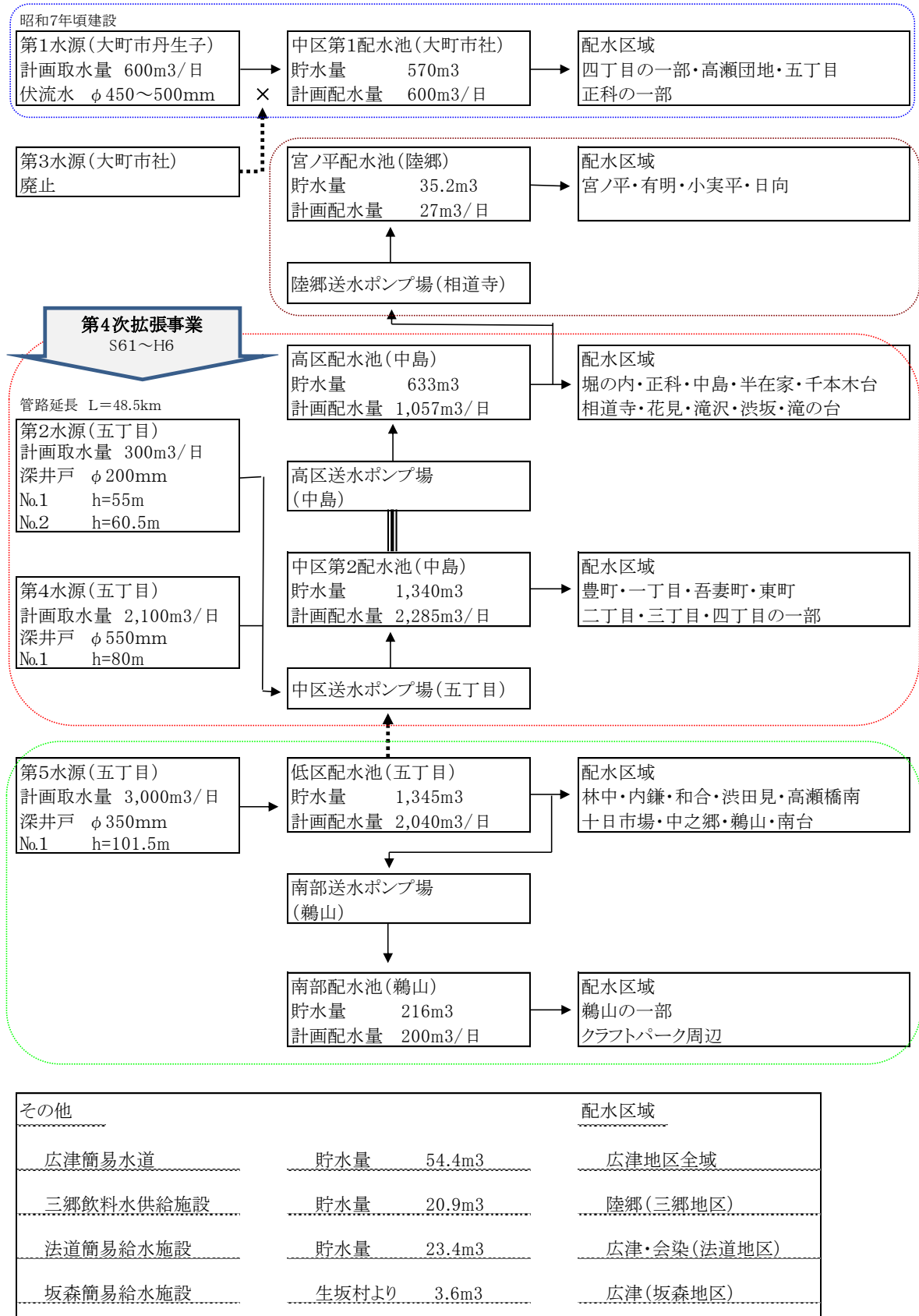
	泡消火薬剤保有状況（ポリ容器、単位：ℓ）			
	界面活性剤(クラスA含)	たん白泡	水成膜	計
北アルプス広域 南部消防署	180			180
池田町消防団		40	20	60

※1. 薬剤の保有量は、全て3%型に換算して示した。

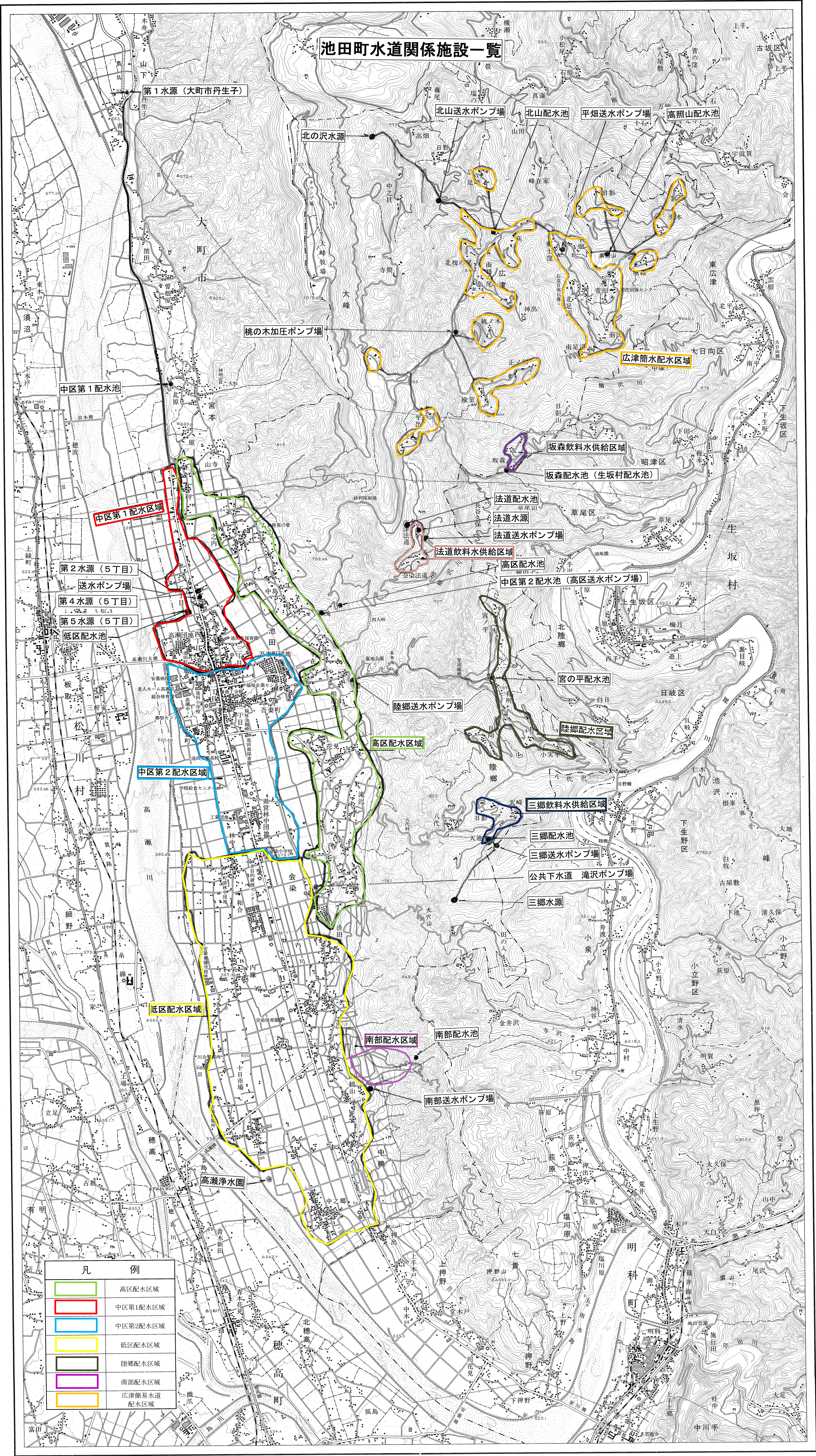
1 2 上水道施設関係

資料 12-1 池田町上水道施設の概要(水源別)

総管路延長 L=92.5km



資料12-2 水源の名称・種別及び配水区域



資料 12-3

池田町上水道給水装置指定工事事業者名簿

令和6年4月現在

池田町役場 建設水道課 水道係

事業者名	所在地	連絡先	
		平日	休日等緊急時
(有)勝野設備工業所	池田町大字会染6103-6	0261-62-4070	0261-62-4070(転送あり)
(有)設備工業	池田町大字会染7845-7	0261-62-5129	0261-62-5129
(株)中部水工 池田営業所	池田町大字会染6821	0261-62-8364	0261-62-8364(転送あり)
(有)サン設備工業	池田町大字会染5094-1	0261-62-0162	0261-62-2448
(有)水鍊	池田町大字会染6766-7	0261-62-6721	0261-62-6721
信光実業(株)大町支店	大町市常盤3630-22	0261-22-2848	090-3143-4321
日特工業(株)	大町市大町1861-1	0261-22-5266	0261-22-5266
(株)ハイテム	安曇野市穂高1853-3	0261-82-0271	0263-82-0271
(株)水建	松本市笹賀7085	0263-86-3381	0263-86-3381(転送あり)
(株)サンエス設備	安曇野市豊科南穂高82-2	0263-73-2008	0263-73-2008
(有)インダ設備	安曇野市穂高有明10041-3	0263-83-4360	0263-83-4360
(株)長澤設備工業	大町市平8000-362	0261-22-1466	070-2643-3473
(有)岡村設備工業	大町市大町5511-2	0261-22-4885	0261-22-4885
(株)GCI	大町市平8040-106	0261-22-3145	0261-22-3145
(有)コーヨー住宅設備	松川村1124-2	0261-62-3529	0261-62-3529(転送あり)
ルピナ中部工業(株)	松本市宮渕2丁目3-31	0263-32-5568	070-6510-7288(24h受付)
(有)エヌ・ケイ設備工業	安曇野市穂高有明7174-1	0263-83-2252	0263-83-2252
水野建設(株)	池田町大字陸郷7454-6	0261-62-5313	090-4602-2028
(有)下里組	池田町大字会染8362-1	0261-62-9367	0261-62-9367
(株)信濃熱学	安曇野市穂高柏原4171-1	0261-62-4028	0263-88-5706(転送あり)
佐藤設備	松川村5651-238	0261-62-5320	0261-62-5320
朝日企画(株)	松川村783	0261-62-8614	0261-62-5607
安曇さく泉工業(株)	安曇野市豊科4328	0263-72-4512	0263-72-4512
(有)環境クリーンサービス	池田町大字会染8420	0261-62-0554	090-8773-4088
(有)一本木建設	大町市常盤4726-2	0261-22-8498	0261-22-8498
(株)千村設備工業	松本市笹賀3042-5	0263-58-2310	0263-58-2310
(株)ピュアハウス	大町市八坂997-1	0261-85-0970	0261-85-0970
(有)テクノ安曇野	池田町大字池田2312-2	0261-62-7005	0261-62-7005(転送あり)
稲洋水道(株)	松本市筑摩1丁目13-16	0263-26-4079	090-1200-9731
(株)クサダ	松本市島内3849-1	0263-48-5200	0263-48-3119(24h受付)
(有)信州保温	安曇野市豊科5847	0263-72-2566	090-4615-3299
(有)東設備	白馬村北城2937-197	0261-72-5897	090-3083-3770
小林設備	大町市平690-3	0261-23-5734	090-7213-7218
(有)みやび設備	安曇野市穂高8410-7	0263-82-6979	090-1869-3352
(有)三和テクノ	松本市寿豊丘276-1	0263-58-6033	090-1613-9425
(株)エムケーシステム	安曇野市穂高1815-1	0263-82-4987	090-4464-8147
(株)巧誠	安曇野市三郷明盛3013	0263-88-5311	0263-88-5311(転送あり)
スザワ設備	池田町大字会染6101-76	0261-85-0833	0261-85-0833(転送あり)
北アルプス総合設備(株)	大町市常盤4956-65	0261-85-2063	0261-85-2063(転送あり)
(有)ニキ設備工事	安曇野市豊科5231-4	0263-72-8420	090-1432-5595
KOBAYASHI設備	安曇野市穂高有明10481-20	0263-83-6340	090-1409-3268
光住設	大町市大町5577-3	090-4952-9089	090-4952-9089
(株)ニイタカ	松本市里山辺3434-2	0263-34-2943	080-6934-2167
遠藤建設(株)	池田町大字池田2379	0261-62-2346	090-3083-1078
(株)敬陽設備	安曇野市穂高有明271-1	0263-88-3547	0263-88-3547
共進住設(株)	長野市徳間633-1	026-213-4681	026-213-4681
(株)アクア住設	諏訪郡富士見町落合3060-34	0266-65-3388	0266-65-3388
ALTEC(株)	安曇野市穂高有明457-9	0263-88-5415	0263-88-5415

資料 12-4 池田町上水道水質汚染等に対する緊急措置に関する実施要綱

平成 19 年 8 月 1 日告示第 43 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、取水施設から給水装置に至るまでの間における水道水が毒物等の混入により汚染された場合又はそのおそれのある場合の緊急措置等を定めるものとする。

(用語の意義)

第 2 条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 毒物等 有機リン剤・有機塩素剤・青酸化合物・有機水銀剤等の急性毒物フェノール類その他の異臭発生物質・廃油等の油脂類廃液・泥水等をいう。
- (2) 病原性微生物 クリプトスポリジウム・ジアルジアその他感染性のあるもの
- (3) テロ行為による水質悪化 テロ行為により毒物等及び病原性微生物が混入された場合
- (4) 緊急措置 取水の停止又は給水停止及び制限

(事前準備)

第 3 条 水道水が毒物等の混入により汚染された場合又はそのおそれのある場合を想定し、その対応に対する池田町上水道水質汚染事故に対する対策行動マニュアル(以下「マニュアル」という。)の整備を行う。

- 2 前項のマニュアルに基づいた想定訓練等は、水道法第 20 条第 3 項に基づく水道汚染に対する緊急措置に関する協定を締結したもの(以下「水質検査者」という。)を含めて行う。

(定期的監視)

第 4 条 水道水の汚染を早期に発見し適切かつ迅速な措置をとるため、別に定めるマニュアルにより、定期的監視を行うものとする。

(毒物等の混入を発見したとき又はその情報を受けたときの措置)

第 5 条 前条に規定する監視により毒物等の混入を発見したとき、若しくはそのおそれがあると認めたとき又はその情報を受けたときは、当該職員は直ちに上司に報告するとともに水質検査者に連絡しなければならない。

- 2 建設水道課長(以下「課長」という。)は、前項の報告を受けたときは直ちに町長及び諸官庁に報告しなければならない。

(対策部の設置)

第 6 条 課長は、前条第 1 項の規定による報告を受けたときは必要により、対策部を設置し事態に対処するものとする。

(緊急措置等)

第 7 条 水質検査者は、水道水中に毒物等の混入を確認したとき又はその疑いがあると認めたときは、直ちに水道事業者に報告をし、緊急措置方法について助言をする。

- 2 課長が次項以下の指示をする場合には、あらかじめ町長と協議しなければならない。
- 3 当該職員は、課長の指示に基づき緊急措置又は毒物等の除去作業等適切な措置をとらなければならない。
- 4 当該職員は、第 3 項の規定にかかわらずあらかじめ課長の指示を受ける余裕がないときは、第 2 項の指示を受けずに緊急措置をとることができるものとし、当該措置をとったときは、速やかに町長及び課長に報告しなければならない。
- 5 町長は、その供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を

停止しかつ、その水を使用することが危険である旨を水道水使用者及び関係者に周知させる措置を講じなければならない。

- 6 町長は、汚染された水道水がすでに下水道施設に流入していると判断した場合は、終末処理場の管理受託者に対し、汚染状況を告知し、被害の拡大を防止させる措置を講じさせなければならない。

(緊急対策本部の設置)

第8条 前条第1項又は第3項から第5項までの規定により緊急措置等がとられたときには、町長は直ちに緊急対策本部を設置するものとする。

- 2 前項の緊急対策本部の構成その他については、池田町災害対策本部条例及び職員災害初動マニュアルを準用し、町長が定めるものとする。

(緊急措置の通知)

第9条 町長は、緊急措置をとるときは原則として、事前に緊急措置により影響を受ける関係水道水使用者に周知するものとする。

- 2 周知の方法は、防災無線・広報車等とする。ただし周知の範囲が限られている場合は、個別連絡とする。

(補償)

第10条 汚染された水道水の供給により、人の健康に被害が生じた場合には、町長を対策本部長とし、その対応にあたる。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

- 2 この要綱を補佐するためマニュアルは毎年更新し、これを配置しておく。
- 3 上水道施設以外の池田町が管理する給水施設において、同様の汚染が発生した場合も本要綱を運用する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年4月1日告示第15号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

資料 12-5 水道汚染に対する緊急措置に関する協定

池田町長 山崎袈裟盛を委託者（以下甲という）とし、社団法人長野県薬剤師会会長 工藤義房を受託者（以下乙という）として、つぎのとおり水道汚染に対する緊急措置に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、水道に係る水質汚染が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に速やかに現地に急行し、臨時の水質検査を実施するとともに、汚染物質の特定、汚染状況、汚染規模、汚染源、事故の状況等の調査を的確に遂行することによって、甲が講じる緊急措置等の業務の一部を担うことについて締結する。

（用語の定義）

第2条 この協定において、各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 毒物等とは有機リン剤、青酸化合物及び有機水銀剤等の急性毒物、フェノール類その他異臭味発生物質、廃油等の油脂類廃液その他の汚水をいう。
- (2) 病原性微生物とは、クリプトスポリジウム、ジアルジア等下痢等の病状を発生させる原虫をいう。
- (3) 水源汚染とは、水道原水の毒物等の混入による汚染及び浄水の病原性微生物等による汚染をいう。
- (4) 緊急措置とは、取水若しくは給水の停止若しくは制限、取水系統若しくは送水系統の切り替え、毒物等の除去作業又は水質汚染による被害を回避するための措置をいう。
- (5) 緊急時とは、水道水源若しくは水道施設が毒物等若しくは病原性微生物等によって、汚染が発生した場合、又は発生するおそれがある場合であって、甲が緊急措置を講ずる必要が生じた時をいう。

（緊急時の要請の受託）

第3条 甲が水質汚染を発見した時若しくは水質汚染が発生するおそれがあると判断した時、又はその情報を受けた時は、乙に緊急時の対応を要請できるものとする。

- 2 乙は甲から前項の要請があった時は、直ちに乙の職員を現場に急行させなければならない。

（協定の効力）

第4条 当該協定の効力は、水道法に基づく水質検査に係る業務委託契約を締結した水道事業者に限る。

（経費負担）

第5条 甲が乙に要請した緊急時の対応に係る経費については、原則として甲が負担しなければならない。但し、負担額については甲乙協議の上決定する。

(契約外の事項)

第6条 この契約に定めていない事項は、甲乙協議のうえ決定する。

(協定の期間)

第7条 当該協定の期間は、前項の規定により水質検査に係る業務委託の契約期間とする。但し、業務委託契約期間内にあらかじめ甲より契約の継続の通知があった時は、本協定についても継続する。

この協定の成立を証するため、協定書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成13年5月31日

北安曇郡池田町大字池田 3203-6

甲 池田町長 山 崎 袈裟盛 ⑩

松本市旭2丁目10番15号

乙 社団法人 長野県薬剤師会

会長 工 藤 義 房 ⑩

(趣旨)

第1条 この要綱は、長野県水道協議会（以下「協議会」という。）の会員である市町村、水道企業団、一部事務組合及び長野県企業局（以下「会員」という。）が地震等の災害及び渇水（以下「災害等」という。）により被害を受けた場合に、長野県水道協議会長（以下「会長」という。）の要請に基づき、被災会員以外の会員が行う被災会員の住民への応急給水及び水道施設の応急復旧等の応援業務について必要な事項を定めるものとする。

(会長等の責務)

第2条 会長は、会員が災害等により被害を受けた場合に長野県知事から援助の要請があったとき、又は、被害を受けた会員（以下「被災会員」という。）から応援の要請があったときは、応援地区の代表理事と協議して迅速かつ適切な応援を被災会員以外の会員に対し要請するものとする。

2 会長は、応援業務の全般について掌握調整し、必要な指示を行うものとする。

3 部会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行するものとする。

(会員の責務)

第3条 災害等が発生した場合において、被災会員以外の会員は、会長が要請する被災会員に対する応援活動に、全面的に協力するものとする。

2 災害発生直後で緊急を要する場合は、前項の規程にかかわらず会員の自主的な判断により応援活動を行うことができるものとする。この場合において、会員は速やかに会長に報告するものとする。

(相互応援地区)

第4条 応援活動を迅速かつ適切に実施するために、相互応援地区（以下「応援地区」という。）を設ける。

2 応援地区は、東信、北信、中信、南信の4地区とし、当該地区の会員をもって構成する。

3 応援地区の業務は、当該地区の理事4人をもって構成する応援地区会議により運営する。

4 前項の理事の互選により1名の代表理事を選出するものとし、代表理事は、応援地区会議を総括し、代表する。

5 応援地区会議は、会長の指示を受け、応援地区内の被災会員及び被災会員以外の会員と応援についての連絡協議を行い、迅速かつ適切な応援業務の遂行に努めるものとする。

6 応援地区会議は、応援業務の状況について、会長に必要な報告を行い、必要があると認めるときは、他の応援地区からの応援を会長に要請するものとする。

7 前項の規程により、会長から応援の要請を受けた他の応援地区は、当該応援地区と連絡協議し、速やかに応援業務の遂行に努めるものとする。

(応援要請)

第5条 被災会員は、長野県知事に援助を要請し、長野県知事から会長への援助依頼により、又は次に掲げる事項を明らかにして、所属する応援地区会議を通して会長に応援を要請することにより、協議会からの必要な応援活動を受けるものとする。

(1) 水道等の被害状況

(2) 応援の種類（応援給水、応急復旧、機械器具及び資材の提供）

(3) 必要な応援内容（応援人員、職種、機械器具及び資材の規格、量等）

(4) 応援の期間・場所

(5) 前号の集合日時及び集合場所

(6) 応援先の連絡先・責任者

(応援活動)

第6条 応援活動は、災害救助法に基づく県の災害対策本部が設置された場合は災害対策本部、その他の場合は被災会員の応急給水計画及び応急仮復旧計画に基づき、その指示に従って作業に従事するものとする。

2 前項の応援活動の内容は、次のとおりとする。

- (1) 応急給水作業
- (2) 応急復旧作業
- (3) 応急給水及び応急復旧用の機械器具及び資材の供出

3 前項各号に掲げるもの以外の応援活動については、被災会員から要請があったときに、会長が会員の応援能力の範囲内で配慮するものとする。

(連絡担当部局等)

第7条 各会員は、あらかじめ連絡担当部局等を定め、災害が発生したときは、速やかに必要な情報を収集し、会長及び応援地区会議と連絡できる体制をとるものとする。

(応急給水作業)

第8条 応急給水作業の応援期間は、原則として15日以内とする。

2 各会員は、その所有する応急給水用具等の提出について、会長等から要請があったときは、応援能力の範囲内で配慮するものとする。

(応急復旧作業)

第9条 応急復旧作業の応援期間は、被災会員と会員が被災状況等を勘案し、協議して定める期間とする。

(応急復旧資材の供出)

第10条 各会員は、会長から機械器具応援復旧資材の供出について要請のあったときは、応援能力の範囲内で供出するものとする。

(応援職員の派遣)

第11条 各会員は、応援活動に従事する職員（以下「応援職員」という。）の派遣について会長から要請のあったときは、応援能力の範囲内で配慮するものとする。

2 前項の規程により応援を要請された会員（以下「応援会員」という。）は、職員を派遣するときは、必要な給水用具、作業用工器具及び緊急資材のほか、衣類、食糧、日用品等を携行させるものとする。

3 応援職員は、応援会員名を表示した腕章等を着用するものとする。

4 応援職員が応援活動により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援会員の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合の医療費は、被災会員の負担とする。

5 応援職員が応急作業中に第三者に対し損害を与えた場合は、被災会員がその賠償の責に任じるものとする。ただし、被災会員に対する応援の往復途中に生じたものについては応援会員が、その賠償の責に任じるものとする。

(応援経費の負担)

第12条 この要綱による応援活動に要した経費は、法令その他別段の定めがあるもの並びに応援職員に係る人件費等応援会員が平常時負担する経費を除くほか、原則として被災会員が負担するものとする。

(連絡担当部局等の報告)

第13条 各会員は、連絡担当部局等並びにその保有応急給水用具、機械工具及び緊急用資材について毎年4月1日現在の状況を、様式第1号から様式第4号までに掲げるところにより、4月15日までに会長に報告するものとする。

2 会長は、前項の報告を取りまとめて一覧表を作成し、これを会員に配布するものとする。

(会員以外の市町村等への応援等)

第14条 会員以外の市町村等から応援活動の要請を受けたときは、この要綱に基づく応援活動の例により応援活動を行うことができるものとする。ただし、日本水道協会からの要請に基づく応援職員の派遣に関することは、上水部会長（同協会長野県支部長）が行う。

2 日本水道協会への応援の要請に関することは、上水部会長（同協会長野県支部長）が行うものとする。

(防災連絡会議の設置)

第15条 応援活動の実施に必要な情報の交換及び調査研究を行い、応援活動の円滑な実施を図るため、防災連絡会議を設置するものとする。

2 防災連絡会議は、会長及び理事をもって組織する。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項及びこの要綱により定めにより難いと認める事項については、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和59年11月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年1月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年5月25日から施行する。

1 3 下水道施設関係

資料 13-1

1 公共下水道・合併浄化槽の区域

(1) 公共下水道処理地域

公共下水道池田処理区（終末処理場 高瀬浄水園 池田町大字会染 11899－1）

池田町大字池田の一部

池田町大字会染の一部

池田町大字中鶴の一部

(2) 合併浄化槽処理区域

公共下水道池田処理区以外の区域

池田町大字池田の一部

池田町大字会染の一部

池田町大字中鶴の一部

池田町大字広津全域

池田町大字陸郷全域

資料 13-2

池田町下水道排水設備指定工事店一覧

令和6年4月現在

池田町役場 建設水道課 水道係

	工 事 店 名	所 在 地	電話番号	給水指定 工 事 店
池 田 町	(有)サン設備工業	池田町大字会染5094-1	0261-62-0162	○
	(有)水鍊	池田町大字会染6766-7	0261-62-6721	○
	(株)中部水工 池田営業所	池田町大字会染6821	0261-62-8364	○
	(有)勝野設備工業所	池田町大字会染6103-6	0261-62-4070	○
	(有)設備工業	池田町大字会染7845-7	0261-62-5129	○
	(有)下里組	池田町大字会染8362-1	0261-62-9367	○
	水野建設(株)	池田町大字陸郷7454-6	0261-62-5313	○
	(有)環境クリーンサービス	池田町大字会染8420	0261-62-0554	○
	(有)テクノ安曇野	池田町大字池田2312-2	0261-62-7005	○
	スザワ設備	池田町大字会染6101-76	0261-85-0833	○
松 川 村	(有)コーヨー住宅設備	松川村1124-2	0261-62-3529	○
	佐藤設備	松川村5651-238	0261-62-5320	○
	朝日企画(株)	松川村783	0261-62-8614	○
	(株)平林工業	松川村4488	0261-62-7427	
大 町 市	(株)GCI	大町市平8040-106	0261-22-3145	○
	日特工業(株)	大町市大町1861-1	0261-22-5266	○
	(株)長澤設備工業	大町市平8000-362	0261-22-1466	○
	(株)大八木建設	大町市大町5395-1	0261-22-1809	
	(株)相模組	大町市大町3052	0261-22-1800	
	信光実業(株)大町支店	大町市常盤3630-22	0261-22-2848	○
	(株)傳刀組	大町市平7840	0261-22-0312	
	(有)岡村設備工業	大町市大町5511-2	0261-22-4885	○
	(有)一本木建設	大町市常盤4726-2	0261-22-8498	○
	(株)ピュアハウス	大町市八坂997-1	0261-85-0970	○
	小林設備	大町市平690-3	0261-23-5734	○
	北アルプス総合設備(株)	大町市常盤4956-65	0261-85-2063	○
白 馬 村	光住設	大町市大町5577-3	090-4952-9089	○
	(株)大北設備	白馬村神城11490	0261-75-2735	
	(有)東設備	白馬村北城2937-197	0261-72-5897	○
松 本 市	ルピナ中部工業(株)	松本市宮渕2丁目3-31	0263-32-5568	○
	稲洋水道(株)	松本市筑摩1丁目13-16	0263-26-4079	○
	(株)水建	松本市笹賀7085	0263-86-3381	○
	(株)千村設備工業	松本市笹賀3042-5	0263-58-2310	○
	(株)クサダ	松本市島内3849-1	0263-48-5200	○
	(株)ニイタカ	松本市里山辺3434-2	0263-34-2943	○
安曇野市	(有)エス・ケイ設備工業	安曇野市穂高有明7174-1	0263-83-2252	○
	(株)ハイテム	安曇野市穂高1853-3	0261-82-0271	○
	(有)丸山設備	安曇野市穂高6739-1	0263-81-0288	
	(有)イシダ設備	安曇野市穂高有明10041-3	0263-83-4360	○
	(株)サンエス設備	安曇野市豊科南穂高82-2	0263-73-2008	○
	(株)シナノ	安曇野市穂高有明1702-9	0263-83-7553	
	(有)アルテ長野	安曇野市穂高牧727	0263-83-6565	
	安曇さく泉工業(株)	安曇野市豊科4328	0263-72-4512	○
	(有)信州保温	安曇野市豊科5847	0263-72-2566	○
	(有)みやび設備	安曇野市穂高8410-7	0263-82-6979	○
	(株)エムケーシステム	安曇野市穂高1815-1	0263-82-4987	○
	(株)巧誠	安曇野市三郷明盛3013	0263-88-5311	○
	(株)信濃熱学	安曇野市穂高柏原4171-1	0261-62-4028	○
	(有)ニキ設備工事	安曇野市豊科5231-4	0263-72-8420	○
	KOBAYASHI設備	安曇野市穂高有明10481-20	0263-83-6340	○
	(株)敬陽設備	安曇野市穂高有明271-1	0263-88-3547	○
	ALTEC(株)	安曇野市穂高有明457-9	0263-88-5415	○
北信	共進住設(株)	長野市徳間633-1	026-213-4681	○
南信	(株)アクア住設	諏訪郡富士見町落合3060-34	0266-65-3388	○

池田町公共下水道施設における有害物質等流入時対応要綱

平成 19 年 8 月 1 日告示第 44 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、自然災害発生原因を問わず一般家庭・特定事業場・その他施設（以下「事業場等」という。）から終末処理場に至るまでの間における汚水排水（以下「下水」という。）が有害物質等の流入により汚染された場合又はそのおそれのある場合（以下「事故」という。）の緊急措置等を定めるものとする。

(用語の意義)

第 2 条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 有害物質等 水質汚濁防止法施行令第 2 条各号に掲げる物質及びダイオキシン類・油類・泥水をいう。
- (2) 第 1 号の物質等の詳細 カドミウム・シアン・有機燐・鉛・六価クロム・砒素・総水銀・アルキル水銀・PCB・トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン・ジクロロメタン・四塩化炭素・1, 2-ジクロロエタン・1, 1-ジクロロエチレン・シス-1, 2-ジクロロエチレン・1, 1, 1-トリクロロエタン・1, 1, 2-トリクロロエタン・1, 3-ジクロロプロペン・チウラム・シマジン・チオベンカルブ・ベンゼン・セレン・ほう素・ふっ素・アンモニア性窒素等含有量・ダイオキシン類・原油・重油・潤滑油・軽油・灯油・揮発油・動植物油脂・泥をいう。
- (3) 緊急措置 放流の停止又は事業場等の汚水排水量の抑制

(事前準備)

第 3 条 下水の事故を想定し、その対応に対する池田町公共下水道施設における有害物質等流入時対応マニュアル（以下「マニュアル」という。）の整備を行う。さらに、国・県において策定されたマニュアルも併用し使用する。

- 2 前項のマニュアルに基づいた想定訓練等は、有害物質等流入に対する緊急措置に関する協定を締結したもの（以下「水質検査者」という。）及び施設管理受託者（以下「受託者」という。）を含めて行う。

(定期的監視)

第 4 条 受託者は、下水の事故に対し早期に発見し適切かつ迅速な措置をとるため、定期的監視を行うものとする。

(事故が発生した場合又はその情報を受けたときの措置)

第 5 条 前条に規定する監視又は事故の情報を受けたときは、受託者は当該職員に、当該職員は上司に直ちに報告するとともに水質検査者に連絡しなければならない。

- 2 建設水道課長（以下「課長」という。）は、前項の報告を受けたときは直ちに町長及び諸官庁に報告しなければならない。

(対策部の設置)

第 6 条 課長は、前条第 1 項の規定による報告を受けたときは必要により、対策部を設置し事態に対処するものとする。

(緊急措置等)

第 7 条 水質検査者は、下水中に有害物質等の混入を確認したとき又はその疑いがあると認めたときは、直ちに町長に報告をする。

- 2 課長が次項以下の指示をする場合には、あらかじめ町長と協議しなければならない。
- 3 当該職員は課長の指示に基づき、原因者である事業場等の立入検査及び指導並びに、受

託者と協力し終末処理場からの放流停止等適切な措置をとらなければならない。

- 4 当該職員は、第3項の規定にかかわらずあらかじめ課長の指示を受ける余裕がないときは、第2項の指示を受けずに緊急措置をとることができるものとし、当該措置をとったときは、速やかに町長及び課長に報告しなければならない。
- 5 町長は、有害物質等がすでに終末処理場を経由し放流された場合は、放流下流域の関係者に周知させる措置を講じなければならない。

(補償)

第8条 事故に伴い終末処理場からの放流水により、放流下流域に被害が発生した場合には町長を対策本部長とし、原因者との調整にあたる。

(補則)

- 第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。
- 2 この要綱を補佐するためマニュアルは毎年更新し、これを配置しておく。
 - 3 公共下水道施設以外の池田町が所有する下水道施設において、同様の汚染が発生した場合も本要綱を運用する。
 - 4 受託者は、緊急措置に対する人員等の配置を委託契約時に町長に報告する。
 - 5 この要綱に関する届出様式は別表によるものとする。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年4月1日告示第15号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

別表 (届出様式)

様式目次

様式番号	様式名	関係要綱
様式第1号	事故届出書	第5条第1項
様式第2号	事故再発防止措置計画届出書	第7条第3項
様式第3号	事故再発防止措置完了届出書	第7条第3項

様式 (省略)

資料 13-4

災害時における物資（ユニットハウス等）の供給に関する協定書

池田町（以下「甲」という。）と三協フロンテア株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における救援物資の供給に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、池田町内で災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）において、住民生活の早期安定を図ることを目的とし、救援物資の供給に関し必要な事項を定めるものとする。

（供給物資）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、ユニットハウス等（仮設事務所・仮設トイレ等）の乙が取り扱い可能な物資とするものとする。

（要請の方法）

第3条 甲は、物資（ユニットハウス等）供給要請書（様式第1号）により、乙に対して要請手続きを行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等によって要請を行い、後日物資（ユニットハウス等）供給要請書を提出するものとする。

（供給の実施）

第4条 乙は、前条の要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、速やかに業務を実施するものとする。

（引渡し等）

第5条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬、設置は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬できない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

（報告及び承認）

第6条 乙は、甲から要請を受けた業務を完了したときは、実施状況を書面（様式第2号）により甲に報告し、甲の承認を得るものとする。

（費用の負担等）

第7条 物資の供給に要した費用は、甲が負担するものとし、負担額は災害時直前における適正な価格を基準に、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(費用の支払い)

第8条 物資の供給に要した費用は、乙が第6条に規定する実施状況について甲の承認を得た後、乙の請求により甲が支払うものとする。

2 甲は乙から前項に規定する請求があった場合、その内容を確認し、速やかに乙に支払うものとする。

(情報交換)

第9条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての意見交換を行い、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、締結日より起算して1年間とする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに、甲又は乙のいずれからも意思表示がないときは1年間更新されたものとみなし、以後も同様とする。

(協議)

第11条 この協定について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名及び押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和 5年 6月 6日

甲 長野県北安曇郡池田町大字池田 3203 番地 6

池田町長 齋 聖 章

乙 千葉県柏市新十余二 5 番地

三協フロンテア株式会社

代表取締役社長 長 妻 貴 嗣

1 4 通信・放送関係

資料 14-1 無線局関係

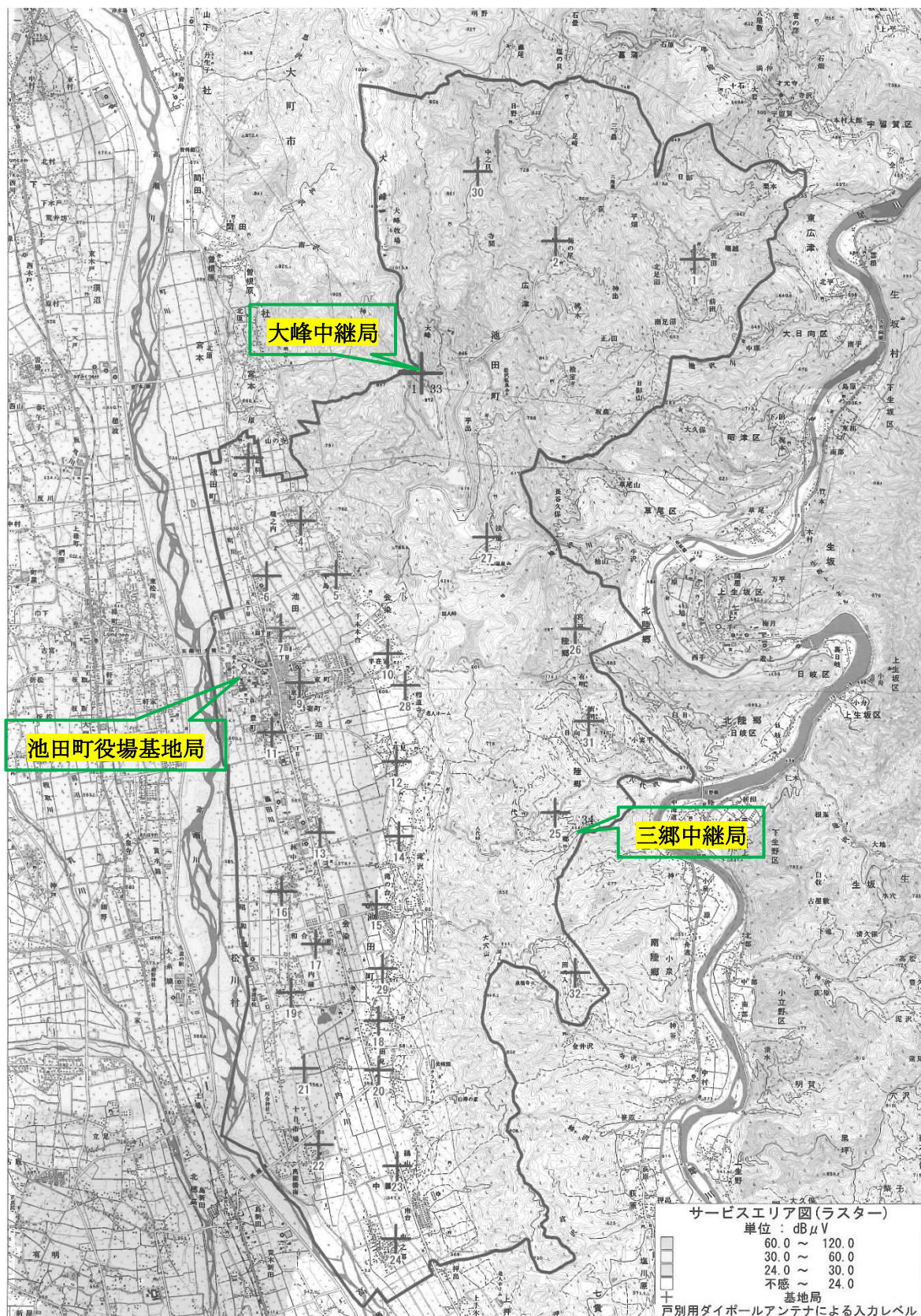
1 池田町消防団無線呼出名称

池田町消防団 無線呼出一覧			
形態	分団名	呼出名称 「北アルプス消防池田」	備 考
半固定	本部基地局	いけだ本部1	
携帯 27台	団長	1	
	副団長	2	
	〃	3	
	消防主任	4	
	危機管理対策室	700	
	ラッパ長	7	
	救護長	8	
	バイク隊長	80	
	本部分団	9	分団長又は副分団長
		10	〃
		661	〃
	第1分団1部	111	〃
	第1分団2部	112	〃
	第2分団1部	221	〃
	第2分団2部	222	〃
	第3分団	331	〃
		332	〃
	第4分団1部	441	〃
	第4分団2部	442	〃
	第5分団1部	551	〃
	第5分団2部	552	〃
	バイク隊	81	
		82	
		83	
		84	
		85	
		86	
車載 18台	指 令 車	5	
	本部分団	6	ポンプ車【役場】
	第1分団1部	11	ポンプ車【1丁目】
	第1分団2部	12	ポンプ車【5丁目】
	第2分団1部	21	積載車【堀の内】
		25	積載車【正科】
	第2分団2部	22	積載車【中島】
		23	積載車【広津】
		24	積載車【相道寺】
	第3分団	31	積載車【滝沢】
		32	積載車【三郷】
		33	積載車【花見】
	第4分団1部	41	ポンプ車【渋田見】
	第4分団2部	42	積載車【中之郷】
		43	積載車【鶴山】
	第5分団1部	51	積載車【内鎌】
		53	積載車【十日市場】
	第5分団2部	52	ポンプ車【林中】

2 デジタル同報系戸別受信局位置図

基地局 3 箇所 池田町役場、大峰中継局、三郷中継局

戸別受信局 34 ケ所



1 5 災害広報関係

資料 15-1

災害時におけるコミュニティエフエム放送に関する協定書 (あづみ野エフエム放送株式会社)

池田町長 勝山 隆之(以下「甲」という。)とあづみ野エフエム放送株式会社代表取締役社長 花村 薫(以下「乙」という)とは、池田町区域において地震、風水害その他の原因による災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、災害に関する情報(以下「災害情報」という。)を町民に円滑に伝達するため、コミュニティエフエム放送(以下「放送」という。)について次のとおり協定する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法(昭和年法律第号。以下「災対法」という。)第57条及び大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号。以下「大震法」という。)第20条の規定に基づき、甲が乙に放送を行うことを求めるときの手続きに関し必要な事項を定めるものとする。

(放送の要請)

- 第2条 甲は、災対法第56条の規定による通知又は警告が必要なときは、同法57条の規定に基づき、乙に放送を行うことを求めることができる。
- 2 前項の規定は、甲が、大震法第9条に基づく警戒宣言が発せられたことを知った場合において、同法第20条の規定に基づき、乙に対し放送を行うことを求めるときに準用する。
- 3 前2項の規定のほか、甲は、災害の発生の防止又は災害応急対策を実施するうえで、放送以外に有効な通信、伝達手段がとり得ない場合に、乙に対し放送を行うことを求めることができる。

(要請の手続き)

第3条 甲は、乙に対し、次に掲げる事項を明らかにして放送の要請をするものとする。

(1) 放送要請の理由

(2) 放送事項

(3) その他必要な事項

- 2 要請は原則として文書(別紙様式)によるものとする。ただし緊急やむを得ない場合は、電話又は口頭によることができるものとする。

(災害情報の提供)

第4条 甲は、乙に求める災害の規模、被害の状況、復旧見通しなど災害に関

する情報を速やかに提供するものとする。

(放送の実施)

第5条 乙は、甲から要請を受けた事項に関し、放送の形式、内容、時刻及び送信系統を、その都度自主的に決定し、放送するものとする。

(連絡責任者)

第6条 第3条に掲げる放送要請の円滑な実施を図るため、甲にあつては総務課長、乙にあつては放送局長を連絡責任者とする。

2 連絡責任者の変更があつた場合には、その都度相互に連絡するものとする。

(費用の負担)

第7章 乙は、災害情報放送に要する費用を甲に請求しない。ただし、放送時間が、長期間に及ぶ場合は、別途協議するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定書の有効期間は、協定を締結した日から1年間とする。ただし、有効期間満了の1箇月前までに甲又は乙のいずれからも書面による異議の申し出がない場合は、この協定を有効期間満了後1年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成26年3月28日

甲 池田町長 勝 山 隆 之

乙 あづみ野エフエム放送株式会社
代表取締役社長 花 村 薫

災害時におけるケーブルテレビ放送に関する協定

池田町（以下「甲」という。）とあづみ野テレビ株式会社（以下「乙」という。）とは、地震、風水害及び武力攻撃事態その他の非常事態（以下「災害等」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合におけるケーブルテレビ放送（以下「放送」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号、以下「災対法」という。）第57条及び大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号、以下「大震法」という。）第20条の規定に基づき、甲が乙に放送を行うことを求めるときの手続きに関し、必要な事項を定めるものとする。

（放送の要請）

第2条 甲は、災対法第56条の規定による通知又は警告が必要なときは、災対法第57条の規定に基づき、乙に放送を行うことを求めることができる。

2 前項の規定は、甲が大震法第9条に基づく警戒宣言が発せられたことを知った場合において、大震法第20条の規定に基づき、乙に対し放送を行うことを求めるときにも準用する。

3 前2項の規定のほか、甲は、災害等の発生の防止又は災害応急対策を実施する上で、放送以外に有効な通信、伝達手段がとり得ない場合に、乙に対し放送を求めることができる。

（要請の手続き）

第3条 甲は、乙に対し次に掲げる事項を明らかにして放送の要請を行うものとする。

（1） 放送要請の理由

（2） 放送事項

（3） その他必要な事項

2 前項の要請手続きは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は他の手段をもって行い、事後速やかに書面を提出するものとする。

（災害情報の提供）

第4条 甲は、災害の規模、被害の状況、避難所等の開設及び復旧見通し等災害に関する情報を乙に対し、可能な限り速やかに提供するよう努めるものとする。

（放送の実施）

第5条 乙は、甲から要請を受けた事項に関し、放送の形式、内容、時刻及び送信系統をその都度自主的に決定し、放送するものとする。

2 乙は、甲の保有する国から災害等の情報を受信する装置を通じて提供を受けた次の各号に掲げる緊急度の高い情報に関しては、第2条及び第3条の規

定にかかわらず、放送を実施するものとする。

- (1) 町民に避難等の危険回避行動を求める情報
- (2) 町民に大きな被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある災害等に関する情報
- (3) その他、危機管理上、迅速な広報を必要とする情報

(連絡責任者等)

第6条 第3条に掲げる放送要請の円滑な実施を図るため、甲及び乙に連絡責任者を置くものとする。

2 連絡責任者をおいた場合及び変更のあった場合には、その都度相互に連絡するものとする。

3 連絡責任者は、必要に応じて連絡会議を開催するものとする。

4 連絡会議は、連絡責任者に支障があるときは、代理の出席を認めるものとする。

(費用の負担)

第7条 乙は、災害情報放送に要する費用を甲に請求しない。ただし、放送時間が、長期間に及ぶ場合は、別途協議するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定書の有効期間は、協定を締結した日から1年間とする。ただし、有効期間満了の1箇月前までに甲又は乙のいずれからも書面による異議の申し出がない場合は、この協定を有効期間満了後1年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度協議して定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定は平成31年 月 日から適用するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙署名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成31年4月25日

甲 北安曇郡池田町大字池田3203番地6
池田町長 甕 聖 章

乙 安曇野市穂高574番地5
あづみ野テレビ株式会社
代表取締役社長 伊 藤 勝

長野県池田町（以下「池田町」という）およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

第1条（本協定の目的）

本協定は、池田町内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、池田町が池田町民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ池田町の行政機能の低下を軽減させるため、池田町とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

第2条（本協定における取組み）

1. 本協定における取組みの内容は次の中から、池田町およびヤフーの両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。
 - (1) ヤフーが、池田町の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、池田町の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
 - (2) 池田町が、池田町内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (3) 池田町が、池田町内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (4) 池田町が、災害発生時の池田町内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (5) 池田町が、池田町内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (6) 池田町が、池田町内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。
2. 池田町およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
3. 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、池田町およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

第3条（費用）

前条に基づく池田町およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

第4条（情報の周知）

ヤフーは、池田町から提供を受ける情報について、池田町が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

第5条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、池田町およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

第6条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第7条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、池田町およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、池田町とヤフー両者記名押印のうえ各1通を保有する。

2020年4月24日

池田町：長野県北安曇郡池田町大字池田 3203-6

池田町長 甕 聖 章

ヤフー：東京都千代田区紀尾井町1番3号
ヤフー株式会社
代表取締役 川 邊 健 太 郎

災害時における相互協力に関する協定書

池田町(以下「甲」という。)と、東日本電信電話株式会社(以下「乙」という。)は、災害時における相互連携・協力に関し、次のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲及び乙が、甲の管轄する区域(以下「池田町区域」という。)で地震、洪水、雪害等の自然現象及びその他の理由による災害が発生した場合又は発生するおそれが具体的に切迫している場合(以下「災害時」という。)に円滑な相互連携・協力を図ることを目的とする。

(災害時の連絡体制の確立)

第2条 甲及び乙は、池田町区域における災害時には連絡体制を確立し、相互に協力して被害情報等必要な情報の共有に努めることとする。

2 前項に基づき確立する連絡体制の具体的な内容は、甲及び乙の両者間で協議の上決定することとする。

(災害時の相互協力)

第3条 甲及び乙は、相互に協力を要すると判断した場合には、次に定める事項について、自ら行う業務に支障のない範囲においてこれに応じるものとする。

(1) 甲の救援活動に必要となる拠点への電気通信設備の提供

(2) 乙の災害復旧に必要となる道路通行のための、倒木処理、道路除雪等道路啓開措置

(3) その他被災地域の復旧又は救援活動に必要と認められる事項

2 甲は、前項第1号の拠点についてあらかじめ定めておくものとし、乙に対して周知連絡する。

(電気通信設備保護のための事前伐採)

第4条 乙は、災害時に支障となり得る樹木の事前伐採について、その位置や範囲を甲に周知連絡するとともに、事前伐採の実施に対する協議を行うものとする。

2 甲は、前項により連絡を受けた事前伐採の具体的な実施にあたり、乙との協議内容に基づき、甲の行う業務の範囲において、これに協力するものとする。

(災害時における敷地及び施設の提供)

第5条 甲は、甲が管理する公園等の敷地及び施設において、災害時の復旧活動に必要な乙の車両や機材等を設置するスペースを乙に対して無償で提供することに合意するものとする。

(秘密の保持)

第6条 本協定において秘密情報とは、甲及び乙が第1条に定める目的の遂行のために相手方に開示する技術上又はその他の業務上の秘密性を有する一切の情報(個人情報を含む。以下、「秘密情報」という。)を意味するものとする。

2 秘密情報は、書面で開示される場合には、当該書面に秘密である旨を明示して受領者に開示されるものとし、口頭で開示される場合には、開示者が、開示時点で秘密情報である旨を明確に示すものとする。

3 甲及び乙は、秘密情報を相手方の書面による同意を得ることなく、外部に公表しないものとする。ただし、司法機関及び行政機関からの法的手続に基づく請求のある場合、法律上秘密保持義務を負う特定人に開示する場合には適用されないものとする。

4 甲及び乙は、秘密情報を自己の保有する同種の秘密情報に対する注意義務と同程度の注意義務をもって取扱い、厳重に管理するとともに、本協定の目的以外には使用しないも

のとする。

5 前項までの規定にかかわらず、次に掲げる情報は、守秘義務を負う機密情報として扱わないものとする。

(1) 第三者から守秘義務を負うことなく正当に入手した情報

(2) 情報の開示前に相手方が既に保有していた情報

6 本条の規定は、本協定の期間満了後又は解除後も存続するものとする。

(連絡責任者)

第7条 本協定を円滑に遂行するため、甲乙それぞれ連絡責任者及び担当者を定め、相手方に通知するものとする。

(安全管理)

第8条 本協定の実施にあたっては、甲及び乙は相互に協力し、安全の確保には万全を期して行うものとする。

(損害賠償)

第9条 損害賠償については、次のとおりとする。

(1) 甲または乙が故意又は過失により相手方の施設等を損傷した場合、民法の定めに従い損害賠償をするものとする。

(2) 甲または乙が本協定に基づき自己の責に帰する事由で第三者に危害、損傷等を与えた場合、当該当事者が賠償するものとする。

2 前項各号に該当しない補償は、甲と乙が協議の上解決にあたる。

(協定の期間及び更新)

第10条 本協定の有効期間は、締結日から令和3年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日の1か月前までに甲及び乙のいずれからも、更新しない旨の申出が書面によってなされないときは、本協定の有効期間を1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協定の解除)

第11条 本協定を解除しようとする場合は、解除しようとする日の1か月前までに相手方に対して書面を以つて申し出なければならない。

2 甲又は乙は、前項の規定による解除に係るいかなる責任も負わない。

(協議)

第12条 本協定に定めのない事項及び本協定の条項の解釈に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙は記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和2年6月25日

甲 長野県北安曇郡池田町大字池田 3203-6
池田町長 甕 聖 章

乙 長野県長野市新田町 1137-5
東日本電信電話株式会社
長野支店長 岩 井 修

1 6 建築物被害・防災都市計画関係

資料 16-1 池田町文化財一覧

区分	名称	備考
県宝	木造毘沙門天立像	彫刻：平安中期（拇ノ尾）
町有形文化財	池田八幡神社の絵馬	絵画：孔子像ほか 12 点
町 史 跡	杉山巢雲先生一家の墓碑	史跡：人物関係遺跡
町有形文化財	相道寺焼神器三種	民俗資料：文化 12 年
町有形文化財	石造百体仏像	石像文化財
町有形文化財	木造阿弥陀如来坐像	彫刻：室町末期（北足沼）
町有形文化財	木造釈迦如来坐像	彫刻：室町末期（北足沼）
町有形文化財	検地帳（内山家）	古文書：16 冊、3 通
町有形文化財	内山真弓書大幟	筆跡：嘉永 2 年
町有形文化財	渋田見諏訪神社本殿	建造物：文化 8 年
町有形文化財	八幡神社相殿十二社社殿	建造物：江戸初期
町有形文化財	八幡神社社殿	建造物：江戸初期
町有形文化財	役居門	建造物：松本藩代官所の門
町有形文化財	佐久間象山書大幟原本	筆跡：安政元年
町有形文化財	弘化 4 年善光寺地震池田組大絵図	古文書（絵図）
町有形文化財	検地帳（矢口家）	古文書：8 冊
町 史 跡	相道寺焼窯跡	史跡：江戸中期以降
町 史 跡	鬼の釜古墳	史跡：古墳時代
町天然記念物	しだれ桜（成就院）	植物：幹囲 2.6m
町天然記念物	菅ノ田の姫杉	植物：幹囲 4.5m
町天然記念物	渋田見城山の落葉松	植物：幹囲 3.85m
町有形文化財	木造阿弥陀如来立像	彫刻：江戸中期（浄念寺）
町有形文化財	木造如意輪観音坐像	彫刻：江戸中期（浄念寺）
町有形文化財	長福寺 釈迦涅槃図	絵画：江戸中期
町有形文化財	成就院古文書	古文書：禁制札、寄進状他
町有形文化財	稲荷神社社殿	建造物：（旧林泉寺）
町有形文化財	木造不動明王立像	彫刻：（旧林泉寺稲荷神社）
町有形文化財	八代神明宮の棟札	古記録：応永 3 年以降
町有形文化財	岡麓終焉の家	建造物；内鎌草庵の復元
町有形文化財	滝の台遺跡やりがんな	民俗資料：弥生時期

資料 16-2 地震対策のチェックポイントと補強対策

区 分	事前チェック	補 強 対 策
敷 地	1. 石垣（石積）、よう壁、ブロック塀がくずれるおそれがないか。 2. 法面あるいは、がけくずれはないか。 3. 避難路はあるか。	1. コンクリートを打って補強する。応急措置としては突張りをかう。 2. 敷地周辺の排水を取る。出来るだけ不浸透質（コンクリートU字溝等）のものを布設する。 3. 道路又は空地へ容易に避難できるように障害物をなくす。
木造建物	1. 耐震診断をする。 2. 屋根がわらがくずれかけていないか。 3. 火気を使用する室（台所、風呂、たき口等）は、不燃材料で仕上げてあるか。 4. 外壁モルタルや土壁がくずれかけていないか。 5. ガラス戸がはずれやすすかないか。	1. 診断結果に基づき筋交いを入れたり、壁の量を増やす等の補強をする。 2. 補修したり又は出入り口の上にひさし等を設け、直接頭上等に落下しないようにする。 3. モルタル塗り、ストレート、ステンレス等で燃えないようにする。 4. ひびの入ったものは補修する。 5. ガラスに紙等を張り補強する。
公共建築物 及び 一般ビル	1. 耐震診断をする。 2. カーテンウォール構造は落下しないか。 3. 二方向避難ができるか。 4. 非常用照明や避難誘導灯があるか。 5. 防火扉は完全に作動するか。 6. 非常用進入口があるか。 7. 非常電源装置があるか。 8. ガス管、給排水管は、老腐化していないか。 9. エレベーター等の保守点検をする。 10. 天上仕上材は落下しないか。 11. 古いビル（旧建築基準法当時施行したもの）の階段室、エレベーターホール等の堅穴区画はあるか。	1. 古い鉄筋コンクリート造は耐震チェックをする必要がある。鉄骨造は、溶接やボルト締めについてチェックすること。 2. 外壁パネルの取付状況、窓ガラスのパテが耐震性があるか。特にガラス面積の大きいものは、ガラスの破損を防ぐためガラス溝にクッション材を敷込み、シーリング材をてん充する。 3. 階段等を2ヶ所以上設ける。 4. 停電時、避難できるようバッテリーを設置する。 5. 煙感知器で自動閉塞するものとする。 また、防火扉の周囲には物品を置かないこと。 6. はしご車で救助できる開口部を設ける。 7. 停電時、発電機に切換え出来る設備が必要である。 8. 耐震性があるかチェックする。 古いものは取りかえる。 9. 非常装置が適格に作動するかチェックする。 10. 特に階段裏のモルタルやプラスターがはくりしないか補修する。 11. ないものは防火区画とする。

資料16-3

災害時における応急危険度判定の協力に関する協定書

(一般社団法人 長野県建築士会 大北支部)

池田町（以下「甲」という。）と一般社団法人長野県建築士会大北支部（以下「乙」という。）は、池田町内において地震等による災害が発生したとき（以下「災害時」という。）に、二次災害の防止を図るため、相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、甲の地域における災害時に、甲の地域防災計画に基づき、甲の指定する避難所等に対して、乙が被災建築物応急危険度判定（以下「応急危険度判定」という。）を実施することにより、町民の安全を確保するために、必要な事項を定める。

(協力の要請)

第2条 甲は、災害時において、応急危険度判定を実施する必要がある場合は、乙に対し次の各号に掲げる事項を明らかにして、協力を要請するものとする。

- (1) 災害の状況及び協力を要請する事由
- (2) 応急危険度判定の実施内容
- (3) その他必要な事項

2 前項の規定による要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭をもって要請し、事後において文書を提出するものとする。

(協力の実施)

第3条 乙は、甲からの応急危険度判定の要請を受けたときは、業務上の支障又はやむを得ない理由がない限り、応急危険度判定を実施するものとする。

2 乙は、池田町内で、震度5強以上の地震が発生したとき又は災害の状況により甲からの連絡が不可能なときは、甲からの要請を待つことなく、本協定の趣旨に基づき応急危険度判定を実施するものとする。この場合、甲から乙に応急危険度判定の要請があったものとみなす。

3 乙は、甲からの協力要請後又は地震発生後、できるだけ速やかに甲が指定した避難所等の応急危険度判定を実施するものとする。

(事前計画)

第4条 甲は、災害時に応急危険度判定を円滑に実施するために、判定する避難所等をあらかじめ定め、乙に文書で報告するものとする。

2 甲は、判定する避難所等を変更したときは、その内容を速やかに乙に報告するものとする。

3 乙は、災害時に応急危険度判定を円滑に実施するために、組織体制、判定従事者及び連絡体制（以下「組織体制等」という。）をあらかじめ定めて、甲に文書で報告するものとする。

4 乙は、組織体制等を変更したときは、その内容を速やかに甲に報告するものとする。

(報告)

第5条 乙は、応急危険度判定を実施したときは、速やかに次の各号に掲げる事項について甲に文書で報告するものとする。

- (1) 実施内容及び結果
- (2) 従事した人員及び名簿
- (3) 従事中に知り得た災害情報
- (4) その他必要な事項

(経費の負担)

第6条 この協定に基づく応急危険度判定に要した経費は、甲乙が協議の上決定する額を甲が負担するものとする。

(災害補償)

第7条 この協定に基づき、災害時に応急危険度判定に従事した者が、自宅又は職場を離れ、判定を行い、自宅又は職場に復帰するまでの間、当該活動により死亡又は負傷し、若しくは傷害の状態となったときの補償は、長野県が加入する全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度を適用するものとする。

(経費の請求)

第8条 乙は、第6条に規定する経費を請求するときは、甲の定めるところにより行うものとする。

(経費の支払い)

第9条 甲は、前条の規定により経費の請求があった場合、その内容が適当であると認めたときは、その経費を速やかに支払うものとする。

(守秘義務)

第10条 乙は、応急危険度判定の従事中に知り得た情報を、甲の許可なく他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日から発効し、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有する。

(協定の継承)

第12条 甲及び乙は、この協定の締結後において、甲及び乙の組織（以下「組織」という。）又は甲の区域（以下「区域」という。）が変更された場合には、速やかに相手方に通知をするものとし、この協定に定めた事項は、それぞれの組織の継承者が引き継ぐものとする。
2 前項の規定により引き継がれた事項は、変更後の組織及び区域のすべてに適用されるものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めない事項、又はこの協定の実施に当たって疑義が生じた場合は、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成28年3月29日

甲 北安曇郡池田町大字池田 3203 番地 6
池田町長 甕 聖章

乙 大町市大町 1058 番地 2
一般社団法人 長野県建築士会大北支部
支部長 縣 武

資料16-4

災害時における電気の保安に関する協定書

(財団法人 中部電気保安協会長野支部)

池田町（以下「甲」という。）と財団法人中部電気保安協会 長野支部（以下「乙」という。）は、池田町に発生した地震、風水害その他による災害時（以下「災害」という。）における災害応急対策業務のうち電気の保安について次の通り協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時における電気設備の保安、電気使用の安全確保のため、甲が乙の協力を得て災害応急対策業務を円滑に行い、公共施設等の迅速かつ適切な機能の維持及び復旧を図ることを目的とする。

(災害応急対策業務)

第2条 乙は電気事業法（昭和39年法律第170号）に基づく電気主任技術者業務の外部委託者として甲の委託契約を着実に履行する他、同法の範疇で実施できる災害応急対策について甲の支援を行う。

なお、同法により電力会社が供給責任を負う低圧供給の設備や、乙以外で保安管理業務外部委託承認を受けている高圧供給設備、特別高圧供給設備の災害復旧については、それぞれ電気事業法上の法的義務を負う者から要請があった場合について出来るだけ協力する。

2 乙は避難所等での電気の安全使用について、甲の施設管理者に対して必要なアドバイスをを行う。

3 乙は大規模災害が発生し、乙が出向する避難場所で生活用品が不足している場合には、乙の備蓄している中から可能な限りこれを提供する。

4 甲、乙は災害復旧に当たっては相互に協力し必要な情報を可能な限り提供するものとする。

(防災訓練等)

第3条 乙は、甲が主催する（町民）総合防災訓練に積極的に参加するとともに、平時から大規模災害に備えた防災訓練、災害時の情報連絡ルートの確保及び非常用資機材の整備、電気の安全使用など啓発活動を行うものとする。

(要請手続き)

第4条 甲は、乙に対して災害応急対策業務を要請するときは、日時、場所、業務内容を文書（第1号様式）で指定し、協力要請するものとする。

2 ただし、災害の状況が切迫し、文書による協力要請が出来ない場合は、口頭による協力要請ができるものとする。

(費用負担)

第5条 乙が実施する災害応急対策業務に要する費用は甲には要請しない。

(損害賠償)

第6条 甲の要請に基づき乙が実施する災害応急対策活動により、乙の従業員が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50条）に基づき、乙がこれを補償するものとする。

(第三者に対する損害補償)

第7条 甲は甲の要請に基づき乙が実施する災害応急対策活動により、第三者に被害が生じた場合は甲の求めにより甲と乙の双方が誠意を持って協議し解決するものとする。

(防災体制の連絡)

第8条 乙は乙の事業所の組織図及び連絡先を記載した書面を年1回、甲に提出するものとする。

(有効期限)

第9条 この協定書は締結した日から平成24年3月31日までとする。

ただし、期間満了の1ヶ月前までに双方いずれからも書面による異議の申出のない場合

は、この当該有効期間満了日の翌日から起算して1年延長するものとし、以降この例によるものとする。

(協議事項)

第10条 この協議書に記載されていない事項については、甲及び乙が協議し解決するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各一通を保有する。

平成 23 年 9 月 26 日

甲 長野県北安曇郡池田町大字池田 3203 番地 6

池田町長 勝 山 隆 之

乙 長野県長野市桐原 1 丁目 5－8
財団法人 中部電気保安協会

長野支部長 高 松 昌 登

第1号様式（第4条関係）

書 請 要

様

池田町長

要 請 日 時 及 び 活 動 場 所	
活 動 内 容	
備 考	
連 絡 先 (担当者)	電 話 F A X

北安曇郡池田町と中部電力株式会社安曇野営業所大町サービスステーションの
災害時における相互協力に関する協定書

(目的)

第1条 本協定は、北安曇郡池田町（以下、甲という。）および中部電力株式会社安曇野営業所大町サービスステーション（以下、乙という。）が、甲の管轄する区域（以下、池田町区域という。）で地震、洪水等の自然現象およびその他の理由による災害が発生した場合または発生する恐れがある場合（以下、災害時という。）に円滑な相互連携・協力を図ることを目的とする。

(災害発生時の連絡態勢の確立)

第2条 甲および乙は、池田町区域における災害時には連絡態勢を確立し、相互に協力して被害情報等必要な情報の共有に努めることとする。

2 前項に基づき確立する連絡態勢の具体的な内容は、甲および乙の両者間で協議の上で決定することとする。

(災害発生時の相互協力)

第3条 甲および乙は、相互に協力を要すると判断した場合には、次の各号に定める相互協力について、自ら行う業務に支障のない範囲においてこれに応じるものとする。

- (1) 乙による甲の救援活動に必要となる活動拠点への電源供給および停電情報等の提供
- (2) 甲による乙の災害復旧に必要となる道路通行のための、倒木処理、道路除雪等の道路啓開処置
- (3) その他被災地域の復旧や救護活動に必要と認められる事項

2 甲は、前項第1号の活動拠点について、あらかじめ定めておくものとし乙に対して周知連絡するとともに、必要により、意見交換等の場を通じて、その優先順位について、乙と協議を行う。

(電力供給施設に関する保安伐採)

第4条 乙は災害時に支障となり得る樹木の事前伐採（以下、保安伐採という。）について、その位置や範囲を甲に周知連絡するとともに、保安伐採の実施に対する協議を行うものとする。

2 甲は、前項により連絡を受けた保安伐採の具体的な実施にあたり、乙との協議内容に基づき、甲の行う業務の範囲において、これに協力するものとする。

(災害発生時における敷地および施設の提供)

第5条 乙は、災害時の復旧活動に必要となる物資ならびに機材類の集積所（以下、前進基地という。）として、甲が管理する公園等の敷地および甲が所有する施設について、提供を受けることができるものとする。

(定期的な情報交換の実施)

第6条 甲および乙は、本協定に定められた内容を災害時に円滑に実施するため、定期的な情報交換を実施することとする。

(情報管理の徹底)

第7条 甲および乙は、本協定に基づいて知り得た情報については、公知の情報を除き、情報の管理を徹底するものとする。ただし、事前に両者が当該情報の開示について合意した場合はこの限りではない。

(安全管理)

第8条 本協定の実施にあたっては、甲および乙は相互に協力し、安全の確保には万全を期して行うものとする。

(損害賠償)

第9条 損害賠償は次の各号による。

なお、各号に該当しない補償は、甲と乙が協議の上で解決にあたる。

- (1) 甲(乙)が故意または過失により乙(甲)の物品を損傷した場合、甲(乙)は乙(甲)に対し損害賠償を行う。
- (2) 第三者に危害、損傷等を与えた場合、甲(乙)に故意または過失がある場合は甲(乙)が賠償を行う。

(協定の有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、協定の締結から1年間とする。

なお、期間満了3か月までに甲乙いずれからもそれぞれの相手方に対して文書による変更または廃止の申し出がない場合は、本協定期間満了の日の翌日から更に1年間継続するものとし、以降も同様とする。

(対応窓口)

第11条 本協定の運営に関わる事項についての対応窓口は、次に定めるとおりとする。

- 甲 : 北安曇郡池田町 総務課消防防災係
乙 : 中部電力株式会社 電力ネットワークカンパニー
長野支社 安曇野営業所 大町サービスステーション

(疑義等の解決)

第12条 本協定に定めのない事項および本協定に関し疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上で必要な事項について定めるものとする。

(その他)

第13条 本協定は2通作成し、甲および乙それぞれ記名押印の上、各1通を保管するものとする。

平成30年11月7日

甲 池田町長 齋 聖章

乙 中部電力株式会社 電力ネットワークカンパニー
長野支社 安曇野営業所 大町サービスステーション
所長 泉澤 昭平

災害時における相談業務に関する協定書

池田町（以下「甲」という。）と長野県弁護士会（以下「乙」という。）は、災害時における被災者支援のための相談業務に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害及びそれに類する大規模な被害（以下「災害」という。）が発生した場合において、被災者支援のための相談業務（以下「被災者相談業務」という。）を円滑かつ適切に実施するため必要な事項を定めるものとする。

（要請等）

第2条 甲は、災害時において、乙に対して被災者相談業務の実施を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、原則として書面により行うものとする。

3 乙は、第1項の要請を受けた場合には、速やかに、乙の構成員の中から相談員を選出し、必要事項を甲に連絡するものとする。

（相談場所等の調整及び広報）

第3条 甲は、被災者相談業務を実施する場所等の調整及び広報に努めるものとする。

（被災者相談業務の実施等）

第4条 乙は、第2条第1項の要請に基づき、甲が指定する実施場所に相談員を派遣し、被災者相談業務を実施するものとし、長野県災害支援活動士業連絡会との連携が必要な場合には、調整を行うものとする。

2 甲は、被災者相談業務の実施に当たり、災害時応援協定等を締結している関係団体等との連携が必要な場合には、調整を行うものとする。

（報告）

第5条 乙は甲に対し、被災者相談業務の実施状況その他必要事項について書面により報告するものとする。

（費用負担）

第6条 被災者相談業務は無償とし、相談者に負担を求めないものとする。

2 乙は、甲に対し被災者相談業務に要する報酬その他の経費は、請求しないものとする。

（平常時からの連携）

第7条 甲及び乙は、平常時において、被災者相談業務を円滑かつ適切に実施するための情報交換等により、連携強化に努めるものとする。

(損害補償)

第8条 この協定に基づく被災者相談業務の実施において、乙に生じた損害の補償(第三者に対する損害賠償を含む。)は、乙の責任において行うものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から2025年(令和7年)3月31日までとする。ただし、期間の満了の日の3か月前までに、甲又は乙から何らの申し出がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定める事項に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲及び乙が協議の上決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

2024年(令和6年) 2月 6日

甲 長野県北安曇郡池田町大字池田3203番地6
池田町
池田町長 甕 聖 章

乙 長野市妻科432番地
長野県弁護士会
会 長 山 岸 重 幸

1 7 道路及び橋梁災害関係

資料17-1

災害時における応急対策等の復旧協力に関する協定

池田町建設業組合

池田町建設業者

池田町建築業協会

「資料編 0 9 避難収容関係 資料09-3～資料09-8」に掲載

18 自主防災組織関係

資料 18-1 池田町自主防災組織補助金等交付要綱

平成 15 年 3 月 1 日告示第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、町民の防災意識の高揚と自主防災組織の強化を図るため、組織の立ち上げ及び防災資機材を購入する自主防災組織に対し、予算の範囲内において組織化費用交付金及び防災資機材購入費補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、「自主防災組織」とは、自治会単位に組織され地域の防災活動を行っている団体をいう。

(交付対象)

第 3 条 組織化費用交付金の交付対象は、自主防災組織を立ち上げた自治会とする。

(交付金の金額)

第 4 条 各自治会に交付する組織化費用の金額は 10 万円とする。

(交付金の申請)

第 5 条 交付金を受けようとする自治会は、自主防災組織の規約及び組織表を町長に提出しなければならない。

(補助の対象)

第 6 条 補助金の対象は、防災資機材（以下「防災資機材」という。）及び防災士取得費用とし、防災資機材は別表に掲げる資機材で、防災活動において専ら避難誘導又は負傷者等の救護並びに避難所において応急のために使用するものとする。また、防災士取得費用は特定非営利活動法人日本防災士機構（以下「日本防災士機構」という。）の認証登録を受けたものとする。

(補助金額)

第 7 条 補助金額は、防災資機材購入費の 2 分の 1 以内の額（千円未満切捨て）とし、5 万円を限度とする。ただし、補助金の交付期間は 1 組織 5 年間とする。

(補助金の申請)

第 8 条 補助金を受けようとする自主防災組織の代表者は、補助金交付申請書（様式第 1 号）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第 2 号）
- (2) 収支予算書
- (3) 見積書
- (4) 防災資機材保管場所
- (5) その他町長が必要と認める書類

2 町長は補助金交付の申請があったときは、申請に係る書類の審査及び現地調査等により補助金を交付すべきと認めたときは、池田町自主防災組織補助金交付決定通知書（様式第 3 号）により当該申請者に通知するものとする。

(実績報告書)

第9条 防災資機材を購入したときは、速やかに補助事業実績報告書（様式第4号）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 収支計算書
- (2) 領収書
- (3) 購入した防災資機材の写真
- (4) その他町長が必要と認める書類

第10条 町長は第9条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金交付決定条件に適合すると認めたときは、補助金の交付額を確定し池田町自主防災組織補助金確定通知書（様式第5号）により速やかに補助対象者に通知するものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。ただし、第6条から第10条の規定は平成15年4月1日から適用する。

附 則（令和2年3月10日告示第31号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

別表

対象防災資機材

資機材名		
電池メガホン	ビニールシート	ヘルメット
リヤカー	砂袋	防災服
一輪車	ロープ	防災靴
携行缶	バケツ	標旗・腕章
消火器	ナベ	懐中電灯
折りたたみはしご	釜	トランジスターラジオ
浄水機	のこぎり	トランシーバー
担架	鍬	ガスコンロ
発電機	おの	ガスボンベ
投光機	ナタ	
コードリール	つるはし	
テント	ペンチ	
簡易ベッド	鉄線はさみ	
ゴザ	ハンマー	
救急セット	バール	
毛布	スコップ	
その他町長が必要と認めたもの		

19 義援物資関係

資料 19-1 義援物資のリスト

(参考)

義援物資のリスト (例)

分類	種 別	品 名	備 考
1	飲料水、食料品等	飲料水、おにぎり、インスタント食品、レトルト食品、缶詰、調味料、サラダ油、粉ミルク等	長期保存可能なものと常温管理可能なものに分類する。
2	衣類、靴	下着類、シャツ、ズボン、セーター、靴下、長靴、サンダル等	男女、サイズ別に分類する。
3	寝具類	毛布、布団、枕等	
4	衛生用品類	石けん、ティッシュ、生理用品、タオル、髭剃り、洗剤、歯ブラシ、歯みがき粉等	
5	医薬品	傷薬、胃腸薬、包帯、傷バン等	
6	食器、調理用品	紙皿、割り箸、アルミホイル、ラップ、鍋、フライパン等	
7	情報通信機器	テレビ、ラジオ、パソコン、無線機等	
8	日用品類等	ビニールシート、ロープ、雨具、手袋、ストーブ、ライター等	
9	非常用品	発電機、照明器具、カセットコンロ、消火器、拡声器、ローソク等	
10	事務用品	ボールペン、マジック、ノート、模造紙、セロハンテープ、ホチキス、綴じ紐等	
11	燃料	石油、ガス、携帯燃料等	
12	その他	娯楽用品、嗜好品、自転車等	

20 その他

資料 20-1 危険箇所等総括表

(令和3年3月31日現在)

区 分			箇 所 数		
地すべり危険箇所（農政部）			4		
地すべり危険箇所（建設部）			18		
山地災害危険地	地すべり危険地区（林務部）		10		
	山腹崩壊危険地区		14		
	崩壊土砂流失危険地区		38		
民有林林道における災害発生危険箇所			2		
なだれ危険箇所（林務部）			0		
雪崩危険箇所（建設部）			I	0	0
			II	0	
土砂崩壊危険箇所（農政部）			2		
急傾斜地崩壊危険箇所			I	16	51
			II	23	
			III	12	
土石流危険溪流			I	31	31
			II	0	
			III	0	
土砂災害警戒区域等	土砂災害警戒区域	土石流	51		
		地すべり	28		
		急傾斜地の崩壊	176		
	土砂災害特別警戒区域	土石流	39		
		急傾斜地の崩壊	124		

注1 I 保全人家5戸以上（5戸未満であっても公共建物又は災害時要援護者関連施設あり）

II 保全人家1～4戸

III 人家はないが、将来人家等の立地が予想される。

注2 「土砂災害警戒区域等」は、令和6年3月31日現在の数値である。

資料 20-2 地すべり危険箇所（農政部所管）（令和4年4月1日現在）

No.	番 号	箇 所 名	面 積 (ha)	法指定年月日
1	1 1 8	中島南	12.70	—
2	0 3 6	中の貝	27.00	S 42. 3. 31
3	0 6 9	平出	18.60	S 48. 3. 8
4	0 7 4	中島	24.60	S 49. 2. 20

資料 20-3 地すべり危険箇所（建設部所管）

1 犀川砂防事務所関係

No.	番 号	箇 所 名	面 積 (ha)	法指定年月日
1	8 4 2	八代	11.1	—
2	8 4 3	ふすま	23.3	—
3	8 4 4	宮ノ平	38.5	S 34. 4. 17
4	8 4 5	馬休め	11.0	S 34. 4. 17
5	8 4 7	足崎	17.1	S 47. 12. 27
6	8 4 8	田の入	24.0	S 49. 5. 11
7	8 4 9	天池	12.3	S 35. 4. 20
8	8 5 0	天崎	47.4	—
9	8 5 1	清水	12.8	S 37. 10. 31
10	8 5 2	豊盛	49.9	—
11	8 5 3	小実平	45.6	S 49. 5. 11
12	8 5 4	坂森	31.9	S 38. 1. 12
13	8 5 5	桃の木平	123.3	S 38. 1. 12
14	8 5 6	北足沼	64.6	—
15	8 5 7	堀越	42.5	—
16	8 5 8	日野	17.5	S 45. 11. 26
17	8 5 9	峯在家	23.8	S 35. 4. 20
18	8 6 0	日影	53.3	—

資料 20-4 地すべり防止区域（林務部所管）（令和3年4月1日現在）

No.	箇所名	面積 (ha)	法指定年月	保全対象	
				人家	その他公共施設
73	楡室	61.00	S39. 7. 21	13	神仏 2、その他 26、道路 500m
74	寺間	75.60	S39. 7. 21		神仏 1、その他 11、道路 2,100m
76	田の入	11.37	S41. 4. 9		
78	南足沼	38.10	S41. 7. 4	28	道路 2,400m
81	正ノ田	26.53	S44. 3. 31	12	その他 24 棟、道路 1,040m
86	中木沢	18.60	S45. 3. 31		
※89	栗本	34.35	S45. 9. 7	14	神仏 1、その他 35、道路 2,530m
93	梅の尾	36.06	S47. 7. 13	8	その他 12、道路 1,470m
100	長久保沢	39.46	S48. 4. 9	3	道路 2,830m、
101	法道	56.25	S48. 4. 9	15	神仏 2、その他 2、道路 5,230m

（根拠） 地すべり等防止法第3条第1項

資料 20-5 急傾斜地崩壊危険箇所

犀川砂防事務所

箇所番号	箇所名	箇所番号	箇所名	箇所番号	箇所名
48111001	堀越	48112002	高照山	※48112019	八代
48111002	平畑	48112003	南足沼	48112020	田ノ入
48111003	菅の田	48112004	荻	48112021	中島南
48111004	北足沼	48112005	北梅の尾	48112022	相道寺
48111005	宮ノ平	48112006	南梅の尾	48112023	会染東
48111006	日向	48112007	南梅の尾西	48113001	平畑西
48111007	天崎	48112008	中の貝北	48113002	桃の木西1
48111008	会染法道	48112009	中の貝	48113003	桃の木西2
48111009	中山温泉	48112010	寺間	48113004	松沢鉱泉口東
48111010	中島	48112011	神出	48113005	松沢鉱泉口南
48111011	半在家	48112012	桃ノ木	48113006	松沢鉱泉口西
※48111012	滝沢	48112013	正ノ田	48113007	平出南
48111013	滝沢2	48112014	楡室	48113008	小実平下
※48111014	鵜山	48112015	坂森	48113009	落合橋先
※48111015	鵜山2	48112016	平出	48113010	滝沢東
48121001	会染団地上	48112017	堀之内東	48113011	坂下東
48112001	日影	48112018	小実平	48113012	中之郷東

(注1) ※印については、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」第3条による急傾斜地崩壊危険区域に指定済箇所

(注2) 箇所番号…上3桁：市町村コード。上4桁目：斜面区分（1：自然、2：人口）。上5桁目：危険箇所区分（1：Ⅰ、2：Ⅱ、3：Ⅲ）。下3桁：箇所番号

資料 20-6 土石流危険渓流

犀川砂防事務所

河川名	渓流名	渓流番号	河川名	渓流名	渓流番号
高瀬川	花岡沢	※48111001	高瀬川	堀ノ沢	48111017
	力ニ沢	48111002		滝ノ沢	※48111018
	くぼ沢	48111003		小沢	※48111019
	郷石原沢	48111004		黒沢	48111020
	南岡沢	※48111005		雑ヶ沢	48111021
	熊野沢	48111006		山ノ神沢	48111022
	熊ノ沢	※48111007		前ヶ沢	48111023
	水頭沢	48111008		彦沢	48111024
	権現沢	48111009		鵜山沢	※48111025
	金草沢	48111010		水戸沢	48111026
	秋葉山沢	48111011		箒沢	48111027
	塩沢	48111012		イラ沢	※48111028
	湯沢	※48111013		南ヶ沢2	48111029
	堀の沢	48111014		南ヶ沢	※48111030
	北滝沢	48111015		日向沢	48111031
	柳沢	48111016			

(注1) ※印については、砂防法第2条による砂防指定地のある渓流

(注2) 渓流番号…上3桁：市町村コード。上4桁目：直轄・県区分（0：直轄、1：県）。上5桁目：渓流区分（1：Ⅰ、2：Ⅱ、3：Ⅲ）。下3桁：渓流番号

資料 20-7 土砂災害警戒区域内要配慮者利用施設一覧

令和 6 年 3 月 31 日現在

	地区名	施設名	住所	連絡先
1	堀之内	ショートステイ 花りん	池田 1620-1	0261-61-1655
2	花見	特別養護老人ホーム ライフ	会染 1498-1	0261-61-1818
3		デイサービスセンター花しょうぶ		
4	滝沢	よりどころ なごみ	会染 3846-2	0261-85-2740
5	鵜山	白樺の家	中鵜 3080	0261-62-6741
6	鵜山	白樺の家地域交流ホーム 時計台ホール	中鵜 3073	
7	鵜山	白樺の家 グループホーム鵜山	中鵜 3065-1	0261-62-8040
<u>8</u>	<u>鵜山</u>	<u>ステップ いけだ</u>	<u>中鵜 2685-1</u>	<u>090-9961-4332</u>

資料20-8 応急仮設住宅建設候補地一覧表

番号	建設予定地		敷地面積 (㎡)	応急仮設住宅等建設可能面積 (㎡)	建設可能戸数(戸)		所有状況			敷地状況					ライフラインの状況						最寄の施設までの距離	
	名称	住所			戸 /100 ㎡	戸 /70 ㎡	公有地・民有地の別	所有者又は管理者名	所有者の同意の有無	地形	現時点の利用形態	接道状況	土砂災害警戒区域等	造成時の資料の有無	上水道整備状況	上水道配管径	下水道等	電気	通信	ガス		
1	旧池田北保育園園庭	池田1972番地2	1640	1300	13	18	市町村有地	町長	有	平坦地	園庭	4m道路に接道	無	有	整備済	本管75φより取出し可	公共下水道	未整備	未整備	LPガス	駅・バス停 小中学校 生活関連物資販売店	0.2 km 0.8 km 2.2 km
2	池田保育園園庭	池田2445番地2	2133	2133	21	30	市町村有地	町長	有	平坦地	園庭	6m道路に接道	無	有	整備済	本管75φより取出し可	公共下水道	未整備	未整備	LPガス	駅・バス停 小中学校 生活関連物資販売店	0.3 km 0.9 km 1.8 km
3	池田小学校グラウンド	池田3299番地1	6234	4000	40	57	市町村有地	町長	有	平坦地	グラウンド	6m道路に接道	無	有	整備済	本管150φより取出し可	公共下水道	未整備	未整備	LPガス	駅・バス停 小中学校 生活関連物資販売店	0.2 km 0.1 km 2 km
4	高瀬中学校グラウンド	池田3299番地1	9800	7200	72	102	市町村有地	町長	有	平坦地	グラウンド	6m道路に接道	無	有	整備済	本管75φより取出し可	公共下水道	未整備	未整備	LPガス	駅・バス停 小中学校 生活関連物資販売店	0.2 km 0.1 km 2 km
5	農村広場グラウンド	池田2351-5	9200	6700	67	95	市町村有地	町長	有	平坦地	グラウンド	6m道路に接道	無	有	整備済	本管75φより取出し可	公共下水道	未整備	未整備	LPガス	駅・バス停 小中学校 生活関連物資販売店	0.2 km 0.9 km 1.8 km
6	会染小学校グラウンド	会染5663番地1	6700	4800	48	68	市町村有地	町長	有	平坦地	グラウンド	6m道路に接道	無	有	整備済	本管75φより取出し可	公共下水道	未整備	未整備	LPガス	駅・バス停 小中学校 生活関連物資販売店	0.1 km 2.2 km 0.5 km
7	会染保育園園庭	会染9014番地11	1227	1227	12	17	市町村有地	町長	有	平坦地	園庭	6m道路に接道	無	有	整備済	本管75φより取出し可	公共下水道	未整備	未整備	LPガス	駅・バス停 小中学校 生活関連物資販売店	0.2 km 0.8 km 2.2 km

指定避難所 一覧表

凡 例	
	指定緊急避難場所
	指定避難所
	指定緊急避難場所 指定避難所
	町役場
	医療機関
	交差
	消防署
土砂災害（特別）警戒区域	
	土石流警戒区域
	土石流特別警戒区域
	急傾斜地警戒区域
	急傾斜地特別警戒区域
	地すべり警戒区域

施設名	住所	電話番号
池田町役場	池田町大字池田 3203-6	0261-62-3131
池田町交番	池田町大字池田 3099-1	0261-62-4110
北アルプス広域南部消防署	松川村 7179-3	0261-62-0119
大町警察署	大町市大町 2895	0261-22-0110

地区名	遊 離 場 所 名	児童等自由利用状況				
		男	女	合計	利用状況	備考
豊町	豊町公民館	○	○	○	○	
	油田工業高校	○	○	○	○	
一丁目	一丁目若狭センター	○	○	○	○	
	油田 商業高校	○	○	○	○	
吾妻町	吾妻町ふれあいセンター	○	○	○	○	
	農林広場	○	○	○	○	
東町	農林小学校	○	○	○	○	
	東町公民館	○	○	○	○	
二丁目	農林広場	○	○	○	○	
	高瀬中学校	○	○	○	○	
三丁目	三丁目公民館	○	○	○	○	
	油田小学校	○	○	○	○	
四丁目	四丁目ふれあいセンター	○	○	○	○	
	油田小学校	○	○	○	○	
五丁目	五丁目若狭センター	○	○	○	○	
	高瀬中学校	○	○	○	○	
堀の内	堀之内若狭センター	○	○	○	○	
	北長瀬中学校	○	○	○	○	
正和	高瀬中学校	○	○	○	○	
	中島若狭センター	○	○	○	○	
中島	高瀬中学校	○	○	○	○	
	油田小学校	○	○	○	○	
半宮堂 法道	半宮堂若狭センター	○	○	○	○	
	油田小学校	○	○	○	○	
千本木台	農林広場	○	○	○	○	
	油田小学校	○	○	○	○	
稻造寺	稲造寺若狭センター	○	○	○	○	
	油田小学校	○	○	○	○	
花見	農林広場	○	○	○	○	
	花見若狭センター	○	○	○	○	
滝沢田 の人	会楽小学校	○	○	○	○	
	農林広場	○	○	○	○	
海辺の 人	会楽小学校	○	○	○	○	
	海辺のコミュニティセンター	○	○	○	○	
林中	会楽小学校	○	○	○	○	
	会楽小学校	○	○	○	○	
浜坂	会楽小学校	○	○	○	○	
	会楽小学校	○	○	○	○	
坂下	坂下農畜生活改善施設	○	○	○	○	
	会楽小学校	○	○	○	○	
新舞臺 中戸	会楽小学校	○	○	○	○	
	会楽小学校	○	○	○	○	
洪南	洪南若狭センター	○	○	○	○	
	会楽広場	○	○	○	○	
内緑	会楽小学校	○	○	○	○	
	内緑公民館	○	○	○	○	
和合	クラフトパーク	○	○	○	○	
	安養園青年センター	○	○	○	○	
和合	会楽小学校	○	○	○	○	
	和合公民館	○	○	○	○	
十日市場	会楽小学校	○	○	○	○	
	会楽小学校	○	○	○	○	
高瀬橋南	多目的研修センター	○	○	○	○	
	高瀬橋南若狭センター	○	○	○	○	
陶山	クラフトパーク	○	○	○	○	
	会楽広場	○	○	○	○	
中之郷	多目的研修センター	○	○	○	○	
	中之郷若狭センター	○	○	○	○	
南台	多目的研修センター	○	○	○	○	
	南台コミュニティセンター	○	○	○	○	
広津	会楽広場	○	○	○	○	
	クラフトパーク	○	○	○	○	
陸郷	陸郷若狭センター	○	○	○	○	
	陸郷公民館	○	○	○	○	
地区未指定	ザ・ビッグ(伊州油田道)	○	○	○	○	
	伊州油田道 伊州道株式会社	○	○	○	○	
	のりふ田・油田町・ハーフセンター	○	○	○	○	

※ 1 最も大きな洪水は、平均最大洪水時高（特に「※」の地点）で最も大い字で示される時は、2 階以上の階へ避難可能な近小中学校・高学年中学校・全統小中学校・多目的複合センター・アクトシティ等（※）へ避難する等。

信濃川水系高瀬川 洪水浸水想
(想定最大規模降雨)

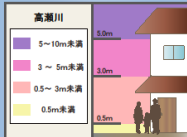
この図は信濃川水系高瀬川の水位周知区間について、水防法の規定により指定された想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。

なお、このシミュレーションの実施にあたっては、洪水浸水想定区域に指定されていない区域においても浸水が発生する場合や、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。

【水防法による指定条件】

高瀬川流域全体に48時間で741mmの降雨を想定
(公表年月日：令和元年11月15日)

洪水による浸水の深さの目安



土砂災害の種類

■急傾斜地の崩壊 ①傾斜度が30度以上である土砂が崩壊する自然現象



■土石流 ◎山腹が崩壊して変化した土砂または崩壊した土砂が水と一緒に流れて落下する自然現象



■地滑り ※土地の一部が地下水中等によって発生自然現象又はこれに伴って移動する自然現象



土砂災害警戒区域
 豪雨時の豪雨等が発生した場合に、住居等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われます。

土砂災害特別警戒区域
 豪雨時の豪雨等が発生した場合に、建築物に被害が生じる住居等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、特に警戒行為に対する要請、建築物の構造規制が行われます。